JETRO

ユーロトレンド

EURO TREND NO.58 2003・5

Report 1 ●EU拡大と各国の取組み（その２）
（ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロバキア、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア）／2
Report 2 ●拡大EUと単一市場圏の形成／31
Report 3 ●欧州部品産業の概況
（イタリア、ポーランド、チェコ、ハンガリー、ルーマニア）／39
Report 4 ●欧州・CISの投資関連コスト一覧／57
Report 5 ●「電気・電子機器廃棄物」(WEEE)指令及び「電気・電子機器における特定有害物質の使用制限」(RoHS)指令（EU）／120
Report 6 ●１年間の据え置き後利下げへ～ECBの金融政策～（ユーロ圏）／142
Report 7 ●新規事業を開拓する携帯電話機器メーカー（欧州）／156
Report 8 ●厳しい環境下で売り上げ伸ばす大手製薬各社（欧州）／169
Report 9 ●小売業は低迷、伸びる通信販売（ドイツ）／174
Report10 ●ロンドン地下鉄における官民パートナーシップ（英国）／179
Report11 ●デンマークの福祉機器産業／185
Report12 ●バイオ・医薬分野の集積進むメディコンバレー（デンマーク、スウェーデン）／217
Report13 ●進展する産業界の省エネ対策（オランダ）／233
クロノロジー●／237
統計資料●主要経済指標／270

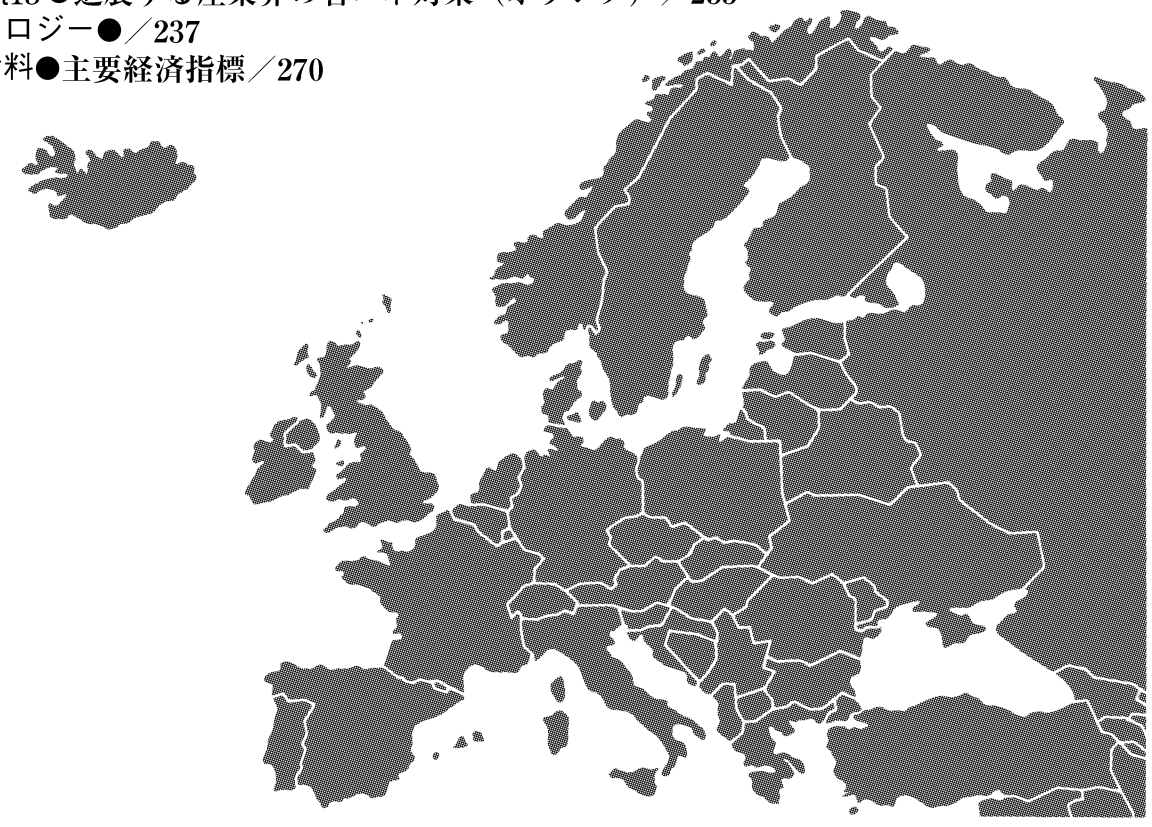

Report 1

EU拡大と各国の取り組み（その２）（ハーモナイゼーション調査）（ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロバキア、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア）

EU首脳会議（欧州理事会）が12月12～13日、コペンハーゲンで開催された。同首脳会議では、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、リトアニア、ラトビア、エストニア、マルタ、キプロスの10ヵ国を2004年５月１日から，新規加盟国として受け入れることで合意した。これら10ヵ国は2003年４月、アテネで加盟条約に調印し、国内での国民投票を含む批准手続きを経て、2004年５月のEU加盟を目指すことになる。

本レポートでは、コペンハーゲン首脳会議までの交渉の結果を中心に、欧州委員会の評価とそれに対する各国政府、産業界の反応や今後の対応などについて報告する。

農業問題を巡り予断を許さない国民投票の行方（ポーランド）

ワルシャワ事務所

欧州委員会（以下、欧州委）は2002年10月の「定期報告書」で、ポーランドでは政治的基準、経済的基準、アキ・コミュノテール履行のための制度改革のすべてについて進展があったと評価している。

欧州委の前向きな評価に対し、政府は大筋で同意しており、指摘された問題点については、迅速に対応する意向を示している。

１．公的部門の非効率性に課題

欧州委は、ポーランドのEU加盟への政治的基準に関し、民主主義と法の支配を保障する安定した法制度が確立しているとしている。欧州委は、97年の意見書の提出以来、ポーランドは基準の実施について大きな進展を見せているとしながらも、主な問題点として、公的部門の非効率性と、依然として存在する汚職を指摘している。特に汚職については、司法、警察、国境検問事務、地方当局、国有企業、保健業務など多くの公的部門において、一時期に比べ目立たなくなっているとはいえ、依然として汚職の慣行が広く蔓延しており、公的部門の正常な機能や、ポーランドのさらなる発展を妨げていると指摘している。政府は汚職の慣行に関し、行政や司法の汚職撲滅のための努力を積極的に行っており、欧州委が指摘しているほどではないとしている。一方で、メディアと世論は、公的部門の

非効率性や汚職の問題を認知しているため、欧州委の指摘に対する大きな反応はなく、むしろ肯定的に受け止めている。

２．高失業率が民営化推進の足かせ

欧州委は、EU加盟の経済的基準に対するポーランドの準備状況について、マクロ経済は安定しており、市場経済が機能していると評価している。また、ポーランドは加盟の経済基準を順守しており、これまでの経済改革を継続することによって、近い将来、ポーランドがＥＵ市場でも耐えうる競争力を持つとの見解を示している。

一方で、欧州委が政府に対し改善するよう指摘している点は次の通りである。

・財政支出に新しい基準を設けるなど財政政策の変更
・炭鉱および鉄鋼業、軍需産業、化学薬品などの重化学工業におけるリストラと民営化の完了
・マクロ経済の安定と投資家の信用を確保するため、中央銀行の独立性の確保
・社会インフラの整備

政府はこれらの指摘に対し、全般的には肯定的に受け止めている。しかし、最近の経済成長の停滞（2001年の実質GDP成長率は1.0%、2002年見通しは1.2%）により財政赤字は大幅に増加（2000年の153億9,100万ズロチから2001年は323億5,800万ズロチに、2002年も前年を上回ることが確実）しており、財政支出の構造改革に対しては消極的である。

民営化についても、厳しい状況にある。民営化案件は90年以降に増加し、民営化収入はピークの2000年には267億4,000万ズロチに達した。また、民間企業の生産額がGDPに占める割合は、65%（97年）から74%（2000年）に増加しており、就業人口の74%を雇用するに至った。しかし、2000年までに将来性のある有望な国営企業はほぼ売却し尽くされたため、2001年以降の民営化は低調で、2002年の政府の民営化収入は、当初予定の67億ズロチを大きく下回る22億ズロチにとどまった。12月に成立したドイツの電力・ガス会社RWEによる国営配電会社シュトーエン（Stoen）の買収（15億ズロチ）が、唯一の大型民営化案件だった。一方、民営化された企業は、生産性を改善するべくリストラを実施してきたため、失業率は97年の10.3%から2000年は15.1%、2001年は17.5%、2002年には18.1%と増加傾向にある。現在民営化を控えている国有企業（炭鉱をはじめとしたエネルギー部門および鉄鋼業、軍需産業、化学薬品などの重化学工業）における生産性は必ずしも高くない。民営化を実施するには、リストラを先行して行う必要があり、さらなる失業者の増加が避けられない。このため、政府はこのような国有企業の民営化に対し、打開策を打ち出せないでいる。ミレル首相は2003年1月、鉄鋼業界の再編問題、炭鉱閉鎖問題など政府が抱える重要案件について、有効な打開策を打ち出せなかったピエホタ経済相を更迭、またエネルギー部門における民営化の遅れの責任から、カチマレク国有財産相も更迭した。

社会インフラの整備が、ポーランド経済の発展における大きな阻害要因となっている。とくに高速道路網の整備の遅れが、経済活動のコストを高めている。高速道路は、ワルシャワなど大都市を通る形で、西のドイツから東のベラルーシまで、また北のグダニスクから南のチェコまで道路網を整備する計画があり、全てが開通すれば効率的な物流を実現できる。しかし、資金不足から、現在は自動車産業が集積する南西部とウッジ周辺の一部で開通しているにすぎない。政府は２月に、資金不足を補うため、主要な国道で利用料を徴収し、高速道路の建設費用に充てるという国道利用料導入法案を下院に問うたが、与党連立政権を組む農民党（PSL）が反対票を投じて反対が上回り、同法は成立しなかった。

３．大企業向けの投資インセンティブは縮小

残されていた「競争政策」、「農業」、「財政」の分野における交渉も、2002年12月のEUコペンハーゲン首脳会議にて終了した。定期報告書では、97年に欧州委の意見書が発表されて以降、2000年まではポーランドは国内法制度をEU基準に調和させるための調整に緩慢だったが、その後はかなりの進展を見せた、としている。また、行政能力の強化については、ある程度の進展を見せたもののさらなる努力が必要である、としている。ポーランドは全般的に交渉の過程で定められた義務を果たしているが、農業（家畜の特定と登録、総合管理システム）、漁業（検査と管理）、環境（水質、工業廃棄物管理、化学薬品に関する行政命令）の分野で遅れが見られる。

「競争政策」分野では、2000年末までに特別経済区（SEZ）に進出した企業に対し、政府が付与していた投資優遇措置がＥＵ基準に適合していなかったため、今後の取り扱いが問題となっていた。政府と欧州委は、小企業に対しては2011年末まで、中企業には2010年末まで、と期限付きで現行の優遇措置を適用することで合意した(注)。大企業に対しては、2000年１月１日以前に進出許可を得た企業は投資総額の75%、2000年中に進出許可を得た企業は投資総額の50%を上限に、公的支援を受けることができる。なお，大企業のうち，自動車関連企業については，投資額の30%以内の支援にとどまる。公的支援の起算日は2001年１月１日であり、それ以前に付与していた部分は考慮しない。このため、進出企業に対する影響は限定的との見方もある。

2001年以前にSEZに進出した大企業は、現在付与されている優遇措置が縮小されることになるが、政府は損失を補填するため、EU基準に合致した特別基金の創設を検討している。同基金は、当該企業が支払う法人税を国庫に納入せず、特別基金内の同企業の口座にプールし、将来追加・新規投資を行う際に、同口座の資金を活用できるというものである。また、別の補填措置として、一部の地方自治体が企業から徴収している不動産税の一部免除を検討している。なお、政府は2001年１月１日以降にSEZに進出した企業に対しては、EU基準に適合した投資優遇措置を付与している。

「農業」分野でも、政府は最後の交渉の機会であるコペンハーゲンEU首脳会議で粘り強い交渉を続け、加盟条件の多くを改善した。「農業」分野では、農家への直接補助金に対し、政府による上乗せが認められ、2004年から2006年にかけて現加盟国の55%、60%、65%とすることで合意した。さらに、加工用牛乳の生産割当枠は150万トン拡大し、850万トンとなった。

農業問題に関し、政府の姿勢が非常に厳しかったため、一時は交渉決裂の報道が流れるほどだった。政府が厳しい姿勢で交渉に臨んだ背景には、ポーランドが多くの農業従事者を抱えているという国内事情がある。ポーランドの就業人口1,500万余りのうち、400万人強を農業従事者が占めている。しかしその生産性は低く、EU加盟による影響を危惧する声は大きい。そのため、今回の交渉結果は、2003年6月の国民投票にも大きな影響を及ぼすと予想されていた。

交渉結果に関し、クワシニェフスキ大統領は、「ポーランドにとって辛い交渉だった。しかし、予想を上回る成果をあげた」とコメ

（注）中小企業の定義は経済活動法に基づく。小企業は従業員50人以下で，初年度収入700万ユーロ以下または総資産500万ユーロ以下，中企業は従業員250人以下で，初年度収入4,000万ユーロ以下または総資産が2,700ユーロ以下の企業である。また中企業，小企業ともに，株式あるいは議決権の25%以上を他者に保有されていないことが条件となる。

ントした。カリノフスキー農相（当時）も、「成功とはいえないが、満足すべきもの」として一定の評価を与えているほか、農業労働組合も「ほぼ満足している」と評価した。

しかし、政府と欧州委員会との間で、妥結内容の解釈についてのズレが表面化するにつれ、ＥＵ加盟後の農業政策について不安、不満を抱いた農業従事者が大規模な道路封鎖デモを行うなど、全国規模で抗議活動が起こっている。加えて、ミレル首相は、国道利用料導入法案に対しＰＳＬが反対投票したことから、ＰＳＬとの連立と解消した。ＥＵ加盟の是非を問う国民投票では、50%以上の投票率と、過半数の賛成票が必要となる。国民投票を巡る情勢に与える影響が懸念される。

（土屋　貴司）

注目される国民投票の行方（チェコ）

プラハ事務所

チェコは2002年12月13日、コペンハーゲンで開催されたEU首脳会議において、98年に開始されたEU加盟交渉を終了した。これを受けて、チェコではEU加盟に関する国民投票が2003年６月15～16日に実施される見込みである。

Ⅰ．コペンハーゲン基準に沿って加盟準備

欧州委員会は2002年10月９日、EU加盟候補各国の加盟準備状況を評価した定期報告書を発表した。このなかで欧州委は、チェコの加盟交渉を2002年末までに完了することを勧告した。

欧州委員会は97年、コペンハーゲン・クライテリアにおける政治的基準をチェコはすでに満たしているという結論を出している。また、民主主義、法整備、人権、および少数民族の尊重と保護などの諸制度を安定的に運用し、著しい進展が見られたとしている。

経済的基準では、政府がEU加盟に必要な経済的要件を満たす努力により、経済的安定が達成されており、このまま改革が進めば、加盟後の市場競争圧力にも十分に対処していけるとしている。

アキ・コミュノテール（欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体）については、（定期報告書が発表になった10月９日時点で）チェコはすでに25項目について交渉を終了しており、残り項目「競争政策」、「農業」、「運輸」、「地域政策」、「財政・予算」の交渉終結が優先課題となった。

司法制度改革などが課題

定期報告書において欧州委員会は、チェコがEU加盟までに解決すべき重要課題として次の点を指摘している。

・司法制度改革

進展が見られたが、訴訟手続、特に民事裁判における判決までの時間短縮のために、さらなる努力が必要である。

・汚職と経済犯罪対策

法的かつ組織的な対策が新たにとられたが、依然として深刻な状態ある。一層の努力が必要であり、特に、法的執行機関において人材育成などによる執行能力の強化策が確実に行われなければならない。

・マイノリティ対策

ロマ人社会が直面している困難な状況を改善するため、いくつかの追加的措置がとられてきたが、教育の機会、住宅、雇用面における差別の解消について、大きな進展と

遂げるには、組織的な対策が必要である。

・財政改革

義務的経費が国家予算歳出の80%を占めており、財政運営の中で政府の裁量の余地が著しく少ない。政府は、年金および医療・健康保険制度における必要な改革の実行に消極的である。

・生活水準の向上

2002年までの５年間に、同国の生活水準をEU諸国の水準に近付けるという点では、まったく進展が見られなかった。１人当たりの所得平均は、EU諸国平均の57%に留まったままである。またプラハにおける平均所得（EU平均の124%）とそれ以外の地域の間で著しい所得格差があり、さらに失業率の地域的な偏りがある。

・労働力の柔軟性および機動性の向上

比較的豊かな地域における住宅供給が少ないうえに、家賃に関する規制の存在が労働力の機動性を損ない、投資家が新しい住居を建てる妨げになっている。また、再教育の機会が少ない。

・会社登記手続きの改善

会社登記のための裁判所手続きに要する時間については短縮されたが、それ以外はこれまでのところ大きな効果が上がっていない。

・破産法の改正

同国の中小企業が依然として資金調達難であるのは、銀行が過度に慎重な審査を行っているためであり、その原因のひとつが、2000年以来改定されていない破産法である。

・競争政策

鉄鋼および銀行部門に対する政府補助金について管理を強化すべきである。

・付加価値税（VAT）の税率

2000年から施行されているＶＡＴの軽減税率と主に鉱油に対する物品税をアキ･コミュノテールに合わせるべきである。

・農業部門

農業調整基金SZIFとSAPARD（EU加盟準備のための農業・農村開発特別プログラム）の機関を設け、さらに、これらの機関が正しく機能するように努めるべきである。また、農業関連の法律をEUの法律に適合させるべきである。家畜に関して、飼育、第三国からの輸入、検疫、識別などの分野に遅れが見られる。さらに、穀物の規格を定める法律を制定し、砂糖と家畜に関する生産割当て制度をEUに適合すべきである。

・省エネルギーと再生可能エネルギーの利用拡大

エネルギー庁の管轄下にある特定プロジェクトに対する政府の支援金が2001年に大きく削減されるなど、政府の認識ではこの分野の政治的優先度が低い。原子力発電については、テメリン原子力発電所周辺の開発を含め､高い安全性を維持する必要がある。

・運輸部門

貨物道路輸送の運転手の最長運転距離と休憩時間に関する規制を導入すべきである。また、加盟候補国の運送業者がEU域内で営業する権利（国内運行権）を一時的に抑制するべきである。

・通信市場の自由化

全体的にかなり進んでいるが、完全な自由化を達成するためのさらなる努力が必要である。チェコ通信局（CTU）がより大きな権限を持ち、その独立性がさらに強化されるように法律を改正する必要ある。さらに、CTUには必要のない機能が付与されており、それがCTUの予算の重荷になっている。

・不正コピーソフトの取り締まり

同国は音楽やコンピュータソフトの不正コピー商品の輸入、生産、販売の取り締まりをさらに強化する必要がある。民間のある調査によると、不正コピーの音楽・コンピュータソフトはそれぞれ市場の48%と43%を占めている。国境での管理を強化し、税関、警察、司法機関の業務の連携を高める

べきである。

・公共調達制度

98年に登録された6,583件の発注のうち、公共入札が行われたのはわずか1,483件にすぎなかった。公共調達に関しては、2002年５月に可決された関連法の修正案にもかかわらず、依然として不備な点が残っている。

Ⅱ．EU加盟交渉の決着

チェコは2002年12月13日、コペンハーゲンで開催されたEU首脳会議において、98年に開始されたEU加盟交渉を終了した。政府は交渉の最終段階で、財政的な面で若干有利な条件を取りつけることに成功した。2004年から2006年にわたるEUからチェコへの財政援助が１億8,300万ユーロから７億4,700万ユーロに引き上げられ、ポーランドに次いで大きな増額となった。

１．「競争政策」「農業」「運輸」「財政･予算」で決着

コペンハーゲンでのEU首脳会議の時点で残されていた交渉項目は、主に、「競争政策」（鉄鋼業界と銀行への政府補助金）、「農業」（家畜分野と直接補助金）、「運輸」（国内運行権）、「財政・予算」に関する項目であった。

「競争政策」に関する交渉は最終的に、EUが示した厳しい条件をチェコが受け入れて終結した。同国は、生産制限、並びにEU加盟諸国と同様の労働生産性達成による鉄鋼産業の再建計画に合意した。銀行部門再生のための政府補助金に対する評価は、EUと独占禁止局（UOHS）によって別々に行われることになり、この補助金がアキと矛盾しないものであれば、おそらくEU加盟後も特定のケースに限っては存続を許されることになるものと思われる。

「農業」部門は、最も議論を呼び、最も対立を生んだ項目であった。最終的に同国は、国家予算を積み増す形で農業従事者への直接補助金を、2004年から2006年にかけて現EU加盟国のレベルの55%、60%、65%へと段階的に上げていくことで、EUとの合意にこぎつけることができた。EUが25%を払い、政府が残りを払うことが認められている。農業従業者に対する直接補助金支払いに関する今回の決着について、同国の農業従事者の受けとめ方は一様ではなく、交渉結果に不満を持つ農業従業者もいる一方、交渉結果を歓迎している者もいる。家畜に関する法律については、2003年４月１日までに法案を可決する予定である。

国内運行権（運輸項目）の問題については、チェコ側の妥協に終わった。同国の運送業者にとってドイツとオーストリアが最大の壁となり、EU側が５年間の移行期間を設けることで、運輸項目の交渉は終結した。同国の運送業者は、国内運行権に関する市場自由化の可能性をめぐって、EU各国と個別に交渉することを求めている。

「財政・予算」については、引き続き大幅な改革が必要である。政府はEUからの圧力で、最近になってようやく財政改革の準備に着手したが、政府が改革を実行できるようになるまでには、数ヵ月に及ぶ議論が必要と見られている。

テメリン原発とベネシュ政令問題

チェコとEU諸国との間には２つの重要な二国間問題があった。オーストリア国境近くに位置するテメリン原発（対オーストリア）問題と、第２次大戦後チェコ国内のドイツ系住民を強制的に国外退去させたベネシュ政令（対ドイツ、オーストリア）問題である。

テメリン原発の問題については、シュピドラ首相がオーストリアのシュッセル首相との間で、テメリン原子力発電所の安全性について両国による共同宣言を出すことで合意し、この宣言が加盟条約に付け加えられることに

なった。

ベネシュ政令については、いくつかの弁護士団がこの件について調査し、ベネシュ政令がチェコのEU加盟の障害とはならず、欧州法にも抵触しないと判断された。その後、EU拡大に関する欧州議会の決議案が可決され、そこでも政令は加盟の妨げとはならないとされたが、政府は何らかの政治的ゼスチャーを出すべきだとされた。

労働者の自由移動で移行期間

交渉が終結したとはいえ、EUはセーフガードの観点から、加盟候補国に何らかの不備が見つかった場合、それが加盟後であっても欧州委員会は制裁を加えることができるとしている。

最もセンシティブな分野のひとつである「人の自由移動」についても、最長7年間の移行期間が認められることとなった。チェコの場合は、移行期間中はチェコ人がドイツ、オーストリア、あるいは他のいくつかの国（現在交渉中）で働く場合、労働許可が必要となる。これらの国は、候補国から大量の安い労働力が流入することにより、現EU加盟15ヵ国の失業率が上昇することを懸念している。これまでのところオランダ、スウェーデン、デンマーク、アイルランド、英国、ギリシャの各国は、こうした制限を課さず、EU加盟後の労働者の自由移動を認めている。

２．加盟決定に対する政府・産業界等の反応、評価

野党などが厳しい評価

シュピドラ首相は、「今まで提案されていたよりも格段に条件の良いEUの提案をチェコは受け入れるに至った」と述べた。さらに、「チェコのEU加盟によってもたらされる恩恵は、部分的に見られる不利な点や論争点をはるかに越えるものとなり、最終的にはこの首脳会議が、チェコにとって歴史的にすばらしいものだったとする見方が一般的になるものと信じている」とも語った。一方、国内運行権に関する主張を通すことについては、失敗に終わったと認めている。加盟交渉で最も議論の的となった農業問題について同首相は、同国の農業従事者はEUに加盟する他のすべての国と比べても見劣りしない大規模な補助金を受けられることになるとしている。目下の最大の課題は、国民に対し、加盟条約について理解しやすい形で説明し、国民投票を乗り切ることである。この国民投票によって、国民は初めて、歴史的重要性を持つEU加盟について直接決断を下す機会が与えられることになる。

同国のEU加盟に関する国民投票は、2003年６月15～16日に実施される。ハンガリー、スロバキア、ポーランドの後に行われる予定であるが、その背景には、加盟候補国の中でチェコは加盟支持率が最も低いため、隣国の投票結果をチェコにおける賛成票増加への追い風にしたいとの政府当局者の狙いがあるといわれている。最近の世論調査では、「支持」が「反対」を上回っている。中欧世論調査機関（CEORG）による2002年11月の世論調査では、同国国民の62.4%がEU加盟の国民投票で賛成票を投じ、28.7%が反対票を投じると回答している。

EU加盟交渉終了後、最大野党である市民民主党（ODS）は、同国の加盟条件はきわめて厳しいものであると批判した。ODS党首クラウス氏は、「多くの反対意見を掲げながらもODSはチェコのEU加盟には賛成しており、その一方で政府は加盟交渉において最善の努力をしなかったと見ている」とコメントしている。

ハベル大統領（当時）は、新たに加盟する10ヵ国に対し、この歴史的な条約に対するとるに足りない些細な部分の解釈に重きを置きすぎないよう警告している。さらに、有名なジョン・F・ケネディ元米国大統領の言葉を

用いて、「加盟候補国はEUが自分達に何をしてくれるのかを考えるのではなく、自分達がEUのために何ができるのかを考えるべきだ」としている。

民間企業はビジネス機会の拡大に期待

チェコ企業のほとんどは、EU加盟によりビジネスの機会が広がると、歓迎しているが、一方で、競争の激化を懸念している。

例えば、建設会社のCEOは、「外国市場への参入において、チェコ企業も同等の機会が得られるようになることを期待している」と述べているほか、工作機械メーカーのCEOは、「関税障壁の撤廃によって、EU市場への参入が容易になることが最大の利点だ」とコメントしている。

一方、自動車メーカーのシュコダ・オートは、「チェコのEU加盟は何ら大きな変化はもたらさない。われわれは製品のほとんどを輸出しており、実質的にはすでにEUの一員であるも同然だ」としている。

III．予想されるビジネス環境の変化

１．EU加盟はチェコ経済にプラス

チェコのEU加盟に伴って予想される変化は数多くあり、総じてメリットの方がデメリットよりも上回っているようである。

メリットとしては、次のような点が挙げられる。

・障壁のない貿易

拡大EUは世界最大の貿易連合となり、また、米国市場と肩を並べる規模となる。関税のない市場では物の値段はおおよそ１割ほど安くなる。

・外国での働き口

チェコ人は労働許可を取らずに他の国で働くことができる。ただし、ドイツとオーストリアではこの先数年間は許可が必要。

・留学

チェコ人はEU内のどこの学校、大学でも学べるようになる。言葉の問題の他にこれを制限するものはない。

・ヒトの自由移動

加盟後まもなくパスポートが不要となり、移民局での不要な尋問を受けることなく域内を移動できるようになる。

・給料と生活水準の向上

EUによって、労働条件は改善され、汚職に対する取り締まりも強化される。これまでEUに加盟した国ではどこでも、遅かれ早かれ生活水準が向上している。

一方、予想されるデメリットの中で重要なものは次のとおりである。

・物価の上昇

EU内では物価、なかでも住宅費と食費がチェコよりも高い。国内の物価レベルは上昇し続けるだろう。一方、消費財や自動車の価格はさらに安くなる可能性がある。

・厳しい競争

高い生産性を誇る強力な西欧企業と直に競合することになる。農業従事者が受け取る助成金は、西欧の競合相手と比べてはるかに少なくなる。

２．投資インセンティブで不利益はなし

チェコでは2002年までの10年間に250億ドル以上の外国直接投資を受け入れ、国民１人当たりの同受け入れ額は2,500ドル以上にのぼり、中・東欧諸国で第１位を占めている。ここ数年順調に成長を続けている同国経済は、旺盛な個人消費と外国投資の流入、およびこれに伴う企業の生産性向上に寄与するところが大きく、この勢いは当面大きな変化はないと考えられる。

同国に投資している日系製造業の投資件数は40件を超え、その半分以上は2001年以降の投資である。これらの企業もすでに述べたとおり、EU市場への輸出や参入が簡単になる一方で、競争が激化することや、労働者を雇う際の選択肢が広がる一方で、労働コストが

上昇することなど予想される。
しかし概ね、日系企業を含む外資系企業はＥＵ加盟を歓迎している。同国の投資インセンティブ制度については、既に法案策定時にEU競争政策に合致したものとなっており、加盟によって現在インセンティブを受けている企業が不利益を被ることはないと考えられる。また加盟による賃金の上昇も、急激なものではないと見られている。
一方、シュピドラ首相は、「われわれは欧州の単なる組立ラインになりたくはない」と述べている。こうした問題意識を背景に、2002年6月に投資インセンティブ法が改正され、戦略的サービス分野、R&D、テクノロジーセンターなどへのインセンティブ付与が決定されている。また、チェコインベスト（外国投資庁）は、既投資企業のアフターケアや、サプライヤー育成プログラムに着手している。

（オンドジェイ・ヴォトルバ）

EU加盟後を見据えた投資誘致戦略を発表（ハンガリー）

ブダペスト事務所

１．欧州委はハンガリーの取り組みを評価

欧州委は、2002年10月に発表した定期報告書で、EU加盟に向けてのハンガリーの改革状況を高く評価している。政治面では、既に確立している民主主義、法治主義、少数民族の権利保護についてさらなる進展が見られたほか、公務員法の制定などによる行政改革が進んだことを評価した。一方で、汚職問題対策の改善を求めたほか、ロマ人問題については、法制度の整備が進み差別監視制度も始まったが、まだ不十分であるとしている。

経済分野に対しては、同国ではすでに市場経済が機能しており、今後の改革の進展につれ競争力はさらに向上し、EU加盟時には十分な競争力を持つと評価した。消費者物価上昇率および失業率が減少傾向にあるほか、EUとの貿易収支は黒字が続いており、経済は安定成長を続けている。アキ・コミュノテール（EU法に基づく権利と義務の総体）の実施能力に対するEU側の評価も高い。今後の課題としては、財政赤字の減少、社会保険制度の抜本的改革、拡大する地域格差の是正があげられる。

法制度の整備に関しては、競争政策関連法、政府調達関連法、メディア法、不動産法がEUとの調和の面で更なる努力が必要とされている。また、欧州委は、同国の「ステータス法（近隣諸国のハンガリー系住民に対して、同国での就労条件を優遇することを定めた法律）」について、EU法と調和させる必要性を強調した。

行政能力、管理能力に対して、欧州委は、今後の改善項目として交通、環境保護、金融、食品、国境管理、商標保護、労働者保護の監督機関の強化を挙げている。農業および地域政策を担当する機関については十分な進展は見られず、EUからの補助金を効果的に分配する組織の整備も遅れている。

２．民営化、中小企業政策を積極的に推進

政府が重点的に取り組んできた改革として、民営化の推進と中小企業政策があげられる。ハンガリーでは、民営化はほぼ完了しており、現在はGDPの80％は民間セクターが占めている。しかし、国営企業ドゥナフェー

ルを含む製鉄部門においては、民営化と業界の再編成が残された課題となっている。

欧州委は、同国の中小企業政策および企業サポートシステムの改革を高く評価しており、総合経済政策である「セーチェニー計画」の中の20項目は、中小企業プログラムに適用できるとしている。政府は2002年、セーチェニー計画に修正を加え、中小企業のEU加盟準備プログラムをサポートしている。中小企業への金融支援策として2002年８月、経済運輸省はセーチェニークレジットと呼ばれる７億フォリントの信用保証枠を中小企業向けに設定した。

税制面では、会計規則の緩和など中小企業の負担軽減が図られ、ビジネス環境の改善にもつながっていると評価されている。今後の課題としては、融資を容易に受けられる環境の整備などがある。

３．投資環境の変化―優遇制度の改廃、労働コスト上昇、フォリント高

EU加盟を控え、投資優遇制度の一部の改廃が予定されている。また、人件費の上昇、通貨フォリントの高騰など、ハンガリーの投資環境は大きく変化しつつある。そのため、外資系企業が同国内にとどまって操業するメリットが薄れるという見方と、EU加盟、投資環境の変化については、進出企業のほとんどが織り込み済みであり、大きな影響はないという見方がある。

投資優遇制度については、法人税、地方税の免税措置が廃止されるほか、政府から交付される助成金の縮小、もしくは基準の厳格化が見込まれている。しかし地方税の免税措置については、企業と地方政府との交渉次第で今後も継続する可能性はある。また、廃止される優遇措置の代替措置については、各企業は財務省と個別に交渉している。

人件費の上昇については、2002年末の労使間協議において、最低賃金の上昇を消費者物価の上昇分にとどめる点で合意したが、実質賃金は、2003年は４～７％上昇すると予測されている。同国に進出した外資系企業は、労務コスト面でのメリットは今後も薄れていくと考えており、人件費の上昇率以上に生産性の向上、サービスの向上を図る必要があるとしている。実際、労働集約型産業の中には、人件費の観点から、生産拠点を中国に移転する企業もでてきている。

通貨フォリントの高騰が続いているが、現在の為替状況は、経済の実態を表していないというのが大方の見方である。国内産業を構成しているのは輸出を主体とする中小企業であることから、産業界は政府に対して為替対策を要望している。

EU加盟のメリットとしては、通関業務がなくなることがあげられる。現在、オーストリアとの国境では通関に７～８時間を要しており、通関手続の煩雑さが物流の阻害要因となっている。EU加盟後は、物流の流れがスムーズになることが予想され、同国で生産し、EUに輸出していた企業は、リードタイムの短縮を期待できる。また、ポーランド、チェコといった近隣諸国にも市場を拡大できる可能性があることも、メリットとしてあげられる。

４．産業界は労働集約型投資からの転換を予測

EU加盟交渉を終え、コバーチ外相は「私達は最後まで努力を行い、最終的に十分なだけでなく、予想以上の成果を得た」という声明を発表した。しかし同時に、欧州委に指摘されたEU資金監督機関の強化については、地域振興資金を管理する機関の設立の遅れを認めている。

ハンガリー投資貿易振興公社（ITDH）のキリアン投資部長は、投資インセンティブの取り扱いの変更が与える影響について、「他の加盟候補国も同じ条件であり、ハンガリー

だけが影響を受けるとは思わない。実際に、マジャールスズキやデンソー、アウディなどは2003年以降の追加投資計画を発表している」と述べている。

EU加盟の影響について、ハンガリー自動車部品工業会（MAJOSZ）のボグダノビッツ事務局長は、「自動車産業は既にグローバライズされているので、EU加盟による影響はそれほど大きくない。しかし、今後さらに競争力の強化が求められ、中小企業の整理が始まる可能性がある」としている。また、雇用問題に関しては、「ハンガリーの賃金水準は、今後４年間、毎年４～５％の上昇が続くだろう。しかし、それでも賃金水準がさらに高いEU諸国への流出は止められない」と予測している。EU加盟後のメリットとしては、「自動車産業の発展が見込まれるルーマニア、ウクライナ、南欧に地理的に近い」ことから、将来的に「ハンガリーがこれらの地域への投資の窓口となる」可能性に言及している。

また、ハンガリー電機通信連合ビンダー会長は、投資インセンティブの取り扱いが与える影響について、大手電機メーカーがハンガリーから撤退した事例をあげ、「外資系企業はハンガリー進出のメリットを失うことは間違いない」と、ITDHのボグダノビッツ氏とは異なる見解を示した。今後の見通しについては、「2004年以降は、地方にR&Dセンターやロジスティックセンターの設立にEUから資金援助がされることもあり、従来の労働集約型の生産拠点から、R&Dセンターや物流センターの設立へと企業の戦略転換が進む」と予測している。

農業会議所のエベーレ氏は、EU加盟が農業に与える影響について、「生産割当により生産が抑制される点については満足していないが、農民に支給されるEU助成金と、ハンガリーの地域振興補助金の水準については満足している」と評価している。また、ハンガリーへのEU農産物の流入による影響についても問題視していないほか、食品産業についても、「92～93年から外資が入っており、すでに世界水準の品質で生産されていることから問題はない」としている。またエベーレ氏は、EUから受領する農業業補助金を効果的に分配する必要性を訴えた。

政府の情報提供姿勢について、ジャーナリストのトラム氏は、「国民がどのような利益を享受出来るのか、どんな競争が始まるのか、そして今何を準備すべきであるのかという情報を、政府は提供していない」と批判している。国民の理解が十分でないままEU加盟が実現した場合、「加盟後の経済状態によっては、国民の間で大きな失望が起こることも予想される」とコメントしている。

５．新投資優遇戦略を2003年から導入

政府は、2002年10月に新投資優遇戦略「スマートハンガリー」を承認した。「スマートハンガリー」は、税制上の支援策、補助金による直接支援策、投資家に対する情報提供面での支援策の３点から構成されている。

税制上の支援策としては、①投資に関する新たな税優遇措置の導入、②無税扱いの投資準備基金の導入、③企業の研究開発、技術革新に対する支援、④教育訓練に関わる支援、⑤健康保険料負担の段階的軽減、⑥関税免除地域と関税に関する優遇措置の一部廃止の6点を掲げているほか、補助金の直接支援策としては、①用地購入に対する支援、②インフラ整備に対する助成金、③従業員の教育訓練と雇用支援、④IT開発に対する支援、⑤環境、生態系の保護、⑥競争力のある生産施設の設立、開発に対する補助金、⑦地域統括センター、戦略的サービスセンターの設立に対する支援、⑧企業の研究開発、技術革新に対する支援を目標としている。また、投資家に対する情報提供面での支援策に関しては、ITDHのワンストップオフィスとしての機構改革に取り組むとしている。

2003年１月からEU基準と国内法の調和を図るため、税制が改正された。所得税、法人税、付加価値税などの改正に加え、無税扱いの投資準備基金の設立など、「スマートハンガリー」の内容を盛り込んだものとなっている。

６．投資優遇措置は条件付きで存続

政府は、「競争政策」分野の交渉の結果、法人税は18%を維持、個人所得税は2004年から、現行の3段階（20、30、40%）の税率を、それぞれ18､26､38%に改正すると発表した。関税は、EUの関税体系を適用することになるが、アルミニウムの関税に関しては、2008年までは現行の税率が適用する。また、カスタムフリーゾーン（CFZ）はEU加盟と同時に廃止するため、今後、設備、部品の輸入には関税がかかる。既に輸入した設備などを無税扱いにしておくには、CFZの廃止に伴い、関税法内の別の免税スキームに登録する必要がある。

地方税については、中央政府が承認を与えることになっており、中央政府は企業の進出状況や人口構成などを加味した上で、税率などの調整を行っている。

投資優遇措置に関し、問題となっていた「10年間の法人税免税措置」は、投資時期に応じて、減税額を制限することで合意した。97年～99年末までの投資に関しては投資額の75%、2000年～2002年末までの投資に対しては投資額の50%を減税額の上限とする。自動車産業における上限は、それぞれ30%、20%となる。また法人税の優遇措置期間は2005年まで､地方税の同期間は2007年までとされた。

（村上　義）

EU加盟でビジネス環境はさらに改善（スロバキア）

ウィーン・センター

スロバキアは、EUとの加盟交渉を2002年12月に終了した。EU加盟は2004年５月１日を予定されている。加盟までにスロバキアは国民投票を実施し､国民に加盟の是非を問う。加盟に向けて大きな障害はないものの、EU基準に適合した経済法制度の整備など、加盟までに実施すべき事項は多い。

以下に、加盟交渉の経緯、今後整備が必要な法制度、加盟による経済への影響などについて概観する。

１．国民の反応は肯定的

ブリュッセルで2002年10月25日に開催されたEU首脳会議でEUは、スロバキアを含む10ヵ国がEU加盟のための政治基準を既に満たしており、経済基準と加盟国としての義務遂行能力基準を2004年から満たすとする欧州委員会の結論と勧告を支持した。この決定はコペンハーゲンで同年12月12～13日に開催されたEU首脳会議で確認された。これにより、10カ国を2004年５月１日から新規加盟国として受け入れることで合意した。

欧州委員会は今後定期的に、欧州理事会に新加盟国のEU法適用に焦点を当てた報告を行い、加盟６ヵ月前には各国の加盟準備に関する評価報告を行うことになっている。

EU加盟条約の調印は、2003年４月13日にアテネで予定されている。条約の発効には、現EU加盟国の批准や加盟候補国の国民投票、議会での批准が必要である。スロバキア憲法では国民投票実施を義務付けており、政府は５月16～17日に国民投票実施を予定している。これはヴィシュグラード4（V4、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアの中

欧４ヵ国）諸国の中では４月12日のハンガリーに次ぐものとなる。

2003年１月の統計局調査によると、国民の71.4%がEU加盟に関する国民投票に行くと回答した。これは12月時点に比べ９ポイントの上昇である。国民投票に行くと回答した者のうち、74.1%が加盟に賛成、13.2%が反対であった。国民の反応は概ねEU加盟に肯定的と言える。

難関の「競争政策」と「農業」分野での交渉で好決着

EU加盟交渉の31項目のうち、2001年末時点で交渉終了項目は22項目であった。残された交渉分野のうち「農業」、「財政・予算規定」以外については2002年12月９日に交渉が終了し、これら２つの分野ついても12月13日のコペンハーゲンでの交渉で決着した。

主な交渉項目と、合意内容は次のとおりである。

- **「機構」**
  スロバキアは欧州議会で13代議員、欧州委員会で１委員、欧州理事会で７票とEU機構で十分な代表権を確保した。
- **「司法・内務」**
  チェコとスロバキアの国境でIDを提示すれば両国民はパスポート不要となる現行の制度は、維持された。ただし、オーストリアとの国境についてはスロバキアのシェンゲン条約の適用がEU加盟５年後であるため、国境検査は残る。なお、英国、アイルランド、オランダ、デンマーク、スウェーデン、ギリシャはEU加盟と同時に人の自由移動を認めている。
- **「税制」**
  「税制」における重要な交渉成果は、タバコ消費税の５年間の移行期間と、住宅建設について低率付加価値税（VAT）の４年間の移行期間が認められた点である。熱供給への低率VAT適用についても５年間の移行期間が認められた。電気・ガスへの低率VAT適用を例外的に認める点については、１年間の移行期間後の再交渉事項となった。
- **「地域政策」**
  スロバキアは750億～800億スロバキア・コルナのEU構造基金を加盟後３年間で受け取ることになる。ただし、個々の事業評価を含む構造政策の効率性、透明性、信頼性の向上が条件である。行政能力の強化、財務管理の向上も不可欠とされている。
- **「運輸政策」**
  「2+2+1」年の移行期間設定で合意した。これはスロバキア船舶のEU沿岸貿易を最低２年間制限するものである。
- **「競争政策」**
  外資への優遇税制措置が焦点となった。特に、自動車産業（フォルクスワーゲン）と鉄鋼産業（USスティール）に対するものが問題となった。フォルクスワーゲンがスペインからブラチスラバに移転する問題が交渉を複雑にした。スペイン政府は雇用流出を恐れ、スロバキアの優遇税制を問題にし、交渉妥結阻止を図った。これについては、VWがブラチスラバへの新工場建設は需要増に伴う設備拡張の一環であり、スペイン工場の移転ではないと明言したことで解決に向かい、最終的には法人税減免を地域開発のための国家補助により代替し、補助額上限を総投資額の30%とすることで妥結した。
- **「農業」**
  食品安全性については、スロバキアの伝統的なチーズが問題になった。衛生基準遵守を条件に引き続き生産、輸出が認められた。併せて、伝統的な酒類の商標登録も認められた。スロバキアのトカイ地方のワイン生産者は、EUが「トカイ」商標の使用を認めた決定をしたことを歓迎した。EU市場では現在、ハンガリー産のトカイワインだ

けが「トカイ」の商標使用を認められている。農業生産枠についてはぎりぎりまで交渉がもつれ、政府はイソグルコース、羊・山羊頭飼育頭数枠の拡大に成功したものの、牛乳生産枠拡大についての主張は認められなかった。

スロバキアの農家が受け取る農業補助金は、2004年はEU現加盟国農家が受け取る農業補助金のわずか25%である。この額は10年かけて同一になる。スロバキアの農家はこの決定に失望したものの、ポーランドやチェコで見られたような大きな抗議行動はおきなかった。スロバキア農家がEU加盟により受け取る補助金は、EU農家の25%の水準であっても、現行制度で受ける農業補助金に比べ、2.5倍の水準であり、EU加盟は農家にとっては利益となる。農業相は、スロバキアの農家の7割がEU加盟後もEU市場の中で競争に勝てるとの期待を表明している。世界銀行の調査によると、共通農業政策（CAP）導入により、スロバキア農家の所得は全体で70億～100億SKK増加すると予測されている。

スロバキアを含む新規加盟国は、12月のコペンハーゲンサミットでは農業補助金の増額は認められなかったが、補償金(注)の増額、構造基金の弾力的利用、国家予算からの助成金を認められ、実質的な増額を勝ち取った。この結果、スロバキアの農家が受け取る直接支払いは、加盟後最初の３年間はEU加盟国の農家が受け取る補助金の55、60、65%レベルになる。国家資金による直接払いの積み増しに際しては、農村開発（Rural Development）予算の流用も可能である。

EUとの交渉を担当したスロバキア代表団は、交渉結果を「すばらしい成果」と評している。ハンガリーが３年間で１人当たり138ユーロ、チェコが74ユーロをEUファンドから受け取るのに対し、スロバキアは同155ユーロの受け取りとなり、また、EU加盟による加盟分担金と受取り金のバランスも8億3,800万ユーロの純受け取り超過となる。ただし、EU構造基金利用にあってはスロバキア側も共同拠出を求められ、また、対象も特定事業に限られることから、実際には満額の受け取りの可能性は少ないと思われる。

表1　スロバキア農業・農村開発への公共給付金額（見込み）

	2004			2005			2006		
	EU	スロバキア	合計	EU	スロバキア	合計	EU	スロバキア	合計
直接支払い（25%/30%/35%）			74			88			104
市場支持政策	17		17	48		48	49		49
農村開発	108	27	135	118	30	148	126	32	158
SAPARD	12	4	16	12	4	16	12	4	16
EAGGF と FIFG*	91	23	114	123	31	154	153	38	191
合計（国家による追加的補助金は除く）	**228**	**54**	**356**	**301**	**65**	**454**	**340**	**74**	**518**

（注）*EAGGF - European Agriculture Guidance and Guarantee Fund ; FIFG - Financial Instrument for Fisheries Guidance
出所：スロバキア農業省

（注）構造基金は利用が特定事業に特化しており、また時間もかかるのに対し、補償金は自動的に移譲される。チェコ、ポーランドなど新規加盟国の中には構造基金の一部を国家予算に組み込む選択の自由を認められた国もあるが、スロバキアは認められていない。

２．加盟までの改善点も指摘

欧州委員会は、2002年10月９日に発表した定期報告書で、スロバキアはコペンハーゲン政治的基準を満たすと評価した。さらに、欧州委員会は、スロバキアが加盟のための経済的基準も満たすと評価し、マクロ経済安定とともに経済改革分野で近年目覚しい進歩を遂げた結果、市場経済を機能させており、EU競争環境下でも十分機能すると位置付けた。しかし、同報告書では、汚職、司法の非効率性、少数民族ロマ人問題への対応、地域政策、農業分野の強化のための行政能力拡充が必要とも指摘した。

経済分野で加盟までに改善が必要と指摘された分野は次のとおりである。

①貿易不均衡、国際収支の是正、②財政均衡、③社会保障・年金改革の推進による国家財政収支の改善、④税制改革の推進、⑤法律執行機関の強化、⑥市場関連立法の推進、⑦高失業率への対策

アキ・コミュノテール履行のため多くの分野で次のような措置が必要とされている。

①モノの自由移動（第三国からの輸入品について、安全基準にのっとった十分かつ効率的な管理能力を構築するための関連法）、②人の自由移動（外国の資格等の承認に関する法）、③会社法（新著作権法、商標保護に関する法の効率的執行も必要）、④社会政策・雇用（第三国からの労働者雇用に関する法、工具、設備使用のための安全基準、健康基準の修正法）、⑤エネルギー（自然エネルギーの利用促進支援策）、⑥科学・研究（科学研究分野への公共支出増額）、⑦通信・情報技術（通信市場自由化推進）、⑧地域政策（予算を管理運営する行政機関の設置とEU構造基金の効率的利用のために重要な実施機関設置）、⑨環境（廃棄物と汚染に関するより効率的かつ厳格な管理、アキ・コミュノテール適応のための投資に必要な十分な資本の蓄積）

中央銀行はユーロ加盟を視野に

中央銀行は、欧州経済通貨同盟（EMU）への早期加盟を視野に入れており、加盟時期を最短で2007年としたい考えだが、政府は2008年を目標としており、マーストリヒト基準の達成時期を2006年に計画している。一方、複数の経済専門家は、EMUへの早すぎる加盟は、利益より害が大きいと指摘している。なお、ECBは、2008年時点でEMUに加盟する国は多くて１、２ヵ国と予想している。

新規に公務員が最低300人必要

EUとの交渉議題に対処するため、政府は2003年末までに最低300人の公務員を雇い、訓練する必要がある。これはEU構造基金の効率的活用のためにも必要とされている。

３．加盟による経済への影響は緩やか

表２から明らかなように、スロバキアではEU加盟によりEUへ支払う額よりも受け取る額の方が多い。

表2　EU加盟とスロバキアの予算（推定値）(100万ユーロ)

	2003	2004	2005	2006
スロバキアのEU予算への拠出金	0	231	347	356
EU予算からスロバキアへ拠出金（推定）	123	398	636	709
EUからスロバキアへの補償金（推定）	0	23	0	0
スロバキアの純受取り額（推定）	123	189	289	353
スロバキアの国家予算から開発事業への拠出金	96	115	147	185

（注）スロバキアの開発事業への関与度は、EU構造基金の支援対象となる事業への2003年度予算案での出資割合から推測（平均30%）。

EU加盟によるスロバキア経済への影響を考えるる上で考慮すべき要素として次のものがある。

・EUとスロバキアの価格格差と過小評価されたスロバキア・コルナ（SKK）（2000年のユーロとの為替乖離度（ERDI値）は265%）。つまり、名目為替交換率が１ユーロ＝42.6SKKとすると、実質的にはわずか16SKKということになる。

　価格については、スロバキアの消費財の価格水準はEUとそれほど変わりはないが、食品については、価格の乖離度は大きく（図３参照）、他に影響が大きいと見られるのが、サービス部門や不動産価格、エネルギー価格（規制により価格が低く抑えられている）である。

・スロバキアはＶ４諸国のうち、購買力平価でみた報酬（給料）水準が最も低い。98年はEU平均の40%であった。労働生産性を考慮すると差はさらに広がるとみられる。

・新規加盟国の中でも最も高い高失業率、失業率の大きい地域格差の存在。

EU加盟の結果として、スロバキア経済には次のような影響が予想される。

・共通農業政策（CAP）採用によって、食料品価格の上昇が予想される。モノの自由移動の増加から、徐々にEUレベルに収れんすると考えられる。世銀はCAP採用による食料品上昇率を５%、政府は８～10%と予測している。食料生産農家にとっては、投入産出価格が均衡していくという利点があるが、一方で厳しいEU基準に見合った品質基準・衛生条件を満たすための大型投資が必要になるという不利益もある。

図３　スロバキアとEUの食品とタバコ産業における価格比較（2001年購買力平価、EU15=100）

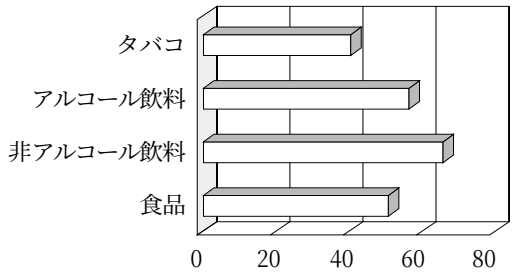

・熟練労働者給与のEU水準への調和。非熟練労働者とは異なり、EU加盟に伴うこの層の外国への流出の可能性は低いと思われる。

・外国直接投資の増加により、失業率は徐々に改善されると思われる。

以上のような点から、スロバキアのEU加盟による経済への影響は、一般に想定されているより緩やかなものである。大企業や金融部門は、既にEU拠点のある会社とのつながりがあり、EU単一市場への参加は容易であると思われるが、単一市場の機能に不慣れな中小企業については困難が予想される。

図4　スロバキアとEUの産業別賃金と労働生産性比較（98年購買力平価（EU15=100））

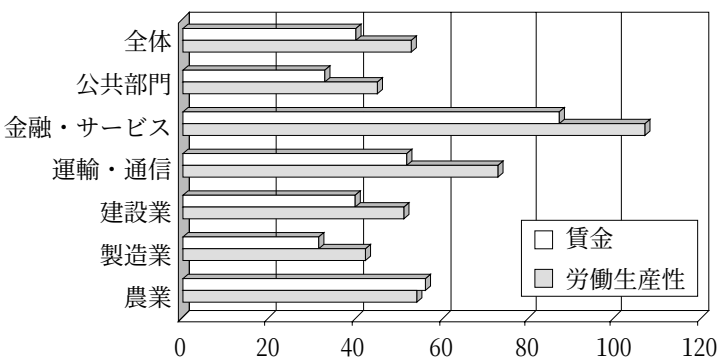

出所：図３ともEurostat

４．ビジネス環境はさらに改善へ

大幅な法人税減税などを実施

政府は、スロバキアを魅力ある投資環境にするために、ビジネス環境の障壁を取り除いてきた。最大のものは、2000年１月の法人税率の49%から40%への引き下げ、さらに、2002年１月の25%への引き下げであった。2001年９月にはEU市民への住民登録の簡略措置が導入された。2000年の破産法に関する包括的な改正、2001年の商法改正は、破産処理を効率的に処理することと少数株主保護に貢献した。税負担の重さと社会保障への拠出金の割合の高さ（賃金の50.8%にも達する）は、OECD諸国のなかでも高い部類に入るが、労働コストは他のV4諸国のなかでは最低である。

労働法改正を予定

2001年に改正された労働法は、労働組合に対する企業の支援義務など労働者保護の色彩が強く、勤労意欲を削ぐ原因といわれ、雇用者にとっても新たに雇用を創出する意欲を削ぐ内容であったと言える。労働市場の硬直化、高失業率の原因でもあったことから、外資、世銀からも批判されていた。このため、この同法は今後、大幅に改正される予定である。

その主な改正点は、雇用者が被雇用者による労働組合の設立を支援しなければならない義務を負う企業の対象を、これまでの「20人以上の規模の会社」から「50人以上」へ変更、労働組合代表への賃金保証をなくすこと、配偶者の雇用解禁、年間基準外就労時間を150時間以内（労働者との合意がある場合は250時間）とすること、試用期間を現行の3ヵ月から5ヵ月とすること、期限付き契約を現行の最長１年までから５年までとすることなどである。労働側は、「労働力の搾取」として改正に反対している。

改正法案は、2002年12月18日に議会に提出され、順調にいけば2003年６月に施行予定である。

外国為替自由化を促進

2003年１月から、改正外為法が施行され、スロバキア国民の外国での口座保有や不動産取得が可能となった。外国人のスロバキアでの不動産購入もEU加盟に伴い農地、森林用地を除き解禁される。

日系企業に関連する制度変更

スロバキアがEUに加盟することにより、貿易面では、通関手続きなどがEU法に適合するものとなる。その結果、EU圏との貿易に関し、手続の簡素化・透明化が期待されるとともに、EU圏外（第三国）との貿易に関しても、EU関税率への適合の過程で、工業製品の関税が低減されることから、多くはこれら第三国からスロバキアへの輸出環境は好転することになる。投資についても、既にEUおよびOECD加盟国からの不動産取得が解禁されている。ただし、EU平均へ賃金が収れんしていくので非熟練労働者を多く抱える労働集約的企業が受ける影響は大きい。ビザについては、2002年3月以降短期ビザは廃止されたが、EU市民に認められた住民登録の簡略措置は日本人についは適用外で、今後改善が期待される。

加盟後をにらんだ大型新規投資も

PSA　プジョー・シトロエングループが2002年１月、スロバキアに７億ユーロ規模の新規大型投資を行うことを決めた。生産開始は2006年と見込まれるが、ポーランドなどの他国を抑えての誘致成功に、さらなる外資の誘致が期待されている。韓国現代自動車も進出を検討しており、投資環境はこうした外資に一層魅力的なものとなるよう好転することが見込まれる。

EU加盟に伴う企業への影響は僅か（スロベニア）

ウィーンセンター

スロベニアは2002年12月13日、コペンハーゲンで開催されたEU首脳会議において、98年に開始されたEU加盟交渉を終了した。これを受けて、スロベニアでは、EU加盟に関する国民投票が2003年３月23日に実施され、賛成多数で可決された。

１．政府、産業界の取り組みと重点課題

(1) EU加盟交渉の各国の進捗状況についての定期報告書における評価

欧州委員会が2002年10月に発表した定期報告書では、スロベニアは現在行っている改革を継続することで、EU内での競争圧力や市場原理に対処できるようになると評価された。一方、レポートの中で指摘事項として金融部門における民営化の遅れ、インフレ率が比較的高いことなどが挙げられた。

政府は同報告書について、「非常にポジティブなもので、我々のEU加盟準備の現実的な姿をしっかりと反映し、評価しているものである」とコメントした。

① インフレ率の抑制が最大の課題

インフレ率については、他のマクロ経済指標が新規加盟国内でトップクラスであるのに対し比較的高く推移しており、同報告書では「物価スライド制の廃止とインフレ率減少に向けたマクロ経済政策により、更なるインフレ率の改善を計るべき」と指摘されている。平均インフレ率は2000年8.9%、2001年8.6%、2002年7.5%と少しずつ減少してきている。政府系のマクロ経済研究所（IMAD）は今後、2003年平均で5.5%、2004年末には3.4%まで低下するとの予測を発表しているが、一方、欧州委員会発表のインフレ率予測は2003年6.0%、2004年5.5%と予測値に大きな乖離がある。ロップ金融相（当時。2002年12月に当時首相のドルノウシェク氏の大統領当選に伴い現在首相）は「さらにインフレ率を低下させるため、2003年はスロベニア中央銀行と協力し、確固たる政策を持って望む必要がある」と述べている。2002年12月のIMFミッションによる評価の中でも、インフレ率が高いレベルにあることが指摘され、ユーロ参加の前段階となるERM2（自国通貨とユーロとの間で為替相場を一定の範囲で連動させるシステム）加盟にも支障が出る恐れがあるとされた。2002年12月に首相となったロップ元金融相は新政府が取り組むべき課題として、第一にインフレ率の抑制を掲げており、比較的好調が続くスロベニア経済にあって、インフレ率の抑制は最大の課題となっている。

② 徐々に進む国営銀行の株式売却

スロベニアにはノヴァ・リュブリャナ銀行（NLB）、マリボール銀行（NKBM）の２大国有銀行があり、これらの民営化の遅れが指摘された。NLBについては、2002年に比較的スムーズに民営化が進められ、第一段階として株式をベルギーの金融グループKBCに34%、欧州復興開発銀行（EBRD）に５%それぞれ売却した。第二段階として、９%をポートフォリオ投資家向けに売り出し、0.3%を８社のスロベニア企業が買収、残り8.7%をEBRDが買い取った。NLBについては過半数以上の株式売却が方針とされており、2003年に再度機関投資家向けの株式売却が見込まれている。一方、NKBMについては65%の株式売却目標があったものの、イタリア・ウニクレジット社やオーストリア銀行などによる買収案に対し、満足できる内容ではないと

の判断で民営化は一時中止となった。2003年には再び民営化プログラムが進められるが、大手２行の両方が外資の手に渡ってしまうことへの民意の反対があり、NKBMについては過半数以下の売却にとどめる方針を表明している。

（2）加盟交渉終了～地方区分については結論を先延ばし

スロベニアは2001年までのEU加盟交渉で、アキ・コミュノテール31項目のうち、加盟候補国中トップの26項目を終了しており、2002年には残された３項目（「地域政策」、「農業」、「財政・予算」）の交渉を行った。

①　「地域政策」分野

スロベニアは独立以来、行政区分上の「地方」というものが存在しなかったため、新たに「地方」を区分けする必要があった。同国では、首都リュブリャナとその周辺への一極集中が進んでおり、この地域における人口１人あたりのGDPはEU平均の89%に達し、一方、特に東部などそれ以外の地域との経済格差が大きくなっている。そのため、スロベニア側は、これら国内未発達地域へのEU構造基金の適用機会を増やす目的で、東部、西部、中央部の３地方に区分する案を主張した。一方、EU側は今後EU拡大によって同基金から大幅な支出増が見込まれるため支出を抑える目的で、EUのGDP平均の75%に達するスロベニア全体を１つの地域としてみなしたいとした。結局2002年７月にブリュッセルで行われた交渉の中で、EU加盟が見込まれる2004年から2006年までの間は一時的にスロベニアを一つの地域として取り扱い、この問題に関しては2006年に再び議論するという折衷案で合意した。

2004年～2006年の期間にEUが新規加盟国に対して割り当てる地域開発援助の拠出金については、国内未発達地域の開発を進めたいスロベニアがGDPの３%程度の補助金を要請したのに対し、EU側は１%未満と両者の主張に大きな隔たりがあった。最終的に構造基金から２億3,600万ユーロ、結束基金から１億6,800万ユーロ、合計４億400万ユーロ（01年GDP比約2.1%）の補助金をEUが拠出することで合意した。これについてロップ金融相（当時）は「2002年のEU加盟交渉の中で最も重要で意義のある交渉だった」と述べた。結果として「地域政策」に関して、スロベニアは一時的に2006年まで１つの地方として扱われることとなった一方、同じ2006年までの期間でほぼ希望額に近い補助金を獲得し、ほぼ目標どおりの好ましい交渉結果となった。

②　「農業」分野

「農業」の交渉に関しては、スロベニアは次の4つの成果目標を掲げ、ほぼ全て認められる結果となった。具体的には、(i)EU農業政策に対し完全かつ同等レベルでの参加(ii)EU加盟後に国内農家の経済状況が悪化しないこと(iii)生産割当が現在の生産レベルを下回らないこと(iv)解決法がスロベニア農業特有の問題を踏まえたものであること、共通農業政策（CAP）の今後予想される変化を考慮に入れていること、である。

スロベニアは旧ユーゴ時代から先進工業地域であったことに加え、国土自体が起伏に富んでいるため、GDPに占める農業の割合は2.7%（2001年）と、他の新規加盟国に比べても低く、農産物価も比較的高い特徴がある。農業関連予算の割当については、2002年１月に欧州委員会が、新規加盟国に対して加盟初年度は現加盟国の25%とし、10年の移行期間で100%に漸増していくと発表し、その後議長国デンマークの提案で、それぞれの国家予算からの追加補助をEUとの交渉の中で認めていくこととなった。交渉の結果、スロベニアは農業従事者への国家予算からの追加的直

接助成について、新規加盟国の中で高いレベルでの給付が可能となり、その結果、スロベニアの農業従事者は新規加盟国中唯一、2007年から現EU加盟国と同等レベルの直接支払を受けることが可能になった。このことは、EU加盟後のCAPにおけるスロベニアの立場を現加盟国と同等にするものであり、2007年以降の同政策に基づく農業関連予算割当の交渉を行うにあたっても、スロベニアは非常に有利な立場を確保することができた、と言うことができる。

また、農産物の生産割当についても、当初のスロベニア側要求よりは低かったものの、特に牛乳などで、現在の生産レベルよりも高い割当を勝ち取ることができた。加えて、農業分野への関連予算としての転用が認められた「農村開発プログラム」は加盟後2004～2006年で合計２億5,000万ユーロを獲得した。

これら一連の「農業」の交渉の結果について、バット農相は「スロベニアは、加盟候補国中最も満足のいく結果を得られた」と述べ、交渉が成功に終わったことを強調した。一方、スロベニア農業会議所（KGZS）のフリスク会頭は「ほぼ満足している」としたものの、特に蓄牛やオリーブオイルの生産割当が少ない点を指摘した。

しかし、全体的に見れば、EU加盟のための「農業」交渉を通じて得られた農業従事者への直接助成、生産割当、農村開発プログラムの結果は、現在のスロベニア農家の経済状況を維持するばかりでなく、今後のCAPを通じての交渉の有利な立場を考慮に入れると、むしろ改善につながる成果となった。

③　EU予算のネット受取国で交渉を妥結

「財政・予算」の交渉に関しては、スロベニアは各種基金の受取資格を加盟後2006年までは維持したいと望んでいたが、一方で経済情勢は既にEUのGDP平均の75%（EU予算を受け取る側ではなく、負担する側になるとされるライン）を越え、現加盟国と比べても遜色の無い経済力があることから、難航が予想された。スロベニアは交渉目標として「2004年のEU加盟から現在のEU予算の期限である2006年の間、ネットでEU予算を負担する側にならないこと」を掲げていた。欧州理事会はス2002年10月、スロベニアを含む新規加盟国は2004年から2006年の間、EU加盟前年のEU予算との収支バランスより悪化することがないよう保障する、との決断を下したことによって、同国のジレンマは取り除かれた。結果としてスロベニアは、2004年～2006年のEU予算との収支バランスを維持する目的として、トータル2億3,400万ユーロの一時金を受け取ることで合意した。これにより、スロベニアのEU予算との収支バランスは、加盟前年2003年に見込まれる4,500万ユーロから2004年以降は年間約8,500万ユーロのプラスの見込みとなった。

④　国境整備のための資金の一部補填を獲得

スロベニアは国土の南、約600kmにわたってクロアチアと国境を接しており、ここがEU加盟後にはシェンゲン協定に伴うEUの国境となる。このことから、スロベニアとクロアチアの国境整備および維持のための資金の一部補填をEUに求めた。EUはスロベニアの提案を受け入れ、この目的で2004年から2006年の間で合計１億700万ユーロ（見込まれる全コストの約45%）の拠出を決めた。

２．加盟決定に対する政府、産業界、経済団体、マスコミの反応、評価

(1) 急上昇するEU加盟支持率

2002年12月のコペンハーゲンEUサミットでの成果は、政府およびほとんどの政党（民族主義政党の野党国民党SNSを除く）で、大きな支持を得ている。こうした見解は特にビジネスマン層に支えられており、企業の重役クラスの３分の２以上がＥＵ加盟に賛成して

いる。一方、スロベニア国民のEU加盟への支持はそれほど大きいとは言えなかったが、徐々に上昇してきている。特に欧州委員会に加盟勧告を受けた10月以降、加盟賛成派が10ポイント近く増えており、12月は66.4%に達した。欧州委員会のユーロバロメーター調査によると、「EU加盟に関する国民投票を実施した場合(注)、賛成票を投ずるか」との質問に対して、62%が「イエス」と答えており、2001年の56%から大きく伸びて加盟候補国平均（61%）を上回った。

なお、スロベニア政府機関が毎月実施しているEU加盟に関するアンケート結果の推移は次のとおり。（欧州委員会のユーロバロメーター調査とは別調査）

（2002年、単位%）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賛成	55.7	48.6	48.0	53.8	55.1	55.4	56.0	NA	55.4	62.3	61.0	66.4
反対	27.3	32.5	33.3	31.8	25.9	26.8	24.0	NA	25.9	22.7	23.0	19.9
他	17.1	18.9	19.7	14.4	19.0	17.7	20.0	NA	18.7	15.0	16.0	13.7

（2）ユーロ通貨導入支持は新規加盟国中トップ

同調査で特筆すべきはスロベニアにおいて「ユーロ通貨導入の支持」が高いことである。加盟候補国平均の67%に対し、スロベニアの支持は85%と群を抜いている。他加盟候補国と異なり自国通貨トラールが流通して10年程度と歴史が浅いということもあるが、欧州経済圏へのスロベニア国民の理解と適応力の高さを物語っていると言える。

（3）低い現EU加盟国のスロベニア加盟支持

同調査において現EU加盟国からのスロベニアのEU新規加盟を支持する率が、35%と加盟候補国の中で最低であったことは、国民には驚きとして捕えられた。特にEUの政治・経済の核であるフランス（加盟支持21%、反対60%）、ドイツ（支持30%、反対48%）において同国の加盟不支持が顕著であり、加盟手続きに影響はないものの、加盟後の影響を懸念する声も挙がっている。原因として、現EU加盟国に対するスロベニアのPR不足、および地理的、政治的な立場からかつてのバルカン半島のイメージから来る誤解が存在することなどが考えられる。

３．ビジネス環境の変化

（1）スロベニア企業への影響は小

スロベニア経済はもともと、EU加盟交渉が始まる前から市場経済がほぼ機能しており、基準・認証制度もEU域内を意識した作りとなっているため、多くの企業はEU加盟後も競争力が低下すると見ていないものと考えられる。むしろ、EU加盟交渉の中で改善されてきた同国経済はEUの市場競争にも十分に対応できるまでに成長したと評価する声が強い。特に加盟交渉当初から欧州委員会に指摘されてきた外国直接投資については、交渉の中で改善が図られ、旧国営企業の民営化などを通じて外資による大型買収が進んだため、加盟までに更なる競争力をつけることができるというプラスの意見もある。

（2）日本製品の関税率低下へ

日本企業との関係では現在、スロベニアに進出している日系企業は自動車販売会社などに限られており、貿易面でも2001年実績で対日輸出が1,200万ドル（同国の全輸出総額の0.1%）、輸入が１億4,500万ドル（同1.4%）と日本の占める比率は非常に小さい。

また、スロベニアはすでに現EU加盟国、

（注）2003年1月14日、政府はEUおよびNATO加盟に関する国民投票について、他加盟候補国に先駆けて3月26日までに同時に行うと発表。国民投票が早期に実施となった背景について、アメリカの対イラク攻撃が開始されることによって、NATO加盟への支持低下がありうるため、としている。

CEFTAなどを含む36カ国とFTAを締結しており、EU加盟に関わらず、すでにスロベニアとEU間ではほとんどの関税が廃止されているため、現在EU域内に進出している日系企業への新たな影響はそれほど大きくないと予想される。

EU加盟に伴って、現在FTAを締結しているEU外の国々とはFTAを解除することとなり、FTAを締結していない日本はこれらの国々と同等の立場に立つことができるため、若干状況は改善される。しかし、すでに同国の貿易に占めるEUの割合は輸出入とも60%～70%（2001年実績）と高く、今後EU加盟に伴い一段とスロベニアとEU諸国との貿易関係は深まるものと思われる。関税については、スロベニアは現在、日本を含むFTA締結国以外の国の製品について、最大で25%の関税を課しているが、今後EUの共通関税（CXT）が導入されることで、日本など第三国の製品に対する関税上の不利も徐々に緩和されていくことが予想される。EU域内製品より高い関税が課せられるという点では、日本製品はすでに厳しい競争にさらされているものの、「日本製は高品質」という評価も確立されており、機械、オーディオ、カメラなどの輸入量はEU加盟後も堅調に拡大していくと予測される。

2007年の加盟を目標にビジネス環境を整備（ブルガリア）

ウィーン・センター

欧州委員会が2002年に発表した定期報告書は、ブルガリアにおいて経済的基準の一部が満たされつつあり、市場経済が機能していることを初めて認めた点で、画期的であったといえる。しかし一方で、司法制度改革についてはさらなる改善が必要であると厳しい評価がなされた。また、EU加盟時期については、ルーマニアとともに2007年が目標として掲げられたが、これは何ら法的拘束力のあるものではない。

１.「エネルギー」分野の交渉終結で大きな難関をクリア

ブルガリアのEU加盟交渉は2002年、大きく進展した。６月には、アキ・コミュノテール31分野のうち30分野での交渉を開始したほか、「モノの自由移動」、「人の自由移動」、「税制」、「経済通貨同盟」など８分野の交渉を終え、2002年12月時点で23分野の交渉を終えている。政府は、2003年中に「競争政策」、「農業」、「地域政策」など残り７分野の交渉を終える意向である。

政府は2002年11月、「エネルギー」分野の交渉を終えた。ここでは、スロバキア、リトアニアと並んで、EUが「危険かつ安全性向上の対策は望めない」とみなされている原子力発電所（コズロデュイ原子力発電所１～４号機、出力各44万kW）の取り扱いが焦点となっていた。

コストフ前政権は99年末、ブルガリアのEU加盟交渉の開始条件として、「コズロデュイ原発1、2号機を2002年内に停止し、同３、４号機を2006年（場合により2008年）までに停止する」という確約を迫られ、受け入れた。今回も、同様の条件を受け入れることが「エネルギー」分野での交渉終結の前提とされていた。実際に、１、２号機は2002年末に運転を停止し、廃止プロセスに入った。３、４号機についても、2006年末までの閉鎖を欧州委に約束している。2002年11月の世論調査では、

３、４号機の閉鎖時期に対するEUの要求の受け入れに対し、国民の76%（99年とほぼ同水準）が反対している。特に、バルカン地域最大の電力輸出国としての地位を喪失すること、電力輸入国に転落する可能性があること、EUの主張により国益が損なわれること、スロバキアやリトアニアは、ブルガリアよりも閉鎖時期を遅くすることが認められており、ブルガリアが「不当な扱い」を受けていることに対する反感が強かった。

さらに、EUへの譲歩を批判した野党による内閣不信任案の提出、2003年10月に予定されている統一地方選挙といった政治的リスクを抱えている上、経済再生がなかなか実現せず、内閣支持率も2001年７月の発足時の50%から25%にまで半減している現政権にとって、EU加盟交渉の事情を優先させた決断は、EU加盟に向けた強い意志を示している。一方で、2002年９月に実施されたEU世論調査（ユーロバロメーター）では、国民の68%がEU加盟を支持するという結果が出ており、そうした裏付けが政府の意思を支えたとも考えられる。

現在交渉中の分野では、「競争政策」、「地域政策」、「財政・予算規定」など補助金が関わる分野における効率性と透明性の確保が焦点となっている。また、今後交渉の難航が予想される「環境」分野では、廃棄物管理、公害･リスク管理、原子力安全などが大きな課題とされている。欧州委は、環境分野に関しては、経済的な効率性の観点から、必ずしも十分な考慮がなされない傾向にあることを懸念しているほか、特に地方における行政能力の欠如を問題視している。

２．司法･行政能力の向上と経済改革の推進が急務

欧州委が作成した「ブルガリアのためのロードマップ」では、定期報告書の評価を基に、加盟交渉の終結に向け、ブルガリアが果たすべき課題を示している。同報告書で欧州委は、「加盟交渉で合意した事項を効率的に実行するためには、適切な司法･行政能力も備えていなければならない」、と述べており、法律や制度の「書き換え」だけでは不十分である、との認識を明らかにしている。これは、2001年の定期報告書でも指摘された「行政･司法能力の向上」を、クリアすべき課題として改めて強調した形となっている。

行政能力の向上に関しては、改革の実施に必要なスタッフの確保、意思決定に必要な法的枠組みの明確化、公務員の採用手続きや昇進システムにおける透明性の確保が、具体的な努力事項としてあげられている。

その第一歩として、2003年中に、具体的な行動計画を含めた「包括的改革戦略」を策定することが勧告されており、進捗状況を見ながら、PHAREプログラムを通じて個々の改革支援を実施していくことが約束されている。

司法能力の向上については、司法制度改革戦略が策定されたこと、関連法が改正されたことを大きな前進と認めている。しかし、行政制度と同様、司法制度はなお脆弱であり、その機能においてはほとんど変化が見られないと指摘している。

欧州委は、改革戦略の中でも特に、当局による効果的な捜査実施の手続き･方法に関わる事項と、国会議員を過剰に保護しているとされる訴追免責に関わる事項の２点に、特段の配慮を払うべきとしている。また欧州委は、司法制度に投じる予算についても、さらなる上乗せを促している。EU諸国でGDP比２～４%である司法制度への予算は、ブルガリアでは0.3%に過ぎない。

経済改革に関して、定期報告書は、ブルガリアはマクロ経済の安定を達成しており、より効率的に資源の再配分を可能にする市場経済が機能していることを認めている。しかし、「EU域内市場の競争圧力と市場動向に耐えていくには、市場の柔軟性をさらに高める必要

がある」として、具体的に次の項目を達成すべき努力目標に挙げている。

・民営化プログラムの推進
・中小企業支援、特に起業支援
・許認可手続きの廃止、簡素化
・破産手続きの効率化
・企業に対する融資機関の充実
・所有権保護の強化
・農地売買取引の促進
・インフラ、教育、環境、厚生面における公的投資の質と量の充実
・エネルギー分野における国家補助の削減

こうした諸施策の実施を支援する加盟準備支援金について、EUは、同国に対して３億6,800万ユーロ（2004年）、３億9,900万ユーロ（2005年）、４億3,000万ユーロ（2006年）とそれぞれ現状の20%、30%、40%と段階的に増額することを予定している。ただ、こうした支援金は、単にそれだけを支出する目的では交付されず、政府ないし民間部門からの個々のプロジェクトに対する共同出資や、十分な予算執行の実績が条件になっている。現時点では、ブルガリアのSAPARDプログラムの予算消化率は20%程度に過ぎない。さらに、「PHAREプログラムの支出対象は、諸制度の整備目的に絞られるべきである」（オルセン対ブルガリア交渉EU代表）との方針が改めて示されたほか、補助金の効果を確認するために欧州委が継続的にチェックする指標（新規起業件数、土地売買取引件数、許認可システムの簡素化、税務･関税当局の改革、破産手続きの効率化など）が「ロードマップ」で明示された。

こうしたEUの姿勢は、「政府の仕事は、EU支援金を使うことではなく、持続的な経済成長のための基本的条件を整備することである」、という極めて現実的な考え方を同国に求めている。

３．９つのビジネス環境整備案を発表

欧州委の勧告を受け、ヴァシレフ副首相兼経済相は2002年10月、「ビジネス環境の近代化と経済成長を促す９つの対策」を国会にあげている。９つのプログラムの概要は次のとおりである。

①　国家が関与する「投資基金」の設立
・初期資本１億レバは財政準備金（fiscal reserve）より充当
・基金運用主体を入札で選出。民間からも出資を募り、最終的には国家持ち分を過半数以下に引き下げ
・急成長しているブルガリア企業に対し投資を実施

②　グリーンフィールド投資の促進を目的とする経済特別区の設定（500万ユーロ以上の投資に対して次の特権を付与）
・無料もしくは１レバで最高50年まで借地権を付与
・インフラ利用、行政対応における優遇
・経済特別区が高失業率地域に指定された場合は法人税を免税

③　会社法の改正による破産･会社整理手続きの合理化
・執行手続きの簡素化と期間の短縮
・債権者保護の拡充

④　企業間債務の解消
・債務の証券化

⑤　資本市場の育成
・ブルガリア証券取引所の上場企業選択のためコンサルタントを選定
・資本市場改革の遂行

⑥　不動産価格指数の設定
・区分住居、オフィスビル、農地に分類
・2002年８月の設定以降、指数は緩やかに上昇

⑦　許認可、登録制度の廃止ならびに簡素化
・既存の360の許認可･登録制度のうち、70の廃止と120の簡素化を閣議決定

・現在の官僚的慣行の「無言は拒否」から「無言は承認」への転換

⑧　輸出保険機構の充実

・資本金の引き上げと再保険の導入による、取扱額の引き上げ

⑨　税制ならびに社会対策

・高失業率地域における法人税の減免措置

・観光業に対するVAT税率（７％）の据え置き

・10万人の新規雇用創出対策

ブルガリア商工会議所、ブルガリア産業連盟、ブルガリア雇用者連盟などの産業団体は、ヴァシレフ案を歓迎している。ただ一部には、経済特区における優遇措置適用の下限投資額500万ユーロは高すぎるとして、見直しを求める声もある。

４．加盟時期を巡る議論

2002年５月、EU加盟交渉の責任者であるクネヴァ副外相が、組織上格上げされ、「欧州関係相」に就任した。同相は、欧州委に対して、ブルガリアの加盟時期についての確約を強く要望し続けてきた。クネヴァ欧州関係相は折に触れて、「より具体的に加盟時期を設定することによって、ブルガリアは明確な展望を得て、国内関係者の発奮が期待できる」と訴えてきた。しかし、2002年の定期報告書の結論は、「ブルガリアとルーマニアを2007年にEUの一員として迎え入れることを目標とする」という表現にとどまっている。これは、2001年の「2007年のEU加盟という両国における目標を歓迎する」というスタンスからは一歩進んだものとなっているが、それ以上の具体性はない。しかし、パシ外相は、「早い段階で、遅い加盟時期が確定されるよりは、遅い時期に、結果的に早期の加盟が約束される方が良い」と、欧州委がブルガリアの加盟時期に関し明言を避けたことに対して、冷静な反応を示している。

５．産業界の反応

ブルガリア外国人投資家連盟（BIBA）は、事業環境に関する改善要求を「白書」として取りまとめ、毎年政府に提出している。2002年版白書では、「ブルガリアは自国経済における優先事項や発展モデルを決定していない。この点に関しては、移行段階にある他の中・東欧諸国、アイルランドにおける経験が参考になる」と提言している。また、キルコフBIBA会長はサクスコブルゴツキ首相への白書提出にあたり、「大企業にとっての事業環境は良好であり、問題は少ない。今は特に、中小企業のビジネスにとって好ましい環境を整えるべきである」とのコメントを添えている。

この白書で表明された批判、提言、要望などは、おおむね欧州委の「ロードマップ」に呼応したものとなっており、徴税における不公平の解消（「闇経済」撲滅の努力など）、経済の実態を反映した税制度の確立、中小企業の税負担の軽減、機能する司法制度の確立、行政サービスの効率化などが主張の軸となっている。

なお、2001年度の白書においては、経済浮揚の前提条件として国民の購買力の向上を強調していたが、この点については、「所得税率の引き下げによる可処分所得の増加が図られた」と評価している。

世論調査機関は2002年10月、国内企業を対象に、EU加盟がビジネスに与える影響について調査を実施した。その結果をみると、次のとおり各企業の予測は分散しており、明確な回答の傾向はみられなかった。

「ビジネスのルールが明確になるため、プラスに作用する」：30%

「EU市場へのアクセスが容易になるため、プラスに作用する」：22%

「より高い基準が要求されるため、マイナスに作用する」：13%

「より厳しい競争をもたらすため、マイナスに作用する」：13%

「予測できない」：18%

また、「これまでのEU加盟交渉において、自らの事業分野に関しブルガリアがどのような約束をしたのか理解しているか」という質問に対しては、62%が「理解していない」と回答し、「理解している」とした34%を大きく上回っている。この結果は、ブルガリアのEU加盟までの道のりの遠さを象徴しているといえよう。

（秋元　真）

行政改革を遂行し2007年のEU加盟を目指す（ルーマニア）

ブカレスト事務所

ルーマニアは95年６月にEU加盟を申請し、2000年２月より加盟交渉を開始した。政府は2001年、欧州統合省と加盟交渉国家代表団を設立したほか、2001～2004年の中期国家開発戦略を策定した。同国は、2000年に６分野、2001年に３分野、2002年に７分野、合計16分野の交渉を終えている。この間、2002年５月にはアクションプログラム、2002年12月には2003年のプライオリティ・アクションプログラムを策定し、EU加盟に向けた取り組みを積極的に行っている。

2003年の主な課題は、行政改革と行政能力の向上、司法改革、機能する市場経済への移行、汚職の撲滅、貧困の解消、ビジネス環境の改善などである。

１．国家プログラムに基づき改革を実施

2002年６月、欧州統合省は「ルーマニアのEU加盟のための国家プログラム（NPAR）2002年版」を欧州委員会に提出した。これは、各交渉分野における加盟準備状況のほか、2002年４月末までに実施された改革措置と2005年までに実施される予定の改革措置をまとめた文書である。

NPARでは、ルーマニアにおけるビジネス環境の整備について、自営業者として経済活動を開始する権利、弁護士として活動する権利、銀行や金融サービス機関を設立する権利、資本の自由移動について、大きく前進したと指摘している。

自営業者として経済活動を開始する権利は、「自然人による経済活動の組織化と遂行に関する法律（政令No.54／1990に代わるもの）」に規定されることになるが、この法律は、現在国会で最終的な審議が行われている段階にある。

「弁護士の組織化と遂行に関する法律（No.51／1995）」の改正法案は、2002年４月４日に政府の承認を受け、現在、両院の間で調整作業が行われている。この法案は、欧州協定に沿ったものであり、外国人弁護士はルーマニアに居を定めなければならないという制限や、外国人弁護士が法律実務を行うためには、少なくとも同数のルーマニア人弁護士を雇用しなくてはならないといった制限を廃止している。

外国法人による銀行の設立の権利について国内法制は、ルーマニアの法人であるか外国法人であるかによる区別を一切設けていない。ルーマニアで営業する免許を交付された外国銀行の支店には、容認される活動、許認可や免許取消の条件、銀行の組織や経営形態、資本要件についてルーマニアの銀行と同じ規制が適用されることになる。

2002年初めには、「サービスの自由移動」

分野の障壁を監視する作業部会が設置された。この作業部会は、サービス分野における同国の法制と慣行を評価し、障壁を排除するための具体的な方策を提案するという役割を担っている。

資本の自由移動については、直接投資、不動産投資（非居住者および非居住法人による土地の取得を除く）、資金送金、非居住者による外国為替口座の取引などが自由化された。居住者、非居住者ともにルーマニア金融市場で取引される証券の取得については、中央銀行の承認を受けなければならないが、政府は徐々に自由化を進める意向である。

政府は、貿易政策を持続可能な経済発展のための重要な要素とみなしており、その主な目的を、高付加価値品目などの輸出拡大においている。このほか、海外市場情報の効果的な活用、展示会、ミッションへの参加など、海外市場へのアクセス拡大と同国製品の競争力向上のための支援を優先課題としている。2002年１月にはHSコード体系とEU商品コード体系（CN）を導入するなど、関連制度の整備も進めている。

規格・基準認証の分野では、政府は欧州規格の少なくとも80%を2003年末までに適用することを目標にした「欧州規格採用方針」を2001年７月に採用した。これに対し欧州委は、18兆4,140億レイ（約60万8,000ユーロ）の資金拠出を承認した。政府は、欧州規格を管理運営するための人材育成を進めるとしている。

税制の分野では、「付加価値税に関する法律（No.345／2002）」の制定という大きな進展があった。この法律では、付加価値税の免税額を１億2,500万レイから15億レイに引き上げ、住宅の新築、改修に対する付加価値税の免税のほか、輸入から90日以内に輸出する最終製品の生産のための原材料や輸入材料に対する付加価値税の免除などの制度が導入された。

汚職の問題に関し、ナスターセ首相は2002年12月、「政府は、汚職撲滅のための国家戦略を加速してきた。こうした措置により、政府の行動力、ルーマニア経済の誘引力、ルーマニア社会の民主的で効率的な機能に対する国民とビジネスマンの信頼を取り戻すつもりである」とコメントしている。さらに、こうした措置が政府の専断的な措置ではなく、マスメディア、民間団体、国民、国会との連携の上に透明性をもってとられた措置であることを強調している。

２．産業界も加盟プロセスに積極的に参画

世論は、EU加盟を政府と産業界にとっての優先課題と認識している。加盟候補国を対象に行われた世論調査によると、ルーマニア国民の85%がEU加盟に賛成している。

加盟プロセスの透明性を確保するため、政府は、労働組合、産業界、業界団体、政党、代表的な民間団体などと協議するための包括的な枠組みを設定した。これは、加盟交渉のプロセスに社会の幅広い参加を求め、EU加盟に際し求められる制度改革を明確に理解してもらい、効率的に実施することを目的にしている。

欧州統合省が「欧州の将来に関する討議」を正式に開始した2001年５月９日以降、民間団体は率先してセミナーや公開討論会などを開催し、EU加盟プロセスに関する情報の普及を図ってきた。プシカシEU加盟交渉首席交渉官は、各界の代表を交えた委員会、協議会、討論会、円卓会議、セミナーの開催を産業界にも呼びかけている。実際に産業界は、EU統合に関する情報の普及と各種プロジェクトに深く関わっており、産業界の情報、専門知識、各種調査結果などは同国の加盟交渉にとって有益なものとなっている。例えば、産業界では、加盟交渉の状況、EU基準の適用状況、EU拡大の社会、経済、政治へのインパクト、労働移民問題、金融問題など多岐

にわたって調査、検討している。

３．欧州委は行政改革の必要性を強調

欧州委は2002年10月、EU加盟候補国が過去１年間に達成した進展をまとめた定期報告書を発表した。同報告書は、ルーマニアが97年以来、EU基準への適合の面で着実に進展してきたことを指摘している。しかし、まだ改革に着手していない分野があるほか、行政能力の欠如のために、整備した法制の実施に問題が生じているとしている。

同国は過去１年間、法制度のEU基準への調和を加速させてきた。また、徐々にではあるがEU基準の履行に必要な行政改革を進めてきた。課題とされている行政能力の向上には、行政制度と司法制度の両方の包括的な構造改革が必要となるが、ルーマニアが2007年のEU加盟を目標としていることを鑑みると、同国の加盟準備の進捗状況は順調に進んでいると言える。

改革を要する分野としては、各種経済基準の達成、および法制のEU基準への調和、行政・司法分野での改革があげられている。特に、資本の自由移動におけるマネーロンダリング対策、知的財産権の保護、競争政策分野における鉄鋼業界の整理・再編、税制分野における汚職対策、中小企業政策分野でのビジネス環境の整備などでの改革の必要性が強調されている。環境分野では、制度の整備は進んでいるものの、資金不足が指摘されている。

アキ・コミュノテールを履行する行政能力は限定的であり、そのことがEU加盟の大きな障害になっている。行政の一部分は効果的に機能しているが、EUからの支援金の管理など行政能力の不備が懸念されている分野が数多くある。政府は、この問題に関する改革プログラムを発表したが、構想段階にとどまっており、まだ実行されていない。

欧州委は、政府と協議の上、加盟プロセスを進めるための詳細なロードマップの策定と加盟前援助の増額を決定した。同国のEU加盟目標は、2007年と設定されており、ロードマップは、加盟準備の進捗状況と交渉の進展をにらんで定期的に更新される。

欧州委はまた、同国に対する金融支援を段階的に増額することを条件付きで決定している。これによると、2001～2003年における平均支援額に比べ、2004年には20%、2005年には30%、2006年には40%、支援額を増額することになっている。追加支援の条件は、ロードマップに沿った進展、資金の効果的な管理・分配能力の著しい改善である。

政府はこれらの報告書に基づき、EU加盟の準備段階において講じなければならない措置の優先順位と方向を次のように決定した。

1. 行政改革
2. EU基準の適用における行政能力の強化
3. 法制度改革
4. 財産権の再構成と関連法令の改正
5. 機能する市場経済の確立
   - 経済の構造改革、国営企業の民営化とリストラ
   - 価格と商取引の自由化
6. 汚職撲滅
7. 子供保護制度の定着
8. 貧困撲滅
9. 金融サービス部門の発達とビジネス環境の改善
10. アキ・コミュノテール履行のための能力の強化

今後、欧州統合省は加盟準備に関わっている他の省庁や機関と協力して、実施計画の詳細を詰める予定である。

４．日系企業の事業活動に与える影響

ルーマニア市場で活動している、あるいは今後参入を考えている日本企業にとって、同国のEU加盟により、主として次のような影響が生じると考えられる。

ルーマニアと他のEU加盟国との間の関税

が撤廃されるため、EU域外企業は、在ルーマニア企業、在EU企業と異なる関税体系が適用される。つまり、在ルーマニア企業は、欧州単一市場への製品の自由な輸出という恩恵を受けられると同時に、企業活動の拡大に必要な資材と技術をEUから無関税で輸入できるという恩恵も受けられる。

労働者の自由移動が認められることから、ルーマニアにおける人件費の水準は、長期的には徐々に上昇することが予想される。一方で、個人所得の増加は生活水準の向上、ひいては国内市場の拡大というプラスの影響ももたらすだろう。

日本企業を含め、ルーマニアで活動している企業が生産する製品の品質と技術水準は、EU規格に合わせることが義務付けられる。

また、ルーマニアのEU加盟により、イタリア、フランス、スペイン、ドイツ企業など外資系企業の参入を促し、国内市場での競争がさらに厳しくなることが予想される。

（佐藤　勝英）

Report 2

拡大ＥＵと単一市場圏の形成
～現状と課題～

海外調査部欧州課

本レポートは、2003年３月28日にジェトロ海外調査部が主催した研究会において、駿河台大学経済学部の田中友義教授に、拡大EUと単一市場圏の形成の現状と課題についての解説をお願いし、取りまとめたものである。

１．はじめに

2002年10月、欧州委員会（以下、欧州委）は「EU拡大に向けて」（Toward the Enlarged Union；Strategy Paper and Report of the European Commission on the progress towards accession by each of the candidate countries, Brussels, 9.10.2002,COM（2002）700 final）と題する報告書と、加盟候補国の加盟準備状況を評価する定期報告書（Regular Report）を発表した。欧州委は、中・東欧諸国など10カ国の2004年５月のEU加盟を勧告したほか、ブルガリア、ルーマニアについては2007年の加盟を目標に支援することを表明した。

2002年12月、コペンハーゲン欧州理事会で加盟交渉の終了を宣言し、2004年５月に10カ国がEUに加盟することを承認した。2003年４月16日にアテネで加盟条約に署名し、その後各国で国内手続きを行うことになる。

また2003年２月21日には、クロアチアがEU加盟を正式に申請した。

２．第５次拡大の特徴

表１のとおり、EUはこれまでも拡大を繰り返してきた。しかし、10カ国もの国々が一度に加盟するのは、今回が初めてのこととなる。第５次拡大の特徴は、EUの１人当たりGDPが大きく下がる点である（表２）。これは、今回加盟する10カ国は、これまでにEUに加盟してきた国々と比較して、経済水準が低いということを意味する。EU現加盟国の１人当たりGDPを100とすると、加盟申請国の平均は39.3となる。加盟国間の経済格差を縮小するための「結束基金」の受け取り国であるアイルランド、ギリシャ、ポルトガルといった国に比べても、経済格差は大きい。一方、面積（34%増）や、人口（１億人増）に与える影響は、加盟国の多さから考えるとそれほど大きくはない。

３．EU拡大の利益とコスト

EU拡大による利益とコストの比較につい

表1　EU拡大の推移

1）第１次拡大		
国　　名	加盟申請時期	加盟時期（加盟までの期間）
アイルランド	1961年７月	1973年１月（11年６月）
英　　国	1961年８月	1973年１月（11年５月）
デンマーク	1961年８月	1973年１月（11年５月）
2）第２次拡大		
ギリシャ	1975年６月	1981年１月（５年７月）
3）第３次拡大		
ポルトガル	1977年３月	1986年１月（８年10月）
スペイン	1977年７月	1986年１月（８年６月）
（旧東独　1990年10月の独統一でEUに併合）		
4）第４次拡大		
オーストリア	1989年７月	1995年１月（５年６月）
スウェーデン	1991年７月	1995年１月（３年６月）
フィンランド	1992年３月	1995年１月（２年10月）
5）第５次拡大（加盟時期を2004年５月と想定）		
ハンガリー	1994年３月	2004年５月（10年２月）
ポーランド	1994年４月	2004年５月（10年１月）
ルーマニア	1995年６月	2004年５月（９年11月）
スロバキア	1995年６月	2004年５月（９年11月）
ラトビア	1995年10月	2004年５月（９年７月）
エストニア	1995年11月	2004年５月（９年５月）
ブルガリア	1995年12月	2004年５月（９月５月）
リトアニア	1995年12月	2004年５月（９年５月）
チェコ	1996年１月	2004年５月（９年４月）
スロベニア	1996年６月	2004年５月（９年11月）

（注）交渉開始1998年３月：ハンガリー、ポーランド、エストニア、チェコ、スロベニア
2000年２月：ルーマニア、スロバキア、ラトビア、ブルガリア、リトアニア

ては、欧州委や研究機関が様々な研究を行っているが、それらの結果の共通点は、利益がコストを上回ることと、現加盟国よりも加盟申請国の方が、享受する利益が大きいということである。

EU拡大により、資本は現加盟国から新規加盟国に流れ、労働力は新規加盟国から現加盟国に流れると言われている。しかし、労働者の移動の影響は、それほど大きくないというのが一般的な見通しだ。EU加盟交渉において、加盟申請国はアキ・コミュノテール（EU法の権利と義務の総体）の履行に際し、移行期間を設けている。労働者の自由移動については、現加盟国に最大７年の移行期間を設け、一定期間の規制を認めている。

欧州委は、EU拡大による利益として、欧州における平和、安定、繁栄圏が拡大することを挙げている。さらに現在のEU市場に、

表2　拡大のインパクト（1995年データ）

加盟国数	面積拡大（%）	人口増加（%）	GDP合計増加（%）（注1）	1人当たりGDP変化（%）	1人当たりGDP平均（EUR6=100）
6カ国から9カ国へ	31	32	29	−3	97
9カ国から12カ国へ	48	22	15	−6	91
12カ国から15カ国へ（注2）	43	11	8	−3	89
15カ国から26カ国へ（注3）	34	29	9	−16	75

（注1） 購買力平価基準で調整
（注2） 旧東独を含む
（注3） EU加盟15カ国＋加盟申請11カ国（マルタ、トルコを除く）
出所：Timothy Bainbridge, “The Penguin Companion to European Union”（3rd edition, Penguin Books, UK, 2002）、p156

急速に成長を遂げつつある中・東欧諸国が加わることにより、現加盟国と加盟申請国の両方の経済成長を押し上げ、雇用が創出されるとしている。

具体的には、新規加盟国は、加盟後10年間にわたり、GDPの５～９％の追加的成長、拡大EUは1.5%の成長が期待できるとしている。欧州委は、１人当たりのGDPがEU平均を下回っていたアイルランド、ポルトガル、スペインが、EU加盟後に大きな経済成長を遂げたことを強調しており（表３）、今回加盟する中・東欧諸国に対しても、同様の経済発展を期待している。そのほか、環境保護や犯罪などに関するEU政策の採択により、欧州全域で市民生活の質の向上が期待できる点にも言及している。

欧州政策研究センターによると、第５次EU拡大は、現加盟15カ国に対し100億ユーロ、加盟申請国に対し230億ユーロの経済効果を与えるとしている。また別のレポートでは、EU拡大はGDPを５％押し上げる一方で、雇用問題、賃金問題に深刻な影響を与えないとしている。

欧州主要企業のトップ45人からなる“The European Round Table of Industrialists（ERT）”は、EU拡大がもたらす経済効果を、600～800億ユーロと見積もっている。その要因として、第１に、海外直接投資の増加によって生産性が向上すること、第２に、法制度改革、行政改革の遂行により、企業が長期戦略を描ける投資環境を創出すること、第３に、現加盟国、新規加盟国の国際競争力が向上すること、第４に、現加盟国、新規加盟国間の貿易が拡大することを挙げている。

欧州委は、EU拡大の利益は既に多くの分野で現れているとしている。例えば、現加盟国から新規加盟国向けの直接投資が活発化しているほか、貿易についても、中・東欧諸国の対EU貿易のシェアが増加している。経済面での緊密化が、新規加盟国の経済成長にもたらす影響も大きく、2000～2009年の間、実質GDP成長率を毎年1.3～2.1ポイント押し上げるとしている。新規加盟国からの労働力の移動については、2004年の加盟直後に労働力の自由移動が実現すれば、33万5,000人の労働者が新規加盟国から現加盟国に流入すると

表3　結束諸国の実質GDP成長率（1988－2003年）

	期　間	ギリシャ	スペイン	アイルランド	ポルトガル	EU３カ国（注１）	EU12カ国（注２）	EU15カ国（注２）
GDP年平均成長率（%）	1988－98	1.9	2.6	6.5	3.1	2.6	2.0	2.0
	1988－93	1.2	2.0	4.4	2.6	2.0	1.7	1.7
	1993－98	2.7	3.1	8.7	3.6	3.1	2.4	2.5
	1998－03（予想）	3.9	3.1	6.8	2.1	3.1	2.0	2.1
一人当たりGDP（購買力平価）EU15=100	1988	58.3	72.5	63.8	59.2	67.8	106.6	100.0
	1990	57.4	74.1	71.1	58.5	68.6	106.4	100.0
	1993	64.2	78.1	82.5	67.7	74.0	105.0	100.0
	1998	66.9	79.2	106.1	72.2	75.9	104.6	100.0
	2000	67.7	82.2	115.2	68.0	77.3	104.3	100.0
	2001	64.7	84.1	117.9	69.0	78.1	104.2	100.0
	2002(予想)	69.0	83.4	119.1	72.5	79.0	104.1	100.0
	2003(予想)	70.4	83.8	119.9	72.1	79.5	104.0	100.0

（注１） ギリシャ、スペイン、ポルトガル３カ国
（注２） 1988－98年、1988－93年の成長率は旧東独を除外
（注３） 2001年のギリシャの数値は国勢調査暫定値による
出所：Eurostat（national accounts）+ calculations DGREGIOから作成

予測している。

また拡大をしなかった場合、あるいは拡大が先延ばしになった場合のデメリットとして、現加盟国が経済的利益を喪失すること、欧州の政治的安定が損なわれること、組織犯罪、不法移民、テロに対して効率的に対策を講じることができなくなることがデメリットとして挙げられている。また新規加盟国にとっては、経済改革のインセンティブが弱まること、外国直接投資の流入の減少、経済成長率の低下を挙げている。

４．４つの自由移動

94年にハンガリーが加盟を申請し、その後欧州協定を締結した国が次々と加盟申請をする中で、欧州委は、加盟交渉国が準備するべき点について、95年に白書（White Paper；Preparation of the Associated Countries of Central and Eastern Europe for Integration into the Internal Market of the Union）を提出し、同年６月のカンヌ欧州理事会で採択した。白書は、23分野における899項目をクリアすべき課題としてリストアップしている。23の分野は31に分類し直され、加盟交渉が始められた。ここでは、31の分野のうち、人、モノ、資本、サービスの４つの自由移動について、どのような交渉がもたれて、どのような合意が形成されたのかを整理したい。

モノの自由移動の阻害要因としては、数量規制や関税障壁が挙げられるが、これらはすでに撤廃されているか、もしくは撤廃されつつあるため大きな問題とはならなかった。加盟交渉で問題となったのは、基準や認証などについての技術的な障壁である。2004年に加盟する10カ国は、移行期間を設けず、2004年５月のEU加盟時からモノの自由移動を実現させることで合意した。新規加盟国は、EU

域内市場を適正に機能させるため、交渉で合意した内容を実際に立法化し、実行することを求められている。一方で、医薬品の販売許可、医療機器の基準・認証、技術的基準に関しては、2007年もしくは2008年までの移行期間が認められた。

人の自由移動については、職業資格の相互承認、EU市民としての諸権利、労働者の自由移動、社会保障制度の調整の４分野が対象となる。ここでは、労働者の自由移動に焦点を絞って合意内容を整理する。

新規加盟国から現加盟国への労働者の流入に関しては、欧州委が30万人強と予測している労働者の移動が、どれほどの影響を与えるかが問題となる。この点については、30万人がそのままドイツやオーストリアに流入すれば問題となるだろうが、ある程度分散すれば、それほど大きな問題とはならないと考える。

労働者の自由移動については、現加盟国が、最大で７年間の移行期間を設けることで合意した。加盟国の申請に基づき、欧州委が各国の労働市場に与える影響を考慮して、欧州理事会に移行期間の設定を提案することとなっている。加盟国は、まず２年間の移行期間を設定するかどうかを選択し、２年後に、あと３年延長するか否かを、その後さらに２年延長するか否かを判断することになる。労働者の流入が集中するとされているドイツとオーストリアは、最大の７年間の移行期間を設定することが予測される。

サービスの自由移動については、銀行、保険、証券などの認可条件の最小限化、制度の調和が図られた。銀行については、一定の移行期間が設けられた。また、建設業や清掃業など、特定のサービス分野に、新規加盟国から大量に労働者が流入する懸念がある。この点に関し、欧州委は、中・東欧からの流入が当該業種の労働市場を混乱させる場合、あるいはそのおそれがある場合には、保護措置をとるとしている。

資本の自由移動については、原則的に制限を禁じているが、加盟申請国は外国人による不動産投資の自由化に最大12年間の移行期間が認められた。また、マネーロンダリング防止のためのEC指令の適正な実施と履行が求められている。

５．経済改革の進捗状況

新規加盟国は、EU加盟にあたり市場経済が機能していること、つまり、EU加盟後の域内市場の競争圧力に対応できる能力が求められている。この点につき、欧州復興開発銀行（EBRD）の「トランジションレポート（市場経済移行報告書）」は、中・東欧諸国の市場経済化の状況について評価をしている（表４）。これによると、国営企業の民営化、外為制度については、十分に進展しており、制度が整っていると評価している。しかし、競争政策、企業統治、リストラに関しては、まだそれほど進んでいない。この表からは、市場経済化の中で、小規模国営企業の民営化が非常に進んでいることが分かる。

外国為替、貿易制度については、ルーマニアを除いて進展が認められている。この分野は、中・東欧諸国が早い段階から市場経済化を目指して、改革に着手した分野である。反対に、価格の自由化、あるいは競争政策、インフラなどの分野については、それほど進展していない。

６．EUと中・東欧諸国の貿易関係

EUと中・東欧諸国との貿易関係は、欧州委によると、EUから中・東欧諸国への輸出のシェアは、95年の10.2％（輸出）、8.7％（輸入）から、2001年にはそれぞれ12.9％、10.9％まで拡大している（表５）。特に注目すべき点は、EUの対中・東欧貿易におけるドイツのシェア（2000年実績）が40.9％（輸出）、44.5％（輸入）と、大きなシェアを占めていることである。また、EUの対中・東

表4　中・東欧諸国の市場経済化の進捗状況（注1）

国　名	人　口（100万人、2001年央）	GDPに占める民間部門の比率（%、2001年央）	企業			市場・貿易			金融		インフラ
			大企業の民営化	小企業の民営化	企業統治・リストラ	価格自由化	貿易・外国為替制度	競争政策	銀行改革・金利自由化	証券市場・非銀行金融機関	インフラ改革（注2）
ブルガリア	8.1	70	4−	4−	2+	3	4+	2+	3+	2+	3−
チェコ	10.3	80	4	4+	3+	3	4+	3	4−	3	3
エストニア	1.4	80	4	4+	3+	3	4+	3	4−	3	3
ハンガリー	10.0	80	4	4+	3+	3+	4+	3	4	4−	4−
ラトビア	2.4	70	3+	4+	3−	3	4+	2+	4−	3	3
リトアニア	3.7	75	4−	4+	3	3	4+	3	3	3	3−
ポーランド	38.7	75	3+	4+	3+	3+	4+	3	3+	4−	4−
ルーマニア	22.3	65	3+	4−	2	3+	4	2+	3−	2	3
スロバキア	5.4	80	4	4+	3	3	4+	3	3+	2+	2+
スロベニア	2.0	65	3	4+	3	3+	4+	3−	3+	3−	3+

（注１）評価点は、最低点１「計画経済からの進展なし」から最高点４+「先進工業国並の水準・成果」までの1,2,3,4,4+の５段階。詳細な説明は「Transition Report 2002」のp21参照のこと。
（注２）テレコム、電力、鉄道、道路、水道の５つの分野
出所：EBRD；Transition Report　2002から作成

表5　EUの域外貿易と対中・東欧貿易

（単位：10億ユーロ、%）

		1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
域外貿易（10億ユーロ）	輸出	572.8	625.1	720.7	729.6	750.5	937.9	974.6
	輸入	545.1	581.5	672.4	709.4	772.5	1,026.8	1,017.6
米国（%）	輸出	18.0	18.3	19.6	21.9	23.0	24.7	24.4
	輸入	19.0	19.4	20.5	21.3	21.3	19.2	19.0
日本（%）	輸出	5.7	5.7	5.0	4.3	4.6	4.8	4.6
	輸入	10.0	9.0	8.9	9.2	9.1	8.3	7.4
EFTA（%）	輸出	12.1	11.6	10.8	11.5	11.4	10.5	N.A.
	輸入	12.8	12.8	12.0	11.3	10.5	10.5	N.A.
中・東欧（%）	輸出	10.2	11.3	12.1	13.5	13.1	12.3	12.9
	輸入	8.7	8.8	9.0	10.1	10.3	10.9	10.9
その他（%）	輸出	54.0	53.1	52.5	48.8	47.9	47.7	N.A.
	輸入	49.5	50.0	49.6	48.1	48.8	51.1	N.A.

出所：EUROSTAT：External and intra-European Union trade CD-ROM（May,2002）などから作成

欧貿易は、ポーランド、ハンガリー、チェコの３カ国に集中している。反対に、中・東欧諸国の対ＥＵ貿易依存度をみると、40%台～70%台と国によってばらつきはあるものの、概して高いことが分かる（表６）。

７．EUと中・東欧諸国の投資関係

欧州委によると、EUの対中・東欧諸国投資は、95年から2000年の間で2.6倍に増加した。99年末の投資残高は577億ドルだが、ポ

表6　中・東欧諸国の対外貿易（2001年）

	対外貿易			
	貿易収支(輸出/輸入)（%）	対EU輸出比率（%）	対EU輸入比率（%）	対EU貿易収支（100万ユーロ）
ブルガリア	76.3	54.8	49.4	−380
チェコ	91.6	68.9	61.8	−2,376
エストニア	77.0	69.4	56.5	−19
ハンガリー	90.5	74.3	57.8	481
ラトビア	57.1	61.2	52.6	−466
リトアニア	72.1	47.8	44.0	−773
ポーランド	71.8	69.2	61.4	−8,976
ルーマニア	73.0	67.8	57.3	−967
スロバキア	85.5	59.9	49.8	264
スロベニア	75.8	62.2	67.7	−1,819

（注）European Commission “ Toward the Enlarged Union; Strategy Paper ”, Brussels, 9.10.2002 COM（2002）700final,p.97から作成

表7　EUの対中・東欧直接投資残高（1999年末）

	ハンガリー	チェコ	ポーランド	スロバキア	バルト諸国	ルーマニア	ブルガリア	スロベニア	トルコ	中東欧諸国 (注)
EU	11,224	12,374	17,026	2,030	3,037	3,052	838	1,194	4,928	57,744
（%）	19.0	21.0	30.0	4.0	5.0	5.0	1.0	2.0	9.0	100.0
デンマーク	63	375	775	7	908	1			22	2,198
ドイツ	5,493	5,048	5,164	904	207	305	143	292	968	18,865
フランス	793	438	2,260	99	158	1,294	1	130	698	5,497
オランダ	1,826	1,590	3,056	167	31	179	56			7,878
オーストリア	1,673	1,291	558	573	10	174	113	560	13	4,965
ポルトガル	8	1	192	0	0	2	2	0	0	209
英国		799	1,142	88	222	299	220		743	3,260

（注）トルコを含む
出所：Eurostat：European Union Foreign Direct Investment Yearbook 2001，ｐ58から作成

ーランド、チェコ、ハンガリー向けに集中しており、全体の70.0%を占めている（表７）。2000年における中・東欧諸国の直接投資の受け入れは、EUからが全体の71.4%と圧倒的なシェアを占めている。ここでもドイツのプレゼンスは高く、99年末時点で32.7%のシェアを占めている。外資系企業の雇用者数をみると、EBRDによれば、ハンガリーでは、総雇用者数の15%（58万人）が外資系企業で働いており、雇用面での外国資本の貢献度は高い。

（まとめ：志牟田　剛）

Report 3

欧州部品産業（機械、自動車、電気・電子部品）の概況（イタリア、ポーランド、チェコ、ハンガリー、ルーマニア）

ミラノ･センター、ワルシャワ事務所、プラハ事務所、
ブダペスト事務所、ブカレスト事務所

ジェトロでは、欧州における部品産業（機械、自動車、電気・電子部品）の概況調査を実施した。以下にその概況を報告する。

1.イタリア

機械部品産業

１．業界のバックグラウンド（基礎的技術力・素材／周辺産業の立地など）

イタリアは、ファッションや食の国としてクローズアップされることが多いが、最大の輸出産業は繊維や食品ではなく、実は機械産業である。その背景には、日本と同じく、エネルギーや鉱物などの天然資源を自給できないため、原材料を輸入して製品を輸出する加工貿易に頼らざるを得ないという状況がある。また、中小企業が全体の９割以上を占めるイタリアでは、多額の設備投資を必要とする化学製品の分野や、大規模な研究開発への投資を要するエレクトロニクス産業には進出しにくいという事情もある。

機械産業の盛んなロンバルディア州の州都ミラノ（イタリア全体のGDPのうち10.2%を占めるイタリア最大の工業都市）の産業連盟Assolombardaの統計によれば、加盟企業5,443社を24業種に分類した場合、金属機械の分野に携わる企業数は1,743社で、他業種に比べ飛び抜けて多い。ただ、イタリアの得意としている機械類は、日本と競合するような汎用な大型機ではなく、特殊な用途のための小型機械である。特によく知られているのは、工作機械、木工用機械、包装機械、繊維機械、食品加工機械などであり、いずれも生産高の半分以上を輸出しており、国際的な競争力を有している。

全国機械工業連盟によれば、1,000社余りの登録企業の合計年商は330億ユーロで、そのうち輸出比は49.7%である。機械部品の分野は、このような小型機械に関連した専門性のある特殊部品を得意としており、特注部品の受注に柔軟に対応できる技術力を持っている。

２．当該部品業界の概要（企業規模＜生産高・従業員数＞、企業数、系列化、上位企業の特徴など）

イタリア経済の特徴は、全企業の９割以上を占める中小企業が経済活動の原動力となっている点にある。企業の規模が小さいと、過剰な設備投資や人件費を極力おさえようとするため、企業間で相互補完的なネットワークを形成しようという動きが強くなり、結果として地域に関連業種の企業が集積して発展している。例えば、ファッションの発信地の北イタリアでは、繊維機械のメーカーやその部品を供給する企業が多い。包装機械の4割を生産するエミリア・ロマーニャ州では、食品、化学製品、医薬品、化粧品の産業があり、それらの製品を包装する機械が中心に作られ、部品を供給する企業も周辺地域に集まっている（例えば、包装機械の部品は95%が同州内で調達される）。

当該業界の中心になるのは、従業員250人以下の中小企業で、その中でも従業員50人以下の小企業の割合はかなり高い。(注1)

「系列」は存在せず、同地域の関連産業の企業同士が独立した立場で互いに補いあうようなネットワークを作っており、地域別および業種別の各産業連盟が情報交換やネットワークづくりに一役を買っている。機械メーカーとの関係は、日本のような「下請け」という関係ではなく、機械部品を製造する会社は複数の顧客を持って独立した経営をしており、機械メーカーとは、対等な立場であることの方が多い。

同じ地域内の関連企業は、互いに強い人間関係で結ばれているため、時には契約書をとりかわさないで取り引きすることもある。

機械の完成品を製造する会社の規模が大きい場合には、より価格競争力のある部品や品質的に優れた部品を求めて、他の地方にオーダーすることもある。また、双方の資金繰りを円滑にするために、外注先に部品の原材料を提供することも行われている。

【上位企業の例】

COMAU：トリノの工作機械を製造する小規模の会社が集まって設立したConsorzio Macchine Utensilが会社の前身。現在は、あらゆる機械の分野に進出、従業員7,500人、年商８億ユーロ以上の大企業に成長している。
URL : http://www.comau.it

BERCO：1986年設立のエミリア・ロマーニャ州の会社で、工作機械、農耕機械の部品を生産。従業員2,400人、年商３億６千万ユーロ。

Manzoni Group：1986年設立のロンバルディア州の会社で、プレス用の機械および部品を得意とする。従業員680人、年商１億２千万ユーロ。

３．取引形態・商慣行（受注条件、支払条件、取り引き上の留意点ほか）

同一地域内の企業間では、非常に信頼関係が強いので、かなり融通のきく受注条件や支払条件で取り引きが行われているが、外国の取引先に対しては、比較的慎重である。機械部品は特注であることが多いため、取り引きが何らかの事情でキャンセルされてしまった場合には、食品などのように別の相手先に売るというようなことができず、リスクが大き

（注１）EUにおける「中小企業」の定義は、製造業では①従業員250人以下、②年間売上が4,000万ユーロ以下もしくは総資産が2,700万ユーロ以下、③大企業の出資率が25%以下であること。また、小企業の定義は、①従業員50人以下、②年間売上が700万ユーロ以下もしくは総資産が500万ユーロ以下、③大企業の出資率が25%以下、の条件を満たすこと。

くなるからである。

海外との取り引きの場合、受注条件や支払い条件は、企業間の力関係と信頼関係、取引金額などによって変わってくる。

通常、受注にあたっては、ミニマムオーダーが設定されており、また業界の多くは中小企業なので、生産能力に限りがあり、１回の発注量に制限があることもある。発注が継続的に行われる場合には、年間の発注スケジュールを要求される。イタリアのメーカーは企業規模が小さいために、通常ストックは持たず、急な受注には対応できないので、時間的に十分余裕を持った発注が必要である。

支払条件は、ほとんどの場合はL/C（取消不可能）決算である。また、初取引の場合には、発注がコンファームされた時点で、前金を10～20%払うのが一般的で、時にはそれ以上の前金を要求されることもある。ただ、これはあくまで目安であり、いったん信頼関係を築いてしまえば、比較的弾力的に接してくれるのもイタリア企業の特徴である。

取り引き上の留意点としては、同国の企業と取り引きする場合には、納期が遅れる場合が多いので注意を要する。実際、取り引き上のトラブルで一番多いのは、納期の延滞である。例えば、部品業者はネジや部品の一部を他の企業から購入したり、時には部分溶接や塗装などを外注したりするが、その納入が遅れると、スライド式に部品の出荷も遅れることになる。そのため、納期を設定する場合には、スケジュールにかなりの余裕を持たせる必要があり、さらに、契約の際には、延滞時の対応方法（例えば、サプライヤーの負担で航空便により出荷するなど）、補償についての条項を盛り込んでおいた方が良い。

もう一つの留意点は、イタリアでは、日本ほど品質に関して厳しくないことを知っておくことである。同国の品質基準と日本の品質基準はかなり異なり、購入部品の各部の公差（トレランス）については、EU基準をクリアーしただけでは不十分な場合もあるので、契約時には独自に取り決めておいた方が良い。

４．関係官庁・業界団体・主な進出日系および外資系企業（機関名・ホームページURL・所在地など）

関係官庁：生産活動省（Ministero delle Attivita’ Produttive）
経済財務省（Ministero dell’Economia e Finanze）など

業界団体：全国機械連盟ANIMA（Federazion dell Associazioni Nazionale dell’Industria Meccanica Varia ed Affine Federation of the Italian Mechanical and Engineering Industry Associations）

ミラノに所在。住所Via Battistotti Sassi,11/B - 20133 Milano

Tel: +39-02-73971 Fax: +39-02-7397316

創立1914年、1,000社以上の企業が所属し、会員数は約186,000人。

URL:http://www.anima-it.com

金属機械連盟ＡＭＭＡ（Associazione Industriali Metallurgici Meccanici ed Affini）

住所 Via Vela, 17-10128 Torino

Tel:+39-011-57181 Fax: +39-011-571-8333

1919年にフィアット社の創立者ジョバンニ・アニェリのイニシアティブによって、フィアット本社の所在するトリノに設立、彼が初代会長を務めた。URL:http://www.amma.it

その他、ミラノにイタリア工作機械協会（UCIMU）URL:http://www.ucimu@ucimu.itなどがある。

外資系企業では、I.T.W.Fastex Italia Gildemeister Italiana など

また、経営に行き詰って資本を米国の会社に売却する例も見られる。

主な日系企業（ジョイントベンチャーを含む）は次のとおり。
ベルガルダ
ブリヂストンメタルファイタリア
エプソン
日本精工イタリア
シマノイタリア
滲透イタリア
テクスマック　ヨーロッパ
ワックヨーロッパ
ヤンマー　カジバ
YKK地中海社

自動車部品

１．業界のバックグラウンド（基礎的技術力・素材／周辺産業の立地など）

イタリアでは一般乗用車を生産するメーカーは、フィアット社のみという特殊事情がある。フィアット社は1899年トリノに創立され、50年代後半から60年代にかけて高度成長期に急成長した民間最大の大企業。もともと大衆車を製造する会社だが、60年代から70年代にかけてアウトビアンキ、ランチャを吸収、87年には高級車のアルファロメオ社を買収、90年代には超高級車のフェラーリ、マセラッティ社の株式を過半数獲得と、自動車業界を独占してきた。ところが、数年前から経営不振が表面化し、2000年にゼネラル・モーター社と資本提携した後も、経営の建て直しには至らず、現在は自動車部門から撤退するかどうかという瀬戸際まで来てしまった。これにはさまざまな原因があるが、多角化を重視して自動車部門への投資を抑制したために、乗用車の国際競争率の低下を招いたことも一つの要因としてあげられる。国内に競合相手がおらず、独占企業化してこともあり、品質、価格などの面で、ドイツ車、フランス車との関係で劣勢になり、国際競争に敗れてしまった。

通常、自動車部品のサプライヤーは、大手自動車メーカーの周辺地域を中心に発展するので、フィアット本社の所在するトリノ（イタリアで人口が４番目に多い都市）を中心に、ピエモンテ州に集中している。また、高級車のメーカーはモデナにフェラーリ社、マセラッティ社、ブガッティ社、ボローニャにランボルギーニ社とエミリア・ロマーニャ州に集まっており、その関連の部品メーカーも多い。

全体的に、大量生産の車の基礎的技術力は、世界的なレベルから比べると、必ずしも高いとはいえない。国産車であるにもかかわらず、フィアット車の故障率が日独仏の車に比べて多いのは、部品の品質のばらつきなどと無関係とは言い難い。フランスやドイツの部品メーカーにシェアをかなり奪われているのも現実である。

しかし、高級車と産業用大型車の部品に関してはかなりの技術レベルを持つ。フェラーリのエンジンをはじめとしたメカニックが飛び抜けているのはＦ１でも証明済みであり、また、産業用大型車の部品、例えばキャタピラーの部品やゴム製のエアサスペンションなど、国際的なシェアを持つものもある。大衆車の部品よりも、専門性を有する部品に注目するべきものが多い。

２．当該部品業界の概要（企業規模＜生産高・従業員数＞、企業数、系列化、上位企業の特徴など）

イタリアでは、従業員数が250人以下、年商が4,000万ユーロ以下の中小企業が全体の９割以上を占め、自動車部品のサプライヤーについても大部分が中小企業(注1)に属する。通常、イタリアの他の業種に「系列」は存在しないが、自動車業界は「大企業」フィアット社が君臨する特殊な業界で、フィアットを頂上に系列に類似した特殊な企業関係が部品業界との間に存在する。国内のOEM部品市場の大半は、フィアット系のMagneti Marelli部門が占めている。
【上位企業の例】

Sistemi Sospensioni：ミラノに93年設立、サスペンションに専門技術を持つ会社。従業員数2,400人、年商７億３千万ユーロ。

Freni Brembo o Anche：73年ロンバルディア州に設立、ブレーキを中心に自動車部品全般を生産。従業員数1,800人、年商４億500万ユーロ。

オッティーノ社：小企業であっても、フィアット系列とは関係なく、独自に販売ルートを築いている優良企業。ミラノ郊外に立地する。59年に現社長のリカルド・オッティーノ氏によって創立されたジェネレーターを主力製品にする自動車部品の会社。血縁者が管理職を占める家族経営で、従業員は30人、売上高は約150万ユーロで、売上に対する輸出比は90%、主要取引先はドイツのアウディ社である。

３．取引形態・商慣行（受注条件、支払条件、取り引き上の留意点ほか）

受注条件や支払条件は、取り引き企業間の力関係、信頼関係、取り引き額などによって決まるため、ケースにより異なる。

通常、受注にあたっては、ミニマムオーダーが設定されており、また業界の多くは中小企業なので、生産能力に限りがあり、１回の発注量に制限があることもある。発注が継続的に行われる場合には、年間の発注スケジュールを要求される。イタリアのメーカーは企業規模が小さいために、通常ストックは持たず、急な受注には対応できないので、時間的に十分余裕を持った発注が必要である。

初取り引きの場合には、受注時に10～20%の前金、残りをL/C（取消不能）による決済にするのが一般的な慣習だが、業界の風潮として多少融通がきくところもあり、L/C決済に付随する諸々の制限を避け、出荷後に送金による決済が行われる場合もある。

近年日本の自動車メーカーが欧州に工場を設立しているが、自動車部品を日本向けではなく、欧州の工場に出荷する場合には、受注条件や支払条件が多少緩やかになる。ただし、現実にはイタリアの会社から部品を買うよりも、日本から取り寄せることの方が多い。

また、取り引き上の留意点としては、イタリアの企業と取り引きする場合には、納期が遅れる場合が多いので注意を要する。実際、取り引き上のトラブルで一番多いのは、納期の延滞である。例えば、部品業者はネジや部品の一部を他の企業から購入したり、時には部分溶接や塗装などを外注したりするが、その納入が遅れると、スライド式に部品の出荷も遅れることになる。そのため、納期を設定する場合には、スケジュールにかなりの余裕を持たせる必要があり、さらに、契約の際には、延滞時の対応方法（例えば、サプライヤーの負担で航空便により出荷するなど）や、補償についての条項を盛り込んでおいた方が良い。

もう一つの留意点は、イタリアでは、日本ほど品質に関して厳しくないことを知っておくことである。イタリアの品質基準と日本の品質基準はかなり異なり、購入部品の各部の公差（トレランス）については、EU基準をクリアーしただけでは不十分な場合もあるので、契約時には独自に取り決めておいた方が良い。

４．関係官庁・業界団体・主な進出日系および外資系企業（機関名・ホームページURL・所在地など）

関係官庁：運輸省（Ministero delle Infrastrutture e Trasporti）
生産活動省（Ministero delle Attivita' Produttive）
経済財務省（Ministero dell'Economia e Finanze）
環境地域保護省（Ministero dell'Ambiente e Tutela del

Territorio）など

業界団体：

全国自動車工業連ANFIA（Associazione Nazionale fra Industrie Automobilistiche）

住所　Corso Galileo Ferraris,61 - 10128 Torino

Tel: +39-011-5546511 Fax: +39-011-545986

フィアット本社のあるトリノに1912年に設立。260企業、110,000人が加盟。

加盟企業の合計年商は350億ユーロ。

URL:http://www.anfia.it

金属機械連盟AMMA（Associazione Industriali Metallurgici Meccanici ed Affini）

住所 Via Vela, 17 - 10128 Torino

Tel:+39-011-57181 Fax: +39-011-571-8333

1919年にフィアット社の創立者ジョバンニ・アニエリのイニシアティブによって、フィアット本社の所在するトリノに設立、彼が初代会長を務めた。

URL:http://www.amma.it

外資系企業：

現地法人が従業員1,500人を超える会社では、T.R.W.Italia（2002年12月にアメリカのNorthrop Grummanが買収）、Hayes Lemmerz、Hayes Lemmerz、LearCorporationItalia、EATONなどがある。 また、従業員数800人のフランスのValeo社はラジエータ、ブレーキ、ギアなど自動車部品を総合的に製造、イタリアのマーケットリーダーの一つ。

イタリアにおける主な日系企業（ジョイントベンチャーを含む）は次のとおり。

IHIターボ　イタリー

イタリアトヨタ

デンソー（トヨタ系）

フィアット ヒタチ エクスカベーターズ

ホンダ　イタリア

欧州三菱自動車トリノ

イタリア日産自動車

スズキイタリア

電気･電子部品産業

１．業界のバックグラウンド（基礎的技術力・素材／周辺産業の立地など）

中小企業が全体の９割以上を占めるイタリアにおいては、大規模な設備投資を必要とする電気・電子産業、特にエレクトロニクス部門は、国際競争力に欠ける分野であるが、差別化製品には良いものがある。

地域的には、イタリア北部のロンバルディア州、エミリア・ロマーニャ州や中東部のマルケ州にエレクトロニクスのサプライヤーが多い。マルケ州都のアンコーナ近郊には、楽器（アコーデオン）製造の伝統があり、それをもとにエレクトリック・ミュージカル・インストルメントの企業が多く立地している。その外注先としてエレクトロニクス機器メーカーがあり、さらに周辺地域を部品メーカーがとりまいていた。マルケ州は産業発展の歴史は比較的浅いが、やはり他の地域と同様、地域を中心に同業種の産業が一体となって発展し、企業間が相互に補い合いながらネットワークを築いてきた。

家電製品については、大量生産品や廉価な製品は、ドイツ製、韓国製、または中・東欧の製品にシェアを奪われているが、専門性の高い差別化製品は、イタリア企業の得意とするところである。例えば、戦後、移動式のオイルヒーターによって急成長を遂げたトレヴィゾのデロンギ社は、ドイツ、イギリスなどを中心に、北欧でのオイルヒーターのシェアをほぼ独占している。さらに、家庭用エスプレッソマシン、コンベクター機能付コンパクトオーブン、フライヤー（揚げ物用の電気鍋）などオリジナリティーのあるユニークな商品を開発し、欧米だけでなく、日本への進出に

も成功した。デロンギ社が小規模な家族経営であった時代は、当然部品は地域内から調達することが多かったが、大企業の仲間入りを果たした後は、地域のネットワークに頼る必要性は希薄になり、他の国やイタリアの他の地域からも調達するようになった。このように、企業規模が大きくなればなるほど、地域性は弱まる傾向にある。

２．当該部品業界の概要（企業規模＜生産高・従業員数＞、企業数、系列化、上位企業の特徴など）

電気・電子機器の部品を製造する会社は、従業員数250人以下、年間売上が4,000万ユーロ以下の中小企業(注1)がほとんどで、そのうち従業員50人以下の小企業の割合も高い。同地域内での企業間の強いネットワークは存在するが、系列は見られない。

【上位企業の例】

AMISCO：ロンバルディア州に73年設立されたコイル関係を中心に製造する会社。従業員250人、年商2,400万ユーロ。

Plati Elettroforniture：ロンバルディア州に82年に設立された、電気ケーブルを中心に製造する会社。従業員240人、年商4,300万ユーロ。

３．取り引き形態・商慣行（受注条件、支払条件、取り引き上の留意点ほか）

受注条件や支払い条件は、企業間の力関係、信頼関係の度合い、取り引き額などによって変わってくるので、ケースバイケース。信頼関係で強く結ばれた同じ地域内の企業間では、時には契約書すらかわさずに、納入後に支払いされることも珍しくないが、海外への輸出は慎重。初取り引きの場合はオーダーがコンファームされた時点で10～20％の前払、残りはL/C（取消不能）の決済という方法が一般的。ただし、信頼関係を築いた後は、柔軟な対応が期待できる。

取り引き上の留意点は、イタリアの企業と取り引きする場合には、納期が遅れる場合が多いので、納期を設定する場合には、スケジュールにかなりの余裕を持たせておくこと。さらに、契約の際には、延滞への対応方法（例えばサプライヤーの負担でエアー輸送する等）や補償についての条項を盛り込んでおく必要がある。

４．関係官庁・業界団体・主な進出日系および外資系企業（機関名・ホームページURL・所在地など）

関係官庁：生産活動省（Ministero delle Attivita’ Produttive）
経済金融省（Ministero dell’Economia e Finanze）など

業界団体：イタリア電気・電子工業協会
（Associazione Elettrotecnica ed Elettronica Italiana）
URL:http://www.aei.it
住所：Ple R.Morandi, 2-20121 Milano
Tel: +39-02-77790200
Fax: +39-02-798817

主な日系の進出企業は次のとおり
アルパイン　イタリア
キャノン イタリア
富士通イタリア
エプソン イタリア
日本ビクター　イタリア
ケンウッド
コニカビジネスマシーンズ　イタリア
キョウセラ　ミタ　イタリア
マキタ
ミノルタイタリア
ニコン インスツルメンツ
パナソニックイタリア
パイオニアイタリア

リコーイタリア
シャープエレクトロニクス　イタリア
ソニーイタリア
TDKイタリア
TEAC　イタリー
ヤマハ　ムージカ　イタリア

主な外資系企業：半導体で業界第３位のStmicroelectronics社（本社：スイスジュネーブ）のイタリア法人はシシリア島のカターニャに工場を持ち、イタリア政府も出資している。

2. ポーランド

自動車部品産業

１．業界のバックグラウンド（基礎的技術力・素材／周辺産業の立地など）

ポーランドでは90年代よりフィアット、大宇、オペル、VWなどが国内や欧州の組み立て工場向けの製造拠点として投資を行ってきた結果、自動車部品産業が集積している。製造品目をみると、エンジンおよびエンジン部品を製造している企業が多い。また、ポーランド資本の企業の多くは、外資系企業向けの部品を製造している。

２．当該部品業界の概要（企業規模＜生産高・従業員数＞、企業数、系列化、上位企業の特徴など）

現在、ポーランドの自動車部品製造業は約1,900社あり、そのほとんどは民間企業である。このうち大企業は約60社、中企業は約200社であり、従業員50人以下の小企業が多い。また、総雇用数は7万6,000人にのぼり、ポーランドの雇用全体の4.6%を占める。さらに、1,900社のうち約150社が外資系企業であり、フィアット、大宇、オペル、VWなどの大企業の関連企業が多い。日本企業もいすゞ（エンジン）、トヨタ（トランスミッション、エンジン（建設中））、日本精工（ベアリング）などが製造拠点を設けており、関連企業の進出も活発化している。

３．取引形態・商慣行（受注条件、支払条件、取引上の留意点ほか）

ポーランドでは、国内・国外製品に対しBマークと呼ばれる製品規格の取得が義務付けられている。Bマークがない製品には、生産者委員会が製造許可を与えず、販売も許可されない。Bマークは製品または包装内、あるいは書類に添付されるが、Bマークがあっても製品に対する生産者の責任は免除されない。なお、製品分野ごとに検査を管轄する官庁が異なる。

請求書の支払は通常７日以内に行われる。一般的な支払期限は45日以内。企業間信用、リース、ファクタリングなどは増加傾向にある。

４．関係官庁・業界団体・主な進出日系および外資系企業（機関名・ホームページURL・所在地など）

関係官庁：
ポーランド経済・労働・社会政策省
（Ministry of Economy, Labour and Social Policy of Poland）
URL:http://www.mpips.gov.pl
業界団体：ポーランド商工会議所
（Polish Chamber of Commerce）
URL:http://www.kig.pl/
ポーランド自動車産業商工会議所
（Polish Chamber of Automotive Industry）

URL:http://pim.org.pl/

電気･電子部品産業

１．業界のバックグラウンド（基礎的技術力・素材／周辺産業の立地など）

電気・電子部品分野は既に広範囲にわたって民営化が進んでいる。進出企業をみると、欧州向け製品の製造拠点としてポーランドに進出している欧米企業が目立つ。ポーランドでは銅、亜鉛、鉛、鋼、プラスチックといった原料を安価に入手できるため、電気・電子部品産業にとっては好条件の環境といえる。変圧器の生産量は、中・東欧で最大である。

２．当該部品業界の概要（企業規模＜生産高・従業員数＞、企業数、系列化、上位企業の特徴など）

現在、電気・電子部品分野の製造業数は約2,000社あり、その多くは中小企業である。生産高の上位を占める大企業は外国資本、とくに欧米資本の企業が多い。欧米企業においては、ドイツ、フランス、北欧諸国からの投資が多い。この分野での日本企業の進出は、松下電池など数社にとどまっている。

３．取り引き形態・商慣行（受注条件、支払条件、取り引き上の留意点）

ポーランドでは、国内・国外製品に対しBマークと呼ばれる製品規格の取得を義務付けている。Bマークがない製品には生産者委員会が製造許可を与えず、販売も許可されない。Bマークは製品または包装内、あるいは書類に添付されるが、Bマークがあっても製品に対する生産者の責任は免除されない。なお、製品分野ごとに検査を管轄する官庁が異なる。

請求書の支払は通常７日以内に行われる。一般的な支払期限は45日以内。企業間信用、リース、ファクタリングなどは増加傾向にある。

４．関係官庁・業界団体・主な進出日系および外資系企業（機関名・ホームページURL・所在地など）

関係官庁：ポーランド経済・労働・社会政策省
（Ministry of Economy, Labour and Social Policy of Poland）
URL:http://www.mpips.gov.pl

業界団体：ポーランド商工会議所
（Polish Chamber of Commerce）
URL:http://www.kig.pl/

ポーランド電子･通信商工会議所
（Polish Chamber of Commerce for Electronics and Telecommunication）
URL:http://www.kigeit.org.pl/

その他：ポーランド電子市場研究所
（Institute of Electronic Market）
URL： http://www.ire.pl

3. チェコ

チェコは第２次世界大戦前、世界有数の工業国で、コメコン体制下でも大規模機械工業などが重点産業であった。2001年のGDPに占める鉱工業の比率は30%、全雇用者に占める鉱工業雇用者の比率は31%と、ポーランド、ハンガリーに比して高い。民主化革命後、安価で高品質な製品の流入による競争の激化、国営企業の買収、リストラ、不良債権の整理などチェコ製造業を取り巻く環境は激変したが、一方で良質で西欧に比べて低い労働コストに着目し、特に欧州から生産拠点をチェコにシフトさせる企業の投資が相次いだ。生産

拠点のチェコへのシフトは、98年より開始された政府の外資誘致策の成功とも相俟って、チェコ製造業の生産性を向上させ、輸出も増えるという好循環を形成した。

機械部品産業

１．業界のバックグラウンド（基礎的技術力・素材／周辺産業の立地など）

同国の機械および同部品産業も古い歴史を有しており、大型プラントから家庭用機械まであらゆる機械工業に部品供給をしてきた。2001年の総売上高は約46億ドル、製造業の総売上高に占めるシェアは７％である。従業者数は約15万人、製造業全体に占めるシェアは約10%である。輸送機械、電気・電子機械といった産業の売上高、従業者数が伸びるなか、機械および部品産業はその数を減らし続けている。民主化革命以降、西欧との競争が激化し、同産業が厳しい状況に置かれたためであるが、一方、主に外資の導入により、生産工程の高度化、製品の高付加価値化、R&Dなどに取り組むことにより、生き残りに成功し、輸出増につながっている企業もある。

同産業が製造業全体の輸出に占める割合は約12%で年々減少を続けている。

２．当該部品業界の概要（企業規模＜生産高・従業員数＞、企業数、系列化、上位企業の特徴など）

機械および同部品産業は次のとおり分類される。同産業内での売上高のシェア（2001年）は（　）内のとおりである。

「生産・動力機械」（14%）
「一般機械」（27%）
「農業・林業用機械」（５%）
「工作機械」（15%）
「特殊機械」（32%）
「武器・弾薬」（２%）
「家庭用機器部品」（５%）

「武器・弾薬」を除き、全ての分類で貿易は入超となっている。

チェコインベストによると、同産業３分の２以上の企業がCAD/CAMを導入している、もしくは、ISO9000の認証を得ているとされる。また、大学卒業者に占める理工系出身者の割合が欧州で最も高いなど質の高い労働力が着目される。同産業は、依然として製造業全体の中で高いシェアを占め、チェコにおける重要な産業の一つとして位置付けられている。

３．取引形態

2001年の同産業の貿易は、輸出の約70%はEU向け（スロバキア、米国はそれぞれ約10%）、輸入の約79%がEUから（スロバキア、米国はそれぞれ約５%）となっており、これらの国・地域との関係が最も深い。

４．関係官庁・業界団体・主な進出日系および外資系企業（機関名・ホームページURL・所在地など）

関係官庁：チェコ産業貿易省（Ministry of Industry and Trade of The Czech Republic）
Na Frantisku 32, 110 15, Praha 1, Czech Republic
Tel +420-2-2485-1111
URL:http://www.mpo.cz

チェコ外国投資庁（CzechInvest）
Stepanska 15, 120 00, Praha 2, Czech Republic
Tel +420-2-9634-2500
URL:http://www.czchinvest.org

チェコ貿易促進庁（CzechTrade）
Dittrichova 21, 128 02, Praha 1, Czech Republic
Tel +420-2-2490-7500
URL:http://www.czechtrade.cz

業界団体：チェコ産業連盟（機械工業の産業団体は存在しない）
Confederation of Industry of the Czech Republic
Mikulandska 7, 113 61, Praha 1, Czech Republic
Tel +420-2-2491-8037
URL:http://www.spcr.cz

自動車部品産業

１．業界のバックグラウンド（基礎的技術力・素材／周辺産業の立地など）

チェコの自動車産業の歴史は古く、1887年に最初の乗用車が生産されて以来、タトラ社、シュコダ社など戦前から有名なメーカーが今日まで生産を続けている。91年、フォルクスワーゲン社がシュコダ社の株式70％を取得し、工場の近代化、生産性向上を成し遂げたことを契機として、チェコの自動車産業は飛躍的に発展した。2001年の自動車産業の従事者数は約８万５千人、売上高は約74億ドルに達し、製造業売上高全体に占める割合は約15%、輸出全体に占める割合は約17%となっている。同産業の企業のうち半数以上は外資系企業である。

シュコダ・オート社が国内での乗用車生産では最大で、2002年には乗用車を44万台生産している。このうち７万台が国内向け、37万台が輸出向けで、西欧のみならず、ロシアを含むCIS諸国にも行われている。国内での新車販売におけるシェアは50%以上である。

2001年12月には、トヨタ自動車がフランスのPSAと合弁でチェコに小型自動車の組立工場を設立することを発表した。総投資額は15億ユーロで、チェコにおける過去最大のグリーンフィールド投資案件となった。

２．当該部品業界の概要（企業規模＜生産高・従業員数＞、企業数、系列化、上位企業の特徴など）

自動車部品では、フォルクスワーゲンの関連部品企業が参入したのを契機に、外資系企業が続々と投資を行い、生産性の向上に寄与している。例えば、90年には自動車部品企業からの輸出はほとんどなかったが、外国企業の進出などにより、同部品の輸出は2001年には同産業輸出全体の40％を超えるに至っている。

同部品は、「車体」、「自動車部品およびアクセサリー」に分類される。それぞれの同産業全体の売上高に占める割合は２％、41%となっている。従事者数では、自動車産業全体の約63%を占めている。

近年、日系自動車部品製造業の進出が増加している。2002年末で、チェコへの投資を行った日系製造業は42社であるが、そのうち半数以上が自動車部品企業であり、かつ過去２年に新規に進出しているものである。その多くは現在工場を建設中であるが、操業が本格化すれば、当地自動車部品産業においても、産業発展の新たな原動力となるとともに、日系企業のプレゼンスが高まるものと予想される。

３．取引形態

自動車産業の貿易相手先としてはＥＵとの関係が最も大きく、2001年の輸出の約74パーセント、輸入の83%を占めている。

主に製造業の投資誘致を行っているチェコインベストが関与した93年から2002年までの投資成立案件では、業種別に見ると自動車部品が件数ベース、金額ベースともに最も大きい。

4．関係官庁・業界団体・主な進出日系および外資系企業（機関名・ホームページURL・所在地など）

関係官庁：チェコ産業貿易省（Ministry of Industry and Trade of The Czech Republic）
Na Frantisku 32, 110 15, Praha 1, Czech Republic
Tel +420-2-2485-1111
URL:http://www.mpo.cz

チェコ外国投資庁（CzechInvest）
Stepanska 15, 120 00, Praha 2, Czech Republic
Tel +420-2-9634-2500
URL:http://www.czchinvest.org

チェコ貿易促進庁（CzechTrade）
Dittrichova 21, 128 02, Praha 1, Czech Republic
Tel +420-2-2490-7500
URL:http://www.czechtrade.cz

業界団体：チェコ自動車工業会（Automotive Industry Association of the Czech Republic）
Opletalova 55, 110 00, Praha 1, Czech Republic
Tel +420-2-2160-2987
URL:http://www.autosap.cz

電気･電子部品産業

1．業界のバックグラウンド（基礎的技術力・素材／周辺産業の立地など）

チェコの電気・電子産業は社会主義時代、国営のTESLAおよそのびグループ企業が独占し、ラジオ、テレビ、発電機、トランスミッションなどが生産され、一部は西側市場にも輸出された。90年代に入ってTESLAは分割民営化され、外国資本の導入により成功している企業もある。

同産業は外国企業からの直接投資が牽引して90年以降チェコの製造業の中で最も急速に発展している業種である。フィリップス（オランダ）、松下電器産業（日本）、シーメンス（ドイツ）、AVX（京セラ資本の米国会社の子会社）、FOXCON（台湾）といった企業が大型の投資を行っている。また松下テレビチェコがR&Dのための会社を設立するなど、同産業の外資系企業では高付加価値化、設備の高度化、R&Dなどに取り組む動きが活発化している。

同産業が製造業全体の売上高に占める割合は97年は約７％であったが、2001年は約12%となっており、急速に発展している。従事者数は約17万人、製造業全体の13%を占めており、この割合も過去と比較すると増えている。

同産業が輸出全体に占める割合は約20%となっている。同産業の企業のうち半数以上は外資系企業である。

2．当該部品業界の概要（企業規模＜生産高・従業員数＞、企業数、系列化、上位企業の特徴など）

同産業は次のとおり分類される。同産業内での売上高のシェア（2001年）は（　）内のとおりである。

「コンピューター、OA機器」（11.3%）
「電気機械・装置」（48.7%）
「ラジオ・テレビ・通信機器」（24.5%）
「測定・医療・光学機器」（15.5%）

この中でも最も急激な変化が見られるのは、コンピューター分野である。「コンピューター、OA機器」は97年の同産業内での売上高シェアはわずか１パーセントしかなかった。近年になって売上高が急増した。これはFOXCONなどの外資系コンピューター製造企業がOEM生産を本格化させていることに大きく起因する。これらの外資系企業はさら

に工場の増設を予定している。

同産業の中では「ラジオ・テレビ・通信機器」も、売上高を伸ばしている分野である。外資の導入により成功しているTESLAのグループ企業のほか、AVX（タンタルン・チップ）、フィリップスとLG（韓国）の合弁によるテレビブラウン管の製造などが同業界発展を大きく牽引している。また松下テレビチェコによるテレビ、松下通信工業の携帯電話の生産、輸出も特筆されよう。

「電気機械・装置」は、電気・電子産業の中で最も大きな地位を占め、他の３つの分類と異なり、99年より貿易黒字を計上するなど、輸出競争力の強い分野である。電気モーター、配電器、電気部品、開閉器、ケーブル、導線、バッテリー、蓄電池などがある。

「測定・医療・光学機器」は他の分類と比べると売上高を減らしており、従事者数も減っているが、売上高、付加価値額の伸びは過去４年で製造業全体の伸びを大きく上回っており、競争が激化する中で業界の変革が進行している。

３．取引形態

電気・電子産業の輸出先としてはEUが最も大きく、輸出全体の81%を占める。輸入に占めるEUからの割合は63%と比較的小さい。この点についてはさらに詳細な分析が必要だが、例えば「コンピューター・OA機器」では国別では中国の割合が最も大きく、20%を占めている。

また、この産業の輸出入における特長として、Inward Processing（再輸出加工）が多いことが指摘できる。

４．関係官庁・業界団体・主な進出日系および外資系企業（機関名・ホームページURL・所在地など）

関係官庁：チェコ産業貿易省（Ministry of Industry and Trade of The Czech Republic）
Na Frantisku 32, 110 15, Praha 1, Czech Republic
Tel +420-2-2485-1111
URL:http://www.mpo.cz

チェコ外国投資庁（CzechInvest）
Stepanska 15, 120 00, Praha 2, Czech Republic
Tel +420-2-9634-2500
URL:http://www.czchinvest.org

チェコ貿易促進庁（CzechTrade）
Dittrichova 21, 128 02, Praha 1, Czech Republic
Tel +420-2-2490-7500
URL:http://www.czechtrade.cz

業界団体：チェコ・モラビア電機・電子工業会
（Czech and Moravian Electric & Electronic Association）
Dacickeho 10/1226, 14000, Praha 4
Tel +420-2-6121-3623
URL:http://www.electroindustry.cz

4.ハンガリー

機械部品産業

1．業界のバックグラウンド（基礎的技術力・素材／周辺産業の立地など）

・高付加価値製品を製造する企業はわずかで、多くの企業は技術力向上のために外国企業からの投資を求めている。
・輸出相手国の80%はEUで、その中でドイツは70%以上のシェアを持つ。
・生産工程のオートメーション化は進んでおり、EUの平均レベルにある。

2．当該部品業界の概要（企業規模＜生産高・従業員数＞、企業数、系列化、上位企業の特徴など）

・各企業の規模は概して非常に小さい。
・企業数は、ハンガリー全体で100社程度、総従業員数は3,000人程度と見積もられている。
・上位企業がサプライヤーに対して投資をするケースが増えていて、その意味で系列は存在しており、今後も強化されると予想されている。

上位企業には、鋳造業、キャタピラーなどを製造する農業機械を製造するAprítógépgyár Rt.（www.aprito.hu）、食肉加工機械を製造するKORAX Co. Ltd.（www.korax.hu）、水力機械業、オイル式ドリル、ピストンポンプ、原子力発電所用機械などを製造するGanz Energetika Co. Ltd. of Ganz Holding（www.ganz-holding.hu/EnergEngF1.htm））などがある。

3．取引形態・商慣行（受注条件、支払条件、取引上の留意点ほか）

・中小企業には資金繰りが苦しい企業が多く、手形取引は一般的ではない。
・ハンガリーの労働組合はEU内の労働組合と協力関係をもっており、雇用契約の形式についても既にEUと同じになっている。

4．関係官庁・業界団体・主な進出日系および外資系企業（機関名・ホームページURL・所在地など）

関係官庁：経済運輸省（Ministry of Economic and transport Affairs）
住所 1055 Budapest,Honved utca 13-15
Tel 36-1-302-2355, Fax 36-1-374-2700,
URL:http://www.gm.hu

業界団体：
ハンガリーエンジニアリング産業組合（National Association of Hungarian Engineering Industries - MAGOSZ）
住所 1012 Budapest, Kuny Domonos u. 13-15
Tel: 36-1-202 3985、Fax: 36-1-356 0040
URL:http://www.magosz.hu
E-mail: magosz@dbassoc.hu

展示会：国際機械製造･技術貿易展（隔年開催）
（International Machine Manufacturing Technologies Trade Fair）
URL : http : //www.mach-tech.hu/nyito_kiall_eng.php

主な外資系企業：エクセル・チェペル社（Excel-Csepel Machine Tools Ltd.）
ハンガリーの代表的な工作機械製造業者で、130人の従業員と10社の系列企業を持ち、工作機械業のサービス、修理、メンテナンス、部品製造を行っている。（シンガポール資本）

ワマテックハンガリア
（Wamatec Hungaria Kft.）
森精機の代理店で村田製作所、TAKAMAZなど、日本の工作機械の販売、修理、メンテナンスを行っている。

自動車部品産業

１．業界のバックグラウンド（基礎的技術力・素材／周辺産業の立地など）

・ 2002年の生産高は２兆1,000億フォリント（92億ドル）、従業員数は9万人、生産力は１人当たり10万2,222ドル。
・オートメーション化はEU並みで、いくつかの企業では最新鋭の設備を導入している（一方で全く設備投資が出来ていない企業もある）。
・外資系企業との取引に対応するために、ISO認証を取得している企業もあり、外資系企業側においてもコストダウン実現のために現調化を進め、ローカルサプライヤーに対し設備投資や品質管理面で協力する企業がある。
・デルファイ、デンソーなどの大手部品メーカーは、生産品目増加や生産能力の拡大に向け、増資または工場の増設を始めている。アウディやスズキなどは、部品の内製化を進めている。
・ローカルサプライヤーは、ユーロ１の現地調達比率をクリアするため、原材料の60%をハンガリーから調達しているが、残りの40%はユーゴスラビア、スロバキア、EUなどから輸入している。

２．当該部品業界の概要（企業規模＜生産高・従業員数＞、企業数、系列化、上位企業の特徴など）

・企業規模…従業員が10人以下の企業が80%を占めている。
・企業数…約300社あり、そのうち85%は下請企業。80社は外資系企業である。外資系組立メーカーは92～94年から活動しており、外資系部品メーカーも94年以降年間10%強のペースで増加している。
・系列化…外資系企業は系列化を形成していないが、イカルスやラバといった90年以降解体された旧国営企業においては、系列は存在している。
・上位企業の特徴…生産拠点は運輸に最適な高速道路沿い、収入は年間５億100万フォリント、顧客は4～10社。製品の付加価値が高く、資本も安定している。

３．取引形態・商慣行（受注条件、支払条件、取引上の留意点、ほか）

中小企業には資金繰りが苦しい企業が多く、手形取引は一般的ではない。

４．関係官庁・業界団体・主な進出日系および外資系企業（機関名・ホームページURL・所在地など）

関係官庁：経済運輸省（Ministry of Economic and transport Affairs）
住所 1055 Budapest,Honved utca 13-15
Tel 36-1-302-2355, Fax 36-1-374-2700,
URL:http://www.gm.hu

業界団体：ハンガリー自動車部品工業組合
（Association of Hungarian Vehicle Components Manufacturers）
住所Add.: 1087 Budapest, Könyves Kálmán krt.76
Tel/Fax: 36-1-303-9007
URL:http://www.majosz.hu
E-mail: magosz@dbassoc.hu

主な日系企業：
デンソー
（DENSO Manufacturing Ltd）
エクセディ
（EURO-EXEDY Tengelykapcsolo Kft）
スズキ自動車（MAGYAR SUZUKI Rt）

主な外資系企業：

アウディ
（AUDI MOTOR HUNGARIA Kft）
オペル（OPEL HUNGARY Kft）
デルファイ
（DELPHI CALSONIC HUNGARY Kft）

電気･電子部品産業

１．業界のバックグラウンド（基礎的技術力・素材／周辺産業の立地など）

1930年代から電気・電子産業は発達し、Orion（ラジオ）,Gants（電動車両）、Tungssrum（照明機器）は世界中に輸出をしていたが、社会主義時代にコメコン体制に組み込まれることにより競争力が低下し、89年の体制転換後にはこれらの企業は多国籍企業に買収されていった。

90年代後半には、安価で高質な労働力、EU市場へのアクセスの良さ、政治的安定が動機となって外資電気・電子メーカーのグリーンフィールド投資が始まり、その後はEMS（Electronics Manufacturing Service）企業の進出も活発となり、プリンター、携帯電話、ゲーム機器、PC周辺機器などの生産も始まった。

しかし近年の人件費の上昇、通貨フォリントの高騰が要因となって、IBM、フィリップスといった大手電機メーカーの中国、ルーマニアなどへの移転が始まっている。

２．当該部品業界の概要（企業規模＜生産高・従業員数＞、企業数、系列化、上位企業の特徴など）

・2000年の生産高は２兆8,690億フォリントで製造業全体の27.2％、輸出高は２兆4,470億フォリントで全体の39.8％を占めている。
・企業数は約8,000社であるが、従業員数が50人以上の企業数が270社で、その他中小企業が全体の96.6％を占めている。
・社会主義時代、国営企業は一貫生産を行ってきたが、体制転換後に解体された。その後、企業によっては解体前企業と系列を形成している。
・上位企業はフレクトロニクス、GEといった外資系企業で、特徴としては製造品目が多岐に渡っている点、売上のほとんどが輸出によりもたらされている点、巨大な施設を持っている点が特徴である。

３．取引形態・商慣行（受注条件、支払条件、取引上の留意点ほか）

中小企業には資金繰りが苦しい企業が多いく、手形取引は一般的ではない。

４．関係官庁・業界団体・主な進出日系および外資系企業（機関名・ホームページURL・所在地など）

関係官庁：経済運輸省（Ministry of Economic and transport Affairs）
住所：H-1054Budapest,V.,Kalman Imre u.2.、Tel:36-1-472-8629、Fax:36-1-472-8675
URL：http://www.gm.hu

業界団体：ハンガリー電機通信連合（Hungarian Federation for Electronics and Infocommunication）
住所：1054 Budapest, Szemere u. 17
Tel：36-1-311-6271、Fax:36-1-331-6320
URL：http://www.meisz.hu

主な進出日系企業：
ソニー（Sony Hungaria Kft）
TDK
（TDK Electronics Hungary Ltd）
クラリオン
（Clarion Hungary Electronics Kft.）

主な外資系企業：
フレクトロニクス
（FLEXTRONICS INTERNATIONAL KFT.）
GE ハンガリー
（GE Hungary, Tungsram Lighting）

5.ルーマニア

機械部品産業

1．業界のバックグラウンド（基礎的技術力・素材／周辺産業の立地など）

機械産業は約40年の歴史を有しており、70年代には日本や欧米より新技術・設備を導入した。輸出は主にコメコン諸国、アフリカ、中東、南米であった。また、ルーマニア企業は東南アジア、中東で石油化学、セメント、金属産業などのプロジェクト分野で日本企業の下請けとして活動した。現在は民営化、リストラ、近代化､雇用調整が行われている。航空、造船、機関車･貨車製造、金属加工、電気・電子などの分野で競争力があり、技術と経験のある労働者を低コストで雇うことができる。

2．当該部品業界の概要（企業規模＜生産高・従業員数＞、企業数、系列化、上位企業の特徴など）

上位企業は、外資との合弁を行っている。

3．取引形態・商慣行（受注条件、支払条件、取引上の留意点ほか）

部品を低コストで調達し、完成品に組み込む形式の生産方式が多い。委託加工が増えている。

納期に対する認識がまだ甘いところがある。

4．関係官庁・業界団体・主な進出日系および外資系企業（機関名・ホームページURL・所在地など）

関係官庁：工業･資源省
URL:http://www.minind.ro
業界団体：機械生産者連合（UPROMUS）
TEL：+40 21 255 26 60
Fax：+40 21 255 64 81
日系企業：マキタ（販売､調達)、
JUKI（販売）
外資系企業：Compa, Wisconsin（Palcrom USA）, World Machinery（蘭）, Titan（米）

自動車部品産業

1．業界のバックグラウンド（基礎的技術力・素材／周辺産業の立地など）

機械は古いものが多い。製造、技術、販売の各部門で民営化が進み、機械設備が改善されているが、品質の低い素材・技術のため製品レベルは中程度となる。しかし、労働コストが低い利点を生かし､外資系企業は新機械・新技術を導入している。国産の自動車メーカーは、ダチア（ルノー傘下)、大宇、AROなどがある。年間生産台数は約７～８万台。輸入台数は５～６万台。

2．当該部品業界の概要（企業規模＜生産高・従業員数＞､企業数、系列化、上位企業の特徴など）

ダチア、大宇とも自動車部品を製造している。従業員数は、ダチアが1万4,000人、大宇が約4,000人。大手部品メーカーは約15社で各社1,000人から4,000人の規模。外資では、Krupp、Bilstein、Roti-Autoなどがある。タイヤは、ミシュラン、コンティネンタルが進出している。

3．取引形態・商慣行（受注条件、支払条件、取引上の留意点ほか）

製図承認、製図提供、サンプル提供などにより発注されている。

自動車部品の多くは国内メーカー向けと欧米向け輸出が中心である。一部日本車用部品が含まれている。

4．関係官庁・業界団体・主な進出日系および外資系企業（機関名・ホームページURL・所在地など）

関係官庁：工業・資源省
URL:http://www.minind.ro
業界団体：生産輸入組合（APIA）
URL:http://www.apia.ro
外資系企業：ACAROM（部品製造）
日系企業：光洋精工、住友電工・住友電装、タカタ、矢崎総業。

電気・電子部品産業

1．業界のバックグラウンド（基礎的技術力・素材／周辺産業の立地など）

技術と経験のある低コストの労働者が多く、リストラ、技術進歩、生産品目の多様化を進めている。大型変圧器などは輸出実績がある。

政府はIT技術者の税金免除、テクノロジーパークの設立などを行った結果、能力のある民間企業が多い。工科大学卒のエンジニアは優秀であるが、全員就職できない状況にある。

2．当該部品業界の概要（企業規模＜生産高・従業員数＞、企業数、系列化、上位企業の特徴など）

通信機器、家電用電子機器、事務用機器、電子部品、自動・電子制御機器などを生産している。国産企業の技術力とパフォーマンスが悪いため、国産カバー率は低く、輸入や外資とのJ/V生産となる。通信機器・資材の分野には、アルカテル、シーメンス、ゴールドスター、オレンジ、OTEなどが出てきている。

3．取引形態・商慣行（受注条件、支払条件、取引上の留意点ほか）

販売、受注生産、委託加工、アウトソーシング、人材提供など多様な形態で行っている。

4．関係官庁・業界団体・主な進出日系および外資系企業（機関名・ホームページURL・所在地など）

関係官庁：工業・資源省
URL：www.minind.ro
通信・IT省
URL:http://www.mcti.ro
業界団体：電気･電子工業経営者協会（APREL）
URL:http://www.aprel.ro
Romanian Association for Electronic and Software Industries（ARIES）
URL:www.aries.ro
National Association for Software Companies（ANIS）
URL:http://www.anis.ro
日系企業：富士フィルム、ソルプラス、フェローテック

Report 4

欧州・CISの投資関連コスト一覧

在欧・CISセンター・事務所

ジェトロは2003年1月、世界の主要都市の投資関連コスト比較調査を実施した。欧州・CIS諸国の調査対象は29カ国で、賃金、地価・事務所賃料、通信費、公共料金などについて調査した。

中・東欧諸国10カ国は、2002年12月のコペンハーゲン首脳会議にて、2004年５月１日からのEU加盟が承認された。労働コスト面での優位性に加え、ビジネス環境の整備も期待できることから、生産拠点を西欧から中・東欧に移転する動きは、今後ますます加速すると見込まれる。

今回の調査でも中・東欧諸国およびCIS諸国と現EU加盟国との労働賃金の差は明確となった。中欧３カ国（ポーランド、チェコ、ハンガリー）の平均月給（ワーカー）が約408ドルであるのに対し、EU諸国（ルクセンブルクを除く）の平均月給は、５倍弱の約1,975ドルである。ただし労働賃金はEU域内でもかなりの差がある。ワーカーの月給で比較すると、最も高いデンマーク（2,920ドル）と最も低いポルトガル（531ドル）では5.5倍の格差がある。また中・東欧諸国内でもスロベニア（678ドル）とブルガリア（97ドル）では約7倍の格差があることから、在欧日系企業は、投資コストや税制なども検証しながら、今後も最適な汎欧州経営戦略を練っていくものとみられる。

今回の調査はジェトロ在欧および在CISの各センター・事務所を通じて、各国統計・資料の参照および関係機関・企業などへの聞き取りを中心に行い、原則として2003年１月時点のデータを収集した。一覧表のドル建て金額は、原則として現地通貨建て金額を2003年１月17日付のインターバンクレートで換算している。なお、表中データについて注記が必要な場合は備考欄に追記した。

国名	掲載頁	ポルトガル（リスボン）	80	ハンガリー（ブダペスト）	100
英国（ロンドン）	62	オーストリア（ウィーン）	82	ルーマニア（ブカレスト）	102
ドイツ（デュッセルドルフ）	64	フィンランド（ヘルシンキ）	84	ブルガリア（ソフィア）	104
フランス（パリ）	66	デンマーク（コペンハーゲン）	86	スロベニア（リュブリャナ）	106
イタリア（ミラノ）	68	スウェーデン（ストックホルム）	88	エストニア（タリン）	108
スペイン（マドリード）	70	ノルウェー（オスロ）	90	ラトビア（リガ）	110
オランダ（アムステルダム）	72	スイス（チューリヒ）	92	リトアニア（ヴィリニュス）	112
ベルギー（ブリュッセル）	74	ポーランド（ワルシャワ）	94	ロシア（モスクワ）	114
アイルランド（ダブリン）	76	チェコ（プラハ）	96	ウズベキスタン（タシケント）	116
ギリシャ（アテネ）	78	スロバキア（ブラチスラバ）	98	トルコ（イスタンブール）	118

＜調査項目の定義にかかわる補足説明＞

【賃　金】

調査項目　1. 賃金（一般工職）、2. エンジニア（中堅技術者）、3. 中間管理職（部課長クラス）

職種はワーカー（一般工職）、エンジニア（中堅技術者）、中間管理職（部課長クラス）とし、それぞれの平均的な給与額（諸手当を含む）。元データが週給や日給の場合は月給に換算し、備考欄には、①日本でいう賞与が含まれている場合はその旨、②出所およびデータ抽出・処理方法を記入するよう努めた。

調査項目　5. 賞与支給額

賞与という概念があり、かつ、慣習などで一般的な支給率がある場合、「賞与支給額」に基本給の何カ月分かを表示した。ボーナスが「固定賞与」と企業の業績などに応じて支払われる「変動賞与」などからなる場合、その内訳がわかれば、それぞれ何カ月分かを記載した。

調査項目　6. 社会保障負担率

グロス給与に対する社会保障料の雇用主（企業側）および被雇用者（従業員など）の負担率を記載した。

調査項目　7. 名目賃金上昇率

原則、政府統計の名目賃金上昇率（年率）を記載した。

【地価・事務所賃料等】

調査項目　8. 工業団地（土地）購入価格

原則、代表的な工業団地の1㎡当たりの土地購入価格（税、諸経費を含む総コスト）を記載した。現地で工業団地の購入ができない場合は、その旨を明記した。

調査項目　9. 工業団地賃借料

原則、代表的な工業団地の１㎡当たりの月額賃借料（税、諸経費を含む総コスト）を記載した。

調査項目　10. 事務所賃借料

原則、代表的な地区の１㎡当たり月額賃借料（税・諸経費を含む総コスト）を記載した。

調査項目　11. 駐在員用住宅借上料

駐在員の住宅として標準的な住居（大手商社支店長や社長クラスの借り上げ住宅は除く）を選定し、月額の借上料（税・諸経費を含む総コスト）を記載した。

【通信料金】

調査項目　12. 電話架設料、13. 電話利用料、14. 国際電話通話料、15. 携帯電話加入料、16. 携帯電話基本通話料

原則、当該地域で利用度が最も高い通信会社の月額料金を記載した。

調査項目　17. インターネット接続料金（電話回線）、18. インターネット接続料金（ブロードバンド）

原則、通常電話回線およびブロードバンドの通信速度は、おのおの56Kbps、1.5Mbpsを目安とし、日系企業が最も利用する定額料金（常時接続による月額、電話料込み）を記載した。

【電力料金】

調査項目　19. 産業用電気料金、20. 一般用電気料金

１KWhの料金。

【水道料金】

調査項目　21. 産業用水道料金、22. 一般用水道料金

１m^3の料金。

【ガス料金】

調査項目　23. 産業用ガス料金、24. 一般用ガス料金

１m^3の料金。

【輸　送】

調査項目　25.コンテナ輸送

40ftのコンテナ（輸送物は一般機械が原則)。

原則、進出日系企業などが一般に利用しているフォワーダーにヒアリングし、工場から目的地までの陸送費・海上輸送費（海上保険料、通関諸経費など）を含んだ輸送費合計額を記載した。

【自動車】

調査項目　26. 乗用車購入価格

原則1500ccの国産車。輸入車が市場のマジョリティを占め一般的であれば、輸入車価格を記載した。

調査項目　27. 大型乗用車購入価格

原則、2500cc以上のセダンのベンツなどの新車価格。

調査項目　28. レギュラーガソリン価格（1リットル）

原則、サービスステーション（セルフサービスを除く）での小売価格を記載した。

【税　制】

調査項目　29. 法人所得税

基本税率を記載した。税率が多段階にわたる場合は、その概要を記載した。

調査項目　30. 個人所得税

最高税率を記載した。税率が多段階にわたる場合は、その概要を記載した。

調査項目　31. 付加価値税(VAT)

標準税率を記載した。

調査項目　32. 日本への利子送金課税、33. 日本への配当送金課税、34. 日本へのロイヤルティー送金課税

最高税率を記載した。税率が多段階にわたる場合は、その概要を記載した。

ワーカー（一般工）月額賃金

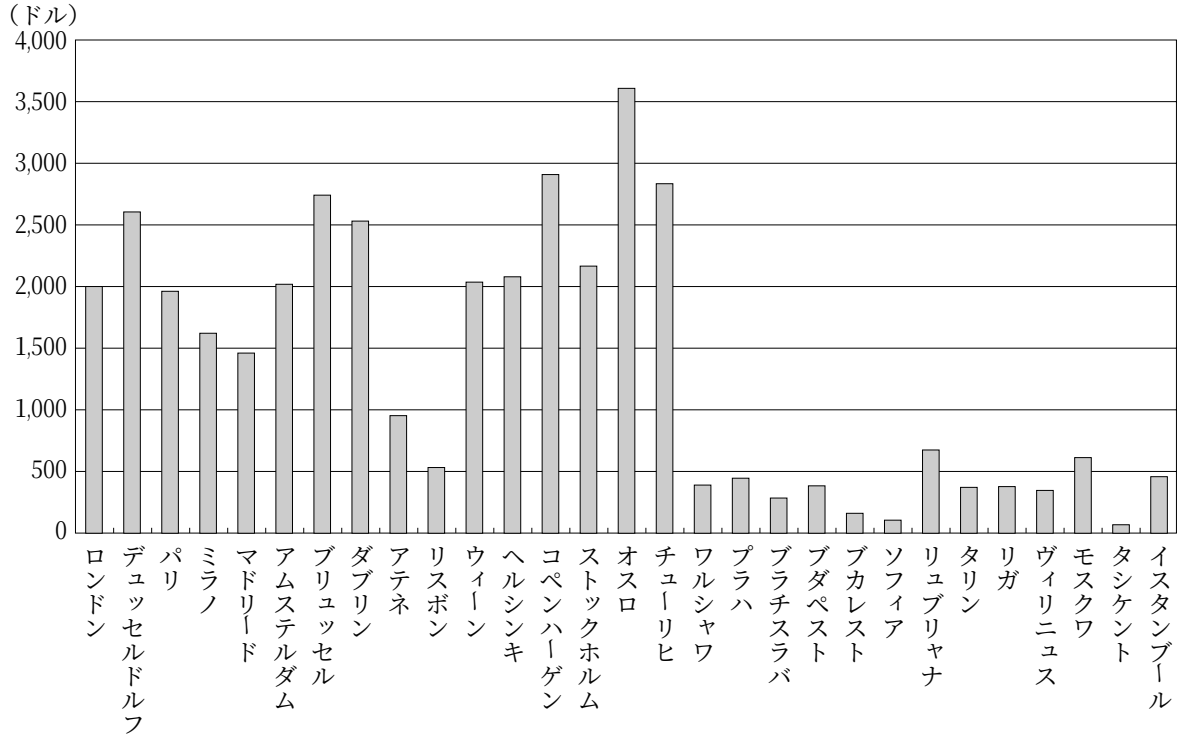

（注）ミラノなど数値に幅がある場合は平均値を算出して使用。以下同じ。

名目賃金上昇率（2001年）

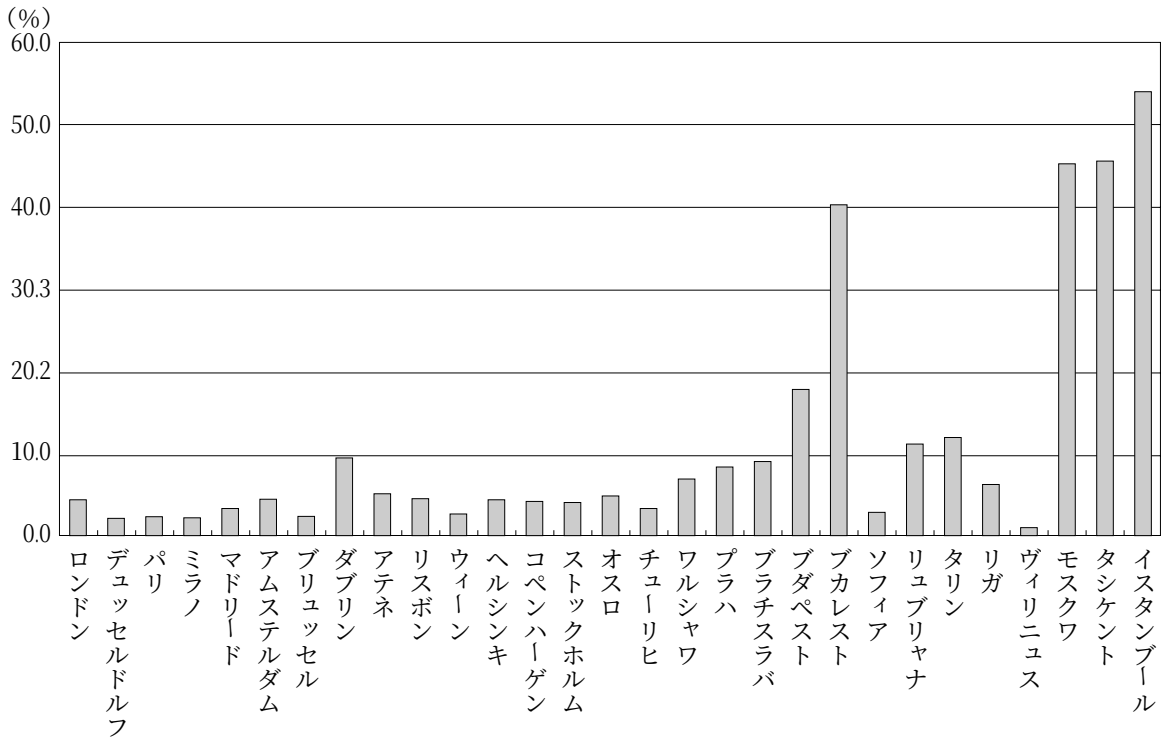

（注）パリは2000年のデータ。

事務所賃料（月額／1m³当たり）

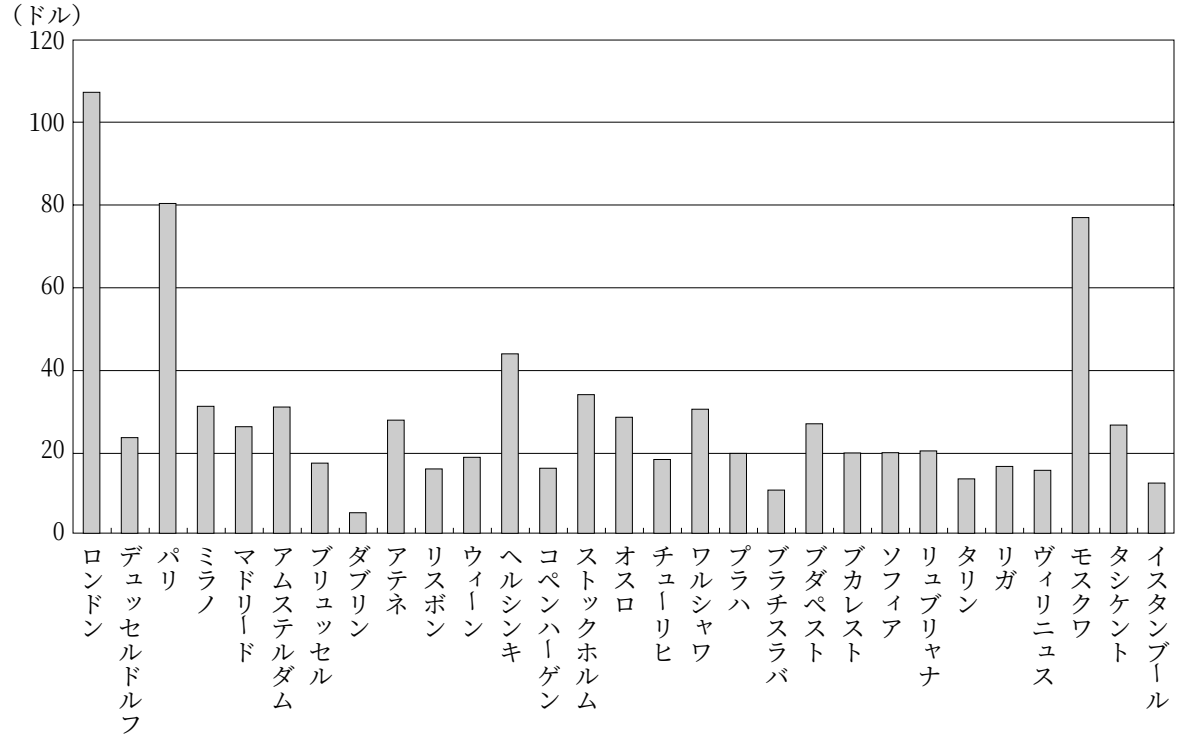

乗用車購入価格（1500ccセダン）

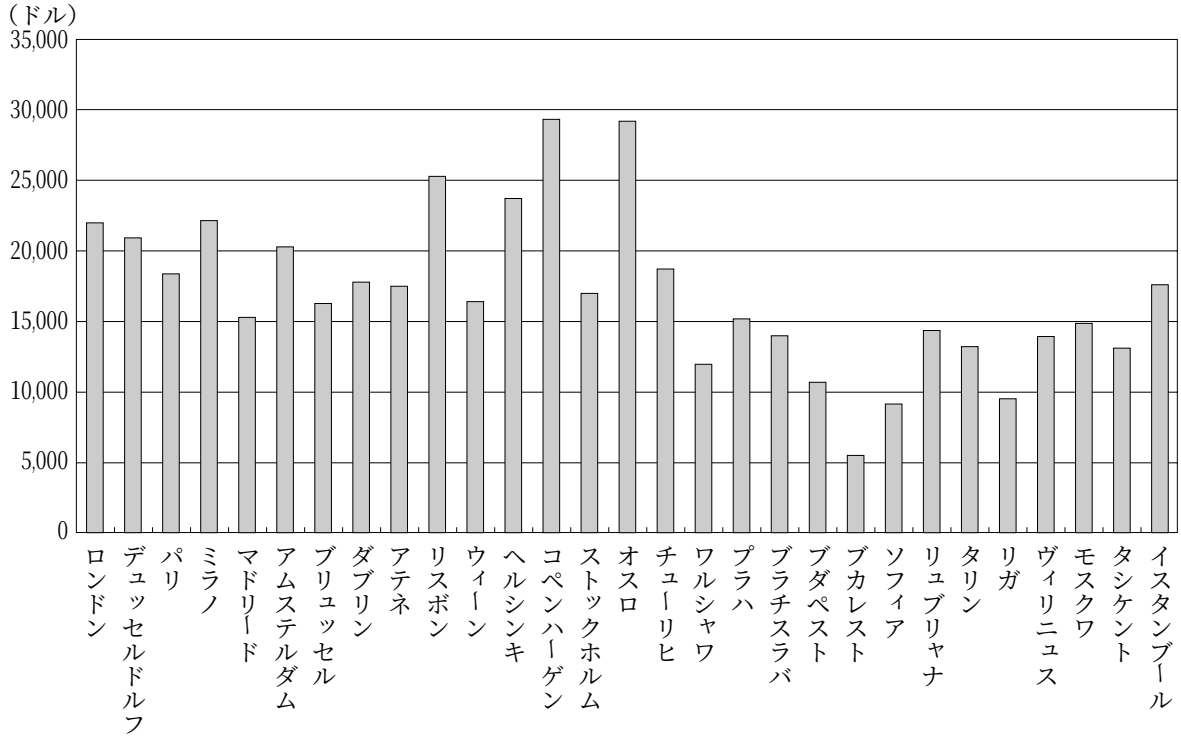

英　国（ロンドン）

		米ドル	ポンド	備　　考
賃　金	1. ワーカー （一般工職）	2,010.40	1,242.83	国民統計局 Labour Market New Earnings Survey 2002
	2. エンジニア （中堅技術者）	4,366.31	2,699.25	国民統計局 Labour Market New Earnings Survey 2002（Process and production engineers）
	3. 中間管理職 （部課長クラス）	5,226.59	3,231.08	国民統計局 Labour Market New Earnings Survey 2002（Production, works and maintenance managers）
	4. 法定最低賃金	18～21歳 ：5.82/時間 22歳以上 ：6.79/時間	18～21歳 ：3.60/時間 22歳以上 ：4.20/時間	貿易産業省 （2002年10月）
	5. 賞与支給額 （固定賞与＋変動賞与）	一般的な支給率無し		
	6. 社会保障負担率	雇用者負担率　11.8%(すべて国民保険) 被雇用者負担率　10%		内国歳入庁 基準レート
	7. 名目賃金上昇率	2000年：3.0% 2001年：4.4% 2002年：n.a.		国民統計局 Labour Market Trends （2002年12月）
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地） 購入価格（1㎡当たり）	159.88	98.84	工業団地所在地：ミルトン・キーンズ。税、諸経費の内訳はn.a.
	9. 工業団地借料 （月額）（1㎡当たり）	11.32～14.38	7.00～8.89	所在地：同上、土地借料4.49～6.20ポンド/㎡、Council Taxなど諸経費2.24ポンド/㎡、保険0.27～0.45ポンド/㎡
	10. 事務所賃料 （月額）（1㎡当たり）	107.38	66.38	London（City）、税、諸経費の内訳はn.a.、出所：DTZ Research Global Office Occupancy Cost Survey 2003
	11. 駐在員用住宅借上料 （月額）	3,154.32	1,950.00	ロンドン(Hampstead)、2ベッドのアパート 出所：Knight Frank(London Lettings Review)
通信費	12. 電話架設料	188.18	116.33	BTビジネス向け料金（VAT込み）
	13. 電話利用料	月額基本料 26.08 1分当たり通話料 0.054	月額基本料 16.12 1分当たり通話料 0.0336	BTビジネス向け料金（VAT込み） 1分当たりの通話料はロンドン市内
	14. 国際通話料金 （日本向け3分間）	昼間：3.27 夜間：2.78 週末：2.64	昼間：2.02 夜間：1.72 週末：1.63	BTビジネス向け料金（VAT込み）
	15. 携帯電話加入料	57.02	35.25	Vodafone社のビジネス向け料金 （VAT込み）
	16. 携帯電話基本通話料	22.63	13.99	Vodafone社のビジネス向け料金 （VAT込み）
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	21.84	13.50	Netscalibur Dial（56Kbps） （VAT込み）
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	313.62	193.88	Netscalibur ADSL（2Mb） （VAT込み）
電　気料　金	19. 産業用電気料金 （1kWh当たり）	月額基本料 9.80～11.60 1KWh当たり料金 0.122～0.124	月額基本料 6.06～7.17 1KWh当たり料金 0.076～0.077	支払方法により単価が異なる。 （1カ月＝30日で計算）。 出所：London Electricity（VAT別）
	20. 一般用電気料金 （1kWh当たり）	月額基本料 無し 1KWh当たり料金 0.1679	月額基本料 無し 1KWh当たり料金 0.103	3カ月の使用量が225Unit未満の料金。 それ以上は0.0638ポンド。 出所：London Electricity（VAT別）。

		米ドル	ポンド	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金 （1m³当たり）	1m³当たり料金 上水道　0.7346 下水道　0.5498	1m³当たり料金 上水道　0.4541 下水道　0.3399	年間使用量などで単価が異なる。 Thames Water（VAT別）
	22. 一般用水道料金 （1m³当たり）	月額基本量　7.28 1m³当たり料金 上水道　1.01 下水道　0.70	月額基本量　4.50 1m³当たり料金 上水道　0.62 下水道　0.43	Thames Water（VAT別） パイプ径により基本料金が異なる。 左記はパイプ径が15mm以下の場合
ガス料金	23. 産業用ガス料金 （1m³当たり）	n.a.	n.a.	
	24. 一般用ガス料金 （1m³当たり）	月額基本量　無し 1m³当たり料金 0.036	月額基本量　無し 1m³当たり料金 0.022	London Electricity（VAT別）
輸送	25. コンテナ輸送 （40ftコンテナ）			Southampton→横浜、横浜→Southamptonでは、Ocean Fleightが異なるが、これは需要の度合いによる。
	①対日輸出 工場（Milton Keynes）→（Southampton）港経由→横浜港	1,515.50	936.88	New Wave Logistics（U.K.）Limited ただし、VATを含まない（VATは荷物の関税から算出される）。
	②対米輸出 工場（Milton Keynes）→（Southampton）港経由→ニューヨーク港	1,801.76	1,113.85	New Wave Logistics（U.K.）Limited ただし、VATを含まない（VATは荷物の関税から算出される）。
	③対日輸入 横浜港→（Southampton）港経由→工場（Milton Keynes）	2,620.71	1,620.12	New Wave Logistics（U.K.）Limited ただし、VATを含まない（VATは荷物の関税から算出される）。
自動車	26. 乗用車購入価格 （1500ccセダン）	21,991.26	13,595.00	Vauxhall（Astra Elegance）1600cc、車両価格£10,970.21，VAT£1,919.79、諸経費£705
	27. 大型乗用車購入価格 （2500ccセダン）	35,587.19	22,000.00	Jaguar X-typ2.5 Litre V6、車両価格£18,123.40,VAT£3,171.60,諸経費£705
	28. レギュラーガソリン価格（1リットル）	1.24	0.769	センターに最も近いスタンド。セルフサービス価格
税制	29. 法人所得税 （基本税率、%）	0～30		課税所得額によって税率が異なる
	30. 個人所得税 （最高税率、%）	課税所得額のうち、初めの1,920ポンドまで10%、1,921～27,980ポンドは22%、これを超える場合は40%課税され、これらを積算したものが所得税となる。		
	31. 付加価値税（VAT） （標準税率、%）	17. 5		国税、17.5%が標準税率。この他、5%、0%がある。
	32. 日本への利子送金課税 （最高税率、%）	10		INCOME TAX The Double Taxation Relief（Taxes on Income）（Japan）Order 1970 Article 12（2）
	33. 日本への配当送金課税 （最高税率、%）	10（25%以上の議決権を持つ企業の場合） 15（その他）		INCOME TAX The Double Taxation Relief（Taxes on Income）（Japan）Order 1970 Article 11（2）
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税 （最高税率、%）	10		INCOME TAX The Double Taxation Relief（Taxes on Income）（Japan）Order 1970 Article 13（2）
全体	35. 特筆すべき事項	課税所得額が1万ポンド以下は0%、1万1～5万ポンドまでは、係数を400分の19とした限界軽減税率が、5万1～30万ポンドは19%、30万1～150万ポンドには係数400分の11とした限界軽減税率が、150万1ポンド以上には基準レートの30%が適用される。		

ドイツ（デュッセルドルフ）

		米ドル	ユーロ	備　　考
賃　金	1. ワーカー （一般工職）	2,603.37	2,443.00	出所：2002年連邦統計局
	2. エンジニア （中堅技術者）	男性　3,564.58 女性　2,925.19	男性　3,345.00 女性　2,745.00	出所：同上
	3. 中間管理職 （部課長クラス）	6,721.82	6,307.76	業種、規模により異なる。出所：パーソナル・マーケット・サービス（ハンブルク)社
	4. 法定最低賃金	旧西独 ：10.44/時間 旧東独 ：9.20/時間	旧西独 ：9.80/時間 旧東独 ：8.63/時間	出所：労働省
	5. 賞与支給額 （固定賞与＋変動賞与）	クリスマス手当が年末の給与とともに支給、額は月給の0～110%（業界により異なる）		出所：経済社会研究所（WSI） （2002年11月1日現在）
	6. 社会保障負担率	41.7%（年金19.5%、失業保険 6.5%、健康保険 14%程度, 介護保険 1.7%）を雇用者、被雇用者で50%ずつ負担		2003年税引き前給与より算出。健康保険は業種により異なる
	7. 名目賃金上昇率	2000年：2.4% 2001年：2.1% 2002年：2.7%		出所：WSI
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地） 購入価格（1㎡当たり）	149.19～266.41 （平均207.80）	140～250 （平均195）	出所：デュッセルドルフ経済振興局、不動産仲介業者へのヒアリング（以下No.11まで同様）。　※1
	9. 工業団地借料 （月額）（1㎡当たり）	オフィス・事業所混合 6.39～8.52(平均7.46)	オフィス・事業所混合 6.00～8.00(平均7.00)	事業所 4.26～6.39（平均 5.33ﾄﾞﾙ） ※2
	10. 事務所賃料 （月額）（1㎡当たり）	市　内　14.83 中心部　23.44	市　内　13.92 中心部　22.00	
	11. 駐在員用住宅借上料 （月額）	1,129.58	1,060.00	デュッセルドルフ市内、コンドミニアム（110㎡）。　※3
通信費	12. 電話架設料	既設を引継：27.47	既設を引継：25.78	新規架設（自己設置）：54.96ﾄﾞﾙ 出所：ドイツテレコム
	13. 電話利用料	T-Net 100：18.10 ISDN：25.15	T-Net 100：16.99 ISDN：23.60	出所：同上
	14. 国際通話料金 （日本向け3分間）	ドイツテレコム2.53 01086社対固定電話 0.125	ドイツテレコム2.37 01086社対固定電話 0.117	出所：同上
	15. 携帯電話加入料	26.59	24.95	出所：同上
	16. 携帯電話基本通話料	基本料金38.48 市内0.10　国内0.52	基本料金36.11 市内0.09　国内0.49	AktivMobil300の料金 出所：同上
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	T-Online　4.209/月 0.0169/分	T-Online　3.95/月 0.0159/分	フラットレート：月額 15.93ﾄﾞﾙ
	18. インターネット 接続料金 （ブロードバンド）	加入料　54.96 ADSL基本料金 月額　24.49	加入料　51.57 ADSL基本料金 月額　22.98	出所：ドイツテレコム、フラットレート：T-online dsl 5000MB、月額26.59ﾄﾞﾙ
電　気 料　金	19. 産業用電気料金 （1kWh当たり）	1KWh当たり料金 0.139	1KWh当たり料金 0.1304	その他年間基本料 ：140.92ﾄﾞﾙ（VAT含まず）。 出所：デュッセルドルフ市現業公社(2003年1月現在)
	20. 一般用電気料金 （1kWh当たり）	1KWh当たり料金 0.1658	1KWh当たり料金 0.1556	年間基本料：49.23ﾄﾞﾙ(VAT込み)、 出所：同上

		米ドル	ユーロ	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金（1㎥当たり）	1㎥当たり料金 1.56	1㎥当たり料金 1.46	年間基本料：メーター大 152.56ﾄﾞﾙ、メーター小 76.34ﾄﾞﾙ（VAT含まず）、出所：デュッセルドルフ市現業公社（2003年1月現在）
	22. 一般用水道料金（1㎥当たり）	1㎥当たり料金 1.66	1㎥当たり料金 1.56	年間基本料 ：メーター大 163.3ﾄﾞﾙ、メーター小 81.59ﾄﾞﾙ（VAT税込み）、出所：同上
ガス料金	23. 産業用ガス料金（1㎥当たり）	1㎥当たり料金 0.0375	1㎥当たり料金 0.0352	年間9,418㎥以上の場合。年間基本料 ：144.37ﾄﾞﾙ（VAT含まず）、出所：同上
	24. 一般用ガス料金（1㎥当たり）	1㎥当たり料金 0.0505	1㎥当たり料金 0.0474	年間2,654㎥以上の場合。年間基本料 ：101.15ﾄﾞﾙ（VAT込み）、出所：同上
輸送	25. コンテナ輸送（40ftコンテナ）	1,200程度	1,126程度	金額は海上輸送費のみの概算値。ロッテルダム港でのTHC（ターミナル・ハンドリング・チャージ）を含む。
	①対日輸出 工場→（ロッテルダム）港経由→横浜港			
	②対米輸出 工場→（ロッテルダム）港経由→ニューヨーク港			
	③対日輸入 横浜港→（ロッテルダム）港経由→工場			
自動車	26. 乗用車購入価格（1500ccセダン）	20,966.54	19,675.00	フォルクスワーゲン・ゴルフ 1600cc。VAT16%、諸経費（工場から販売地までの輸送費、登録料など）込み。
	27. 大型乗用車購入価格（2500ccセダン）	42,181.59	39,583.20	メルセデス240E 2600cc。VAT16%、諸経費（工場から販売地までの輸送費、登録料など）込み。
	28. レギュラーガソリン価格（1リットル）	1.154	1.083	デュッセルドルフ市内平均、セルフサービス
税制	29. 法人所得税（基本税率、%）	26.5		2003年限定（2004年からは25%の予定）
	30. 個人所得税（最高税率、%）	最低税率19.9、最高税率48.5		税額は、最低・最高税率の間で税務当局が各々の所得から個別に確定する。
	31. 付加価値税（VAT）（標準税率、%）	16		軽減税率7%（食品など）
	32. 日本への利子送金課税（最高税率、%）	なし		
	33. 日本への配当送金課税（最高税率、%）	15		
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税（最高税率、%）	10		
全体	35. 特筆すべき事項	特定地域での新規工場設立、既存施設近代化などを行う国内外企業は、補助金、税法上の優遇措置などを受けれる。特に雇用創出効果の高い投資、省エネルギーは優遇される。窓口は連邦経済省、州政府、市町村、連邦労働局、連邦研究技術省。東部ドイツでは主に製造業に投資奨励金、投資助成金、特別償却などの優遇措置がある。 ※１　金額はデュッセルドルフ市内のもの、他に必要経費：不動産取得税3.5%、公証手数料1.5%（以上は必須）、仲介業者利用の場合は手数料3%（合計で㎡当りの価格の約8%相当）。 ※２　その他必要経費：付加価値税16%、敷金2～3ケ月分（以上は必須）。仲介業者利用の場合手数料（10年以上の契約額の2～3%）。 ※３　不動産業者への仲介料は家賃の2カ月分プラス付加価値税16%。敷金は3カ月分が相場。		

フランス（パリ）

		米ドル	ユーロ	備　　考
賃　金	1．ワーカー （一般工職）	1,967.18	1,846	高卒、30歳、配属10年。諸手当・賞与込み。 首都圏の電気・電子メーカーの生産部門。 出所：ミニテル給与推定サービス
	2．エンジニア （中堅技術者）	5,164.11	4,846	大卒、35歳、配属10年。諸手当・賞与込み。 首都圏の電気・電子メーカーの生産部門。 出所：同上
	3．中間管理職 （部課長クラス）	7,049.23	6,615	大卒以上、45歳、配属15年。諸手当・賞与込み。 首都圏の電気・電子メーカーの生産部門。 出所：同上
	4．法定最低賃金	（1）7.28 （2）1,230.04	（1）6.83 （2）1,154.27	（1）時給（2）月給(169時間労働) 2002年7月1日改定。 出所：フランス国立統計経済研究所（INSEE）
	5．賞与支給額 （固定賞与＋変動賞与）	現地企業の一般的な支給率は 基本給の1月分		慣行上、年末支給。労働協約、雇用契約で無規定の場合、支給義務はない。 出所：www.legifrance.gouv.fr
	6．社会保障負担率	雇用者負担率　43.25% 被雇用者負担率　20.54% 雇用者負担率の内訳 雇用保険　10.15% 医療保険　14.3% 年金　29.336% その他　8%		管理職で月給5,000ユーロ（税込）のケース。 負担率は地方、企業により異なる。 出所：LA REVUE FIDUCIAIRE
	7．名目賃金上昇率	98年:0.9%、99年:2.2%、2000年:2.3%		算出基準を同一とする3年間の公式データとしては最新。 出所:INSEE「企業の給与2000年（2002.03）」
地価・事務所賃料等	8．工業団地（土地） 購入価格(1㎡当たり)	96.87	90.9	地点：パリ南東部に車で1時間。 出所：バル・ド・マルヌ県商工会議所 「事務所賃料・地価2002.10」
	9．工業団地借料 （月額）（1㎡当たり）	0.93	0.87	地点：同上 出所：同上
	10．事務所賃料 （月額）（1㎡当たり）	(1)74.46～85.82 (2)42.27～56.71	(1)69.87～80.53 (2)39.67～53.22	パリ8区。(1)新建・改築、(2)旧建築 出所:企業向け大手不動産　Bourdais
	11．駐在員用住宅借上料 （月額）	3,341	3,135	パリ16区。115㎡、6F、庭。管理・光熱費込。 敷金は通常家賃2カ月分以内。 出所：www..immoneuf.com
通信費	12．電話架設料	（1）49.15 (2)131.28	（1）46.12 (2)123.19	(1)アナログ回線、(2)高速デジタル回線。 VAT19.6%込み。 出所:フランステレコム（FT）
	13．電話利用料	（1）16.70 （2）42.83 （3）0.078	（1）15.67 （2）40.19 （3）0.073	(1)アナログ回線月額基本料、 (2)高速デジタル回線（同上）、 (3)平日日中1分通話料 VAT19.6%込み。 出所:同上
	14．国際通話料金 （日本向け３分間）	1.059	0.994	平日日中料金。VAT19.6%込み。 出所：同上
	15．携帯電話加入料	なし	なし	オレンジ（FT傘下）。 出所：同上
	16．携帯電話基本通話料	44.22	41.5	オレンジ（FT傘下）。 月間通話時間4Hの契約で基本・通話料金込み。 VAT19.6%込み。 出所：同上
	17．インターネット 接続料金（電話回線）	34.1	32	ワナドゥー（FT傘下）。 月間接続時間100Hの契約で基本・通話料金込み。 VAT19.6%込み。 出所：同上
	18．インターネット 接続料金 （ブロードバンド）	48.4	45.42	ワナドゥー（FT傘下）。 ADSL（開設料金は60ユーロ）。 月間接続時間無制限の契約で基本・通話料込み。 VAT19.6%込み。 出所：同上

		米ドル	ユーロ	備　　考
電気料金	19. 産業用電気料金 （1kWh当たり）	(1)259.03 (2)0.030～0.144	(1)243.07 (2)0.029～0.135	(1)月額基本料、(2)1KWh当たり料金 基本料金(出力180kva)。 VAT込み。2001年11月12日改定。 出所：フランス電気公社（EDF）
	20. 一般用電気料金 （1kWh当たり）	(1)4.72 (2)0.100	(1)4.43 (2)0.094	(1)月額基本料、(2)1KWh当たり料金 基本料金(出力6kva)。 VAT込み。2001年11月12日改定。 出所：同上
水道料金	21. 産業用水道料金 （1m³当たり）	(1)2.390 (2)2.547	(1)2.2432 (2)2.39	(1)1m³当たり料金、(2)消費量120m³の1m³当たり料金　VAT5.5%込み。 出所：パリ市環境保護局
	22. 一般用水道料金 （1m³当たり）	同上	同上	同上
ガス料金	23. 産業用ガス料金 （1m³当たり）	(1) 624.895 (2) 0.0262～0.0400	(1) 586.401 (2) 0.0246～0.0375	(1)月額基本料、(2)1KWh当たり料金　基本料金（年間消費量500万kwh～800万kwh）。 天然ガス。VAT込み。2002年11月1日改定。 出所：フランスガス公社（GDF）
	24. 一般用ガス料金 （1m³当たり）	(1) 2.957.16 (2) 0.0521	(1) 2.775 (2) 0.0489	(1)月額基本料、(2)1KWh当たり料金 基本料金（年間消費量1000～6000kwh）。 天然ガス。VAT込み。2002年11月1日改定。 出所：同上
輸送	25. コンテナ輸送 （40ftコンテナ）			2003年1月の料金。料金は毎月改定。
	①対日輸出　工場（パリ近郊）→（ル・アーブル）港経由→横浜港	(1) 458.23 (2) 1,555.84	(1) 430 (2) 1,460	(1)パリ近郊の工場→ル・アーブル港の輸送費合計 (2)ル・アーブル港→横浜港への輸送費合計
	②対米輸出　工場（パリ近郊）→（ル・アーブル）港経由→ニューヨーク港	(1) 458.23 (2) 1,939.47	(1) 430 (2) 1,820	(1)パリ近郊の工場→ル・アーブル港の輸送費合計 (2)ル・アーブル港→ニューヨーク港への輸送費合計
	③対日輸入　横浜港→（ル・アーブル）港経由→工場（パリ近郊）	(1) 3,399.40 (2) 458.23	(1) 3,190 (2) 430	(1)横浜港→ル・アーブル港の輸送費合計 (2)ル・アーブル港→パリ近郊の工場への輸送費合計
自動車	26. 乗用車購入価格 （1500ccセダン）	18,352.51	17,222	プジョー「307」、国産車、排気量1400cc　VAT19.6%込み。　出所：L'AUTOMOBILE MAGAZINE
	27. 大型乗用車購入価格 （2500ccセダン）	45,563.73	42,757	プジョー「607」、国産車、排気量2200cc　VAT19.6%込み。出所：同上
	28. レギュラーガソリン価格（1リットル）	1.18	1.11	出所：パリ市内ガソリンスタンド
税制	29. 法人所得税 （基本税率、%）	年商763万ユーロ以上の企業：34.33～35.43 年商763万ユーロ未満の企業：15.45		カッコ内は年商763万ユーロ未満の中小企業に適用。 出所：法令解説書「MEMENTO PRATIQUE FRANCIS LEFEBVRE/FISCAL」
	30. 個人所得税 （最高税率、%）	49.58		0%、7.05%、19.74%、29.14%、38.54%、43.94%、49.58%の7段階　出所：経済・財政・産業省（www.minefi.gouv.fr）
	31. 付加価値税（VAT） （標準税率、%）	19.6		5.5%と2.1%の優遇税率あり。 出所：法令解説書「MEMENTO PRATIQUE FRANCISLEFEBVRE/FISCAL」
	32. 日本への利子送金課税 （最高税率、%）	10		日本との租税条約第11条に依拠。 出所：同上
	33. 日本への配当送金課税 （最高税率、%）	15		過去6カ月以上にわたり15%以上の資本を有する企業からの配当金には5%。 日本との租税条約第10条に依拠
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税 （最高税率、%）	10		日本との租税条約第12条に依拠。 出所：同上

イタリア（ミラノ）

		米ドル	ユーロ	備　　考
賃　金	1. ワーカー（一般工職）	1,322～1,918	1,250～1,800	高卒、5～10年勤続。
	2. エンジニア（中堅技術者）	2,344～3,304	2,200～3,100	大卒、3～5年勤続。
	3. 中間管理職（部課長クラス）	2,664～4,955	2,500～4,650	
	4. 法定最低賃金	1,000.96、1,574.86	939.30、1,477.85	機械金属部門（大企業）の1等級、7等級の場合。　全国労働協約による。
	5. 賞与支給額（固定賞与＋変動賞与）	13カ月目の給与支給が全国労働協約で規定。(賞与として給与１カ月分を支給）。		企業によっては14カ月目給与を支給したり、業績などにより加算を行うケースも見られる。
	6. 社会保障負担率	39.35～43.07%		
	7. 名目賃金上昇率	99年:1.8%、2000年:1.9%、2001年:2.3%		
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地）購入価格(1㎡当たり)	158.30～301.93	148.55～283.33	ミラノ県内の複数の工業団地から算出。IVA20%別。
	9. 工業団地借料（月額）（1㎡当たり）	33.03～108.82	31.00～102.12	ミラノ県内の複数の工業団地から算出。IVA20%別
	10. 事務所賃料（月額）（1㎡当たり）	①15.98～46.17 ② 9.32～45.69	①15.00～43.33 ② 8.75～42.88	ミラノ市内の複数のオフィス賃料から算出。IVA20%別。 ①中心部、②それ以外の地域
	11. 駐在員用住宅借上料（月額）	1,385～1,918	1,300～1,800	・ミラノ日本人学校近辺 ・コンドミニアム、90～130㎡程度、共益費は通常、家賃に含まれる。
通信費	12. 電話架設料	128	120	テレコムイタリア。IVA20%込。
	13. 電話利用料	①19.44 ② i)0.020、ii)0.018	①18.24 ② i)0.019、ii)0.0172	①月額基本料　②1分当たり通話料 市内、月～金8:00～18:00と土8:00～13:00 i)～15分、ii)15分～
	14. 国際通話料金（日本向け３分間）	①2.72、②3.20	①2.55、②3.00	①固定電話向け ②携帯電話向け
	15. 携帯電話加入料	なし	なし	オムニテル
	16. 携帯電話基本通話料	①0.16、②0.27	①0.15、②0.25	①対固定電話およびオムニテル携帯電話 ②他社携帯電話
	17. インターネット接続料金(電話回線)	5.27	4.95	「tin」。IVA20%込。
	18. インターネット接続料金（ブロードバンド）	39.38	36.95	「tin」。IVA20%込。
電　気料　金	19. 産業用電気料金（1kWh当たり）	①147.97 ②0.10	①138.85116 ②0.09755388	8GWh超の場合、IVA20%込 ①年間基本料から算出した月額基本料 ②1KWh当たり料金、電気使用税込
	20. 一般用電気料金（1kWh当たり）	①0.797 ②0.183	①0.748 ②0.17170142	151～220kWh/月の場合、IVA10%込 ①年間基本料から算出した月額基本料 ②1KWh当たり料金、電気使用税込

		米ドル	ユーロ	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金 （1m³当たり）	①なし ②0.7801	①なし ②0.7320245	上下水道使用料込 ミラノ県内地域別4種類の料金の平均 IVA20%込 ①月額基本料 ②1KWh当たり料金
	22. 一般用水道料金 （1m³当たり）	①なし ② i）0.6104 ii）0.7801	①なし ② i）0.5728265 ii）0.7320245	IVA10%込 ①月額基本料 ②1KWh当たり料金、1）3ヵ月の使用量が25m³以下、2）3ヵ月の使用量が25m³超
ガス料金	23. 産業用ガス料金 （1m³当たり）	①なし ②1）0.3654 2）0.2890	①なし ②1）0.3428688 2）0.271201	天然ガス、IVA20%込 ①月額基本料 ②1m³当たり料金
	24. 一般用ガス料金 （1m³当たり）	①1.8162 ②0.4704	①1.7043081 ②0.4414058	天然ガス、IVA10%込 ①月額基本料 ②1m³当たり料金
輸送	25. コンテナ輸送 （40ftコンテナ）			日系のフォワーダーにヒアリング。 業界内の競争が激しく、値下げ・値上げの変動がある。
	①対日輸出 工場（ミラノ）→ （ジェノバ／ラ・スペーツィア） 港経由→横浜港	900～1,000	—	
	②対米輸出 工場（ミラノ）→ （ジェノバ／ラ・スペーツィア） 港経由→　ニューヨーク港	900～1,000	—	
	③対日輸入 横浜港→ （ジェノバ／ラ・スペーツィア） 港経由→工場（ミラノ）	2,600	—	
自動車	26. 乗用車購入価格 （1500ccセダン）	22,167	20,802	FIAT Stilo 1.6 Active 5p, 1600cc　州税・道路車両税515ユーロ、IVA20%込
	27. 大型乗用車購入価格 （2500ccセダン）	49,419	46,375	MERCEDES E270 CDI Elegance, 2,700cc 州税・道路車両税1,100ユーロ、IVA20%込
	28. レギュラーガソリン価格（1リットル）	1.117	1.048	市内3カ所のスタンドの平均価格
税制	29. 法人所得税 （基本税率、%）	国税：34.0 地方税（生産活動税）：州によって異なる。		生産活動税（州事業税：IRAP）は　2002年2.5%だったが、2003年は州別に税率、控除の体系などが異なる。
	30. 個人所得税 （最高税率、%）	23.0～45.0		2003年財政・予算法にて、税率改定を決定。 1万5千ユーロ以下　23%、 7万ユーロ超　45%
	31. 付加価値税（VAT） （標準税率、%）	一般税率　20		国税。食料品等の特定商品・サービスについては、10%、4%の軽減税率がある。
	32. 日本への利子送金課税 （最高税率、%）	10		最高税率
	33. 日本への配当送金課税 （最高税率、%）	①10 ②15		①受取人が送金人の資本の25%以上を保有している場合の最高税率 ②その他の場合の最高税率
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税 （最高税率、%）	—		ケースにより異なる

スペイン（マドリード）

		米ドル	ユーロ	備　　考
賃　金	1. ワーカー（一般工職）	1,462.46	1,372.37	出所：国家統計局2001年
	2. エンジニア（中堅技術者）	3,957.80～5,252.56	3,714～4,929	業種、部門、会社規模により異なる。出所：ACTUALIDAD ECON?MICA誌
	3. 中間管理職（部課長クラス）	4,490.62～5,708.65	4,214～5,357	出所：同上
	4. 法定最低賃金	480.82	451.20	産業別、性別、年齢別区別なし 出所：官報
	5. 賞与支給額（固定賞与＋変動賞与）	通常は給与2カ月分を7月と12月に分けて支払う。企業によっては賞与分を織り込んだ14カ月分の年収を12カ月払いとしているところもある。		12～16回分割払いの年棒契約制。
	6. 社会保障負担率	①雇用者負担率31.79%②被雇用者負担率6.40% 負担率の内訳 医療保険　①23.60%　②4.70% 失業保険（無期限雇用契約の場合）①6.20%②1.60% 労災保険　①0.40%　②0.10% 職業訓練　①0.60%　②なし 倒産保険　①0.99%　②なし		給与額に応じて決まる基本額（2003年度：526.50～2,652.00ユーロ）に各負担率を掛け合わせて算出。
	7. 名目賃金上昇率	2000年:2.1% 2001年:3.4% 2002年:2.9%		出所：国家統計局
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地）購入価格（1㎡当たり）	222.51～556.27	208.80～522.00	VAT16%込み。マドリッド市郊外半径10～40キロの範囲内。 出所：CBリチャードエリス2002年
	9. 工業団地借料（月額）（1㎡当たり）	4.12～12.67	3.87～11.89	VAT16%込み。 出所：同上
	10. 事務所賃料（月額）（1㎡当たり）	13.40～39.14	12.57～36.73	VAT16%込み。 出所:同上
	11. 駐在員用住宅借上料（月額）	1,598.47～2,344.42	1,500～2,200	マンション(100～120㎡)。家具･駐車場付。共益費含は物件による。　契約時に1カ月分の保証金要。
通信費	12. 電話架設料	73.55	69.02	VAT16%込み。 出所:テレフォニカ
	13. 電話利用料	月額基本料15.60 160秒通話料0.084	月額基本料14.64 160秒通話料0.079	マドリッド市内160秒まで左記料金。 その後は0.028ユーロ/分。VAT16%込み。 出所:同上
	14. 国際通話料金（日本向け３分間）	2.72	2.55	VAT16%込み 出所：同上
	15. 携帯電話加入料	25.99	24.39	出所：同上
	16. 携帯電話基本通話料	37.08	34.8	VAT16%込み。プラン30（月額30ユーロ）を選択した場合。月30ユーロ以上の使用は0.17ユーロ/分。出所:同上
	17. インターネット接続料金（電話回線）	0～29.68	0～27.85	最高通信速度:56～64Kbps　電話料金は別　出所:テラ社（テレフォニカグループ）
	18. インターネット接続料金（ブロードバンド）	51.97～203.03	48.77～190.52	最高通信速度:256～2,048Kbps 電話料金は別 出所:同上
電　気料　金	19. 産業用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料4.61 1KWh当たり料金 0.067	月額基本料4.33 1KWh当たり料金 0.063	使用量に応じて決まる。VAT16%込み。 出所:イベルドローラ社
	20. 一般用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料1.75 1KWh当たり料金 0.099	月額基本料1.64 1KWh当たり料金 0.093	使用量に応じて決まる。VAT16%込み。 出所:同上

		米ドル	ユーロ	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金 （1m³当たり）	1m³当たり料金 0.833～	1m³当たり料金 0.782～	月額基本料は住居数に、使用料は汚染率に応じて決まる。VAT7%込み。 出所:カナル・デイ・サベルセグンダ社
	22. 一般用水道料金 （1m³当たり）	1m³当たり料金 0.783～	1m³当たり料金 0.735～	月額基本料は住居数により、使用料は季節に応じて決まる。VAT7%込み。 出所:同上
ガス料金	23. 産業用ガス料金 （1m³当たり）	月額基本料153.48 1Kwh当たり料金 0.018	月額基本料144.03 1Kwh当たり料金 0.017	年間消費量に応じて基本料固定額が決まる。VAT16%込み。 出所:ガス・ナテゥラル社　（注）
	24. 一般用ガス料金 （1m³当たり）	月額基本料 6.36～49.39 1Kwh当たり料金 0.043～	月額基本料 5.97～46.35 1KWh当たり料金 0.04～	年間消費量に応じて基本料が決まる。VAT16%込み。 出所:同上
輸送	25. コンテナ輸送 （40ftコンテナ） 国内輸送：工場(マドリード) 工場→最寄り港(バルセロナ)	1,236.15	1,160.00	ただし、実際の値段は、輸出入貨物の重量などによって、売り値・買い値が変動する。
	①対日輸出 最寄り港（バルセロナ） →横浜港	950.00 + BAF 140.00	891.48 + BAF 131.38	BAF:Bunker Adjustment Surcharge （重油の値上げによる割増料金）
	②第三国輸出 最寄り港(バルセロナ) →第三国仕向け港 （バンコク）	1,150.00 + BAF 140.00	1079.16 + BAF 131.38	
	③対日輸入 横浜港→最寄り港 （バルセロナ）	1,900.00 + BAF 112.00	1782.96 + BAF 105.10	
自動車	26. 乗用車購入価格 （1500ccセダン）	15,297.32	14,355.00	セアット社 LEON1.6 STELLA（国産） 1597cc。車体価格・輸送費・VAT16%・ 登録税込み。
	27. 大型乗用車購入価格 （2500ccセダン）	44,384.06	41,650.00	メルセデスE240クラシック。2597cc。 車体価格・輸送費・VAT16%・ 登録税込み。
	28. レギュラーガソリン 価格（1リットル）	0.905	0.849	出所:セプサ社
税制	29. 法人所得税 （基本税率、%）	35		キャピタルゲイン、受取配当、受取利子を含む。
	30. 個人所得税 （最高税率、%）	国税：最低 15　最高 39.6 州税：最低 3　最高 8.4		国税と州税に分かれた累進課税制。 各種所得控除・税額控除あり。
	31. 付加価値税（VAT） （標準税率、%）	16		軽減税率　7% 特別軽減税率 4%
	32. 日本への利子送金課税 （最高税率、%）	10		日西租税条約
	33. 日本への配当送金課税 （最高税率、%）	10：子会社資本の25%以上を1年間以上保有の場合 15：上述以外の場合		同上
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税 （最高税率、%）	10		同上
全体	35. 特筆すべき事項	（注）産業用ガス料金の月額基本料 ＝年間消費量に応じて決まる固定額+月間平均消費量×0.040ユーロ		

オランダ（アムステルダム）

		米ドル	ユーロ	備　　考
賃　金	1．ワーカー（一般工職）	2,011.40	1,887.5	出所：EPROM、金属工の賃金、２ヵ月のボーナスを含む
	2．エンジニア（中堅技術者）	3,823.00	3,587.5	出所：EPROM、エンジニアの賃金、２ヵ月のボーナスを含む
	3．中間管理職（部課長クラス）	4,608.91	4,325.0	出所：EPROM、エンジニアの賃金、２ヵ月のボーナスを含む
	4．法定最低賃金	1,331.20	1,249.2	出所：De Lorijn Accoutants and tax consultants、23歳以上に適用（2003年1月から）
	5．賞与支給額（固定賞与＋変動賞与）	給与の2カ月分	給与の2カ月分	1ヵ月のボーナス支給が義務付けられており、通常ではさらに1ヵ月分も支給される
	6．社会保障負担率	雇用者負担率　17.046% 被雇用者負担率　38.7% 雇用者負担率の内訳：長期疾病保険 7.43%／失業保険 2.84%／健康保険 6.75%／その他 0.026% 被雇用者の負担率：失業保険 5.8%／健康保険 1.7%／一般老齢年金 17.9%／特別医療保険 12.05%、遺族年金1.25%		出所：UWV、被雇用者負担分の、一般老齢年金、特別医療保険、遺族年金は個人所得税率に加算。
	7．名目賃金上昇率	2000年：3.2% 2001年：4.5% 2002年：3.75%		出所：CPB（中央計画局）
地価・事務所賃料等	8．工業団地（土地）購入価格（１㎡当たり）	266.14	249.75	出所：Gemeentelijk Grondebedrijf、アムステルダム市内4箇所の工業団地の平均額
	9．工業団地借料（月額）（１㎡当たり）	5.15	4.83	出所：NVM Real Estate、付加価値税およびサービス料を除く。
	10．事務所賃料（月額）（１㎡当たり）	31	29.09	出所：IMD 2002、管理費用、固定資産税、メンテナンス費用を含む（出所データはドル建て）
	11．駐在員用住宅借上料（月額）	1,130	1,060.39	IMD 2002、アパートメント（3部屋）。その他費用込み（出所データはドル建て）
通信費	12．電話架設料	154.23	144.73	出所：KPN、ISDN契約、VAT（付加価値税）19%を含む
	13．電話利用料	月額基本料 26.52 1分当たり通話料 0.030	月額基本料 24.89 1分当たり通話料 0.028	出所：KPN、市内通話料金（月～金、8:00～19:00）、VAT（付加価値税）19%を含む
	14．国際通話料金（日本向け３分間）	1.17	1.1	出所：KPN、通話料1.0ユーロ／3分、接続料0.1ユーロ／回、VAT（付加価値税）19%を含む
	15．携帯電話加入料	55.95	52.5	出所：Vodaphone、VAT（付加価値税）19%を含む
	16．携帯電話基本通話料	17.58	16.5	出所：Vodaphone、一月当たり60分まで無料のサービス、VAT（付加価値税）19%を含む
	17．インターネット接続料金（電話回線）	15.14＋通話料金0.033/分＋接続料金0.044/回	14.21＋通話料金0.03108/分＋接続料金0.044/回	出所：XS4ALL、基本料金（アナログ56Kbit/s）、VAT（付加価値税）19%を含む、通話・接続料金はhetnet社
	18．インターネット接続料金（ブロードバンド）	91.75	86.1	出所：XS4ALL、ADSL接続、（下り1,536Kbit/s、上り256Kbit/s)VAT（付加価値税）19%を含む
電　気料　金	19．産業用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料 111.89 1KWh当たり料金 0.1033	月額基本料 105 1KWh当たり料金 0.097	出所：NUON（ヒヤリング）、企業ごとにより料金は異なる。VAT19%を除く
	20．一般用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料 6.45 1KWh当たり料金 0.173	月額基本料 6.05 1KWh当たり料金 0.1625	出所：NUON、VAT（付加価値税）19%を含む

		米ドル	ユーロ	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金（1m³当たり）	月額基本量 3.66～65.27 1m³当たり料金 1.63	月額基本量 3.43～61.25 1m³当たり料金 1.53	出所：GWA、水道税（m³当たり0.141ユーロ）およびVAT（付加価値税）6%を含む
	22. 一般用水道料金（1m³当たり）	月額基本量 3.66 1m³当たり料金 1.63	月額基本量 3.43 1m³当たり料金 1.53	出所：GWA、水道税（m³当たり0.141ユーロ）およびVAT（付加価値税）6%を含む
ガス料金	23. 産業用ガス料金（1m³当たり）	月額基本量 無し 1m³当たり料金 0.22	月額基本量 無し 1m³当たり料金 0.21	出所：NUON（ヒヤリング）、固定料金無し（消費量1万7千m³以上）。エネルギー調整税およびVAT19%を除く
	24. 一般用ガス料金（1m³当たり）	月額基本量 7.17 1m³当たり料金 0.492	月額基本量 6.73 1m³当たり料金 0.4617	出所：NUON、0.06ユーロ/m³のエネルギー調整税およびVAT（付加価値税）19%を含む
輸送	25. コンテナ輸送（40ftコンテナ）			出所：日本通運、P&Oネドロイド（ヒヤリング）
	①対日輸出 工場(アムステルダム)→（ロッテルダム）港経由→横浜港	1,021.74	958.8	陸送費（213）、海上輸送費（492.7）、燃料積込費（105.1）、港湾ハンドリング料（137.5）、その他（10.5）
	②対米輸出 工場(アムステルダム)→（ロッテルダム）港経由→ニューヨーク港	2,810.00	2,636.9	陸送費（603.4）、海上輸送費（1,032）、燃料積込費（257）、港湾ハンドリング料（625.2）、その他（119.3）
	③対日輸入 横浜港→（ロッテルダム）港経由→工場（アムステルダム）	3,247.55	3,074.5	陸送費（228）、海上輸送費（2,252）、燃料積込費（131）、港湾ハンドリング料（463.5）
自動車	26. 乗用車購入価格（1500ccセダン）	20,241.90	18,985.00	出所：Auto Week、車種：Opel Astra 1.6iGL（リサイクル費45ユーロを除く、諸税込み）
	27. 大型乗用車購入価格（2500ccセダン）	53,921.57	50,600.00	出所：Mercedes-Benz　NL、車種：E240 Sedan（リサイクル費45ユーロを除く、諸税込み）
	28. レギュラーガソリン価格（1リットル）	1.23	1.15	出所：シェル（セルフサービス）
税制	29. 法人所得税（基本税率、%）	①29(法人所得額22,689ユーロまで）、②34.5(法人所得が左記の額を超える）		キャピタルゲイン、受取配当金は資本参加免税が適用。ただし、受取利子は含まれる。出所：財務省
	30. 個人所得税（最高税率、%）	32.9～52までの4段階。（①32.9、②38.4、③42、④52）		出所：財務省
	31. 付加価値税（VAT）（標準税率、%）	19		出所：財務省、国税
	32. 日本への利子送金課税（最高税率、%）	0		出所：財務省
	33. 日本への配当送金課税（最高税率、%）	5		出所：日蘭租税条約（ただし、6ヵ月にわたり25%以上の出資をしている場合）
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税（最高税率、%）	10		出所：財務省

ベルギー（ブリュッセル）

		米ドル	ユーロ	備　　考
賃　金	1．ワーカー （一般工職）	2,741.00	2,572.00	2001年平均。 出所：Vacature
	2．エンジニア （中堅技術者）	2,949.00	2,767.00	出所：同上
	3．中間管理職 （部課長クラス）	3,965.00	3,741.00	出所：同上
	4．法定最低賃金	1,239.36	1,163.02	21歳以上。 出所：Secretariat Social Partena
	5．賞与支給額 （固定賞与＋変動賞与）	夏：月給グロスの92%　冬：100%		年2回支給が一般的。 出所：同上
	6．社会保障負担率	雇用者負担率　32.44% 被雇用者負担率　13.07% 雇用者負担率の内訳 雇用保険　1.46% 医療保険　6.15% 年　　金　8.86% そ の 他　15.97%		出所：National Office of Social Security
	7．名目賃金上昇率	99年：3.4%、2000年：1.7%、2001年：2.5%		出所：Institut des Comptes Nationaux
地価・事務所賃料等	8．工業団地（土地） 購入価格（1㎡当たり）	160～266	150～250	ブリュッセル地域。諸経費、税を除く。 出所：Strategie Immobiliere
	9．工業団地借料 （月額）（1㎡当たり）	11.99～16.87	11.25～15.83	ブリュッセル地域。諸経費、税を除く。 出所：同上
	10．事務所賃料 （月額）（1㎡当たり）	10.21～24.42	9.58～22.92	ブリュッセル地域。諸経費、税を除く。 出所：Immotrends
	11．駐在員用住宅借上料 （月額）	1,385～1,918	1,300～1,800	ブリュッセル地域。諸経費を除く。 出所：Observatoire du Logement de la Region de Bruxelles-Capitale
通信費	12．電話架設料	144（新設の場合）	135（新設の場合）	既設回線が存在する場合66EUR（すべてVAT21%込み）出所：Belgacom
	13．電話利用料	月額基本料 17.58 1分当たり通話料 0.053/0.027	月額基本料 16.50 1分当たり通話料 0.050/0.025	ピーク／オフピーク。 1通話当たり0.05ユーロの接続料が必要（すべてVAT21%込み）出所：同上
	14．国際通話料金 （日本向け3分間）	1.57/1.15	1.47/1.08	ピーク／オフピーク。 1通話当たり0.1ユーロの接続料が必要（すべてVAT21%込み）出所：同上
	15．携帯電話加入料	なし	なし	契約が15カ月未満の場合は37ユーロ（VAT21%込み）出所：Proximus
	16．携帯電話基本通話料	月額基本料 16 1分当たり通話料（国内） 0.39	月額基本料 15 1分当たり通話料（国内） 0.37	VAT21%込み。 出所：同上
	17．インターネット 接続料金（電話回線）	0.044/0.0178	0.0417/0.0167	ピーク／オフピーク。1通話当たり0.05ユーロの接続料が必要（すべてVAT21%込み）出所：Belgacom
	18．インターネット 接続料金 （ブロードバンド）	42.14	39.54	常時接続、ADSL、VAT21%込み。 出所：同上
電　気料　金	19．産業用電気料金 （1kWh当たり）	月額基本料 26.11 1KWh当たり料金 0.100	月額基本料 24.50 1KWh当たり料金 0.094	契約電力4,000kW以下。VAT21%込み。 出所：Electrabel
	20．一般用電気料金 （1kWh当たり）	月額基本料 6.23 1KWh当たり料金 0.1679	月額基本料 5.85 1KWh当たり料金 0.1576	VAT21%込み。 出所：同上

		米ドル	ユーロ	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金（1m³当たり）	月額基本量 2.21 1m³当たり料金 2.14	月額基本量 2.07 1m³当たり料金 2.01	年間使用量500m³まで。超過分は１m³当たり1.08。出所：同上
	22. 一般用水道料金（1m³当たり）	月額基本量 2.33 1m³当たり料金 2.27	月額基本量 2.19 1m³当たり料金 2.13	VAT6%込み。 出所：同上
ガス料金	23. 産業用ガス料金（1m³当たり）	月額基本量 17.80 1m³当たり料金 0.0272	月額基本量 16.70 1m³当たり料金 0.0255	年間使用量9,722～146,389m³。 出所：同上
	24. 一般用ガス料金（1m³当たり）	月額基本量 10.097 1m³当たり料金 0.0351957	月額基本量 9.475 1m³当たり料金 0.0330276	VAT21%込み。 出所：同上
輸送	25. コンテナ輸送（40ftコンテナ）			海上輸送費のみ。THC、BAFなどの手数料を含まない。 出所：ベルギー日本通運株式会社
	①対日輸出 工場→（アントワープ）港経由→横浜港	853	800	
	②対米輸出 工場→（アントワープ）港経由→ニューヨーク港	1,322	1,241	
	③対日輸入 横浜港→（アントワープ）港経由→工場	2,404	2,256	
自動車	26. 乗用車購入価格（1500ccセダン）	16,283	15,280	国産メーカーはない。VWゴルフ1.6 3p。VAT21%込み。諸税は別
	27. 大型乗用車購入価格（2500ccセダン）	37,651	35,332	国産メーカーはない。メルセデスC240。VAT21%込み。諸税は別
	28. レギュラーガソリン価格（１リットル）	1,095	1,095	原則セルフサービス。VAT21%込み
税制	29. 法人所得税（基本税率、%）	課税所得 0～25,000.00ユーロ 24.25 25,000.01～90,000.00ユーロ 31.00 90,000.01～322,500.00ユーロ 34.50 322.500.00～ユーロ 33.00		課税所得毎の税率を適用。 出所：Moniteur Belge
	30. 個人所得税（最高税率、%）	50		25～50%の５段階。 出所：同上
	31. 付加価値税（VAT）（標準税率、%）	21		新聞０%、軽減税率６%、12%、標準21%の4段階。出所：同上
	32. 日本への利子送金課税（最高税率、%）	10		日本との租税条約（第11条） 出所：同上
	33. 日本への配当送金課税（最高税率、%）	15		持分25%以上を最低６カ月以上維持している場合は５%。日本との租税条約（第10条）出所：同上
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税（最高税率、%）	10		日本との租税条約（第12条） 出所：同上

アイルランド（ダブリン）

		米ドル	ユーロ	備　　考
賃　金	1. ワーカー （一般工職）	2,534	2,378	成人男性、製造業、出所：中央統計局（02年9月時点）、（金融平均：3,012/公務員：3,032/その他：2,402）
	2. エンジニア （中堅技術者）	2,664～8,880	2,500～8,333	出所：Irish Independent紙（IT, Civil等） （計算方法：年収÷12）
	3. 中間管理職 （部課長クラス）	4,143	3,887	出所：中央統計局（2002年9月時点） （計算方法：週給×52週÷12）
	4. 法定最低賃金	6.77	6.35	2002年10月1日より施行
	5. 賞与支給額 （固定賞与＋変動賞与）	—	—	ストックオプションを中心とする変動賞与が大企業に浸透
	6. 社会保障負担率	雇用者負担率8.5%（週給38～356ユーロ未満）10.75%(週給356ユーロ以上) 被雇用者負担率 6% 雇用者負担率の内訳 PRSI(Pay Related Social Insurance)4% Health Contribution 2% （週給356ユーロ以下は免除）		出所：アイルランド政府産業開発庁
	7. 名目賃金上昇率	2000年： 6.5% 2001年： 9.7% 2002年： 6.2%		出所：中央統計局
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地） 購入価格(1㎡当たり)	33～658	31～617	出所：アイルランド政府産業開発庁 電話にて情報収集（1月23日）
	9. 工業団地借料 （月額）（1㎡当たり）	51～87	48～82	出所：アイルランド政府産業開発庁 電話にて情報収集（1月23日）
	10. 事務所賃料 （月額）（1㎡当たり）	5.29	4.96	出所： Insignia Richard Ellis World Office Rents July 2002
	11. 駐在員用住宅借上料 （月額）	1,598～6,394	1,500～6,000	アパート：1,500ユーロ～、 一軒家： 2,000ユーロ～。 出所： Irish Independent紙
通信費	12. 電話架設料	137	129	ビジネス用料金　出所：eircom社 電話にて情報収集（1月23日）
	13. 電話利用料	月額基本料 20.89 1分当たり通話料 0.10	月額基本料 19.60 1分当たり通話料 0.094	出所：eircom社 電話にて情報収集（1月23日）
	14. 国際通話料金 （日本向け３分間）	2.45	2.298	平日、昼間　出所：eircom社　電話にて情報収集（1月23日）
	15. 携帯電話加入料	なし	なし	出所：Vodafone社
	16. 携帯電話基本通話料	60.74	57	ビジネス用。多国籍企業で一番ポピュラーなタイプ。200分迄国内の電話番号に通話可能。出所： Vodafone社
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	18.63	17.48	接続工事料金（1回限り）107.43ユーロ。 出所：eircom社 電話にて情報収集（1月23日）
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	94.84	89	接続工事料金（1回限り）165ユーロ。 出所：eircom社
電　気料　金	19. 産業用電気料金 （1kWh当たり）	月額基本料 15.56 1KWh当たり料金 0.135	月額基本料(2カ月) 14.60 1KWh当たり料金 0.127	これに2カ月毎のPublic Service Obligation Levy　5.94ユーロが加わる。 出所：ESB
	20. 一般用電気料金 （1kWh当たり）	月額基本料 7.41 1KWh当たり料金 0.130	月額基本料(2カ月) 6.95 1KWh当たり料金 0.122	都市部料金。これに2カ月毎のPublic Service Obligation Levy　2.18が追加。 出所：ESB、Irish Independent紙

		米ドル	ユーロ	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金（1m³当たり）	1m³当たり料金 1.062	1m³当たり料金 0.997	下水処理含003年2月に値上げの予定あり。出所：Dublin City Council（各県により違う）電話にて情報収集（1月23日）
	22. 一般用水道料金（1m³当たり）	無料	無料	ダブリン中心地は無料。出所：Dublin City Council（各県による違いがある）
ガス料金	23. 産業用ガス料金（1m³当たり）	1m³当たり料金 0.03	1m³当たり料金 0.03	出所：Bord Gais
	24. 一般用ガス料金（1m³当たり）	1m³当たり料金 0.2	1m³当たり料金 0.2	今月中に26%の値上げが予想されている。出所：Bord Gais, Irish Independent
輸送	25. コンテナ輸送（40ftコンテナ） ①対日輸出 工場（ダブリン）→（ロッテルダム）港経由→横浜港	1,279～1,492	1,200～1,400	市内輸送は150～170ユーロ。 ※注1 出所：日通アイルランド
	②対米輸出 工場（ダブリン）→ （ロッテルダム）港経由→ ニューヨーク港	2,451～2,877	2,300～2,700	2月1日より米向輸出の新条令が制定。出荷24時間以上前に米税関に連絡し、出荷許可を得なければならない。そのため米向貨物配達の遅れが予想される。 ※注2 出所：同上
	③対日輸入 横浜港→ （ロッテルダム）港経由→ 工場（ダブリン）	3,730～4,049	3,500～3,800	出所：日通東京営業所
自動車	26. 乗用車購入価格（1500ccセダン）	20,205	18,960	トヨタ・カローラ、1400cc、新車、マニュアル（VRT、自動車税込み） 出所：O'Callaghan's Motor Works, Cork
	27. 大型乗用車購入価格（2500ccセダン）	40,164	37,690	トヨタ・カムリ、2400cc、2003年製、マニュアル（VRT21%、自動車税30%込み） 出所：同上
	28. レギュラーガソリン価格（1リットル）	0.95	0.89	無鉛ガソリン 出所：Shell社
税制	29. 法人所得税（実効税率、%）	12.50		
	30. 個人所得税（最高税率、%）	20%(収入が独身：28,000ユーロ、片親世帯：32000ユーロ、既婚で働き手１人：37,000ユーロ、既婚で共働き56,000ユーロ、以下の場合）　42%（上記以外）		
	31. 付加価値税（VAT）（標準税率、%）	21%:標準税率（税免除、その他軽減税率適用科目以外のもの対象）、13.5%:特定の燃料、建築、建築業、特定の新聞等、4.3%:家畜、レース用競争犬、馬のレンタル等、0%:特定の食品、飲料品、経口薬、特定の書籍等、税免除:ファイナンシャル、医薬、教育的活動		
	32. 日本への利子送金課税（最高税率、%）	10		租税条約。租税条約非締結国とは22%の税率を適用。
	33. 日本への配当送金課税（最高税率、%）	0		同上
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税（最高税率、%）	10		同上
全体	35. 特筆すべき事項	※注1：アイルランドでは40ftコンテナ本船が入れる港がないため、他ヨーロッパ諸国の港を経由して送る場合が多い。 ※注2：アイルランド政府産業開発庁（IDA）からの補助金（雇用、教育など）。		

ギリシャ（アテネ）

		米ドル	ユーロ	備　　考
賃　金	1. ワーカー （一般工職）	935.64～ 984.65	878～924	
	2. エンジニア （中堅技術者）	1,378.98～ 1,811.94	1,294～ 1,700	
	3. 中間管理職 （部課長クラス）	1,600.60～ 1,712.49	1,502～ 1,607	
	4. 法定最低賃金	611.45/月 24.75/日	518.30/月 23.23/日	2002、2003年労使賃金協定に基づく。 2003年改定率は3.9%を予定。
	5. 賞与支給額 （固定賞与＋変動賞与）	冬季1カ月分、夏季・イースター各0.5カ月分		
	6. 社会保障負担率	雇用者負担率　27.96% 被雇用者負担率　15.09% 雇用者負担率の内訳 雇用保険　20.0% 医療保険/その他　6.21% 年　　金　7.65%		冬季/イースターボーナス時0.04166%分特別負担。 出所：社会保険基金
	7. 名目賃金上昇率	2000年：6.5% 2001年：5.2% 2002年：7.0%		2002年は推定値 出所：ギリシャ中央銀行。
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地） 購入価格(1㎡当たり)	53.92	50.6	Thessaloniki工業団地 出所：ギリシャ産業開発銀行（ETVA）
	9. 工業団地借料 （月額）（1㎡当たり）	n.a.	n.a.	売却のみで、賃貸はなし。 出所：同上
	10. 事務所賃料 （月額）（1㎡当たり）	23.44～31.97	22～30	アテネ市内中心部 出所：民間不動産業者
	11. 駐在員用住宅借上料 （月額）	9.27～14.07	8.70～13.20	1㎡当たり。アテネ北部住宅地域(Kiffissia) 出所：同上
通信費	12. 電話架設料	31.27	29.34	出所：ギリシャ電信公社（OTE）
	13. 電話利用料	基本料21.27 （2カ月ごと） 通話料 0.028/分	基本料19.96 （2カ月ごと） 通話料 0.026/分	出所：同上
	14. 国際通話料金 （日本向け３分間）	0.80	0.75	出所：同上
	15. 携帯電話加入料	7.50	7.04	プログラムにより異なる。 出所：ボーダフォン
	16. 携帯電話基本通話料	0.002	0.002	1秒当たり。 出所：同上
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	14.08	13.21	月額。 出所：同上
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	25.25	23.69	月額（ISDN）。 出所：同上（ブロードバンドは不可）
電　気 料　金	19. 産業用電気料金 （1kWh当たり）	月額基本料 2.22 1KWh当たり料金 0.075	月額基本料 2.08 1KWh当たり料金 0.07	C22ｂプログラムの料金。プログラムにより料金が異なる。 出所：電力供給公社（PPC）
	20. 一般用電気料金 （1kWh当たり）	基本料　4.97 （4カ月ごと） 1KWh当たり料金 1.96	基本料　4.66 （4カ月ごと） 1KWh当たり料金 1.84	単相、消費量800KWhまでの料金 出所：PPC

		米ドル	ユーロ	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金 （1m³当たり）	0.75 （1,000m³まで） 0.88 （1,000m³以上）	0.71 （1,000m³まで） 0.83 （1,000m³以上）	出所：水道供給公社
	22. 一般用水道料金 （1m³当たり）	基本量　1.65/m³ （３カ月） 0.38（5m³まで）	基本量　1.55/m³ （３カ月） 0.36（5m³まで）	使用量に応じ料金が上がる。 出所：同上
ガス料金	23. 産業用ガス料金 （1m³当たり）	0.20～0.21 （大企業平均）	0.19～0.20 （大企業平均）	価格は石油価格により変動。 出所：公共ガス会社
	24. 一般用ガス料金 （1m³当たり）	0.30（暖房用） 0.40（暖房用）	0.28（暖房用） 0.38（暖房用）	VAT8%は別途加算。 出所：同上
輸送	25. コンテナ輸送 （40ftコンテナ） ①対日輸出 工場（アテネ）→ （ピレウス）港経由→ 横浜港	837.6	786	出所：Orphee Veinoglou International Forwarder S.A.
	②対米輸出 工場（アテネ）→ （ピレウス）港経由→ ニューヨーク港	2,237.85～ 2,664.11	2,100（食品）～ 2,500（衣料品）	出所：同上
	③対日輸入 横浜港→ （ピレウス）港経由→ 工場（アテネ）	2,890.03	2,610	出所：同上
自動車	26. 乗用車購入価格 （1500ccセダン）	14,557～20,514	13,660～19,250	出所：地元ディーラー
	27. 大型乗用車購入価格 （2500ccセダン）	57,012～66,496	53,500～62,400	Audi 2400 A6。出所：同上
	28. レギュラーガソリン 価格（１リットル）	0.79～0.81	0.74～0.76	
税制	29. 法人所得税 （基本税率、%）	国税　35		出所：経済・財務省
	30. 個人所得税 （最高税率、%）	子供のいない家庭の場合： 40（23,400ユーロを超える所得）、 30（13,400～23,400ユーロの所得）、 15（10,000～13,400）、 0（10,000ユーロ以下）		出所：同上
	31. 付加価値税（VAT） （標準税率、%）	18（標準） 8（食品/医薬品/交通/公共料金） 4（新聞/書籍）		出所：同上
	32. 日本への利子送金課税 （最高税率、%）	なし （ただし利子所得に対し35%源泉課税される）		出所：同上
	33. 日本への配当送金課税 （最高税率、%）	なし		出所：同上
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税 （最高税率、%）	10または20（ロイヤルティーの性格により異なる）		出所：同上

ポルトガル（リスボン）

		米ドル	ユーロ	備　　考
賃　金	1. ワーカー （一般工職）	530.94	498.23	2000年度データ 出所：労働・連帯省統計
	2. エンジニア （中堅技術者）	1,325.34	1,243.70	2000年度データ 出所：労働・連帯省統計
	3. 中間管理職 （部課長クラス）	1,931.64	1,812.65	2000年度データ 出所：労働・連帯省統計
	4. 法定最低賃金	380.01	356.6	月給。改定日：2003年1月1日
	5. 賞与支給額 （固定賞与＋変動賞与）	基本給の1カ月分		夏期賞与およびクリスマス助成金 出所：労働法
	6. 社会保障負担率	雇用者負担率　23.75% 被雇用者負担率　11.00%		
	7. 名目賃金上昇率	2000年：3.3% 2001年：3.9% 2002年：3.7%		
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地） 購入価格(1㎡当たり)	531.54	498.8	工業団地名：FRIELAS（ロウレス市） リスボンより北へ２０Ｋｍ
	9. 工業団地借料 （月額）（1㎡当たり）	n.a.	n.a.	用地賃貸は行われていない。
	10. 事務所賃料 （月額）（1㎡当たり）	15.68	14.71	リスボン市サルダーニャ地区（市中心部）
	11. 駐在員用住宅借上料 （月額）	1,594.62	1,496.39	コンドミニアム、145㎡、駐車場1台。 原則、入居時に家賃２カ月分を前払い。
通信費	12. 電話架設料	91.09	85.48	VAT19%を含む。アナログ。
	13. 電話利用料	月額基本料 15.03 1分当たり通話料 0.02	月額基本料 14.10 1分当たり通話料 0.02	VAT19%を含む。
	14. 国際通話料金 （日本向け３分間）	3.99	3.74	VAT19%を含む。
	15. 携帯電話加入料	無料	無料	
	16. 携帯電話基本通話料	月額基本料：14.34 国内通話：0.32 日本：1.59	月額基本料：13.46 国内通話：0.30 日本：1.49	VAT19%を含む。
	17. インターネット 接続料金(電話回線)	18.94	17.77	VAT19%を含む、使用時間無制限、 通信速度：56Kbps、電話料金は別。
	18. インターネット 接続料金 (ブロードバンド)	106.58 （専用モデムを含む）	100.01 （専用モデムを含む）	含VAT19%、常時接続、電話料込みADSL 方式、通信速度:ダウンストリーム=1Mbps、 ｱｯﾌﾟｽﾄﾘｰﾑ=256Kbps、情報量：12GB
電　気 料　金	19. 産業用電気料金 （1kWh当たり）	月額基本料 ：113.79 1KWh当たり料金 ：0.11	月額基本料 ：106.78 1KWh当たり料金 ：0.10	41.4kVAの場合 VAT19%を含む
	20. 一般用電気料金 （1kWh当たり）	月額基本料 ：6.68 1KWh当たり料金 ：0.12	月額基本料 ：6.27 1KWh当たり料金 ：0.11	3.45kVAの場合 VAT19%を含む

		米ドル	ユーロ	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金（1m³当たり）	月額基本料：80.91 1m³当たり料金：1.26	月額基本料：75.93 1m³当たり料金：1.18	50m³まで VAT5%を含む
	22. 一般用水道料金（1m³当たり）	月額基本料：3.74 1m³当たり料金：0.53	月額基本料：3.51 1m³当たり料金：0.50	1m³当たり料金は6～15m³/月まで VAT5%を含む
ガス料金	23. 産業用ガス料金（1m³当たり）	月額基本料：7.41 1m³当たり料金：0.53	月額基本料：6.95 1m³当たり料金：0.50	（1000m³～9999m³まで） VAT5%込み。同料金はリスボアガス社料金のためリスボン県にのみ適用
	24. 一般用ガス料金（1m³当たり）	月額基本料：2.48 1m³当たり料金：0.66	月額基本料：2.33 1m³当たり料金：0.62	（150m³～999m³まで） VAT5%込み。同料金はリスボアガス社料金のためリスボン県にのみ適用
輸送	25. コンテナ輸送（40ftコンテナ） ①対日輸出 工場（リスボン）→（リスボン）港経由→横浜港	1,757.02（輸送費） ＋150（BAF）	1,648.79（輸送費） ＋140.76（BAF）	BAF=Bank Ajustment Factor （当国の経済的諸要素により変動）
	②対米輸出 工場（リスボン）→（英国Felix towe）港経由→ニューヨーク港	2,173.52（輸送費） ＋150（BAF）	2,039.63（輸送費） ＋140.76	輸送関連費はすべてドルベース。
	③対日輸入 横浜港→（英国Felix towe）港経由→工場（リスボン）	3,387.32（輸送費） ＋102（BAF）	3,178.66（輸送費） ＋95.72（BAF）	
自動車	26. 乗用車購入価格（1500ccセダン）	25,314.36	23,755	ホンダシビック1.6ES、1590cc。VAT19%＋自動車税1cc×8.31～8,264.38（1251cc以上）輸入車
	27. 大型乗用車購入価格（2500ccセダン）	107,989.13	101,337	メルセデスベンツS350、3490cc。VAT19%＋自動車税1cc×8.31～8,264.38（1251cc以上）輸入車
	28. レギュラーガソリン価格（1リットル）	1.01	0.95	無鉛95ガソリン。法定価格。
税制	29. 法人所得税（基本税率、%）	30		
	30. 個人所得税（最高税率、%）	12、14、24、34、38、40		
	31. 付加価値税（VAT）（標準税率、%）	19(13)、12(8)、5(4)		国税。（　　）内表記はアソーレスおよびマデイラ地域の税率。
	32. 日本への利子送金課税（最高税率、%）	20		
	33. 日本への配当送金課税（最高税率、%）	25		
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税（最高税率、%）	15		

オーストリア（ウィーン）

		米ドル	ユーロ	備　　考
賃　金	1. ワーカー（一般工職）	2,042	2,176	連邦統計局、連邦組合総同盟、連邦労働院より入手した情報の平均値
	2. エンジニア（中堅技術者）	3,660	3,900	同上
	3. 中間管理職（部課長クラス）	5,161	5,500	同上
	4. 法定最低賃金	938	1,000	同上
	5. 賞与支給額（固定賞与＋変動賞与）	—	—	1カ月分を夏と秋の2回（計2カ月分）支給。業績によりプラスアルファが加えられる場合もある。
	6. 社会保障負担率	雇用者29.58%、被雇用者　17.65%（内訳:①雇用者負担分:失業保険3%、健康保険3.4%、年金12.55%、労災保険1.4%、住宅建設基金0.5%、倒産保険0.7%、家族手当基金5.03%（家族手当基金の率は州により異なる）。このほか給与付帯費用として地方税3%。②被雇用者負担分:失業保険3%、健康保険3.4%、年金10.25%、住宅建設基金0.5%、労働院負担金0.5%）		
地価・事務所賃料等	7. 名目賃金上昇率	2000年: 2.9% 2001年: 2.7% 2002年: 2.1%		オーストリア労働組合総同盟、連邦労働院
	8. 工業団地（土地）購入価格（1㎡当たり）	328	350	ウィーン市内不動産業者への聞き取りから推計したもの。
	9. 工業団地借料（月額）（1㎡当たり）	7	7	同上
	10. 事務所賃料（月額）（1㎡当たり）	19	20	同上
	11. 駐在員用住宅借上料（月額）	938～1,877	1,000～2,000	同上
通信費	12. 電話架設料	147	157	Telekom Austria
	13. 電話利用料	16.33	17.40	Telekom Austria
	14. 国際通話料金（日本向け3分間）	1.22	1.30	Telekom Austria
	15. 携帯電話加入料	0～357	0～380	事業者により料金が異なる。携帯電話購入時に申し込む場合、無料となるケースが多い。
	16. 携帯電話基本通話料	6～36	6～38	事業者により料金が異なる。通話料は利用時間、通話する相手地域等に応じて多数の料金体系がある。
	17. インターネット接続料金（電話回線）	69	74	Telekom Austria （ISDN）
	18. インターネット接続料金（ブロードバンド）	126	134	Telekom Austria （ADSL）

		米ドル	ユーロ	備　　考
電　気 料　金	19. 産業用電気料金 （1kWh当たり）	0.132/kwh	141/kwh	オーストリア統計局、ウィーン・エネルギー社
	20. 一般用電気料金 （1kWh当たり）	0.126/kwh	1343/kwh	オーストリア統計局、ウィーン・エネルギー社
水　道 料　金	21. 産業用水道料金 （1m³当たり）	上水1.22 下水1.24	上水1.22 下水1.24	ウィーン市
	22. 一般用水道料金 （1m³当たり）	上水1.22 下水1.24	上水1.22 下水1.24	ウィーン市
ガ　ス 料　金	23. 産業用ガス料金 （1m³当たり）	0.519	0.553	ウィーン・エネルギー社
	24. 一般用ガス料金 （1m³当たり）	0.443	0.47247	ウィーン・エネルギー社
輸　送	25. コンテナ輸送 （40ftコンテナ） ①対日輸出 工場（ウィーン近郊）→（ハンブルク）港経由→横浜港	2,111	2,250	出所：すべてSchenker社 ロッテルダム港経由でもほぼ同じ
	②対米輸出 工場（ウィーン近郊）→ （ハンブルク）港経由→ ニューヨーク港	2,111	2,250	
	③対日輸入 横浜港→（ハンブルク） 港経由→工場（ウィーン）	2,815	3,000	
自動車	26. 乗用車購入価格 （1500ccセダン）	16,422	17,500	オペルアストラ（1600cc）
	27. 大型乗用車購入価格 （2500ccセダン）	45,043	48,000	メルセデスE280（2800cc）
	28. レギュラーガソリン 価格（１リットル）	0.80	0.85	ウィーン市内BPスタンド
税　制	29. 法人所得税 （基本税率、%）	34		キャピタルゲインは通常の法人税率で課税。受取配当金、受取利子はそれぞれ25%の源泉徴収。ただし、国内で事業に従事している法人の場合、利子所得は課税所得に含める。
	30. 個人所得税 （最高税率、%）	10、22、32、42、50の5段階		
	31. 付加価値税（VAT） （標準税率、%）	標準税率20、軽減税率10		
	32. 日本への利子送金課税 （最高税率、%）	10		
	33. 日本への配当送金課税 （最高税率、%）	20		配当を行う法人の株式の過半数が日本法人の所有であれば10%。
	34. 日本へのロイヤルティー 送金課税 （最高税率、%）	10		

フィンランド（ヘルシンキ）

		米ドル	ユーロ	備　　考
賃　金	1. ワーカー（一般工職）	2,081	1,953	統計局（2002年第3四半期）
	2. エンジニア（中堅技術者）	2,365	2,219	全国産業・雇用者連盟（2001年）
	3. 中間管理職（部課長クラス）	3,197～4,476	3,000～4,200	ヒアリング
	4. 法定最低賃金	なし	なし	全国政労使包括協議による業種別労組の年率最低賃上げガイドラインあり。
	5. 賞与支給額（固定賞与＋変動賞与）	1～2.5カ月分	1～2.5カ月分	通常賞与のほか労使協定に定められた休暇手当がある。
	6. 社会保障負担率	雇用者負担率　16.1～28.2% 被雇用者負担率　4.8% 雇用者負担率の内訳（@18.1%） 失業保険　0.6% 労災保険　0.5% 年　金　16.9% その他グループ保険　0.1%		小規模事業所の例。労災、グループ保険の料率は事業所により異なる。
	7. 名目賃金上昇率	2000年：4.0% 2001年：4.5% 2002年：3.3%		財務省
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地）購入価格（1㎡当たり）	323	303	全国地価調査（2002年1－6月平均） VAT22%込み
	9. 工業団地借料（月額）（1㎡当たり）	6.4～8.0	6～7.5	不動産リース業者ヒアリングより推計 VAT22%込み
	10. 事務所賃料（月額）（1㎡当たり）	44	41	ヘルシンキ中心部、VAT22%込み
	11. 駐在員用住宅借上料（月額）	1,332～2,664	1,250～2,500	ヘルシンキ市内コンドミニアム、100㎡前後
通信費	12. 電話架設料	134	126	エリサコミュニケーション社 VAT22%込み
	13. 電話利用料	月額基本料　13.27 1分当たり通話料　0.14	月額基本料　12.45 1分当たり通話料　0.132	出所：同上 基本通話料0.12/回＋0.012/分毎
	14. 国際通話料金（日本向け3分間）	2.27	2.13	出所：同上 基本通話料0.12/回＋0.67/分毎
	15. 携帯電話加入料	8.41	7.89	出所：同上
	16. 携帯電話基本通話料	月額基本料　3.55 1分当たり通話料　0.18	月額基本料　3.33 1分当たり通話料　0.17	出所：同上
	17. インターネット接続料金（電話回線）	月額8.78＋通話料	月額8.24＋通話料	出所：同上
	18. インターネット接続料金（ブロードバンド）	加入料270 ＋月額160	加入料253 ＋月額150	同上 ADSL（2M/512kbit/s）
電　気料　金	19. 産業用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料　11.23～101.37 1KWh当たり料金　0.095	月額基本料　10.54～95.13 1KWh当たり料金　0.089（夜間0.052）	VAT22%+電気税0.86c/kWh込み
	20. 一般用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料　2.3 1KWh当たり料金　0.09	月額基本料　2.2 1KWh当たり料金　0.08	同上

		米ドル	ユーロ	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金（1m³当たり）	年間基本料　32 1m³当たり料金 0.26～0.52	年間基本料　30 1m³当たり料金 0.24～0.49	VAT22%込み
	22. 一般用水道料金（1m³当たり）	年間基本料　2 1m³当たり料金 0.4	年間基本料　1.88 1m³当たり料金 0.4	VAT22%込み
ガス料金	23. 産業用ガス料金（1m³当たり）	年間基本料 832.1～ 1m³当たり料金 ～0.284	年間基本料 780.8～ 1m³当たり料金 ～0.265	VAT22%+エネルギー税2.22c/m³込み 天然ガス
	24. 一般用ガス料金（1m³当たり）	年間基本料　143～ 1m³当たり料金 ～0.336	年間基本料 134.2～ 1m³当たり料金 ～0.315	都市部においてガスは家庭用として一般的でない
輸送	25. コンテナ輸送（40ftコンテナ） ①対日輸出 工場(ヘルシンキ)→（ヘルシンキ）港経由→横浜港	1,940	1,820	
	②対米輸出 工場(ヘルシンキ)→（ヘルシンキ）港経由→ニューヨーク港	3,144	2,950	
	③対日輸入 横浜港→（ヘルシンキ）港経由→工場（ヘルシンキ）	3,282	3,080	
自動車	26. 乗用車購入価格（1500ccセダン）	23,785	22,320	オペルアストラ、輸入車、1600cc
	27. 大型乗用車購入価格（2500ccセダン）	55,200	51,800	ボルボS80、輸入車、2900cc
	28. レギュラーガソリン価格（1リットル）	1.26～1.32	1.18～1.24	VAT22%+ガソリン税込み
税制	29. 法人所得税（基本税率、%）	国　税　29 地方税　17.5（自治体により異なる）		課税所得にキャピタルゲイン、受取配当金、利子その他の収入を含む。
	30. 個人所得税（最高税率、%）	非居住者は給与所得35%、資本所得29% 居住者は5段階の累進課税 以下､年収層､固定課税額､超過分にかかる税率の順 11,600～14,400、8、12.5% 14,400～20,000、358、16.5% 20,000～31,200、1,282、22.5% 31,200～55,200、3,802、28.5% 55,200以上、10,642、35.5%		給与所得には各種フリンジベネフィット（住居手当、カンパニーカー他）等も含む。富裕税等は別途。地方税もかかる。
	31. 付加価値税（VAT）（標準税率、%）	標準22 食料品･飼料17、書籍･映画･医薬品･公共交通機関等8		国税、自動車（100%）ほか特別物品税等は別途。
	32. 日本への利子送金課税（最高税率、%）	10		日本との租税条約
	33. 日本への配当送金課税（最高税率、%）	15		日本との租税条約（親子間10%）
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税（最高税率、%）	10		日本との租税条約

デンマーク（コペンハーゲン）

		米ドル	デンマーク・クローネ	備　　考
賃　金	1．ワーカー（一般工職）	2,920	20,369	出所：産業連盟統計課（2002年第3四半期）
	2．エンジニア（中堅技術者）	5,612	39,147	出所：同上
	3．中間管理職（部課長クラス）	5,871	40,955	出所：同上
	4．法定最低賃金	なし	なし	労使協定で定められる最低賃金は存在し、産業連盟の会員企業は、2002年3月1日より時給86.40クローネ
	5．賞与支給額（固定賞与＋変動賞与）	なし	なし	多くの企業において、よい業績をあげた個人・課などに売上報奨金を支給している。
	6．社会保障負担率	公的医療機関での医療および国民年金は税金でまかなわれている。労働市場貢献特別年金は、控除差し引き前の給与の1%を被雇用者が支払う。労働市場付加年金は、1ヵ月あたりの勤務時間によって支払い額が異なるが、フルタイムの契約の場合、月当たり被雇用者が74.55DKK、雇用者が149.10DKK。失業保険は任意で、被雇用者が労働組合に申し込む。		労使協約により政府老齢年金に追加の民間老齢年金をかける。負担率は雇用主が給与の6%、被用者が給与の3%。
	7．名目賃金上昇率	2000年:3.9% 2001年:4.3% 2002年:4.2%		出所：財務省 Oekonomisk Redegoerelse 2002年12月
地価・事務所賃料等	8．工業団地（土地）購入価格（1㎡当たり）	57～115	400～800	出所：Sjaelsoe Gruppen A/S
	9．工業団地借料（月額）（1㎡当たり）	土地　0.717～1.433 建物 5.734～11.467	土地　5～10 建物 40～80	出所：Sjaelsoe Gruppen A/S
	10．事務所賃料（月額）（1㎡当たり）	12～20	80～140	税込み価格。電気・暖房費は含まれない。 出所：Sadolin & Albaek A/S,43
	11．駐在員用住宅借上料（月額）	2,150～2,867	15,000～20,000	契約時に家賃3ヵ月分の敷金と、家賃1ヶ月分を支払う必要がある。 出所：Q-Management
通信費	12．電話架設料	136	950	出所：TDC
	13．電話利用料	月額基本料 17 1分当たり通話料 0.036	月額基本料 119 1分当たり通話料 0.25	出所：同上 1分あたりの通話料は、デンマーク全国一般回線および携帯電話問わず。
	14．国際通話料金（日本向け3分間）	2.903	20.25	出所：同上
	15．携帯電話加入料	11	75	出所：同上
	16．携帯電話基本通話料	月額基本料 7 1分当たり通話料 0.172	月額基本料 50 1分当たり通話料 1.20	出所：同上
	17．インターネット接続料金（電話回線）	0.034	月極め基本料:なし 接続料金0.24/分 （6時～19時）	出所：TISCALI
	18．インターネット接続料金（ブロードバンド）	125	870	ADSL （UP　512Kbit、DOWN　1,536Kbit） 出所：TISCALI
電　気料　金	19．産業用電気料金（1kWh当たり）	年額基本料 38～902 1KWh当たり料金 0.275	年額基本料 264.37～6,290.63 1KWh当たり料金 1.92	出所：コペンハーゲン エネルギー10KV、30KV、使用時間帯により価格が異なる。年額基本料は基本料及びメーターレンタル料金。
	20．一般用電気料金（1kWh当たり）	年額基本料 38 1KWh当たり料金 0.275	年額基本料 264.37 1KWh当たり料金 1.92	出所：同上 使用時間帯により価格が異なる。年額基本料は、メーターレンタル料金。

		米ドル	デンマーク・クローネ	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金 （1m³当たり）	年額基本料 41～2,459 1m³当たり料金 4,264	年額基本料 286～17,156 1m³当たり料金 29.75	出所：同上 年額基本料金は、レンタルするメーターの大きさによって異なる。
	22. 一般用水道料金 （1m³当たり）	年額基本料 41 1m³当たり料金 4,264	年額基本料 286 1m³当たり料金 29.75	出所：同上 年額基本料金は、メーターレンタル料金。
ガス料金	23. 産業用ガス料金 （1m³当たり）	年額基本料 43～290 1m³当たり料金 0.394～0.867	年額基本料 300～2,025 1m³当たり料金 2.75～6.05	出所：同上 年額基本料金はレンタルするメーターの大きさによって異なる。使用料金は使用料によって異なる。
	24. 一般用ガス料金 （1m³当たり）	年額基本料 43～290 1m³当たり料金 0.394～0.867	年額基本料 300～2,025 1m³当たり料金 2.75～6.05	出所：同上 年額基本料金はレンタルするメーターの大きさによって異なる。使用料金は使用料によって異なる。
輸送	25. コンテナ輸送 （40ftコンテナ） ①対日輸出 工場（コペンハーゲン郊外） →（コペンハーゲン）港経由 →横浜港	1,193	8,223	出所：MEHE デンマーク国内での輸送費、1,014クローネを含む。価格には保険料金は含まれていない。商品によって保険額は変わってくるが、パソコンの場合、CIF価格の0.35%が保険金となる。
	②対米輸出 工場（コペンハーゲン郊外） →（コペンハーゲン）港経由 →　ニューヨーク港	2,099	14,643	
	③対日輸入 横浜港→（コペンハーゲン） 港経由→ 工場（コペンハーゲン郊外）	2,764	19,282	
自動車	26. 乗用車購入価格 （1500ccセダン）	29,385	204,999	Nissan Almera 1.5 4D. 1500 cc
	27. 大型乗用車購入価格 （2500ccセダン）	111,522	778,000	Mercedes-Benz E240 Sedan（2,600cc）
	28. レギュラーガソリン 価格（1リットル）	1.204	8.40	オクタン95、シェル
税制	29. 法人所得税 （基本税率、%）	国税　30		
	30. 個人所得税 （最高税率、%）	所得税（国税）　35,600クローネ以下：0%、35,600クローネ超過分：5.5%、198,000クローネ超過分：6.0%、295,300クローネ超過分：15.0%、地方税（平均32.60%、教会税0.7%を除く）に上記の税率でそれぞれを乗算した額を加算。ただし最高税率を59%とし59%を超える分は課税されない。		
	31. 付加価値税（VAT） （標準税率、%）	25		国税 出所:コペンハーゲン税務署 Joern Ahlburg,
	32. 日本への利子送金課税 （最高税率、%）	企業：0% 個人：10%（日本での受取人が過去10年間のうち5年間以上デンマークで納税義務を追っていた者に限る）		国税 出所:コペンハーゲン税務署 Joern Ahlburg,
	33. 日本への配当送金課税 （最高税率、%）	企業（送金元企業の親会社にあたり、過去1年間送金元企業の20%以上を所有する場合）：0%、企業（送金元の企業を20%以上所有する場合）：10%、企業（それ以外の場合）：15%、個人：10%		国税 出所:コペンハーゲン税務署 Joern Ahlburg,
	34. 日本へのロイヤルティー 送金課税 （最高税率、%）	10		国税 出所:コペンハーゲン税務署 Joern Ahlburg,

スウェーデン（ストックホルム）

		米ドル	スウェーデン・クローナ	備　　考
賃　金	1．ワーカー（一般工職）	2,166	18,700	中央統計局データベース、2002年10月の数字
	2．エンジニア（中堅技術者）	3,128	27,000	同局
	3．中間管理職（部課長クラス）	3,626	31,300	同局
	4．法定最低賃金	―	―	法定最低賃金はないが、組合により労使協定に基づく基本額があるところがある。
	5．賞与支給額（固定賞与＋変動賞与）	―	―	企業によっては業績に応じてボ-ナスを支給するところがある。
	6．社会保障負担率	雇用者負担率　32.92% 被雇用者負担率　0% 雇用者負担率の内訳 雇用保険　0% 医療保険　8.5% 年　　金　10.21% そ の 他　14.22%		
	7．名目賃金上昇率	2000年：5.6% 2001年：4.1% 2002年：3.9%		中央統計局データベース、2002年10月の数字
地価・事務所賃料等	8．工業団地（土地）購入価格(1㎡当たり)	n.a.	n.a.	一般的に土地を購入することはなく、借りるのが普通。購入した事例は最近はない。
	9．工業団地借料（月額）（1㎡当たり）	8	67	ストックホルム市産業局データベース、2002年の数字
	10. 事務所賃料（月額）（1㎡当たり）	27～41	233～358	スウェーデン投資庁資料2002年の数字
	11. 駐在員用住宅借上料（月額）	1,159～1,738	10,000～15,000	100㎡，一軒家，家具付き選択，ストックホルム中央駅まで約30分。BostadDirekt社
通信費	12. 電話架設料	①113 ② 38	①975 ②325	①加入料 ②架設料
	13. 電話利用料	月額基本料　14 1分当たり通話料　0.027	月額基本料　125 1分当たり通話料　0.23	Telia社　様々な契約形態があり，金額が異なる。
	14. 国際通話料金（日本向け３分間）	1.22	10.50	Telia社
	15. 携帯電話加入料	23	200	Telia社　様々な契約形態があり，金額が異なる。
	16. 携帯電話基本通話料	月額基本料　11 1分当たり通話料　0.027	月額基本料　98 1分当たり通話料　2	Telia社
	17. インターネット接続料金(電話回線)	1分当たり　0.013	1分当たり　0.11	Telia社
	18. インターネット接続料金（ブロードバンド）	定額料金　58～197 架設料　46～416	定額料金 500～1,700 架設料 395～3,595	Telia社　0.5Mbt・１Ｍｂｔ・2Mbtまで3段階の料金制　架設料金はモデムや防火壁類によって金額が異なる。
電　気料　金	19. 産業用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料　27.81 1KWh当たり料金　0.06	月額基本料　240 1KWh当たり料金　0.48	Vattenfall社、1KWh当たりの料金にVATや電気税がかかる。
	20. 一般用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料　2.90 1KWh当たり料金　9.22	月額基本料　25 1KWh当たり料金　79.6	Vattenfall 社　VATや電気税込み

		米ドル	スウェーデン・クローナ	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金（1m³当たり）	月額基本料 193.48 1m³当たり料金 0.97	月額基本料 1,670 1m³当たり料金 8.35	StockholmVatten社、契約によって金額が異なる
	22. 一般用水道料金（1m³当たり）	月額基本料 8.49 1m³当たり料金 0.97	月額基本料 73.3 1m³当たり料金 8.35	Stockholm Vatten社
ガス料金	23. 産業用ガス料金（1m³当たり）	契約による	契約による	Fortum社（契約による）
	24. 一般用ガス料金（1m³当たり）	月額基本料 8.11 1m³当たり料金 0.46	月額基本料 70 1m³当たり料金 3.94	Fortum社
輸送	25. コンテナ輸送（40ftコンテナ） ①対日輸出 工場(ストックホルム)→（ハンブルク）港経由→横浜港	1,580	13,638	ＮＹＫ社。　ストックホルム港からハンブルグ港経由の海上輸送。海上輸送費、通関諸経費、港使用料、港倉庫使用料を含む。
	②対米輸出 工場(ストックホルム)→（ハンブルク）港経由→ニューヨーク港	2,780	23,996	
	③対日輸入 横浜港→（ハンブルク)港経由→工場（ストックホルム）	2,634	22,735	
自動車	26. 乗用車購入価格（1500ccセダン）	17,072	145,800	国産車が一般的に2,000ccなので輸入車の日産自動車Almera1.8、1760ccの事例を選択
	27. 大型乗用車購入価格（2500ccセダン）	①38,524 ②33,126	①329,000 ②282,900	①Mercedes-Benz C240, 2,597cc ②SAAB9-5（国産）2,290cc。
	28. レギュラーガソリン価格（１リットル）	1.11	9.5	Statoil 社、（ストックホルム市内）
税制	29. 法人所得税（基本税率、%）	国　税　28 地方税　— その他公租公課　—		国税庁
	30. 個人所得税（最高税率、%）	一般税率が32%が、最高税率は54%である。居住地域によって税率が異なる。年収301,000クローナ以上の所得に関してはその超過分に20%の国税が課せられる。(国税庁)		
	31. 付加価値税（VAT）（標準税率、%）	6～25		一般25%、食品・ホテル・輸送など12%、新聞・書籍・劇場入場料など 6%　国税庁
	32. 日本への利子送金課税（最高税率、%）	0～28 スウェーデンに根拠地を持ち恒常的に活動している場合は、同国法人税28%がかかる。そうでない場合については国税庁に照会可能		
	33. 日本への配当送金課税（最高税率、%）	28～30		同上
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税（最高税率、%）	0		一般的に非課税

ノルウェー（オスロ）

		米ドル	ノルウェー・クローネ	備　　考
賃　金	1. ワーカー（一般工職）	3,510～3,716	24,000～25,400	諸手当、ボーナス、残業代込み。　出所：Statistics Norway2002および企業ヒアリング。賃金欄は以下同じ。
	2. エンジニア（中堅技術者）	5,266～5,705	36,000～39,000	諸手当、ボーナス、残業代込み。大卒とその他では賃金格差があり、左記金額は大卒水準。
	3. 中間管理職（部課長クラス）	6,144～6,378	42,000～43,600	諸手当、ボーナス、残業代込み。製造業対象。
	4. 法定最低賃金	なし	なし	法定最低賃金はない。最低賃金水準はNKr.16,000（US$2,341）程度。
	5. 賞与支給額（固定賞与＋変動賞与）	なし	なし	一般制度ではないが、業績に応じ１カ月程度の手当てか自社製品を提供する企業がある。
	6. 社会保障負担率	雇用者負担率　14.1% 被雇用者負担率　7.8%		雇用保険、医療保険、年金等を含めた定率
	7. 名目賃金上昇率	2000年：4.3% 2001年：5.0% 2002年：5.4%		出所：Economic Analysis 6/2002
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地）購入価格（1㎡当たり）	81	550	オスロのグロルッド工業地域。左記に加え不動産購入登録印紙税（購入価格の2.5%）。出所：不動産会社
	9. 工業団地借料（月額）（1㎡当たり）	6	40	同上
	10. 事務所賃料（月額）（1㎡当たり）	20～37	140～250	市内所在地により異なる。共益費込み、駐車場別。出所：日系企業
	11. 駐在員用住宅借上料（月額）	2,194～2,633	15,000～18,000	オスロ市内中心部から車で20分以内。フラット100～130㎡。駐車場付き。電気代別。出所：日本人駐在員
通信費	12. 電話架設料	145	990	出所：テレノール社（Telenor）
	13. 電話利用料	月額基本料　23 1分当たり通話料　0.03	月額基本料　160 1分当たり通話料　0.21	出所：同上
	14. 国際通話料金（日本向け３分間）	2.9	20	出所：同上
	15. 携帯電話加入料	37	250	国際電話可能な契約形態。出所：同上
	16. 携帯電話基本通話料	38	260	出所：同上
	17. インターネット接続料金（電話回線）	44	300	標準的月額基本料　ISDN　出所：同上
	18. インターネット接続料金（ブロードバンド）	51	350	光ファイバー敷設地域限定利用可能。月額基本料。　出所：同上
電　気料　金	19. 産業用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料　26.3 1KWh当たり料金　0.07	月額基本料　180 1KWh当たり料金　0.50	電力多消費型産業は交渉で50%ディスカウント適用の可能性あり。数値は税込み料金。出所：Oslo energi
	20. 一般用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料　26.3 1KWh当たり料金　0.07	月額基本料　180 1KWh当たり料金　0.50	出所：同上

		米ドル	ノルウェー・クローネ	備　　考
水　道 料　金	21. 産業用水道料金 （1m³当たり）	月額基本量　なし 1m³当たり料金　0.07	月額基本量　なし 1m³当たり料金　0.5	出所：オスロ市水道局
	22. 一般用水道料金 （1m³当たり）	月額基本量　なし 1m³当たり料金　1.5	月額基本量　なし 1m³当たり料金　10	出所：同上
ガ　ス 料　金	23. 産業用ガス料金 （1m³当たり）	月額基本量　なし 1m³当たり料金　0.13	月額基本量　なし 1m³当たり料金　0.9	オスロ地域でのガス使用は現在不可。左記数値はノルウエー西部の一部地域のもの。出所：SKATTE EJATTEN
	24. 一般用ガス料金 （1m³当たり）	月額基本量　なし 1m³当たり料金　なし	月額基本量　なし 1m³当たり料金　なし	一般家庭用ガスは未だ使用不可。
輸　送	25. コンテナ輸送 （40ftコンテナ）			オスロ近郊の工場からオスロ港までのトラック陸送経費、海上輸送費の合計。出所：Wilhelmsen ASA
	①対日輸出 工場（オスロ近郊）→ （オスロ）港経由→ 横浜港	1,463	10,000	
	②対米輸出 工場（オスロ近郊）→ （オスロ）港経由→ ニューヨーク港	2,048	14,000	
	③対日輸入 横浜港→ （オスロ）港経由→ 工場（オスロ近郊）	2,048	14,000	
自動車	26. 乗用車購入価格 （1500ccセダン）	29,243	199,900	日産ALMERA1.5、4ドア・セダン。国内諸税込み（道路税年間NKr.2,360など）価格。出所：Nissan Norge AS
	27. 大型乗用車購入価格 （2500ccセダン）	84,846	580,000	Mercedes-Benz240Eスタンダード･モデル。国内諸税込み。出所：AutoStern AS
	28. レギュラーガソリン 価格（1リットル）	1.3	8.9	市内Statoilガソリンスタンド
税　制	29.　法人所得税 （実行税率、%）	国　税　21.25 地方税　6.75 その他公租公課　0 以上、実効税率28%。ただし、スバルバードなど北極圏諸島に所在の企業は10%の優遇税制が適用。なお、オフショアでの石油開発企業の場合は、石油特別税として50%が課税されるため、法人税率は合計78%となる。		税制は帰属方式。キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子、ロイヤルテイ等も対象に含む。出所：税務署
	30.　個人所得税 （最高税率、%）	基本税率は28%。さらに課税対象所得が個人の場合NKr.340,700超の部分、世帯の場合NKr.364,000超の部分は13.5%、またNKr.872,000超の部分は個人、世帯とも19.5%のトップ税が基本税率に加え課税。		出所：税務署（SKATTE ETATEN）
	31. 付加価値税（VAT） （標準税率、%）	一般商品・サービスは28、アルコールを除く飲料・食品類は12		国税、出所：財務省予算書
	32. 日本への利子送金課税 （最高税率、%）	0		出所：The Norwegian Institute of Public Accountants,Oslo
	33. 日本への配当送金課税 （最高税率、%）	0		出所：同上
	34. 日本へのロイヤルティー 送金課税（最高税率、%）	0		出所：同上
全　体	35. 特筆すべき事項	①休暇手当ての支給：休暇法に基づき、雇用者は夏期休暇手当てとして、前年給与総額（賃金、残業を含むが、前年度の休暇手当ては含まず）の10.2%を支給。60歳以上は12.5%を適用。休暇手当ては休暇開始前の通常給与日に全額支払われるのが一般的だが、休暇が分割される場合は休暇手当てもそれに応じて分割払いも可能。これについては労使間で最も合理的な支払い方法につき合意できる。休暇手当ては被雇用者にとっては無税だが、雇用者は通常の給与と同様、雇用者負担税（社会保障税）が14.1%課せられる。ただし、休暇中の賃金は支払われない。②会社の設立登録税として、株式会社、有限会社の場合は6,300クローネ、駐在員事務所などの場合は2,800クローネが課税。		

スイス（チューリヒ）

		米ドル	スイス・フラン	備　　考
賃　金	1. ワーカー （一般工職）	2,841	3,891	1カ月の名目給料。賞与は別。 出所：チューリヒ州2000年統計資料
	2. エンジニア （中堅技術者）	4,071	5,575	（日系企業は少なすぎて対象外）
	3. 中間管理職 （部課長クラス）	5,355	7,333	
	4. 法定最低賃金	建築業　2,576 観光業　1,871	建築業　3,527 観光業　2,562	法廷最低賃金はない。業種別で労使交渉によって定められた金額。
	5. 賞与支給額 （固定賞与＋変動賞与）	一般的には給料の1カ月分		
	6. 社会保障負担率	雇用者負担率　12.95～33.65% 被雇用者負担率　12.02～18.05% 雇用者負担率の内訳 雇用保険 1.2%（Shickpay）+1.5%（失業保険） 医療保険 0.1～13.5% 年　金 4.2%（国民年金）+3.5～9.0%（企業年金） その他 2.05～3.85%（育児保険、軍隊保険など）		
	7. 名目賃金上昇率	2000年：2.6% 2001年：3.5% 2002年：2.6%（予想値）		
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地） 購入価格（1㎡当たり）	219	300	チューリヒ郊外工業地、税込み。 （新聞広告による）
	9. 工業団地借料 （月額）（1㎡当たり）	3.65	5	同上
	10. 事務所賃料 （月額）（1㎡当たり）	18.26	25	チューリヒ市内、税込み。 （新聞広告による）
	11. 駐在員用住宅借上料 （月額）	4,016	5,500	チューリヒ市内、アパート、駐車場別。
通信費	12. 電話架設料	31.4（最低額）	43（最低額）	接続プラグの本数により変化 出所：スイスコム社
	13. 電話利用料	月額基本料　18.44 1分当たり通話料 0.058（最高額）	月額基本料　25.25 1分当たり通話料 0.08（最高額）	最高額（月～金, 8～17時まで） 出所：スイスコム社
	14. 国際通話料金 （日本向け3分間）	0.58	0.8	出所：スイスコム社
	15. 携帯電話加入料	54.77	75	月額。 出所：スイスコム社、ビジネスサービス
	16. 携帯電話基本通話料	0.18	0.25	1分当たり。出所：スイスコム社
	17. インターネット 接続料金（電話回線）	1.31	1.8	1時間当たり、アナログ、ISDN回線の場合。
	18. インターネット 接続料金 （ブロードバンド）	57.69	79	ADSL512、512KBit/h downstream、 128 Kbit Upstream。月額。 出所：ブルーウィン社
電　気料　金	19. 産業用電気料金 （1kWh当たり）	月額基本料　なし 1KWh当たり料金 0.124	月額基本料　なし 1KWh当たり料金 0.17	1200KWｈ/年までの料金。 夜間（22時～6時まで）0.05フラン 出所：チューリヒ市電気局
	20. 一般用電気料金 （1kWh当たり）	月額基本料　なし 1KWh当たり料金 0.124	月額基本料　なし 1KWh当たり料金 0.17	30万Kwh/月まで0.045フラン。 払い戻しなど段階的な割引あり。

		米ドル	スイス・フラン	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金 （1m³当たり）	月額基本量　3.021 1m³当たり料金 1.056	月額基本量　4.1375 1m³当たり料金 1.44	出所：チューリヒ市水道局
	22. 一般用水道料金 （1m³当たり）	月額基本量　3.021 1m³当たり料金 1.056	月額基本量　4.1375 1m³当たり料金 1.44	出所：同上
ガス料金	23. 産業用ガス料金 （1m³当たり）	月額基本量　18.256 1kWh当たり料金 0.024	月額基本量　25 1kWh当たり料金 0.033	出所：チューリヒ市ガス局(プロパンガス)
	24. 一般用ガス料金 （1m³当たり）	月額基本量　1.917 1kWh当たり料金 0.124	月額基本量　2.625 1kWh当たり料金 0.17	1400Kwh/年以下の場合。 出所:同上
輸送	25. コンテナ輸送 （40ftコンテナ） ①対日輸出 工場(チューリヒ)→ (ロッテルダム)港経由→ 横浜港	2,452	3,358	出所：日通スイス
	②対米輸出 工場(チューリヒ)→ (ロッテルダム)港経由→ ニューヨーク港	2,874	3,935	
	③対日輸入 横浜港→ (ロッテルダム)港経由→ 工場（チューリヒ）	3,759	5,147	
自動車	26. 乗用車購入価格 （1500ccセダン）	18,804	25,750	フォルクスワーゲン・ゴルフ105 1.6L 輸入車
	27. 大型乗用車購入価格 （2500ccセダン）	38,849	53,200	メルセデス・ベンツC240 2.4L 輸入車
	28. レギュラーガソリン 価格（1リットル）	0.962	1.318	出所：シェル石油
税制	29. 法人所得税 （実行税率、%）	国　税　8.5（一律） 地方税(チューリヒ）18.22～32.80		連邦税としてキャピタルゲインなし。 受取配当金・利子税は35%
	30. 個人所得税 （最高税率、%）	連邦税　11.5 地方税(チューリヒ）13		付加価値税 国税
	31. 付加価値税（VAT） （標準税率、%）	7.6		3.6%（ホテル） 2.4%（食品、書物など軽減税）
	32. 日本への利子送金課税 （最高税率、%）	なし		
	33. 日本への配当送金課税 （最高税率、%）	なし		
	34. 日本へのロイヤルティー 送金課税 （最高税率、%）	なし		

ポーランド（ワルシャワ）

		米ドル	ズロチ	備　　考
賃　金	1. ワーカー（一般工職）	314.5～471.7	1,200～1,800	税込み月給、ジェトロワルシャワ調べ。日系製造業を対象に、2003年1月実施。
	2. エンジニア（中堅技術者）	655.2～917.2	2,500～3,500	同上
	3. 中間管理職（部課長クラス）	917.2～1441.3	3,500～5,500	同上
	4. 法定最低賃金	209.6	800	2003年1月1日から
	5. 賞与支給額（固定賞与＋変動賞与）	一般的には1カ月分を年１回支給		金銭ではなく、乗用車、携帯電話、老人介護の費用負担などを賞与としている企業もある。
	6. 社会保障負担率	雇用者負担率　20.79% 被雇用者負担率　18.71%＋健康保険料（注1） 雇用者負担率の内訳 年金保険　9.76%、生活保護保険 6.5%、 障害保険　1.93%、失業保険※ 2.45%、 失業保険※※ 0.15%		※再就職のための職業訓練 ※※会社が倒産した場合に支払われる保険
	7. 名目賃金上昇率	2000年：11.4% 2001年：7.1% 2002年：3.4%		出所：中央統計局
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地）購入価格（1㎡当たり）	25～30	95～114	Mszczonow工業団地（ワルシャワ近郊）
	9. 工業団地借料（月額）（1㎡当たり）	3～5	11～19	同上
	10. 事務所賃料（月額）（1㎡当たり）	27～34	103～130	VAT22%、共益費別。 出所：Lokale Immobilia社
	11. 駐在員用住宅借上料（月額）	1,500～2,000	5,724～7,632	ワルシャワ中心部および近郊のアパート（100～120㎡、2LDK～3LDK）。家具、駐車場、警備付き。
通信費	12. 電話架設料	95.9	366.0	VAT22%込み。出所：ポーランドテレコム
	13. 電話利用料	月額基本料　11.19 1分当たり通話料　0.09※	月額基本料　42.70 1分当たり通話料　0.35※	VAT22%込み。出所：同上 ※市内通話料金、同料金にて3分まで通話可能。
	14. 国際通話料金（日本向け３分間）	6.00	22.89	VAT22%込み。出所：同上
	15. 携帯電話加入料	Plus社：31.97 Idea社：95.91	Plus社：122.00 Idea社：366.00	VAT22%込み。
	16. 携帯電話基本通話料	Plus社：11.19 Idea社：12.79	Plus社：42.70 Idea社：48.79	VAT22%込み。30分まで通話無料の場合の月額基本料金。
	17. インターネット接続料金（電話回線）	16.82	64.20	月間使用時間30時間以内。月額、VAT7%込み。出所：ポーランドテレコム
	18. インターネット接続料金（ブロードバンド）	導入料　238.06 月額基本料金　181.98	導入料　908.43 月額基本料金　694.43	ADSL　1Mbps、使用制限時間なし。VAT7%込み。出所：同上
電　気料　金	19. 産業用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料　1.61 1KWh当たり料金　0.0900	月額基本料　6.14 1KWh当たり料金　0.3435	VAT22%込み。一般的な契約の金額。契約内容により、月額基本料、使用料ともに異なる。出所：シュトーエン社
	20. 一般用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料　2.45 1KWh当たり料金　0.0836	月額基本料　9.35 1KWh当たり料金　0.3192	同上

		米ドル	ズロチ	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金（1m³当たり）	月額基本量　なし 1m³当たり料金 0.57	月額基本量　なし 1m³当たり料金 2.16	VAT7%込み。
	22. 一般用水道料金（1m³当たり）	月額基本量　なし 1m³当たり料金 0.57	月額基本量　なし 1m³当たり料金 2.16	同上
ガス料金	23. 産業用ガス料金（1m³当たり）	月額基本量　15.72＋従量制 1KWh当たり料金 10/1～3/31　0.1848 4/1～9/30　0.18	月額基本量　60＋従量制 1KWh当たり料金 10/1～3/31　0.1848 4/1～9/30　0.18	VAT22%別。一般的な契約の金額。1m3を1時間供給するごとに0.0381ズロチ（0.01ドル）加算される。 出所：シュトーエン社
	24. 一般用ガス料金（1m³当たり）	月額基本量　1.1007 1KWh当たり料金 0.2254	月額基本量　4.20 1KWh当たり料金 0.86	VAT22%別。 出所：同上
輸送	25. コンテナ輸送（40ftコンテナ） 対日輸出 工場（ワルシャワ）→（グディニア）港経由→横浜港	1,700	6,487	ワルシャワ→グディニア港→ハンブルク港→東京港
自動車	26. 乗用車購入価格（1500ccセダン）	12,042	45,950	オペル アストラⅡ 1,600cc。物品税3%、VAT22%込み。
	27. 大型乗用車購入価格（2500ccセダン）	49,129	187,471	メルセデス・ベンツE240。物品税12%、VAT22%込み。
	28. レギュラーガソリン価格（1リットル）	0.87	3.33	「Eurosuper95」。物品税、VAT含む。
税制	29. 法人所得税（実行税率、%）	27		2004年から22%
	30. 個人所得税（最高税率、%）	40		19%、30%、40%の3段階の累進課税（注2）。
	31. 付加価値税（VAT）（標準税率、%）	22		一部の食品、医療品、建築資材、観光サービスなどについては7%の軽減税率を適用。
	32. 日本への利子送金課税（最高税率、%）	10		日本との租税条約（第10条）
	33. 日本への配当送金課税（最高税率、%）	10		日本との租税条約（第11条）
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税（最高税率、%）	10		日本との租税条約（第12条） ※文化的使用料は免税。
全体	35. 特筆すべき事項	注1：被雇用者負担率18.71%の内訳は、年金保険9.76%、生活保護保険6.5%、疾病保険2.45%。これに加え、健康保険料として（給料-社会保険料）×8%。 注2：税率は、年収37,024ズロチ以下は19%、74.048ズロチ以下は30%、74,048ズロチ超は40%。		

チェコ（プラハ）

		米ドル	チェコ・コルナ	備　　考
賃　金	1. ワーカー（一般工職）	445.83	13,134	税込み月給、日系製造業13社対象。出所：チェコ日本商工会「現地従業員給与に関するアンケート」（2002年6月）
	2. エンジニア（中堅技術者）	729.99	21,505	同上
	3. 中間管理職（部課長クラス）	1,620.90	47,751	同上
	4. 法定最低賃金	210.46	6,200	最低賃金政令（2003年1月1日施行）
	5. 賞与支給額（固定賞与＋変動賞与）			月給1～2カ月分が標準
	6. 社会保障負担率	雇用者負担率　35% 被雇用者負担率　12.5% 雇用者負担率の内訳　被雇用者負担の内訳 社会保険　26.0%　8.0% 健康保険　9.0%　4.5%		社会保険は、年金・雇用、および病欠・産休手当を対象としたもの
	7. 名目賃金上昇率	2000年：6.5% 2001年：8.5% 2002年：7.0%		出所：統計局
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地）購入価格（1㎡当たり）	プラハ　20.37～67.89 プラハ以外 8.49～33.94	プラハ　600～2,000 プラハ以外 250～1,000	出所：民間調査会社レポート（Healey and Baker社、Industrial Market Report）
	9. 工業団地借料（月額）（1㎡当たり）	4.90～5.43	144.4～160.0	同上
	10. 事務所賃料（月額）（1㎡当たり）	18.86～20.78	555.6～612.2	同上
	11. 駐在員用住宅借上料（月額）	1,982.10	58,391.7	プラハ郊外、庭付集合住宅地
通信費	12. 電話架設料	（回線）118.81／（ISDN）33.91～213.85	（回線）3,500／（ISDN）999～6,300	出所：チェコ・テレコム
	13. 電話利用料	月額基本料 8.45～13.54 1分当たり通話料 0.02～0.12	月額基本料 249～399 1分当たり通話料 0.7～3.65	同上
	14. 国際通話料金（日本向け３分間）	平日7～19時：1.20 その他の時間：1.43	平日7～19時：35.4 その他の時間：42.0	同上
	15. 携帯電話加入料	17.64	519.75	出所：ユーロテル
	16. 携帯電話基本通話料	6.95～106.75	204.75～3,144.75	同上
	17. インターネット接続料金（電話回線）	1時間当たり 0.61～1.83	1時間当たり 18.0～54.0	出所：チェコ・テレコム
	18. インターネット接続料金（ブロードバンド）	1時間当たり 0.58～1.75	1時間当たり 17.0～51.5	同上
電　気料　金	19. 産業用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料 0.34～293.28 1KWh当たり料金 0.03～0.15	月額基本料 10～8,640 1KWh当たり料金 0.79～4.54	出所：プラハ電力会社
	20. 一般用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料 0.34～53.46 1KWh当たり料金 0.03～0.22	月額基本料 10～1,575 1KWh当たり料金 0.75～6.60	同上

		米ドル	チェコ・コルナ	備　　考
水　道 料　金	21. 産業用水道料金 （1m³当たり）	月額基本量　なし 1m³当たり料金 1.31	月額基本量　なし 1m³当たり料金 38.57	出所：プラハ水道局
	22. 一般用水道料金 （1m³当たり）	月額基本量　なし 1m³当たり料金 1.31	月額基本量　なし 1m³当たり料金 38.57	同上
ガ　ス 料　金	23. 産業用ガス料金 （1m³当たり）	月額基本量 0.92～7.47 1KWh当たり料金 0.18～0.34	月額基本量　27～220 1KWh当たり料金 5.43～9.96	需要量が年間630MWｈを超える企業については、月額基本料なし。出所：プラハ・ガス会社
	24. 一般用ガス料金 （1m³当たり）	月額基本量 0.92～7.47 1KWh当たり料金 0.22～0.34	月額基本量　27～220 1KWh当たり料金 6.60～9.96	同上
輸　送	25. コンテナ輸送 （40ftコンテナ） ①対日輸出 工場(プラハ)→ （ハンブルク）港経由→ 横浜港	1,332	39,240	チェコクラフト社
	②対米輸出 工場(プラハ)→ （ハンブルク）港経由→ ニューヨーク港	2,650	78,068	
	③対日輸入 横浜港→ （ハンブルク)港経由→ 工場（プラハ）	3,585	105,612	
自動車	26. 乗用車購入価格 （1500ccセダン）	15,237.87	448,900	国産シュコダ・オクタビア　1.6MPI／75kW
	27. 大型乗用車購入価格 （2500ccセダン）	34,416.74	1,013,900	国産シュコダ・スパーブ　V6　2.5TDI／114kW
	28. レギュラーガソリン 価格（１リットル）	0.88	26.0	2003年1月平均
税　制	29.　法人所得税 （実行税率、%）	国　税　31 地方税　0 その他公租公課　0		
	30.　個人所得税 （最高税率、%）	32		15%、20%、25%、32%の4段階の累進課税
	31. 付加価値税（VAT） （標準税率、%）	22(一部の商品､サービスにつき5%)		
	32. 日本への利子送金課税 （最高税率、%）	10		日本との租税条約第11条
	33. 日本への配当送金課税 （最高税率、%）	15		同上　第10条
	34. 日本へのロイヤルティー 送金課税 （最高税率、%）	10		同上　第12条
全　体	35. 特筆すべき事項	10万9,200コルナ未満（年収）　：15% 10万9,200～21万8,400コルナ未満：1万6,380コルナ+20% 21万8,400～33万1,200コルナ未満：3万8,220コルナ+25% 33万1,200コルナ～　：6万6,420コルナ+32%		

スロバキア（ブラチスラバ）

		米ドル	スロバキア・コルナ	備　　考
賃　金	1. ワーカー（一般工職）	283.4	11,062	出所：統計局
	2. エンジニア（中堅技術者）	333～461	13,000～18,000	同上
	3. 中間管理職（部課長クラス）	640～1,153	25,000～45,000	同上
	4. 法定最低賃金	142.7	5,570	2002年10月1日以降
	5. 賞与支給額（固定賞与＋変動賞与）	1～2カ月相当		企業、業績により異なる
	6. 社会保障負担率	雇用者負担率　38.0% 被雇用者負担率　12.8% 雇用者負担率の内訳　被雇用者負担率の内訳 年金　21.6%　6.4% 病欠補償　3.4%　1.4% 健康保険　10.0%　4.0% 失業保険　2.75%　1.0% 補償基金　0.25%		
	7. 名目賃金上昇率	2000年：6.6% 2001年：9.3% 2002年：9.3%		
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地）購入価格(1㎡当たり)	17～64	650～2,500	
	9. 工業団地借料（月額）(1㎡当たり)	2.5～10.7	96～417	
	10. 事務所賃料（月額）(1㎡当たり)	4.3～17.1	167～667	ブラチスラバ市内。他は54～250コルナ程度。
	11. 駐在員用住宅借上料（月額）	307.4～1,998.1	12,000～78,000	ブラチスラバ市内。
通信費	12. 電話架設料	25.6	999	VAT20%含まず。 出所：スロバキアテレコム
	13. 電話利用料	6.4	249	通話30分無料プラン、VAT20%含まず。 出所：同上
	14. 国際通話料金（日本向け３分間）	2.2	84	VAT20%含まず。 出所：同上
	15. 携帯電話加入料	20.5	799	VAT20%含まず。 出所：Orange
	16. 携帯電話基本通話料	10.2	399	通話60分無料プラン、VAT20%含まず。 出所：同上
	17. インターネット接続料金(電話回線)	繁忙期：1.231 閑散期：0.615	繁忙期：　48 閑散期：　24	１時間当たり。繁忙期：a.m.7:00-p.m.7:00。 VAT20%含まず。
	18. インターネット接続料金（ブロードバンド）	5.2～11.5	202.5～449.1	月額、VAT20%を含まず。 出所：スロバキアテレコム
電　気料　金	19. 産業用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料 0.44～136 1KWh当たり料金 0.03～0.21	月額基本料 17～5,291 1KWh当たり料金 1.2～8.0	2003年1月1日から。
	20. 一般用電気料金（1kWh当たり）	月額　0.56（3.98） 1KWh 0.13（0.09）	月額基本料 22（155） 1KWh当たり料金 5.1（3.6）	2003年1月から。カッコ内は6カ月の使用量が532ｋWh超過の場合。VATを含む。

		米ドル	スロバキア・コルナ	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金（1m³当たり）	1.2	48.4	2003年1月から。VAT14%含まず。
	22. 一般用水道料金（1m³当たり）	0.6	23	同上
ガス料金	23. 産業用ガス料金（1m³当たり）	月額基本量 8.34 使用料 0.18	月額基本量 325.75 使用料 7.12	2003年1月から。VAT14%含まず。
	24. 一般用ガス料金（1m³当たり）	月額基本量 0.46～5.90 使用料 0.17～0.26	月額基本量 18.01～230.34 使用料 6.5～10.26	2003年1月から。VAT14%込み。
輸送	25. コンテナ輸送（40ftコンテナ） 対日輸出 工場（ブラチスラバ）→（ハンブルク）港経由→横浜港	2,053.7	80.166	出所：Slovfracht社
自動車	26. 乗用車購入価格（1500ccセダン）	8,966～19,213	350,000～750,000	シュコダFabia、シュコダOctavia
	27. 大型乗用車購入価格（2500ccセダン）	38,427～128,089	1,500,000～5,000,000	メルセデスベンツEシリーズ、Sシリーズ
	28. レギュラーガソリン価格（1リットル）	0.77	29.9	
税制	29. 法人所得税（実行税率、%）	25		2003年1月1日から。
	30. 個人所得税（最高税率、%）	10～38		
	31. 付加価値税（VAT）（標準税率、%）	14、20		2003年1月1日から。
	32. 日本への利子送金課税（最高税率、%）	10		日本－スロバキア租税条約
	33. 日本への配当送金課税（最高税率、%）	15		同上
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税（最高税率、%）	10		同上

ハンガリー（ブダペスト）

		米ドル	フォリント	備　　考
賃　金	1. ワーカー（一般工職）	335.9～434.6	77,166～99,833	出所：2001～2002年外資系企業賃金実態調査（在ハンガリー・ドイツ商工会議所）
	2. エンジニア（中堅技術者）	1,547.6～2,283.3	355,500～524,500	
	3. 中間管理職（部課長クラス）	1,127.8～2,633.3	258,833～604,916	
	4. 法定最低賃金	217.7	50,000	2003年１月より
	5. 賞与支給額（固定賞与＋変動賞与）			1～2カ月分、または年収の1～5%。
	6. 社会保障負担率	雇用者負担率　29.0% 被雇用者負担率　11.5% 雇用者負担率の内訳　被雇用者負担率の内訳 雇用保険　0%　年金　1.5% 医療保険基金　11.0%　個人年金基金　7.0% 年金基金　18.0%　健康保険　3.0% 健康保険料　3,450フォリント/月		出所：CD Tax Hungary Ltd.
	7. 名目賃金上昇率	2000年：13.5% 2001年：18.0% 2002年：18.0%		出所：中央統計局
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地）購入価格（1㎡当たり）	7.4～17.4	1,700～4,000	工業用地を購入する場合、10%の不動産所有者税がかかる。VATは不要。 出所：ITDH
	9. 工業団地借料（月額）（1㎡当たり）	3.2～7.0㎡/月	735～1,608㎡/月	VAT25%は含まず、ブダペスト市内。 出所：ブダペストビジネスジャーナル
	10. 事務所賃料（月額）（1㎡当たり）	17～37㎡/月	3,905～8,499㎡/月	VAT25%は含まず。 出所：ブダペストビジネスジャーナル
	11. 駐在員用住宅借上料（月額）	A：1,800～2,000 B：1,000～1,500	A：413,487～459,430 B：229,715～345,573	A：新築、120㎡、3LDK、ガレージ2台、ブダペスト2区、B：築10年、同条件 出所：Eurocenter Real Estate
通信費	12. 電話架設料	個人：　43 ビジネス：108	個人：　9,900 ビジネス：24,900（ISDN）	VAT25%を含む。 出所：MATAV
	13. 電話利用料	通話料：0.043/分 ＋0.018接続費	通話料：9.9/分 ＋4.25接続費	月額基本料:個人3,080(13.4ドル)、ビジネス4,150(18.07ドル)、VAT込み、アナログ回線。出所:MATAV
	14. 国際通話料金（日本向け３分間）	A：契約電話2.15 B：公衆電話3.44	A：契約電話 495 B：公衆電話 792	VAT25%を含む。 出所：MATAV
	15. 携帯電話加入料	A：8.16～38.1 B：8.7～20.1 C：13.6～16.3	A：1,875～8,750 B：2,000～4,625 C：3,125～3,750	A = Westel 900, B = Pannon GSM, C = VODAFONE, VAT25%を含む。
	16. 携帯電話基本通話料	A：0.19 B：0.24～0.56 C：0.15～0.54	A：43.75 B：55～129 C：35～123.75	A=Westel 900, B=Pannon GSM, C=VODAFONE、平日1分当たり、VAT25%を含む。
	17. インターネット接続料金（電話回線）	月額基本料　7.8 ＋使用料	月額基本料1,800 ＋使用料	ダイアルアップオリゴパッケージ、15時間以内使用利用料、午前7時～午後4時は無料。VAT25%含まず。出所：Axelero
	18. インターネット接続料金（ブロードバンド）	BDSL1500：625/月	BDSL1500： 143,625/月	使用料無し、VAT込み 出所：Axelero
電　気料　金	19. 産業用電気料金（1kWh当たり）	A 0.025～0.043（120Kv）B 0.030～0.050（10、20Kv）	A 5.8～10.0、 B 7.10～11.60、 C 7.90～13.40	VAT12%含まず。 出所：ブタペスト電力会社
	20. 一般用電気料金（1kWh当たり）	0.11	24.64	VAT12%込み。 出所：ブタペスト電力会社

		米ドル	フォリント	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金（1㎥当たり）	0.57	130	VAT12%込み。 出所：首都水道局（ブダペスト）
	22. 一般用水道料金（1㎥当たり）	0.57	130	同上
ガス料金	23. 産業用ガス料金（1㎥当たり）	0.151（20㎥/h未満）～0.138（20㎥/h以上100㎥/h以下）	34.85（20㎥/h未満）～31.76（20㎥/h以上100㎥/h以下）	VAT12%を含まず。 出所：首都水道局（ブダペスト）
	24. 一般用ガス料金（1㎥当たり）	0.17	40.0	VAT12%込み。 出所：首都水道局（ブダペスト）
輸送	25. コンテナ輸送（40ftコンテナ）			
	①対日輸出 工場(ブダペスト)→（ハンブルク）港経由→横浜港	775.0	178,029	出所：BIRKART GLOBISTICS Hungary Ltd.
	②対米輸出 工場(ブダペスト)→（ハンブルク）港経由→ニューヨーク港	1,500.0	344,572	www.birkart.com
	③対日輸入 横浜港→（ハンブルク)港経由→工場（ブダペスト）	1,250.0	287,143	
自動車	26. 乗用車購入価格（1500ccセダン）	10,818	2,485,000	スズキ　ワゴンR+1.3GLX PS ダブルエアーバック、パワーウィンドウ、パワーミラーなど装備。25%VAT込み
	27. 大型乗用車購入価格（2500ccセダン）	58,768	2,485,000	メルセデスベンツE320（3,200） 25%VAT込み。 出所：メルセデスベンツ　ハンガリー
	28. レギュラーガソリン価格（1リットル）	1.02	234.5	2003年1月22日現在
税制	29. 法人所得税（実行税率、%）	国　税　18 地方税　0～2（地方政府の決定による） その他公租公課（地方政府の決定による）		出所：ITDH
	30. 個人所得税（最高税率、%）	0～2,829.59：20% 2,829.6～5,876.84：30% 5,876.85～：40%	0～650,000：20% 650,001～1,350,000：30% 1,350,001～：40%	年収。2003年1月1日より。
	31. 付加価値税（VAT）（標準税率、%）	基本：25、基礎生活品など：12、教育、薬品など：0		基礎生活品：公共料金、書籍、新聞、食料品など。出所：財務省
	32. 日本への利子送金課税（最高税率、%）	10		
	33. 日本への配当送金課税（最高税率、%）	10		
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税（最高税率、%）	10		

ルーマニア（ブカレスト）

		米ドル	レイ	備　　考
賃　金	1. ワーカー（一般工職）	164.03	5,500,000	2002年11月。出所：国家統計局
	2. エンジニア（中堅技術者）	193.86	6,500,000	同上
	3. 中間管理職（部課長クラス）	223.68	7,500,000	同上
	4. 法定最低賃金	74.56	2,500,000	2003年1月より。
	5. 賞与支給額（固定賞与＋変動賞与）	1カ月分		12月に支給する場合が多い。または、半期、四半期ごとに分割して支払う。
	6. 社会保障負担率	雇用者負担率　35.25%～47.0% （内訳　社会保険：24.5%、29.5%、34.5%、健康保険：6.5%、失業保険：3.5%、障害保険：0.5%、労働監督局手数料：0.25～2.0%） 被雇用者負担率　17.0%、 （内訳　社会保険：9.5%、健康保険：6.5%、失業保険：1.0%）		社会保険は職業・労働条件による。24.5%（事務職など）、29.5%（建設業）、34.5%（金属加工、石油、原子力）。 傷害保険（事故、職業病を対象）は新設。
	7. 名目賃金上昇率	2000年：49.7% 2001年：40.5% 2002年：46.6%		
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地）購入価格（1㎡当たり）	市外：5～300 市内：300～500	市外：167,650～10,059,000 市内：10,059,000～16,765,000	出所：国家土地不動産協会
	9. 工業団地借料（月額）（1㎡当たり）	市外：1～100 市内：100～300	市外：33,530～335,300 市内：335,300～10,059,000	出所：同上
	10. 事務所賃料（月額）（1㎡当たり）	15～25	502,950～838,250	出所：同上
	11. 駐在員用住宅借上料（月額）	250～3,000	8,382,500～100,590,000	出所：同上
通信費	12. 電話架設料	10.43	350,000	VAT込み。出所：ロムテレコム
	13. 電話利用料	月額基本料　5.37 1分当たり通話料　0.07	月額基本料　180,000 1分当たり通話料　2,500	VATなし。出所：同上
	14. 国際通話料金（日本向け3分間）	6.26	210,000	VAT込み。出所：同上
	15. 携帯電話加入料	5～112	167,650～3,755,360	VATなし。利用サービスによる
	16. 携帯電話基本通話料	1分当たり使用料　0.25～2.5	1分当たり使用料　8,382.5～83,825	月額基本料なし。VATなし。利用サービスによる
	17. インターネット接続料金（電話回線）	100	3,353,000	3～4kbps
	18. インターネット接続料金（ブロードバンド）	600	20,113,000	64kbps
電　気料　金	19. 産業用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料　なし 1KWh当たり料金　0.372	月額基本料　なし 1KWh当たり料金　1,247	出所：電気自治公社
	20. 一般用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料　なし 1KWh当たり料金　0.086～0.174	2,888～5,856	出所：同上

		米ドル	レイ	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金 （1m³当たり）	月額基本量　なし 1m³当たり料金 0.31	月額基本量　なし 1m³当たり料金 10,565	出所：アパノヴァ社
	22. 一般用水道料金 （1m³当たり）	月額基本量　なし 1m³当たり料金 0.32	月額基本量　なし 1m³当たり料金 10,565	出所：同上
ガス料金	23. 産業用ガス料金 （1m³当たり）	月額基本量　なし 1KWh当たり料金 0.098	3.276	出所：ガス自治公社
	24. 一般用ガス料金 （1m³当たり）	月額基本量　なし 1KWh当たり料金 0.098	3.276	出所：同上
輸送	25. コンテナ輸送 （40ftコンテナ） ①対日輸出 工場(ブカレスト)→ (コンスタンツァ)港経由→ 横浜港	1,200～1,400	40,236,000 ～46,942,000	出所：ロムトランス
	②対米輸出 工場(ブカレスト)→ (コンスタンツァ)港経由→ ニューヨーク港	1,800～2,000	60,354,000 ～67,060,000	
	③対日輸入 横浜港→ (コンスタンツァ)港経由→ 工場（ブカレスト）	1,200～1,400	40,236,000 ～46,942,000	
自動車	26. 乗用車購入価格 （1500ccセダン）	5,670	190,115,100	ダチア　スーパーノヴァ
	27. 大型乗用車購入価格 （2500ccセダン）	35,777	1,199,602,810	ボルボ　V70－2.4（2,490cc）
	28. レギュラーガソリン 価格（１リットル）	0.72	24,000	出所：ペトロム
税制	29. 法人所得税 （実行税率、%）	25		輸出利益に対しては12.5%
	30. 個人所得税 （最高税率、%）	～180万レイ　:無税 180万レイ超～210万レイ　:18% 210万レイ超～520万レイ　:23%+378,000レイ 520万レイ超～830万レイ　:28%+1091,000レイ 830万レイ超～1,160万レイ:34%+1,959,000レイ 1,160万レイ超～　:40%+3,081,000レイ		課税標準は月収。2003年6月に改正予定。
	31. 付加価値税（VAT） （標準税率、%）	19		
	32. 日本への利子送金課税 （最高税率、%）	10		
	33. 日本への配当送金課税 （最高税率、%）	10		
	34. 日本へのロイヤルティー 送金課税 （最高税率、%）	10		

ブルガリア（ソフィア）

		米ドル	レバ	備　　考
賃　金	1. ワーカー（一般工職）	96.58	177.15	2002年第3四半期。出所：BIA（ブルガリア工業連合会）推計
	2. エンジニア（中堅技術者）	193.15	354.30	2002年第3四半期。出所：国家統計局
	3. 中間管理職（部課長クラス）	289.73	531.45	2002年第3四半期。出所：BIA(ブルガリア工業連合会）推計
	4. 法定最低賃金	59.97	110	2003年1月から
	5. 賞与支給額（固定賞与＋変動賞与）	1カ月分		一般的にクリスマス時のみ。
	6. 社会保障負担率	雇用者32.2%、被雇用者10.5% 内訳：社会保障年金　雇用者24.7%、被雇用者8.0% 健康保険　雇用者4.5%、被雇用者1.5% 失業保険　雇用者3.0%、被雇用者1.0%		
	7. 名目賃金上昇率	2000年：14.7% 2001年：3.1% 2002年：3.1%		出所：財務省
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地）購入価格(1㎡当たり)	5～50	9.17～91.72	工業団地が存在しないため、一般的な地価を表示。
	9. 工業団地借料（月額）（1㎡当たり）	1～5	1.83～9.17	同上
	10. 事務所賃料（月額）（1㎡当たり）	18～22	33.02～40.35	世界貿易センタービル
	11. 駐在員用住宅借上料（月額）	500～1,200	917.15～2,201.2	コンドミニアム（100～120㎡）
通信費	12. 電話架設料	65.42	120.0	VAT含む。 出所：ブルガリア・テレコム
	13. 電話利用料	8.83	16.2	月額基本料金。5分当たり通話料（VAT含まず）は0.07レバ（0.04ドル）。 出所：ブルガリア・テレコム
	14. 国際通話料金（日本向け3分間）	1.65	3.02	VAT含む。 出所：同上
	15. 携帯電話加入料	19.63	36.0	VAT含む。 出所：M-TEL
	16. 携帯電話基本通話料	7.85	14.4	月額基本料金。5分当たり通話料（VAT含まず）は0.07レバ（0.04ドル）。 出所：ブルガリア・テレコム
	17. インターネット接続料金(電話回線)	20.0	36.69	月額基本料金。これに通常の通話料金が加算される。出所：同上
	18. インターネット接続料金（ブロードバンド）	n.a.	n.a.	ブロードバンドのサービスなし。
電　気料　金	19. 産業用電気料金（1kWh当たり）	昼間：0.076 夜間：0.039	昼間：0.14 夜間：0.072	基本料金なし。
	20. 一般用電気料金（1kWh当たり）	昼間：0.053 夜間：0.037	昼間：0.098 夜間：0.068	基本料金なし。75kWh以下の場合。 75kWh超過分については、0.127レバ（0.069ドル）。

		米ドル	レバ	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金（1m³当たり）	0.39	0.71	基本料金なし。
	22. 一般用水道料金（1m³当たり）	0.43	0.79	基本料金なし。
ガス料金	23. 産業用ガス料金（1m³当たり）	0.15268	0.28006	天然ガス。VAT含む。 出所：ブルガルガス
	24. 一般用ガス料金（1m³当たり）	0.01579	0.028966	同上
輸送	25. コンテナ輸送（40ftコンテナ） ①対日輸出 工場(ソフィア)→（ヴァルナ）港経由→横浜港	2,149.87	3,943.50	出所：Schenker社
	②対米輸出 工場(ソフィア)→（ヴァルナ）港経由→ニューヨーク港	2,008.56	3,684.30	
	③対日輸入 横浜港→（ヴァルナ)港経由→工場（ソフィア）	2,896.77	5,313.55	
自動車	26. 乗用車購入価格（1500ccセダン）	9,355	17,160	アウディ　1,400cc
	27. 大型乗用車購入価格（2500ccセダン）	39,252	72,000	メルセデス・ベンツ　2,200cc
	28. レギュラーガソリン価格（１リットル）	0.84	1.54	
税制	29. 法人所得税（実行税率、%）	23.5		
	30. 個人所得税（最高税率、%）	18、24、28、29の4段階。		特記事項参照。
	31. 付加価値税（VAT）（標準税率、%）	20		
	32. 日本への利子送金課税（最高税率、%）	10		日本－ブルガリア租税条約
	33. 日本への配当送金課税（最高税率、%）	15		
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税（最高税率、%）	10		
全体	35. 特筆すべき事項	個人所得税：年収1,320レバ以下は非課税。1,320～1,680レバは1,320レバ超過分につき18%。1,680～4,800レバは、64.8レバ+1,680レバ超過分につき24%）。4,800～12,000レバは、813.6レバ＋4,800レバ超過分につき28%、1万2,000レバ超は、2,829.6レバ＋1万2,000レバ超過分につき29%。		

スロベニア（リュブリャナ）

		米ドル	トラール	備　　考
賃　金	1. ワーカー（一般工職）	678.2	146,900	出所：スロベニア統計局
	2. エンジニア（中堅技術者）	1,244.3	269,500	同上
	3. 中間管理職（部課長クラス）	2,126.1	460,500	同上
	4. 法定最低賃金	471.9	102,200	2003年1月現在
	5. 賞与支給額（固定賞与＋変動賞与）	1,925.7	417,090	勤務中の食事代月額23,990トラール、バケーションボーナス年額129,210トラール（法定最低額）の年間合計額。
	6. 社会保障負担率	雇用者負担率　16.1% 被雇用者負担率　22.1% 雇用者負担率の内訳　被雇用者負担率の内訳 年金　8.85%　15.50% 医療保険　6.56%　6.36% 労災保険　0.53% 育児保険　0.10%　0.10% 雇用保険　0.06%　0.14%		出所：スロベニア統計局ほか
	7. 名目賃金上昇率	2000年：10.4% 2001年：11.5% 2002年：9.6%		出所：スロベニア統計局
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地）購入価格(1㎡当たり)	137.6	29,800	リュブリャナ郊外「BTC工業団地」の例。
	9. 工業団地借料（月額）(1㎡当たり)	13.2	2,850	同上
	10. 事務所賃料（月額）(1㎡当たり)	20.3	4,400	リュブリャナ市内の例。電気・暖房・水道代込みの料金
	11. 駐在員用住宅借上料（月額）	406.3～992.7	88,000～215,000	リュブリャナ市内の例。下限値は75㎡、アパート、車庫なし。上限値は150㎡、戸建て、車庫付き。
通信費	12. 電話架設料	98.5	21,323	設置には20日間程度要する。 出所：テレコムスロベニア
	13. 電話利用料	10.80	2,340	出所：同上
	14. 国際通話料金（日本向け３分間）	7時～19時：2.2 19時～7時：1.8	7時～19時：486 19時～7時：388.8	同上
	15. 携帯電話加入料	5.1～18.5	1,104～4,000	同上
	16. 携帯電話基本通話料	0.08～0.18	16.56～38.64	同上。日中1分間の通話料
	17. インターネット接続料金(電話回線)	1.4	306	同上。1時間当たり料金。
	18. インターネット接続料金（ブロードバンド）	37.2～98.8	8,060～21,400	ADSL利用、月額、常時接続
電　気料　金	19. 産業用電気料金（1kWh当たり）	高料金：　0.1 低料金：0.03	高料金：22.2 低料金：　7.2	出所：リュブリャナ電力
	20. 一般用電気料金（1kWh当たり）	高料金：　0.1 低料金：0.06	高料金：22.86 低料金：13.09	同上

		米ドル	トラール	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金（1m³当たり）	0.74	160.75	出所：エネルギー公社
	22. 一般用水道料金（1m³当たり）	0.40	86.49	同上
ガス料金	23. 産業用ガス料金（1m³当たり）	0.43	93.7	出所：エネルギー公社
	24. 一般用ガス料金（1m³当たり）	0.45	96.8	同上
輸送	25. コンテナ輸送（40ftコンテナ） ①対日輸出 工場(リュブリャナ)→（コペル）港経由→横浜港	1,537.3	332,960	税込み。コペル－横浜35日間
	②対米輸出 工場(リュブリャナ)→（コペル）港経由→ニューヨーク港	1,547.4	335,147	税込み。コペル－ニューヨーク30日間
	③対日輸入 横浜港→（コペル)港経由→工場（リュブリャナ）	2,852.0	617,720	税込み。
自動車	26. 乗用車購入価格（1500ccセダン）	14,469.7	3,134,000	ルノー「Megane」、1,600cc。VAT20%および自動車税（約2%）込み。自動車税は車種によって異なる。
	27. 大型乗用車購入価格（2500ccセダン）	46,031.2	9,969,900	メルセデスベンツ「E240」、2,400cc。VAT20%および自動車税（約6%）込み。自動車税は車種によって異なる。
	28. レギュラーガソリン価格（1リットル）	0.850	183.30	無鉛ガソリン。石油税込み
税制	29. 法人所得税（実行税率、%）	25		課税所得はキャピタルゲイン、受取配当金、受取利子を含む。地方税は無し。自由経済区域では10%。
	30. 個人所得税（最高税率、%）	50		17%、35%、37%、40%、45%、50%の6段階
	31. 付加価値税（VAT）（標準税率、%）	基本税率：20　軽減税率：8.5		
	32. 日本への利子送金課税（最高税率、%）	非課税		
	33. 日本への配当送金課税（最高税率、%）	15		
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税（最高税率、%）	非課税		
全体	35. 特筆すべき事項	年収 ～127万9,236トラール 127万9,237～255万8,470トラール 255万8,471～3,837,708トラール 3,837,709～5,116,942トラール 5,116,943～7,675,412トラール 7,675,413～		17% 217,469トラール＋35% 665,201トラール＋37% 1,138,520トラール＋40% 1,650,215トラール＋45% 2,801,526トラール＋50%

エストニア（タリン）

		米ドル	エストニア・クローン	備　　考
賃　金	1. ワーカー（一般工職）	272～463	4,000～6,800	投資庁ヒアリング
	2. エンジニア（中堅技術者）	885～1,021	13,000～15,000	同上
	3. 中間管理職（部課長クラス）	1,219～1,743	17,900～25,600	同上
	4. 法定最低賃金	147	2,160	2003年1月1日改定
	5. 賞与支給額（固定賞与＋変動賞与）	業績に応じて１ヵ月分、またはなしとする企業が多い		
	6. 社会保障負担率	雇用者負担率　34% 被雇用者負担率　0.5%（雇用保険のみ） 雇用者負担率の内訳 雇用保険　1% 医療保険　13% 年　　金　20%		
	7. 名目賃金上昇率	2000年：10.5% 2001年：12.2% 2002年：10.4%		統計庁
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地）購入価格(1㎡当たり)	4～20	60～300	Maardu Industrial Park, VAT18%含む
	9. 工業団地借料（月額）（1㎡当たり）	5	70	同上
	10. 事務所賃料（月額）（1㎡当たり）	8～19	115～280	タリン中央区、VAT18%含む
	11. 駐在員用住宅借上料（月額）	2,043	30,000	同上 コンドミニアム
通信費	12. 電話架設料	法人　136 個人　56	法人　1,999 個人　824	法人：ETオフィスISDNビジネスパッケージ 個人：ETホームパッケージ
	13. 電話利用料	月額基本料 法人　44 1分当たり通話料 法人　0.02	月額基本料 法人　650 1分当たり通話料 法人　0.28	個人の場合：月額基本料　98EEK、1分当たり通話料　時間帯により0.14～0.34EEK
	14. 国際通話料金（日本向け３分間）	法人　4 個人　5	法人　63 個人　75	同上
	15. 携帯電話加入料	7	99	EMTビジネスパッケージ
	16. 携帯電話基本通話料	14	200	同上
	17. インターネット接続料金(電話回線)	時間帯により 0.0095～0.023	時間帯により 0.14～0.34	13.に同じ
	18. インターネット接続料金（ブロードバンド）	架設料　323～484 月額　169～356	架設料　4,750～7,100 月額　2,485～5,225	ADSL、2Mbps
電　気料　金	19. 産業用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料 5.6 1KWh当たり料金 0.063	月額基本料 82.6 1KWh当たり料金 0.93	
	20. 一般用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料 0.34 1KWh当たり料金 0.071	月額基本料 5 1KWh当たり料金 1.05	

		米ドル	エストニア・クローン	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金 （1m³当たり）	月額基本量　なし 1m³当たり料金 2.5～3.7	月額基本量　なし 1m³当たり料金 37.15～55	
	22. 一般用水道料金 （1m³当たり）	月額基本量　なし 1m³当たり料金　1.1	月額基本量　なし 1m³当たり料金　16	
ガス料金	23. 産業用ガス料金 （1m³当たり）	月額基本量　なし 1KWh当たり料金 0.0122～0.0129	月額基本量　なし 1KWh当たり料金 0.18～0.19 （20万～100万m³/年）	天然ガス 年間使用量に応じた個別契約による。 1000万m³以上/年使用の場合は毎月料金が変動する。
	24. 一般用ガス料金 （1m³当たり）	月額基本量　なし 1KWh当たり料金 0.17～0.32	月額基本量　なし 1KWh当たり料金 2.5～4.7	天然ガス 年間使用量に応じた料金体系
輸送	25. コンテナ輸送 （40ftコンテナ） ①対日輸出 工場(タリン)→ （ハンブルク）港経由→ 横浜港	1,585	23,284	
	②対米輸出 工場(タリン)→ (アントワープ)港経由→ ニューヨーク港	2,228	32,718	
	③対日輸入 横浜港→ （ハンブルク)港経由→ 工場（タリン）	2,859	41,990	
自動車	26. 乗用車購入価格 （1500ccセダン）	13,304	195,400	日産Almera1.5 Visia、輸入車
	27. 大型乗用車購入価格 （2500ccセダン）	67,489	991,200	メルセデスベンツ S350、輸入車
	28. レギュラーガソリン 価格（１リットル）	0.65	9.55	ガソリン税3.5EEK/リットル込み
税制	29. 法人所得税 （実行税率、%）	国　税　　26 地方税　　0 ただし、土地所有者には固定資産税あり、自治体により税率は異なる。		課税所得にキャピタルゲイン、受取配当金、利子その他の収入を含む。 再投資に使われる分は非課税。
	30. 個人所得税 （最高税率、%）	26		最低非課税額12,000クローン/年
	31. 付加価値税（VAT） （標準税率、%）	標準 18　書籍・医薬品等 5		国税
	32. 日本への利子送金課税 （最高税率、%）	35		
	33. 日本への配当送金課税 （最高税率、%）	35		
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税 （最高税率、%）	15		

ラトビア（リガ）

		米ドル	ラッツ	備　　考
賃　金	1. ワーカー（一般工職）	266～489	155～285	2002年11月のHRcompanyFontesR&I社のサーベイによる。平均月給＝基本給＋諸手当。
	2. エンジニア（中堅技術者）	506～780	295～455	同上
	3. 中間管理職（部課長クラス）	1,590～2,572	927～1,500	同上
	4. 法定最低賃金	120	70	2003年1月
	5. 賞与支給額（固定賞与＋変動賞与）	―	―	企業によっては業績に応じてボーナスを支給するところがある。
	6. 社会保障負担率	雇用者負担率　24.09% 被雇用者負担率　9%		2003年より「雇用主税」が導入された。雇用主は左記に加え被雇用者一人当たり0.75ラッツを収めることに。
	7. 名目賃金上昇率	2000年：6.1% 2001年：6.5% 2002年：8.5%		中央統計局
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地）購入価格(1㎡当たり)	51～86	30～50	例：リガ市郊外の4,500㎡、改築建物＋暖房付き倉庫＋空き地＝195,000ドル
	9. 工業団地借料（月額）（1㎡当たり）	2～15	1.2～8.8	公共サービス料金および付加価値税18%を含む。
	10. 事務所賃料（月額）（1㎡当たり）	4～29	2.3～17	同上
	11. 駐在員用住宅借上料（月額）	コンドミニアム：300～2,500 一戸建て：1,500～3,000	コンドミニアム：175～1,458 一戸建て：875～1,749	一戸建て：150～500㎡。付加価値税18%および公共料金込みの価格。
通信費	12. 電話架設料	60	35	付加価値税18%込み。Lattelecom社。
	13. 電話利用料	月額基本料：6.07 企業用：12.14	月額基本料：3.54 企業用：7.08	同上
	14. 国際通話料金（日本向け3分間）	2.125	1.239	同上
	15. 携帯電話加入料	設置料：26.31	設置料：15.34	18%の付加価値税込み。LMT社。
	16. 携帯電話基本通話料	16.98	9.90	同上
	17. インターネット接続料金(電話回線)	月額：104.75	月額：61.08	18%の付加価値税込み。契約により異なる。
	18. インターネット接続料金（ブロードバンド）	月額：132.05（UltraDSL384Kbps） 296.69（同2M）	月額：77（UltraDSL384Kbps） 173（同2M）	18%の付加価値税込み。 384Kbps設置料95ラッツ（162ドル）。 同2M設置料：190ラッツ（223.7ドル）
電　気料　金	19. 産業用電気料金（1kWh当たり）	年間基本料：20.79 使用料：0.058	年間基本料：12.12 使用料：0.0340	付加価値税（18%）を含まない。 Latvenergo社。使用量や使用時間により料金が異なる。
	20. 一般用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料：0.066	月額基本料：0.0390	18%の付加価値税込み。 Latvenergo社。

		米ドル	ラッツ	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金（1m³当たり）	0.787	0.459	2003年1月1日。9%の付加価値税を含む。
	22. 一般用水道料金（1m³当たり）	0.787	0.459	同上
ガス料金	23. 産業用ガス料金	1,000m³＝114.51（最高）	1,000m³＝66.77（最高）	契約による。LatvijasGaze社。
	24. 一般用ガス料金（1m³当たり）	月額基本料＝5.26（暖房含）、1.92（調理）	月額基本料＝3.07（暖房含）、1.12（調理）	18%の付加価値税を含む。
輸送	25. コンテナ輸送（40ftコンテナ） ①対日輸出 工場（リガ）→ 横浜港	2,123	1,238	CHR社、JENSEN社、P&O社
	②対米輸出 工場（リガ）→ ニューヨーク港	2,214	1,291	
	③対日輸入 横浜港→ 工場（リガ）	3,430	2,000	
自動車	26. 乗用車購入価格（1500ccセダン）	9,693	5,652	ルノー（Thalia1,400cc）（輸入車）
	27. 大型乗用車購入価格（2500ccセダン）	①39,762 ②28,519	①23,185 ②16,740	①Mercedes-Benz C240（輸入車） ②VolvoS80（輸入車）
	28. レギュラーガソリン価格（1リットル）	95/95E：0.676 98E：0.710	95/95E：0.394 98E：0.414	ガソリン税を含む価格
税制	29. 法人所得税（実行税率、%）	19（国税）		2004年に15%まで減税される見込み。
	30. 個人所得税（最高税率、%）	25		一律税率
	31. 付加価値税（VAT）（標準税率、%）	18		
	32. 日本への利子送金課税（最高税率、%）	10		
	33. 日本への配当送金課税（最高税率、%）	10		
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税（最高税率、%）	15		法人税法によって規定される見込み。

リトアニア（ヴィリニュス）

		米ドル	リタス	備　　考
賃　金	1. ワーカー（一般工職）	345	1,182	出所：統計局（開発庁経由）
	2. エンジニア（中堅技術者）	564	1,827	出所：同上
	3. 中間管理職（部課長クラス）	764	2,474	出所：同上
	4. 法定最低賃金	133	430	出所：開発庁ホームページ、「Practical Guide for Foreign Investor in Lithuania」 法改定日：1998年6月
	5. 賞与支給額（固定賞与＋変動賞与）	―	―	制度として定着しておらず、支給額も企業により異なるが、最高で月給1カ月程度。出所：開発庁
	6. 社会保障負担率	雇用者負担率　31% 被雇用者負担率　3% 雇用者負担率の内訳 失業保険　1.5% 医療保険　3% 年　　金　22.5% そ の 他　4%		出所：開発庁
	7. 名目賃金上昇率	2000年：-1.7% 2001年： 1.2% 2002年： n.a.		出所：統計局（開発庁経由）
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地）購入価格(1m²当たり)	12.3～169.8	40～550	クライペダ及びヴィリニュス郊外。諸条件により価格異なる。地域開発貢献金や税、諸経費含まず。（出所：Ober Haus社）
	9. 工業団地借料（月額）（1m²当たり）	①0.009～0.019 ②1.54～5.56	①0.03～0.06 ②5～18	①土地のみ税込み。②建物付（ヴィリニュス郊外）税、諸経費含まず。仲介料は借上料の3%+VAT。（出所：同上）
	10. 事務所賃料（月額）（1m²当たり）	11.1～20.1	36～65	ヴィリニュス市内のオフィスビル。税、諸経費含まず。不動産業者への手数料は借上料1カ月分の50%（出所：同上）
	11. 駐在員用住宅借上料（月額）	1,481～2,222 諸経費含まず　手数料は借料1月分の50%	4,800～7,200 諸経費含まず　手数料は借料1月分の50%	市内家具付アパート（100～170m²）駐車料込。個人家主は所得税20%の借料追加、法人家主はVAT18%追加（出所同上）
通信費	12. 電話架設料	77.16	250	出所：Lietuvos Telekomas社
	13. 電話利用料	月基本料 一般7 工業9 通話料/分①0.04 ②0.03③0.009	月基本料 一般23 工業28 通話料/分①0.12 ②0.08③0.03	①週日7～20時、②週日6～7時と20～24時及び週末・祭日の6～24時、③毎日24～6時 出所：同上
	14. 国際通話料金（日本向け3分間）	①7.213 ②5.046	①23.37 ②16.35	①週日6～20時 ②20～6時と週末、祭日 出所：同上
	15. 携帯電話加入料	7.72	25	出所：Bite社
	16. 携帯電話基本通話料	最低料金：9.26 ①0.154/分　②0.093/分	最低料金：30 ①0.50/分　②0.30/分	30分超過後、①週日8～20時　②週日20～8時及び週末＆祭日 VAT込み料金。出所：Bite社
	17. インターネット接続料金(電話回線)	①0.040　②0.028 ③0.019 及び接続料0.012 /回	①0.13　②0.09 ③0.06 及び接続料0.04 /回	①週日7～20時　②6～7時、20～24時と週末＆祭日　③24～6時 VAT込み料金　出所：Bite社
	18. インターネット接続料金（ブロードバンド）	2,306.50	7,473	月極基本料金(VATを含まず)、1.5Mbps、光ファイバー。　出所：同上
電　気料　金	19. 産業用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料 なし 1KWh当たり料金 0.06～0.08	月額基本料 なし 1KWh当たり料金 0.18～0.27	週末、夜間、昼間、電気オーブン利用の可否などで異なる。　出所：開発庁
	20. 一般用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料 なし 1KWh当たり料金 0.04～1.10	月額基本料 なし 1KWh当たり料金 0.13～0.33	週末、夜間、昼間、電気オーブン利用の可否などで異なる。　出所：同上

		米ドル	リタス	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金（1m³当たり）	月額基本量　なし 料金/m³：①0.30 ②0.59③2.98～3.96	月額基本量　なし 料金/m³：①0.97 ②1.90③9.67～12.84	①冷水（上水道）②冷水（下水道）③温水 出所：Vilniaus vandenys社（開発庁経由）
	22. 一般用水道料金（1m³当たり）	月額基本量　なし 料金/m³：①1.27 ③2.98～3.96	月額基本量　なし 料金/m³：①4.11 ③9.67～12.84	①冷水（上・下水道）②温水 出所：同上
ガス料金	23. 産業用ガス料金（1m³当たり）	①月基本料なし 0.31/m³ ②同0.78～4.07 0.22～0.14/m³	①月基本料なし 1.0/m³ ②同2.54～13.18 0.72～0.46/m³	事前登録済企業除き一般用と同料金 ①年消費量50m³未満 ②年消費量50m³～1,500万m³未満 出所Lietuvos dujos
	24. 一般用ガス料金（1m³当たり）	①月基本料なし 0.31/m³ ②同0.78～4.07 0.22～0.14/m³	①月基本料なし 1.0/m³ ②同2.54～13.18 0.72～0.46/m³	①年間消費量が50m³迄 ②年間消費量が50m³以上1500万m³迄 VAT含まず。天然ガス。出所：同上
輸送	25. コンテナ輸送（40ftコンテナ） ①対日輸出 工場（ヴィリニュス）→（クライペダ）港経由→横浜港	1,790	5,800	リトアニア内陸送費、クライペダ港でのTHC（コンテナ移動費）、海上輸送費、BAF（燃料費調整額）を含む。通関手数料、横浜でのTHC、保険は含まず。 ①提携運輸会社：日本郵船 ②同：APL ③同：日本郵船 ①～③出所：Arijus社
	②対米輸出 工場（ヴィリニュス）→（クライペダ）港経由→ニューヨーク港	2,450	7,938	
	③対日輸入 横浜港→（クライペダ）港経由→工場（ヴィリニュス）	3,890	12,604	
自動車	26. 乗用車購入価格（1500ccセダン）	14,053	45,531	三菱カリスマ（セダン、1600cc、マニュアル）VAT18%込み 出所：Vytaras社
	27. 大型乗用車購入価格（2500ccセダン）	47,160	152,800	Mercedes-Benz（E320、セダン、3200cc）奢侈税15%、VAT18%込み 出所：Kauno Autokompleksas社
	28. レギュラーガソリン価格（1リットル）	オクタン価92：0.74 同95：0.77	オクタン価92：2.40 同95：2.49	出所：Uno　X社
税制	29. 法人所得税（実行税率、%）	従業員数10人未満で年間総売上が50万リタス未満の企業：13% 従業員数10人以上：15% 内、国税　100%		出所：開発庁
	30. 個人所得税（最高税率、%）	一律33%　但し所得の内、文学・芸術的活動による収入、労働以外の年金・配当金への課税率は15%。また、外国企業のための就労で得た所得への課税率は、雇用契約のある場合は33%、雇用契約のない場合は15%。		出所：開発庁
	31. 付加価値税（VAT）（標準税率、%）	18		出所：開発庁
	32. 日本への利子送金課税（最高税率、%）	10		出所：開発庁
	33. 日本への配当送金課税（最高税率、%）	15		出所：開発庁
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税（最高税率、%）	10		出所：開発庁

ロシア（モスクワ）

		米ドル	ルーブル	備　　考
賃　金	1. ワーカー（一般工職）	460～770	—	税引き後(別途､個人所得税13%がかかる)。出所：Salary Survey Report No.1,2003
	2. エンジニア（中堅技術者）	750～1,300	—	同上
	3. 中間管理職（部課長クラス）	2,700～5,000	—	同上。　＊製造業に限らず。
	4. 法定最低賃金	14.22	450	2002年5月1日から。
	5. 賞与支給額（固定賞与＋変動賞与）	—	—	企業や職種により異なり、特定は出来ない。基本給の1～3カ月分。
	6. 社会保障負担率	雇用者負担率　35.6% 被雇用者負担率　0% 雇用者負担率の内訳 年金　28%　社会保険　4% 医療保険　3.6%（連邦基金　0.2%、地方基金　3.4%）		＊年収10万ルーブル以下の場合の基本税率。それ以上の場合、定額＋定率の逆累進税率が適用（全4分類）。
	7. 名目賃金上昇率	2000年：46.0% 2001年：45.7% 2002年：35.0%		出所：ロシア社会経済統計月報 2002年12月、2001年12月
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地）購入価格(1㎡当たり)	—	—	2001年10月発効の土地基本法により、外国人による土地（農地などを除く）の購入は可能となったが、実態上取引は未だ少ないと見られ、情報入手不可。
	9. 工業団地借料（月額）（1㎡当たり）	1.70	53.78	1ヘクタール以上の場合。出所：モスクワ州フリャジノ市土地委員会。
	10. 事務所賃料（月額）（1㎡当たり）	34～120	—	VAT20%込み。 出所：Panny Lane Realty
	11. 駐在員用住宅借上料（月額）	2,000～5,000	—	居住面積：90～130平方メートル。2部屋。VAT20%込み。出所：Intermark社
通信費	12. 電話架設料	600	—	VAT20%込み。出所：Comstar社
	13. 電話利用料	月額基本料 58.8 1分当たり市内通話料 0	—	このほかに、市内通話料有料の料金体系もある。同上
	14. 国際通話料金（日本向け３分間）	3.06	—	VAT20%込み。出所：Comstar社
	15. 携帯電話加入料	0	—	“Elite Tariff”の場合。別途、前払い金96ドル要（VAT20%込み）。 出所：MTS社
	16. 携帯電話基本通話料	月額基本料 10.8 1分当たり通話料 0.19	—	通話料は、モスクワ市内でMTS社の電話に8～21時にかける場合。VAT20%込み。出所：MTS社
	17. インターネット接続料金(電話回線)	0.24～0.9/時	—	利用時間帯による。56Kbit/sまで。VAT20%込み。出所：MTU-Intel社
	18. インターネット接続料金（ブロードバンド）	72/月＋0.19/Mb	—	“Plan- Indivisual 2003”の場合。ADSL。7.5Mbit/sまで。VAT20%込み。出所：MTU-Intel社
電　気料　金	19. 産業用電気料金（1kWh当たり）	0.04	1.224	VAT20%込み。
	20. 一般用電気料金（1kWh当たり）	0.02～0.03	0.63～0.9	VAT20%込み。

		米ドル	ルーブル	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金（1m³当たり）	0.42	13.44	VAT20%込み。
	22. 一般用水道料金（1m³当たり）	冷水　1.60/人 温水　1.93/人	冷水　50.7/人 温水　61.2/人	ガス湯沸し機のない家の場合。VAT20%込み。
ガス料金	23. 産業用ガス料金（1m³当たり）	0.03	0.98	VAT20%込み。
	24. 一般用ガス料金（1m³当たり）	0.26～0.64/人	8.2～20.2/人	VAT20%込み。
輸送	25. コンテナ輸送（40ftコンテナ） **＊各地域のニーズに応じて以下の輸送経路で** ①対日輸出 工場→最寄り港(サンクトペテルブルク)港経由→横浜港	2,400	―	出所：近鉄エクスプレス
	②対３国輸出 工場→最寄り港(サンクトペテルブルク)→第3国仕向け港(ブレーメルハーフェン)	1,250	―	同上
	③対日輸入 横浜港→ 最寄り港(サンクトペテルブルク)→工場	3,100	―	同上
自動車	26. 乗用車購入価格（セダン）	14,990	―	ルノー・メガーヌ（1,600cc）。輸入車。VAT20%込み。出所：正規ディーラー。
	27. 大型乗用車購入価格（セダン）	57,600ユーロ	―	メルセデスベンツE240（2,600cc）。輸入車。VAT20%込み。出所：正規ディーラー。
	28. レギュラーガソリン価格（１リットル）	0.40	12.5	オクタン価98。出所：ルクオイル
税制	29. 法人所得税（実行税率、%）	24		内訳：連邦税6%、地方税16%、市町村税2%。
	30. 個人所得税（最高税率、%）	13		
	31. 付加価値税（VAT）（標準税率、%）	20		基本食品、児童用品、新聞・雑誌、教育図書等に10%。
	32. 日本への利子送金課税（最高税率、%）	10		租税条約
	33. 日本への配当送金課税（最高税率、%）	15		租税条約
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税（最高税率、%）	10		租税条約

ウズベキスタン（タシケント）

		米ドル	スム	備　　考
賃　金	1. ワーカー（一般工職）	63.23	56,000	韓国合弁繊維工場労働者。ただし、日本企業を含む外国駐在員事務所現地スタッフの給与水準とは必ずしも連関していない。これらスタッフの給与水準は、ジェトロ・タシケントの推定では、下級事務員で300ドル前後、上級事務職で500～1,000ドル前後の水準にある。
	2. エンジニア（中堅技術者）	110.66	98,000	
	3. 中間管理職（部課長クラス）	123.08	109,000	
	4. 法定最低賃金	5.12	4,535	大統領令第UP-3101号「2002年8月1日以降の最低賃金、年金、奨学金および社会保障給付金の額の引き上げについて」（2002年7月1日付）
	5. 賞与支給額（固定賞与＋変動賞与）	n.a.		
	6. 社会保障負担率	雇用者負担率:名目月額賃金の37.2%（年金基金35.0%、雇用基金1.5%、労働組合基金0.7%） 被雇用者負担率:名目月額賃金の3.5%（年金基金2.5%、労働組合基金1.0%）		閣僚会議決定第455号「2003年のウズベキスタン共和国主要マクロ経済指標の予測および国家予算のパラメーターについて」（2002年12月30日付）
	7. 名目賃金上昇率	46%		2000年第3四半期→2001年第3四半期 マクロ経済統計省、欧州委員会
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地）購入価格（1㎡当たり）	現時点では工業団地は存在しない。土地は国有であり、売買は法令で定められる場合を除き認められない。外国企業等には、土地法によって規定される土地使用および契約による賃貸が認められる。土地使用の場合、登録料（最低賃金の50%）および土地税（タシケント市最高区画で9,441,300スム/ha）の支払いが必要。賃借の場合、農地以外の用途では当該区画の土地税相当額の1～3倍が賃料となる。		ウズベキスタン共和国土地法（98年4月30日付）
	9. 工業団地借料（月額）（1㎡当たり）			
	10. 事務所賃料（月額）（1㎡当たり）	26.66	—	共益費を含む。インターナショナル・ビジネス・センター。階、面積、場所によって変動、米ドル払い（共益費はスム払い）
	11. 駐在員用住宅借上料（月額）	1,500	—	一戸建て、6部屋、180㎡、家具、庭100㎡、ガレージ付。米ドル払い
通信費	12. 電話架設料	282	—	ブズトン社。中央銀行公定レート換算でスム払い
	13. 電話利用料	0.04	—	同上。月額基本料は架設料に込み。1分当たり通話料（市内）
	14. 国際通話料金（日本向け3分間）	4.86	—	同上
	15. 携帯電話加入料	168（加入料100＋SIMカード40＋付加価値税20%）	—	デウユニテル社。国際通話可能メニュー。中央銀行公定レート換算でスム払い。左記に加え300ドル分の通話料デポジット
	16. 携帯電話基本通話料	①14（無料通話時間150分） ②30（無料通話時間400分） ③60（無料通話時間800分）	—	デウユニテル社。他に140ドル相当（無料通話時間無制限）まであり。中央銀行公定レート換算でスム払い
	17. インターネット接続料金（電話回線）	1.44/時間	—	ブズトン社。中央銀行公定レート換算でスム払い
	18. インターネット接続料金（ブロードバンド）	加入料600＋1ギガバイトまで500＋1メガバイト毎0.45	—	ブズトン社。128ｋｂｐｓ。中央銀行公定レート換算でスム払い
電　気料　金	19. 産業用電気料金（1kWh当たり）	0.019	16.9	付加価値税20%を含む。ウズベクエネルゴ社。
	20. 一般用電気料金（1kWh当たり）	0.012	11.2	同上

		米ドル	スム	備　　考
水道料金	21. 産業用水道料金（1m³当たり）	0.045	39.66	付加価値税を含まない。スヴソズ社
	22. 一般用水道料金（1m³当たり）	0.018	16	付加価値税の課税対象外。スヴソズ社
ガス料金	23. 産業用ガス料金（1m³当たり）	0.016	13.8	付加価値税を含む。ウズトランスガス社
	24. 一般用ガス料金（1m³当たり）	0.004	3.92	付加価値税の課税対象外。ウズガスズブィト社
輸送	25. コンテナ輸送（40ftコンテナ） 対日輸出 工場→ 最寄り港（イラン・バンダルアバス） →横浜港	3,600	―	イブラコム社
自動車	26. 乗用車購入価格（1500ccセダン）	12,102～14,347	10,717,540～12,705,370	ウズデウオート「ネクシア」（1,600cc、本体価格、法人購入による銀行送金支払いの場合）
	27. 大型乗用車購入価格（2500ccセダン）	32,550ユーロ	―	メルセデスベンツE240（左記に加え本体価格の約80%が関税等で必要）
	28. レギュラーガソリン価格（1リットル）	0.23（オクタン価76） 0.28（オクタン価93）	210（オクタン価76） 250（オクタン価93）	閣僚会議決定第270号（02年7月30日）（左記に加え個人はガソリン税30スム/リットル）
税制	29. 法人所得税（実行税率、%）	基本税率20%（資本金が100万ドル以上、かつ外資出資比率50%以上の場合16%）		閣僚会議決定第455号「2003年のウズベキスタン共和国主要マクロ経済指標の予測および国家予算のパラメーターについて」（2002年12月30日付）
	30. 個人所得税（最高税率、%）	・法定最低賃金の5倍未満の場合：13% ・同5倍以上10倍未満の場合：13%（法定最低賃金の5倍の部分）+22%（同5倍を超える部分） ・同10倍以上の場合：22%（法定最低賃金の10倍の部分）+32%（同10倍を超える部分）		財務省書簡第TD/04-01-09/7号および国家税務委員会書簡第2003-1号「2003年1月1日以降の法人および個人の課税規定の変更について」（2003年1月3日付）
	31. 付加価値税（VAT）（標準税率、%）	20		閣僚会議決定第455号「2003年のウズベキスタン共和国主要マクロ経済指標の予測および国家予算のパラメーターについて」（2002年12月30日付）
	32. 日本への利子送金課税（最高税率、%）	0		税法、財務省・国税委員会通達第498号（98年10月8日付）。日本への利益送金課税率は10%）
	33. 日本への配当送金課税（最高税率、%）	0		
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税（最高税率、%）	0		
全体	35. 特筆すべき事項	ウズベキスタンでは、①中央銀行レート（外国人のホテル宿泊料金など外貨で支払われた料金のスム換算や統計における外貨換算、関税その他の義務的な支払いの算出に適用）、②窓口（銀行間取引）レート（輸出獲得外貨の強制売却、対外債務の返済に適用）、③外貨交換所レート（現金の両替に適用）、④市場（ヤミ）レートが併存する。		

トルコ（イスタンブール）

		米ドル	1,000トルコ・リラ	備　　考
賃　金	1. ワーカー（一般工職）	268～649	446,000～1,078,104	出所：TISK（Confederation of Employer Unions of Turkey）www.tisk.org.tr
	2. エンジニア（中堅技術者）	1,000～1,750	1,659,520～2,904,160	同上
	3. 中間管理職（部課長クラス）	1,750～4,000	2,904,160～6,638,080	同上
	4. 法定最低賃金	16歳未満：154 16歳以上：184	16歳未満：256,000 16歳以上：306,223	適用期間は2003年1月1日から12月31日まで。
	5. 賞与支給額（固定賞与＋変動賞与）	0～基本給の4カ月分		弁護士・会計事務所Selhep提供。ただし会社によって違う。
	6. 社会保障負担率	雇用者負担率　21.5% 被雇用者負担率　15.0% 雇用者負担率の内訳 雇用保険　19.5% 失業保険　1.0%		被雇用者負担にも1%の失業保険が含まれる。保険料は、月収327,583,297TL以下でも最低327,583,297TLをベースに計算され、それ以上は最高1,637,916,450TLをベースに計算される。ただし、被雇用者負担分も雇用者が負担する例が多く、日系企業の約8割が全額を会社負担している。社会保険料は年2回（1月と7月）に改定される。
	7. 名目賃金上昇率	2000年：38% 2001年：54.4% 2002年：45%		出所：国家統計局。賃金上昇率はインフレ率に応じて調整される。ただしドル建て給与に関してはその限りではない。
地価・事務所賃料等	8. 工業団地（土地）購入価格（1㎡当たり）	150～250	249,000～415,000	イスタンブール郊外（アジア側）カルタル市の工業団地でTuryap不動産が調査。所有者が個人の場合は源泉課税22%、会社所有の場合は18%のVATが課せられる。不動産業者へのコミッションは2%。
	9. 工業団地借料（月額）（1㎡当たり）	2～5（上屋つき）	3,319～8,297	同上。不動産業者へのコミッションは10%。
	10. 事務所賃料（月額）（1㎡当たり）	10～15（インテリジェント・オフィス・ビル）	17,000～25,000	同上。イスタンブール（欧州側）のオフィス街であるレベント、マスラック地区でTuryap不動産が調査。
	11. 駐在員用住宅借上料（月額）	2,500～4,000（コンパウンドタイプ） 1,000～1,750（非コンパウンドタイプ）	4,148,800～6,638,080（コンパウンドタイプ） 1,659,520～2,904,160（非コンパウンドタイプ）	同上。イスタンブール（欧州側）で外国人の居住が多いエティレル、レベント地区でTuryap不動産が調査。ただし治安環境などの理由により非コンパウンドタイプに居住する駐在員は少ない。
通信費	12. 電話架設料	12.65	21,000	設置業者は現在国営のトルコ・テレコムのみ。
	13. 電話利用料	月額基本料 3.8 1分当たり通話料 0.038	月額基本料 6,300 1分当たり通話料 63	出所：トルコ・テレコム
	14. 国際通話料金（日本向け3分間）	2.85	TL4,725	同上
	15. 携帯電話加入料	約18	約TL30,000	出所：移動体通信最大手トゥルクセル
	16. 携帯電話基本通話料	1.5基本料+0.31／1分使用料+VAT:18%+通信税:25%	2,565基本料+518／1分使用料+VAT:18%+通信税:25%	同上
	17. インターネット接続料金（電話回線）	1カ月間：11.5 3カ月間：30 1年間：60	1カ月間：19,000 3カ月間：50,000 1年間：99,000	出所：インターネット・プロバイダー・スーパーオンライン（この料金に対し、18%VATが課税される。）
	18. インターネット接続料金（ブロードバンド）	64Kbit：190 128Kbit：340	64Kbit：315,000 128Kbit：564,000	出所：インターネット・プロバイダー・Turk.Net

		米ドル	1,000トルコ・リラ	備　　考
電気料金	19. 産業用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料 2.41 1KWh当たり料金 0.09	月額基本料 4,000 1KWh当たり料金 154.25	出所：TEDAS（この料金に対し、VAT18%とCity Hall Tax 5% が課税される）
	20. 一般用電気料金（1kWh当たり）	月額基本料　0.6 1KWh当たり料金 0.08	月額基本料 1,000 1KWh当たり料金 129.75	同上。使用量が150KWhを超える場合は、1KWh当たり料金が$0.117となる。
水道料金	21. 産業用水道料金（1m³当たり）	1m³当たり料金 2.4	1m³当たり料金 4,000	計算方法：使用量×価格×2×VAT18% 出所：イスタンブール水道局（ISKI）
	22. 一般用水道料金（1m³当たり）	1m³当たり料金 0.68	1m³当たり料金 1,140	同上。ただし、使用量に応じて1m³当たりの料金は以下のように変わる。 0-16m³:TL1,140,000 16-100m³: TL1,915,000 100m³以上：TL4,000,000
ガス料金	23. 産業用ガス料金（1m³当たり）	1KWh当たり料金 0.19	1KWh当たり料金 311.196	+VAT18%　月額基本料なし。　出所:イスタンブール天然ガス供給公社（IGDAS）
	24. 一般用ガス料金（1m³当たり）	1KWh当たり料金 0.2	1KWh当たり料金 327.891	同上
輸送	25. コンテナ輸送（40ftコンテナ） **＊各地域のニーズに応じて以下の輸送経路で質問。**			船積料145$、港湾費（80$+VAT）、貨物引換書（70$+VAT）、仮引受費用（40$+VAT）を含む 出所：Ruya Transportation and Trade Company
	①対日輸出 工場→最寄り港（イスタンブール）→横浜港	1,090	—	
	②対米輸出 工場→最寄り港（イスタンブール）→第3国仕向け港（ニューヨーク）	2,306	—	
	③対日輸入 横浜港→最寄り港（イスタンブール）→工場	3,338	—	
自動車	26. 乗用車購入価格（1500ccセダン）	車種名：トヨタ・カローラ（1600cc）：17,761	29,475,000	諸税込み。　イスタンブールのトヨタサ・ディーラー提供
	27. 大型乗用車購入価格（2500ccセダン）	車種名：メルセデスE320（3200cc）：95,000	157,654,440	諸税込み。　イスタンブールのメルセデス・ディーラー提供
	28. レギュラーガソリン価格（1リットル）	1.78	1,789	イスタンブール市内のガソリン・スタンドBP提供
税制	29. 法人所得税（実行税率、%）	国　税　30 ＋ 公租公課（政府基金の課徴金）3		出所：弁護士・会計事務所 Selhep 特記事項参照
	30. 個人所得税（最高税率、%）	40		同上
	31. 付加価値税（VAT）（標準税率、%）	18		自動車1600cc未満：26% 自動車1600cc以上：40%
	32. 日本への利子送金課税（最高税率、%）	12		出所：税関庁
	33. 日本への配当送金課税（最高税率、%）	10		同上
	34. 日本へのロイヤルティー送金課税（最高税率、%）	10		同上
全体	35. 特筆すべき事項	個人所得税（最高税率、%） 0～$2,289：15%　　$11,450～$28,622：30% $2,289～$5,724：20%　　$28,622～$57,245：35% $5,724～$11,450：25%　　over $57,245：40%		

Report 5

「電気・電子機器廃棄物」（WEEE）指令及び「電気・電子機器における特定有害物質の使用制限」（RoHS）指令（EU）

ブリュッセル・センター

電気・電子機器製造業者の廃棄物処理責任を定めた標記の２つの指令は、2003年２月13日にEU官報に掲載され発効した。電気製品のみならず、玩具や医療器具等を扱う広範な範囲の事業者に影響を及ぼすため、上記指令を全訳して掲載する。なお加盟各国は、発効から18ヵ月後の2004年８月13日までに国内法への導入を義務付けられている。また、本翻訳は参考資料であり、法的有効性を持たない点、留意願いたい。

WEEE（Waste Electrical and Electronic Equipment）指令は、1）大型家庭用電気製品（冷蔵庫、洗濯機など）、２）小型家庭用電気製品（掃除機、アイロンなど）、3）情報技術・電気通信機器（パソコン、電話など）、4）消費者用機器（ラジオカセット、ビデオカメラなど）、5）照明機器、6）電気・電子工具、7）玩具など、8）医療関連機器、9）監視・制御機器、10）自動販売機など幅広い品目を対象に、各メーカーに自社製品の回収・リサイクル費用を負担させるものである。同指令発効後30ヵ月後に当たる2005年８月13日以前に販売される製品に関しては、市場シェアに応じて各メーカーが回収・リサイクル費用を負担する。

そのほか、指令で採択された主なポイントは以下のとおり。

（1）加盟各国が履行を求められるWEEE回収目標は、2006年12月31日までに国民１人当たり年間４キロとする。

（2）処理運営方法については、各メーカーが個別に行うか、共同スキームに参加するかあるいは併用するかを選択できる。

（3）廃棄後の処理を考慮し、電気・電子機器のマーキングを行い、販売日を明確にする。

（4）リサイクルを前提とした製品デザインを心掛ける（特に欧州議会が主張）。

RoHS（Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment）指令では、電気・電子機器における鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール（PBB）、ポリ臭化ジフェニールエーテル（PBDE）の使用を2006年７月１日から禁止する。これら有害物質に対する既存の加盟各国法制は、この日まで継続される。

１．電気・電子機器廃棄物（WEEE）に関する2003年1月27日付欧州議会・理事会指令2002／96／EC

欧州議会並びに理事会は、欧州共同体設立条約、とりわけその第175条１項に鑑み、欧州委員会の提案に鑑み、経済社会委員会の見解に鑑み、地域委員会の見解に鑑み、EC条約第251条に規定された手続きに基づき、また2002年11月8日の調停委員会により承認された共同文書に照らして、以下に述べる通り、本指令を採択した。

前文：

(1) 欧州共同体の環境政策は、主として環境の質の維持、保護並びにその改善、加えて人の健康保護並びに天然資源の慎重かつ合理的な活用を目指すものである。また、環境政策は、予防の原則、すなわち破壊を事前に防ぐような措置がとられるべきであり、環境破壊に対してはその汚染源を優先的に修復しなければならず、そのコストは汚染者が負担しなければならない、との原則に基づく。

(2) 欧州共同体の環境並びに持続的発展に関する政策と行動計画（「第５次環境行動計画」）は、持続的発展を達成するには、現在の開発、生産並びに消費の行動パターンを大幅に変える必要があるとし、特に資源の節減と汚染の予防を呼びかけている。行動計画はまた、廃棄物の予防、再利用、安全廃棄の原則適用の観点から、規制対象の１つとして、電気・電子機器廃棄物（WEEE）に言及している。

(3) 欧州共同体廃棄物管理戦略の見直しに関する1996年７月30日付の欧州委員会のコミュニケーションは、廃棄物の発生が避けられない以上、その材料またはエネルギーを再使用、或いは再利用すべきであると指摘している。

(4) 理事会は、欧州共同体廃棄物管理戦略に関する1997年２月24日付の決定で、廃棄物の量的削減と天然資源節約の観点から、廃棄物活用、とりわけ再使用、リサイクル、並びに廃棄物のコンポスト化や廃棄物からのエネルギー回収を促進する必要性を主張。また、個々のケースでのオプションの選択は、環境面、経済面での配慮を伴ったものでなければならないが、科学技術の進歩やライフサイクル分析の開発がより高いレベルに達するまでは、製品の再使用と材料の再利用が、環境にとって最善のオプションである限り、最も望ましいものであると確認した。理事会はまた、WEEEを含む優先的廃棄物ストリーム計画のプロジェクトの適切なフォローアップを欧州委員会に要請する。

(5) 欧州議会は、1996年11月14日の決定で、電気・電子機器廃棄物を含む、いくつかの優先的廃棄物ストリームに関する指令案を、製造者責任の原則に基づいて策定して提出するよう欧州委員会に要請した。欧州議会は同決定で、廃棄物量削減のための提案を前面に押し出すことを、理事会並びに欧州委員会に求めた。

(6) 廃棄物に関する1975年７月15日付の理事会指令75／442／EECは、特定のケースへの対応として、或いは特定のカテゴリーの廃棄物管理に関する指令75/442/EECを補足するものとして、個別の指令を作成して特別のルールを定めることが出来ると規定している。

(7) EU域内で発生するWEEEの量は急速に増加しつつある。電気・電子機器（EEE）中の有害な構成部品は、廃棄物の管理面における最大の懸念の１つであり、WEEEのリサイクルは、十分な規模で実施されるに至っていない。

(8) 加盟国が個別に行動していたのでは、WEEE管理の改善という目標の効果的な達

成を望むことはできない。とりわけ、製造者責任原則の適用が国ごとに異なっていることは、経済主体にとって財政負担の相違をもたらす結果となり得る。WEEE管理に関する国策の相違が、効果的なリサイクル政策の実施を妨げている。このため欧州共同体レベルでの基本的な基準の設定が必要となる。

(9) 本指令の規定は、遠距離販売や電子販売等を含め、いかなる販売方法をとっていようとも、製造業者並びに製品に対し適用されなければならない。この意味で、遠距離販売や電子販売といった流通チャンネルを用いている製造業者や販売業者には、実施可能な限り、それ以外の流通チャネルを用いている者と同じ形で義務が課され、同じ方法で義務遂行が求められなければならない。これは、WEEEに関する本指令の規定により生じるコストのうち、遠距離販売や電子販売といった流通チャンネルを通じて販売された製品に関するコストを、その他の流通チャンネルを使用している業者が負担することのないようにするためである。

(10) 本指令は、一般の消費者が使用するすべての電気・電子機器、並びに職業上の目的で使用されるよう製造された電気・電子機器のすべてをその対象とすべきである。本指令は、WEEEと関連のある者すべてを守る、安全並びに健康上の必須事項に関する欧州共同体法規、特定の欧州共同体廃棄物管理法規、特に一部の有害物質を含む電池並びに蓄電池に関する1991年３月18日付の理事会指令91／157／EECに反することなく、適用されなければならない。

(11) 指令91／157／EECは、とりわけ本指令の観点から、可及的速やかに改定されなければならない。

(12) 本指令は、電子・電気機器の修理、改良の可能性、再使用、解体、リサイクルを考慮するとともに、容易にするような製品の設計や製造を奨励するための手段の一つとして、製造者責任のあり方を確立するものである。

(13) WEEEの回収や処理に携わる販売業者の従業員の安全と健康を保証するために、加盟国は、安全と健康のための必須事項に関する自国並びに欧州共同体の法規に従って、販売業者が回収を拒否出来る条件を決定しなければならない。

(14) 加盟国は、製品の解体や再利用、とりわけWEEE並びにその構成部品や材料の再使用とリサイクルを考慮し、かつこれを容易にするような設計や製造を奨励しなければならない。製造業者は、環境保護や安全上の必要性といった面で再使用を上回る便益をもたらすものでない限り、WEEEの再使用を阻むような特定のデザイン形態や製造過程を採用してはならない。

(15) 分別回収は、WEEE専用の処理並びにリサイクルを保証するための前提条件であり、欧州共同体における環境や健康保護上の目標レベル到達のためにも必要となる。分別回収を成功させるためには、消費者の積極的な貢献がなければならず、消費者に対してはWEEEの返還が奨励されなければならない。このためには、一般家庭の消費者が少なくとも無料でWEEEを返還できるような公共の回収場所の設置を含めた、WEEE返還のための利用しやすい施設が確立されなければならない。

(16) 欧州共同体において、人の健康保護を目標レベルに到達させ、かつハーモナイズされた環境目標を達成するためには、加盟国は、WEEEが分別されない市町村ごみとして廃棄されるケースを最低限に抑え、WEEEの分別回収が高いレベルに達するよう適切な方策を採択しなければならない。加盟国が効果的な回収スキーム設置に向けて努力するためには、加盟国に対し、一般家庭からのWEEE回収率を高いレベルに引

き上げるよう要請する必要がある。

（17）リサイクルされた物質、或いは廃棄物の流れの中での汚染物質の拡散を防ぐためには、WEEEに特定の処理を施すことが不可欠である。こうした処理は、欧州共同体における環境保護を目標レベルに合致させるための最も効果的な手段である。リサイクルや処理作業に携わる組織や業者はすべて、WEEEの処理に関連した環境への否定的な影響防止のための最低基準を遵守しなければならない。現在実施可能な限り最良の処理方法や再利用、リサイクルの技術が、人の健康や高レベルの環境保護を確保しているのであれば、それが用いられなければならない。現在実施可能な限り最良の処理方法や再利用、リサイクルの技術に関しては、指令96／61／ECに規定される手続に従って、より詳細な定義を設定することが出来る。

（18）それが適切であると判断される場合には、WEEE並びにその構成部品、組立部品、並びに消耗品の再使用が優先されなければならない。再使用が望ましくない場合には、分別して回収されたWEEEはすべて再利用を目的とした処理にまわし、処理過程の中で高いレベルのリサイクル率、再利用率を達成しなければならない。さらに、製造業者に対しては、新製品にリサイクルされた材料を取り入れるよう奨励しなければならない。

（19）WEEE管理の資金に関する基本原則は、欧州共同体レベルで確立されなければならず、またその資金スキームは、高回収率達成並びに製造者責任原則の実践に貢献するものでなければならない。

（20）一般家庭の電気・電子機器利用者は、WEEEを少なくとも無料で返還する可能性を与えられなければならない。従って、回収施設からの回収、WEEEの処理、再利用、廃棄のための資金は、製造業者が負担しなければならない。製造者責任の概念を最大限効果的なものとするため、各製造業者は、自己の生産品から派生する廃棄物管理の資金を負担すべきである。製造業者は、この義務を遵守するにあたって、個別でこれを行うか、或いは合同回収スキームに加わるか、どちらかを選択出来るものとする。個々の製造業者は、製品を上市する際に、製造責任者が明らかでない製品にかかるWEEE管理コストが、市町村や他の製造業者の負担となるようなことがないよう、資金面での保証をしなければならない。過去に発生した廃棄物の管理のための資金負担は、そのコストの発生時点で製造業者として市場にシェアを占めている業者が、そのシェアの割合に従って資金拠出するような資金徴収スキームを通じて、現存の製造業者全員が共同で担わなければならない。この資金徴収スキームは、ニッチ・マーケットの製造業者や生産量の少ない製造業者、輸入業者並びに新参の業者を排除する結果を生むようなものであってはならない。製造業者は、暫定期間中は、新製品販売の際に自主ベースで、過去に発生した廃棄物の回収、処理、並びに環境に害を与えない方法での廃棄のためのコストを、価格に上乗せして消費者に示すことが許されるべきである。本規定を実施する製造業者は、消費者に示すコストが、実際に発生したコストを越えないものであることを保証しなければならない。

（21）電気・電子機器の使用者に対しては、WEEEを分別しない市町村ごみとして廃棄せず、別途分別回収する必要があること、またその回収システムやWEEE管理における一般使用者の役割などについての情報を提供することが、WEEE回収の成功には不可欠である。こうした情報の提供には、ごみ箱や市町村の廃棄物回収に直行する可能性のある電気・電子機器に適切なマーキン

グを行うことも含まれる。

(22) WEEEの管理、とりわけ処理や再利用/リサイクルを容易にするためには、製造業者から、製品の構成部品や材料を特定するための情報が提供されることが重要である。

(23) 加盟国は、特に加盟国における環境監査のための最低限の基準を規定する2001年4月4日付の欧州議会・理事会勧告2001／331／ECに従い、本指令が正しく施行されていることがチェックできるような検査やモニタリングのためのインフラを確保しなければならない。

(24) 本指令の目標達成をモニターするためには、欧州共同体で上市された電気・電子機器の重量、或いはそれが不可能であれば製品の数量、並びに回収率、再使用率（可能な限り製品をそのまま再使用するケースを含め)、再利用/リサイクル率、及び本指令に従って回収されたWEEEの輸出率に関する情報が必要とされる。

(25) 加盟国は、本指令の特定の条項については、その各々の必須事項が満たされることを条件に、所轄当局と関連の経済部門とが合意を結ぶことでこれを施行するという方法を選択できる。

(26) 欧州委員会は、専門委員会手続に従って、本指令の特定の条項や、付属書IAに挙げたカテゴリーに属する製品のリスト、ＷＥＥＥの材料や構成部品の選別処理、WEEE貯蔵及び処理に必要な技術要項、並びに電気・電子機器のマーキングのためのシンボルを、科学・技術上の進歩に適応させなければならない。

(27) 欧州委員会に与えられた実施権限行使のための手続を定める1999年6月28日付の理事会決定1999／468／ECに従って、本指令実施に必要な方策が採択されなければならない。

第１条

目的

本指令は、電気・電子機器廃棄物（WEEE）の発生予防を最優先目標とし、これに加え、廃棄物処理削減のために、この種の廃棄物を再使用、リサイクル、或いはその他の形で再利用することを目指すものである。本指令はまた、電子・電気製品のライフサイクルに関係する全ての事業者、例えば電子・電気製品の製造業者、販売業者、消費者、そしてとりわけ電気・電子機器の廃棄物処理に直接関係する事業者の環境保護水準の改善をも目指す。

第２条

適用範囲

１．本指令は、付属書IAに規定されるカテゴリーに属する電気・電子機器に適用される。その製品が、本指令の適用範囲外の別の製品の一部をなすものである場合には、これを除く。付属書IAに規定されるカテゴリーに属する製品のリストを、付属書IBに掲げる。

２．本指令は、安全と健康のための必須事項に関する欧州共同体法規、並びに特定の欧州共同体廃棄物管理法規に反することなく適用される。

３．加盟国の安全に関する基本的利益の保護に関連した製品、武器、弾薬、軍需品は本指令の適用範囲から除外される。しかし、特に軍事目的のために製造されたものではない製品は、この除外対象とはならない。

第３条

定義

本指令では以下の定義が用いられる。

(a)「電気・電子機器」又は「EEE」とは、それが正常に機能するために電流または電磁波を必要とする機器、及びこのような電流または電磁波を再生、伝達あるいは測定

するための機器で、付属書IAに規定される範疇に含まれ、かつ交流1000ボルト以下、直流1500ボルト以下での電圧で使用されるよう設計されたものを指す。

(b)「電気・電子機器廃棄物」又は「WEEE」とは、指令75／442／EECの第１条（a）項に規定される範囲内で廃棄物とみなされる電気・電子機器を指す。電子・電気機器の廃棄物には、廃棄された時点で製品の一部となっている全ての構成部品、半組立部品、並びに消耗品が含まれる。

(c)「予防」とは、WEEE及びそれに含まれる材料や物質の量、並びにWEEEがもたらす環境への悪影響の削減を目的とした方策を指す。

(d)「再使用」とは、WEEEまたはその構成部品が、製品が製造された本来の目的と同じ目的で使用されることを指す。「再使用」は、回収場所、販売業者、リサイクル業者、或いは製造元へ返還された製品またはその構成部品が、本来の目的で継続的に使用されることをも含む。

(e)「リサイクル」は、廃棄物をその本来の目的であれ、それ以外の目的であれ、エネルギー回収以外の目的で利用するために、製造過程で再加工することを指す。エネルギー回収とは、廃棄された可燃物を、単一で或いは他の廃物とともに、エネルギー再生を目的としてそのまま燃焼させ、その熱を回収することを指す。

(f)「再利用」とは、指令75／442／EEC の付属書II.B.に規定されている操作の適用を指す。

(g)「廃棄」とは、指令75／442／EEC の付属書II.A.に規定されている操作の適用を指す。

(h)「処理」とは、WEEEが環境汚染を避けるため、或いは分解、寸断、再利用、廃棄等の目的で、そのための設備に引き渡された後で、それに加えられる行為を指す。また、WEEEの活用あるいは廃棄のために加えられる行為で、上記以外のものすべてを指す。

(i)「製造業者」とは、その販売方法の如何に関わらず、以下のことを行う者を指す。この販売方法の中には、遠隔地契約の消費者保護に関する1997年5月20日付の欧州議会・理事会指令97／7／ECに規定される遠距離通信による販売を含む。

［i］ 自社ブランドで電気・電子機器を製造、販売する者。

［ii］ 他の者が製造した製品を自社ブランドで再販売する者。上記［i］に規定する製造業者のブランドが製品に記されているのであれば、再販売者は製造業者とは見做されない。

［iii］ 電気・電子機器を専門的な形態で加盟国に輸入或いは輸出する者。

何らかの資金契約のもとで、或いはその契約にそって、資金を全面的に提供する者は、その者が上記［i］～［iii］にあてはまる製造業者としての活動も併せて行っていない限りは、「製造業者」とは見做されない。

(j)「販売業者」とは、電気・電子機器を、それを使用するものに対して商業ベースで提供する者を指す。

(k)「一般家庭から生じるWEEE」とは、一般家庭から出るWEEEや、商店、工場、公共組織、或いはその他から生じるWEEEで、その性格と量とが一般家庭から生じるWEEEに類似しているものを指す。

(l)「有害な物質或いは調剤」とは、理事会指令67／548／EECあるいは欧州議会・理事会指令199／45／ECで有害とみなされている全ての物質や調剤を指す。

(m)「資金面での合意」とは、何らかの製品に関して結ばれるローン、リース、賃貸借、セールス協定の委譲などの合意やアレンジメントを指す。合意やアレンジメントの条件、或いは見返り合意や見返り

アレンジメントが、その製品の所有権の移譲或いはその可能性を規定しているか否かには左右されない。

第４条
製品の設計

加盟国は、WEEE並びにその構成部品や材料の解体や再利用、とりわけ再使用とリサイクルとを考慮し、かつこれを容易にするような設計や製造を奨励するものとする。この意味で加盟国は、製造業者が特定のデザイン形態や製造過程を導入して、WEEEの再使用を阻むことがないよう、適切な措置をとるものとする。特定のデザイン形態や製造過程が、例えば環境保護や安全上の必要性のいずれか、或いは双方に、再使用を上回る便益をもたらす場合は、この限りではない。

第５条
分別回収

１．加盟国は、分別されない市町村ごみとして廃棄されるWEEEを最小限にとどめ、高いレベルの分別回収率を達成するために適切な方策を採択する。

２.一般家庭から出るWEEEへの対応として、加盟国は2005年８月13日までに、以下のことを保証するものとする。

(a) 製品の最終所有者並びに販売業者が、廃棄物を少なくとも無料で返還できるようなシステムを設置すること。加盟国は、特に人口密度を考慮して、必要な回収施設の提供と施設へのアクセスを保証する。

(b) 新製品を販売する際、販売業者は、新製品と同等かつ同じ機能を果たしたものである限り、少なくとも一対一のベースでは無料で、販売業者に廃棄物を返還する可能性を保証する責任を負う。加盟国は上記規定とは別のシステムを採用することができるが、そのシステムが最終所有者に対し、WEEEの返還をより困難にするものではないことが保証されていなければならず、またそのシステムは最終所有者にとって上記規定同様に無料でなければならない。本規定を適用する加盟国は、そのことを欧州委員会に通知する。

(c) 上記規定（a）及び（b）に反することなく、加盟国は製造業者が各々、或いは合同で、或いはこの双方を併用して、一般家庭から出るWEEE回収のシステムを設置することを、それが本指令の目的にそったものである限り、許可するものとする。

(d) 自国並びに欧州共同体の健康と安全の基準に従い、汚染が原因で人の健康や安全を危険にさらすWEEEは、上記（a）及び（b）に規定される返還ポイントで拒否されることもあり得る。加盟国は、こうしたWEEEに関しては、特別な取り決めを設けるものとする。

加盟国は、基本的な構成部品を欠いているような製品、或いはWEEE以外の廃棄物を含んでいる製品については、上記（a）及び（ｂ）の規定同様、WEEE返還のための特別な取り決めを行うことが出来る。

３．一般家庭から出るWEEE以外のWEEEについては、加盟国は、第９条の規定に反することなく、製造業者或いはそれに代わる第三者が、こうしたWEEEの回収システムを提供することを保証する。

４．加盟国は、上記の１、２及び３の規定の下で回収されたWEEEがすべて、製品がそのまま再使用されるのでない限り、第６条の規定で認可されている処理施設に運ばれることを保証する。加盟国は、製品の再使用が、本指令のとりわけ第６条及び第７条に照らし、規定を迂回するような形で計画されていないことを保証する。分別して回収されたWEEEの回収と輸送とは、そのまま再使用可能な製品やリサイクル可能な製品・構成部品が、最も適切な形で再使用やリサイクルされるような方法で行う。

５．加盟国は、上記の１に反することなく、遅くとも2006年12月31日までに、一般家庭から出るWEEEの分別回収率が、少なくとも住民一人当たりにつき年4kgに達することを保証する。

欧州議会並びに理事会は、欧州委員会からの提案に基き、また加盟国の技術的経済的経験を考慮して、2008年12月31日までに新規の達成義務目標を設定するものとする。この目標は、この日付に先立つ数年間に一般家庭が購入した電気・電子機器の量の一定の割合という形をとることもあり得る。

第６条
処理

１．加盟国は、製造業者或いはこれに代わる第三者が、欧州共同体法規に従い、WEEE処理のために現存する最良の処理、再利用、リサイクルの技術を用いたシステムを設置することを保証する。このシステムは、製造業者が個別に設置しても、合同で設置しても、或いはこれを併用しても差し支えない。指令75／442／EECの第４条の遵守を保証するため、この処理は最低限、全ての液状物質の除去、並びに本指令付属書Ⅱに従った選別処理を含むものとする。

上記以外の処理技術で、人の健康と環境の保護に関して少なくとも同等のレベルを保証するものを、第14条２項の手続に従って、付属書Ⅱに導入することもあり得る。

環境保護の観点から、加盟国は回収されたWEEEの処理に関して最低限の質的基準を設けることが出来る。こうした質的基準の設置を選択する加盟国は、これを欧州委員会に通知するものとし、欧州委員会はその基準を公表する。

２．加盟国は、処理業務を実施する全ての事業体或いはその下請け企業が、指令75／442／EECの第９条並びに第10条に従い、関係当局の認可を得ることを保証する。

指令75/422/EECの第11条１（b）項に規定される認可取得免除は、指令75／442／EEC第４条の遵守を保証するために、関係当局が登録以前に検査を実施している場合に限り、WEEEの再利用の作業に適用され得る。

この検査では、以下のことを確認するものとする。

（a）処理すべき廃棄物のタイプ並びに量
（b）一般的な技術上の必須事項の遵守
（c）必要な安全予防措置

この検査は少なくとも年１回行われ、加盟国はその結果を欧州委員会に通知するものとする。

３．加盟国は、処理業務を実施する事業体或いはその下請け企業が、WEEEの貯蔵や処理において、付属書Ⅲに規定される技術上の必須事項を遵守していることを保証する。

４．加盟国は、上記の２で言及されている認可或いは登録が、同１及び３の必須事項を満たし、かつ第７条に規定される再利用の目標を達成するために必要なすべての条件を含んでいることを保証する。

５．WEEEの船積み輸送が、欧州共同体域内での、域内への、或いは域内からの廃棄物船積みの輸送の監督・検査に関する1993年２月１日付け理事会規則（EEC）no.259／93に従って行われる限り、処理作業は各加盟国の国外、或いはEU域外で行われてもさしつかえない。

「理事会規則（EEC）no.259／93」、「一部のタイプの廃棄物の一部の非OECD加盟国への輸送に適用される共通規則並びに手続を定める1999年4月29日付理事会規則（EC）no.1420／1999」、「理事会規則（EEC）no.259／93に従い、OECD決定C（92）39finalが適用されない一部のタイプの廃棄物の一部の国への輸送に適用されるコントロール手続きを定める1999年７月12日付欧州委員会規則（EC）no.1547／

1999」に従い欧州共同体から輸出されるWEEEは、その再利用、再使用、リサイクル、或いはそのいずれかの処理業務が、本指令の必須事項に匹敵する条件のもとで行われたことを輸出業者が証明できる場合に限り、本指令の第7条１項並びに２項の義務、並びに目標達成の数値として数えられるものとする。

６．加盟国は、処理作業に携わっている組織や下請け企業が、欧州共同体環境管理監査スキーム（EMAS）への組織の自主参加を認める2001年３月19日付の欧州議会・理事会規則（EC）no.761/2001に従い、公認環境管理システムを導入することを奨励する。

第７条
再利用

１．加盟国は、製造業者或いはその代理である第三者が、欧州共同体法規に従い、個別に、あるいは合同で、第５条に従って分別回収されたWEEEの再利用のためのシステムを設置することを保証する。加盟国は、機器のそのままの再使用を優先するものとする。下記の４項に規定される期日までは、こうした機器は、下記２項に規定される目標の勘定には加えないものとする。

２.第６条に従って処理されるWEEEに関し、加盟国は、遅くとも2006年12月31日までに製造業者が以下の目標を達成することを保証する。

付属書IAのカテゴリー１並びにカテゴリー10に属するWEEEに関しては、

－再利用率が、機器１台につき平均重量比で最低80%に達する。

－構成部品、材料並びに物資の再使用及びリサイクル率が、機器１台につき平均重量比で最低75%に達する。

付属書IAのカテゴリー3及びカテゴリー4に属するWEEEに関しては、

－再利用率が、機器１台につき平均重量比で最低75%に達する、

－構成部品、材料並びに物資の再使用並びにリサイクル率が、機器１台につき平均重量比で最低65%に達する。

付属書IAのカテゴリー2、5、6、7及び９に属するWEEEに関しては、

－再利用率が、機器1台につき平均重量比で最低70%に達する、

－構成部品、材料並びに物資の再使用並びにリサイクル率が、機器１台につき平均重量比で最低50%に達する。

(d) ガス放出ランプに関しては、その構成部品、材料並びに物資の再使用並びにリサイクル率が、ランプの重量比で最低80%に達する。

３．加盟国は、上記目標値算出のために、製造業者あるいはその代理である第三者が、処理場に運び込まれた時（インプット）、並びに処理場を出る時（アウトプット）、或いは再利用またはリサイクルのための施設に運び込まれた時（インプット）、或いはその双方の時点でのWEEEの総量、その構成部品、材料或いは物質の量を記録にとどめることを保証する。

欧州委員会は、第14条２項に規定する手続に従って、材料のスペックをも含めて上記２項で設定した目標の、各加盟国の遵守状況をモニターするための細則を定める。欧州委員会は、この細則を2004年８月13日までに提出するものとする。

４．欧州議会並びに理事会は、それが適切である場合には機器そのものの再使用をも含めた、再利用並びに再使用／リサイクルのための新目標、並びに付属書IAのカテゴリー８に属する製品の新目標を、欧州委員会の提案に基づき、2008年12月31日までに設定する。この目標設定は、材料やテクノロジー分野での開発の結果として生じた資源有効利用率の改善といった、現在使用中の電気・電子機器の環境面での便益を考慮に入れて行われるものとする。再使用、再

利用並びにリサイクル、製品や材料に関する技術的進歩、並びに加盟国やその産業界の経験の蓄積も考慮の対象とされる。

5．加盟国は、再利用、リサイクル並びに処理のための新テクノロジーの開発を奨励する。

第８条
一般家庭から出るWEEE関連資金調達

1．加盟国は、各製造業者が、少なくとも、第５条２項に従い設置される回収施設に集まった一般家庭からのWEEEの回収､処理、再利用、並びにそれを環境に否定的な影響を与えない方法で廃棄するための資金を、2005年８月13日までに、提供することを保証する。

2．2005年８月13日以降に上市される製品に関しては、それぞれの製造業者が、各自の製品から発生する廃棄物ついて、上記１項に規定される処理業務の資金を負担する責任を負う。製造業者は、個別にこの資金を負担するか、或いは合同の回収スキームを設置することによってこの義務を果たすか、どちらかを選ぶことができる。

加盟国は､各製造業者が製品を上市する際に、あらゆるWEEE管理の資金が担保されていること、またその製品の表示が第11条２項の規定に従って行われていることを示す保証が提示されることを確保する。この保証は、その製品に関して上記１項に規定される処理費用が担保されることを保証するものとする。この保証は、適切なWEEE管理のための資金スキームへの参加、リサイクル保険加入、銀行口座の封鎖などの形をとることができる。

回収、処理、並びに環境に無害な方法での廃棄のためのコストは、新製品販売の際に、価格に上乗せして購入者に示されることはないものとする。

3．上記１項に規定される日付以前に上市されたWEEE（「過去の廃棄物」）の管理コストを負担する責任は、それぞれのコストが発生した時点で市場にシェアを占めているすべての製造業者が拠出する単数或いは複数の資金システムによって負担されるものとする。製造業者の資金拠出は、一定の比率、例えば製品のタイプ別に各々の製造業者が市場で占めているシェアの割合に従うものとする。

加盟国は、本指令発効から８年間（付属書IAのカテゴリー１に属するものに関しては10年）の暫定期間においては、製造業者は新製品を販売する際に、回収、処理、並びに環境に否定的な影響を与えない方法で廃棄するためのコストを、購入者に対し別途価格に上乗せして明示することができることを保証する。ここで上乗せされるコストは、実際に発生するコストを越えないものとする。

4．加盟国は、遠距離通信により電気・電子機器を供給している製造業者も、製品の購入者が居住している加盟国において販売される製品に関し、本条項に規定される必須事項を遵守することを保証する。

第９条
一般家庭以外のユーザーから出るWEEE関連の資金調達

加盟国は、2005年８月13日以降に上市された製品で、家庭以外のユーザーが出す電気・電子機器廃棄物の、回収、処理、再利用、並びに環境に否定的な影響を与えない方法で廃棄するためのコストをカバーする資金が、2005年８月13日までに、製造業者から提供されることを保証する。

2005年８月13日以前に上市された製品から派生するWEEE（「過去の廃棄物」）に関しては、その管理コストは製造業者によってカバーされるものとする。加盟国は、代替手段として、一般家庭以外のユーザーに対してもまた、こ

のコストの一部或いは全部を負担させることができる。

製造業者並びに一般家庭以外のユーザーは、本指令に反することのないものであれば、その他の資金確保方法を規定した合意を結ぶことができる。

第10条
ユーザーに対する情報

1．加盟国は、以下の項目に関し、一般家庭の電気・電子機器の利用者が必要情報の提供を受けることを保証する。

(a) WEEEを分別されない市町村ごみとして廃棄せず、分別して回収することの必要性

(b) ユーザーが利用できる返還並びに回収システム

(c) WEEEの再使用、リサイクル、並びにその他の形での再利用に貢献するためのユーザーの役割

(d) 電気・電子機器の中に有害物質が含まれていることの結果として生じ得る環境並びに人の健康に対する影響

(e) 付属書IVのシンボルマークの意味。

2．加盟国は、消費者をWEEEの回収に貢献させるための、また、WEEEの再使用、処理、及び再利用を消費者が容易にするのを奨励するための、適切な方策を採択する。

3．WEEEが市町村の分別されないごみとして廃棄されるのを最低限にくいとめ、またその分別回収を容易にすることを目的として、加盟国は2005年8月13日以降に上市される電気・電子機器に対し、製造業者が、付属書IVに示すシンボルマークを正しく添付することを保証する。例外として、その製品の大きさや機能上必要な場合には、電気・電子機器のパッケージ、使用説明書、及び保証書にシンボルマークを添付するものとする。

4．加盟国は、上記の1～3項に規定される情報の一部、或いはすべてが、製造業者或いは販売業者、或いはこの双方によって、例えば使用説明書や販売ポイントで提供されるよう要求できる。

第11条
処理設備に関する情報

1．WEEEの再使用や、そのメンテナンス、改良、磨き直し、及びリサイクルを含む処理が正しく、かつ環境に無害な方法で行われることを容易にするために、加盟国は、新しく上市されるEEEの各々のタイプごとの再使用や処理のための情報を、製品の上市から1年以内に、製造業者が提供することを保証するために必要な方策をとる。この情報は、再使用センター、処理やリサイクルの施設が、本指令の規定を遵守するために必要とする限りの、様々なEEE構成部品や材料、並びにEEE中の有害物質や調剤の位置を特定できるものとする。この情報は、再使用センター、並びに処理やリサイクルの施設が、マニュアル又は電子メディアによる手段（例えばCD-ROMやオンライン・サービス）を通じて利用できるように、EEE製造業者によって整備されなければならない。

2．加盟国は、2005年8月13日以降に上市される電気・電子機器の製造業者はいずれも、その機器に付したマークで明確に特定できることを保証する。さらに、その機器が上市された日付が間違いなく確認できるよう、機器に付されるマークは、その機器が2005年8月13日以降に上市されたものであることを具体的に記したものでなければならない。欧州委員会は、このため、欧州規格の準備を促進するものとする。

第12条
情報並びに報告

1．加盟国は、製造業者の登録簿を作成して、

以下の電気・電子機器の量並びにカテゴリーに関する年ベースでの実質的な見積もりを含めた情報を収集するものとする。ここで取上げる電気・電子機器とは、加盟国内で、上市されたもの、あらゆるルートを通じて回収されたもの、再使用、リサイクル、並びに再利用されたものを指す。また回収された廃棄物で輸出されたものに関する情報も含まれる。見積もり数値は重量で表されるものとするが、それが不可能な場合は、数量で表すものとする。

加盟国は、電気・電子機器を遠距離通信により販売している製造業者が、第８条４項の必要事項の遵守に関する情報、並びに製品の購入者が居住している加盟国の市場に出された電気・電子機器の数とカテゴリーに関する情報を、提供することを保証する。

加盟国は、要求される情報が、２年ごとのベースで、対象期間終了後18ヶ月以内に、欧州委員会に提供されることを保証する。第１回の情報提供は、2005年並びに2006年をカバーするものとする。こうした情報は、指令第14条２項に規定される手続きに従い、本指令発効から１年以内に、WEEE並びにその処理に関するデータベースの構築を目的として設定されるフォーマットにそった形で提出されるものとする。

加盟国は、本項の規定を遵守するにあたり、充分な情報交換、とりわけ第６条５項に規定される処理作業のための情報交換が出来るようにしなければならない。

２．上記１項に規定される必要事項に反することなく、加盟国は、本指令の実施状況に関する報告書を、３年ごとに欧州委員会に送付する。報告書は、特定の環境関連指令の実施に関する報告書の標準化並びに合理化を定めた、1991年12月23日付の理事会指令96／692／ECの第６条に規定される手続にそって、欧州委員会が立案する質問状またはアウトラインをベースに作成されるものとする。質問状またはアウトラインは、報告書が対象としなければならない期間が始まる６か月前に加盟国に送付されるものとする。報告書は、それが対象としている３年の期間終了後９か月以内に、欧州委員会が入手できるものとする。

この３ヵ年レポートの第１回目は、2004年から2006年の期間を対象とするものとする。

欧州委員会は、加盟国からの報告書の受領後９か月以内に、本指令の実施状況に関する報告書を公にする。

第13条
科学・技術上の進歩への適応

本指令第７条３項、付属書IB（とりわけ家庭照明器具、フィラメント電球並びに、例えばソーラーパネルのような光起電装置を追加する可能性を念頭におき）、付属書Ⅱ（とりわけWEEE処理のための新技術の開発を考慮に入れ）、付属書Ⅲ、並びに付属書Ⅳを、科学・技術上の進歩に適応させるために必要な修正はすべて、第14条２項に規定される手続に従って採択されるものとする。

欧州委員会は、付属書の修正に先立ち、電気・電子機器の製造業者、リサイクル業者、処理事業者、環境関連組織、並びに被雇用者や消費者の組合などと協議するものとする。

第14条
専門委員会

１．欧州委員会は、指令75/442/EECの第18条により設置される専門委員会のサポートを受けるものとする。

２．本項への言及がある場合、決定1999／468／ECの第８条に従い、同決定の第５条並びに第７条が適用される。

決定1999／468／ECの第５条６項に規定される期間は３ヶ月とする。
３．専門委員会はその手続に関するルールを採択するものとする。

第15条
罰則
加盟国は、本指令に従って採択された自国の規定への違反に対し適用される罰則を決定するものとする。このようにして決定される罰則は、効果的で、違反の程度に比例するものであり、かつ違反を防止するようなものでなければならない。

第16条
検査並びにモニタリング
加盟国は、本指令が正しく適用されていることのチェックができるような検査やモニタリングのシステムを確保する。

第17条
国内法への導入
１．加盟国は、2004年８月13日までに、本指令遵守に必要な法規並びに行政規定を発効させるものとする。加盟国は、その発効を直ちに欧州委員会に報告する。
加盟国は上記の規定を採択する際、その規定で本指令に言及するか、或いはその公示の際に本指令への言及を行うものとする。かかる言及の手続は、各々の加盟国が規定する。
２．加盟国は、本指令がカバーする分野で採択されるすべての法規、行政規定の全文を欧州委員会に通知する。
３．加盟国は、本指令に規定される目的が達せられることを条件に、第６条６項、第10条１項、並びに第11条の規定を、関係当局と関連経済部門との合意という形で導入することができる。かかる合意は、以下の事項を満たすものとする。
(a) 合意は施行可能なものでなければならない。
(b) 合意は、その目標を、目標達成期限とともに明記したものでなければならない。
(c) 合意は、当該国の官報、或いは国民が官報同様にアクセスしやすい正式文書に公表されるとともに、欧州委員会に対しても通達されなければならない。
(d) 合意目標の達成結果は、規則的にモニターして、所轄当局並びに欧州委員会に報告するとともに、合意に規定された条件のもとで一般に公開されなければならない。
(e) 関係当局は、合意のもとでの達成進捗が審査されることを保証しなければならない。
(f) 合意が遵守されない場合、加盟国は、法的措置、規定設置、或いは行政措置をとって、本指令の当該規定を実施しなければならない。
４．
(a) ギリシャならびにアイルランドに関しては、
－リサイクルのためのインフラの欠如
－多数の小島や遠隔地帯、山岳地帯があるなどの地理的条件
－人口の過疎
－EEE消費レベルの低さ
が国全体を特徴づけており、第５条５項の第１サブパラグラフで言及される回収目標にも、第７条２項で言及される活用目標も達成不可能であり、また、廃棄物の埋立てに関する1999年４月26日付の理事会指令1999／31／ECの第５条２項の第３サブパラグラフで、同条項の言及するデッドラインの延長申請ができるとされており、

本指令第５条５項及び第７条２項で言及されている期間を、24ヶ月を上限として延長することができる。

この二つの加盟国は、遅くとも本指令の国内法への導入の際に、その決定を欧州委員会に

対し通知するものとする。
(b) 欧州委員会は、その他の加盟国並びに欧州議会に対し、上記の決定を通知するものとする。
5．本指令発効後5年以内に、欧州委員会は、本指令適用の実績、とりわけ分別回収、処理、再利用並びに資金システムに関する実績に基いた報告書を、欧州議会並びに理事会に提出するものとする。さらに、報告書は、技術の発展状況や得られた経験、環境に関する必須事項、域内市場の機能に基いたものとする。報告書には、それが適切である場合には、本指令の関連既定の改訂のための提案が添付されるものとする。

第18条
発効
本指令は、欧州連合官報に掲載された日に発効する。

第19条
配布先
本指令は、加盟国に送付される。

付属書IA
本指令がカバーする電気・電子機器のカテゴリー：
1．大型家庭用電気製品
2．小型家庭用電気製品
3．情報技術・電気通信機器
4．消費者用機器
5．照明器具
6．電気・電子工具（大型の据付型製造業工具を除く）
7．玩具並びにレジャー、スポーツ器具
8．医療関連機器（すべての移植機器及び汚染機器を除く）
9．モニター及び制御用機器
10．自動販売機
付属書IB
本指令目的の対象に含まれ、かつ付属書IAのカテゴリーに属する電気製品のリスト：
1．大型家庭用電気製品
大型冷却機
冷蔵庫
冷凍庫
冷蔵や食品の保存・貯蔵に用いられる上記以外の大型機器
洗濯機
洗濯物乾燥機
食器洗い機
調理機具
電気ストーブ
調理用電気鉄板
電子レンジ
調理や食料加工に用いられる上記以外の大型機器
電気暖房機具
電気ラジエーター
室内、ベッド、座るための家具などを暖めるための上記以外の大型機器
扇風機
空調機器
上記以外の扇風、換気,空調などの装置
2．小型家庭用電気製品
電気掃除機
カーペット掃除機
清掃のための上記以外の機器
製縫、編物、織物、繊維、並びにこれ以外の繊維加工のために用いられる機器
アイロン並びにアイロンかけ、つやだし、並びにこれ以外の衣服ケアに用いられる上記以外の機器
トースター
電気フライ鍋
コーヒーミル、コーヒー沸かし機、並びに缶や容器の解切や封印のための機器
電気ナイフ
散髪、ヘアドライ、歯磨き、髭剃、マッサージ、並びに身体のケアに用いられるこれ

以外の機器
掛け時計、置時計、腕時計、並びに時間を測定したり、表示したり、記録したりする目的で用いられる機器
重量計
3．情報技術・電気通信機器
データ処理装置関連：
大型汎用コンピュータ
ミニコンピューター
プリンター
パソコン関連：
パソコン（CPU、マウス、スクリーン及びキーボードを含む）
ラップトップ・コンピューター（CPU、マウス、スクリーン及びキーボードを含む）
ノートブック・コンピューター
ノートパッド・コンピューター
プリンター
コピー機
電気・電子タイプライター
携帯用計算機、卓上計算機
並びに電子を媒介として情報の収集、蓄積、プロセス、プレゼンテーション、またはコミュニケーションを行うための装置並びに機器
ユーザー端末並びにシステム
ファックス
テレックス
電話
公衆電話
コードレス電話
携帯電話
留守番電話
並びに電気通信を用いて音、画像、或いはその他の情報を伝達するための上記以外の装置或いは機器
4．消費者用機器
ラジオ
テレビ
ビデオカメラ
VTR
ハイファイ
オーディオ・アンプ
楽器
並びに、信号を含む音や画像を記録したり再生したりするための上記以外の装置や機器、或いはテレコミュニケーション以外の手段で音や画像を配送するための上記以外のテクノロジー
5．照明機具
家庭照明器具を除く蛍光灯照明器具
直線状蛍光灯
コンパクト蛍光灯
高圧ナトリウム・ランプ、ハロゲン・ランプを含む強力ランプ類
低圧ナトリウム・ランプ
上記以外の照明器具、又は光を拡散したり制御したりするための機器、但しフィラメント電球を除く
6．電気・電子工具（大型の据付型製造業工具を除く）
電気ドリル
電気鋸
ミシン
木材、金属、並びにこれ以外の材料を回転させたり、粉砕したり、砂やすりをかけたり、こすったり、挽いたり、縫合したり、切ったり、剪断したり、鑿穴したり、穴をあけたり、穿ったり、折り返したり、曲げたり、或いは類似の溶接をしたり、はんだ付けをしたり、或いは類似の目的で使用される用具
液体やガス状物質を、噴霧したり、広げたり、拡散したり、或いはこれ以外の方法で液体やガス状物質に上記以外の処理を施すための機器
芝刈りやその他園芸活動のための用具
7．玩具、レジャー並びにスポーツ器具
電動列車あるいはレーシングカー・セット

手持ちビデオゲーム・コンソル
ビデオゲーム
サイクリング、ダイビング、ランニング、漕船等のためのコンピューター
電気或いは電子部品を含むスポーツ器具
スロット・マシーン

8．医療関連機器（すべての移植機器及び汚染機器を除く）
放射線療法機器
心臓療法機器
透析機器
肺疾患用送風機
原子核医療機器
試験管診断用実験装置
分析機
冷凍機
受精テスト
病気、怪我、身体の機能不全を発見したり、予防したり、モニターしたり、治療したり、軽減したりするための上記以外の機器

9．監視及び制御用機器
煙探知機
暖房調節機
自動調温装置
家庭用或いは実験室器具として、測定、計量或いは調節を行う機器
工業用設備（例えばコントロール・パネルなど）の中で使用されるモニタリングやコントロールのための機材で上記以外のもの

10．自動販売機
温飲料自動販売機
温/冷・瓶詰/缶飲料自動販売機
固形製品自動販売機
現金引出し機
なんらかの製品を自動的に供給する機器のすべて

付属書Ⅱ
第６条１項に従う、電気・電子機器廃棄物の材料並びに構成部品の選択的処理方法

１．少なくとも下記の物質、調剤、並びに構成部品は、分別回収されたすべてのWEEEから除去されなければならない。
－ポリクロロビフェニル（PCB）並びにポリクロロテルフェニル（PCT）の廃棄に関する1996年９月16日付け理事会指令96／59／ECの規定によりPCBを含むコンデンサー
－スイッチやバック照明など、水銀を含む構成部品
－蓄電池
－一般には携帯電話用の印刷回路版、並びにこれ以外の機器用の印刷回路版で表面積が10cm^{2}以上のもの
－液状或いはペースト状のトナー・カートリッジ並びにカラートナー
－ハロゲン処理済緩炎剤を含むプラスティック
－石綿の廃棄物並びに石綿を含む構成部品
－ブラウン管
－炭化クロロフッ素（CFC)、炭化クロロフッ化水素（HCF）又は炭化フッ化水素(HFC)、並びに炭化水素（HC）
－ガス放出ランプ
－液晶ディスプレイ（それが適切である場合にはそのケースをも含めて）で表面積が100cm^{2}以上のもの、並びにガス放出ランプでバック照明を行うもののすべて
－外装電気ケーブル
－有害物質の分類、包装並びに表示に関する理事会指令67／548／EECの技術的進歩への適合に関する1997年12月５日付の欧州委員会指令97／67／ECに記載されているような耐火セラミックファイバーを含む構成部品
－放射性物質を含む構成部品、但し、イオン化放射物質から生じる危険から、従業員並びに一般市民の健康を保護するための基本的安全基準を定めた1996年５月13日付の理事会指令96／29／Euratomの第３条並びに

その付属書Iに規定される免除対象限界以下のものを除く
－懸念対象となる物質を含む電解物コンデンサー（高さ25mm以上、半径25mm以上、或いはこれに比例した類似の大きさのもの）
上に挙げた物質や調剤、部品は、理事会指令75／442／EECの第４条に従って破棄又は回収されるものとする。
２．分別回収されたWEEE中の以下の構成部品は、記載の方法で処理されなければならない。
－ブラウン管：蛍光塗料を除去しなければならない。
－泡状スプレイや冷却回路に含まれているような、オゾン層を破壊するガスや15以上の地球の温暖化に関係するガス：適正な方法でガスを抽出し、適正な方法でこれを処理しなければならない。オゾン層破壊ガスは、オゾン層破壊物質に関する2000年６月29日付の欧州議会・理事会規則（ＥＣ）no.2037／2000に従って処理されなければならない。
－ガス放出ランプ：水銀を除去する。
３．上記１項並びに２項は、環境への配慮、並びに再使用とリサイクルが望ましい点を考慮に入れ、機器全体やその構成部品が、環境に悪影響を与えない方法で再使用並びにリサイクルされるのを妨げないような形で適用する。
４．第14条２項に規定される手続の枠内で、欧州委員会は、
－携帯電話用印刷回路版、並びに
－液晶ディスプレイ
に関する項目が修正されるべきであるか否かを、優先事項として検討する。

付属書Ⅲ
第６条３項に基づく技術的必要事項
１．処理前WEEEのストック場所（暫定的ストックを含む）（指令1999／31／ECの必要事項に反することなく）
－それが必要な区画においては表面に水が浸透せず、排液回収の設備があること、また必要に応じて、デカンター並びにクレンザー・油とりがあること
－風雨を防ぐ設備があること
２．WEEE処理場
－処理済廃棄物の重量を計る計器があること
－それが必要な区画においては風雨を防ぐ設備があり、表面に水が浸透せず、排液回収の設備があること、また必要に応じて、デカンター並びにクレンザー・油とりがあること
－分解した部品のストックに適した場所があること
－蓄電池、PCBやPCTを含むコンデンサー、並びにこれ以外の、放射性廃棄物のような、有害な廃棄物をストックするのに適切なコンテナーがあること
－健康並びに環境関連規制を遵守した水処理のための装置があること

付属書Ⅳ
電気・電子機器のマーキング
電気・電子機器の分別回収を表示するシンボルマークは、下記に示すように、車付のごみ箱に×印をつけたものである。このマークは、明瞭で、判読しやすく、かつ消えにくいものでなければならない。

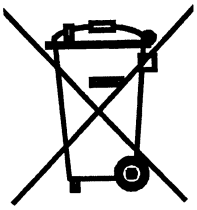

２．電気・電子機器における特定有害物資の使用制限に関する2003年１月27日付欧州議会・理事会指令2002／95／EC

欧州議会並びに理事会は、欧州共同体設立条約、とりわけその第95条に鑑み、欧州委員会の提案に鑑み、経済社会委員会の見解に鑑み、地域委員会の見解に鑑み、EC条約第251条に規定された手続きに基づき、また2002年11月８日の調停委員会により承認された共同文書に照らして、以下に述べる通り、本指令を採択した。

前文：

(1) 加盟国が採択した電気・電子機器における有害物質の使用制限に関する法規や行政措置間の間に差異があると、貿易障壁となったり、域内における競争の歪みを生み出す原因となり、域内市場の設立や機能にも直接影響を及ぼしうる。従って、本分野における法規を加盟国間で接近させ、人々の健康保護、環境に無害な形での電気・電子機器廃棄物の再利用や廃棄に寄与することが必要と思われる。

(2) 欧州理事会は、2000年12月7、8、9日にニースで開催された理事会において、予防原則に関する2000年12月４日の理事会決定を採択した。

(3) 欧州共同体廃棄物管理戦略の見直しに関する1996年７月30日の欧州委員会コミュニケーションは、廃棄物中の有害物質の含有量削減の必要性を強調するとともに、製品中の有害物質や製造過程における有害物質の使用を制限する欧州共同体レベルの規則制定がもたらす利益について指摘している。

(4) カドミウムによる環境汚染に対応するための欧州共同体行動計画に関する1998年１月25日の理事会決定は、欧州委員会に、こうした行動計画のための具体的な方策を直ちに策定するよう呼びかけている。人々の健康もまた保護する必要があり、何よりもカドミウムの使用を制限し、その代替を探るような総合的な研究が促進されなければならない。理事会決定は、カドミウムの使用は、適切でより安全な代替物が存在しない場合にのみ限定されるべきであると強調している。

(5) 懸念対象である重金属や不燃材に関連した廃棄物管理上の問題を緩和するためには、電気・電子機器廃棄物に関する2003年1月27日付欧州議会・理事会指令2002/96/ECに規定されているような、電気・電子機器廃棄物（WEEE）の回収、処理、リサイクル並びに廃棄のための方策が必要であることは、現存の事実が証明するところである。しかし、こうした方策にもかかわらず、WEEEのうちのかなりのものが現存の廃棄物処理ルートに残り続けることになろう。たとえWEEEが分別回収されリサイクルにまわされたとしても、WEEEの含有する水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、PBB並びにPBDEが、人の健康や環境をリスクにさらす可能性は高い。

(6) 技術面・経済面でのフィジビリティを考慮すると、人の健康や環境にこうした物質がもたらすリスクを削減する最も効果的な方法は、電気・電子機器が含有する有害物質を、安全な、或いはより無害な物質で置き換えることであり、この方法によれば、欧州共同体が設定した人の健康並びに環境保護のレベルを達成できると思われる。これらの有害物質の使用制限は、WEEEリサイクルの可能性やその経済的有益性を高める上、リサイクル施設の従業員の健康への悪影響を軽減するものと思われる。

(7) 本指令が対象とする物質は、充分な科学的調査や評価が行われており、欧州共同体レベル、加盟国レベルの双方で様々な規制対象となっている。

(8) 本指令で規定する方策は、既存の国際的なガイドラインや勧告を考慮に入れており、また現時点で入手可能な科学的、技術的情報の評価に基づくものである。方策が存在しない場合に、欧州共同体で発生する可能性のあるリスクを考慮すると、人や動物の健康並びに環境の保護が、設定したレベルに達するためには、こうした方策が必要となる。こうした方策は、継続的に見直されなければならず、場合によっては、その時点で入手可能な技術的、科学的情報を考慮して修正されるべきものである。

(9) 本指令は、安全と健康のための必須事項に関する欧州共同体法規や、廃棄物管理に関する一部の欧州共同体法規、特に一部の有害物質を含む電池や蓄電池に関する1991年３月18日の理事会指令91/157/EECに反することなく適用される。

(10) 重金属、PBDE並びにPBBを含有しない電気・電子機器の技術的開発も考慮されなければならない。科学的立証が可能となったら直ちに、予防の原則を考慮し、上記以外の有害物質の禁止や、少なくとも同レベルの消費者保護を保証し、かつ環境によりやさしい物質での代替も検討する必要がある。

(11) 科学的、技術的見地から見て、代替物質の使用が不可能であり、代替物質が環境や人の健康に与える悪影響が、代替による人や環境への便益を上回ると思われる場合には、代替の免除が認められなければならない。電気・電子機器における有害物質の代替はまた、電気・電子機器（EEE）使用者の健康や安全に適った形で行われなければならない。

(12) 製品の再使用、再生並びに耐久期間の延長は有益なことであることから、スペアパーツが入手可能でなければならない。

(13) 有害物質の段階的削減や禁止に関する必須事項の適用免除の、科学、技術上の進歩への適応は、欧州委員会が専門委員会手続に従う。

(14) 本指令実施に必要な方策は、欧州委員会が付与されている実施権限行使のための手続に関する1999年6月28日の理事会決定1999/468/ECに従って、採択される。

第１条
目的

本指令の目的は、電気・電子機器中の有害物質の使用制限に関する法規を加盟国間で接近させ、人の健康を保護するとともに、電気・電子機器廃棄物の環境に無害な方法での再利用並びに廃棄に寄与することである。

第２条
適用範囲

１．本指令は、指令2002/96/EC（WEEE）の付属書IAに規定されるカテゴリーの1、2、3、4、5、6、7及び10に属する電気・電子機器、並びに電球と家庭照明器具とに対し、第６条の規定に反することなく、適用される。

２．本指令は、安全と健康のための必須事項に関する欧州共同体法規や、廃棄物管理に関する一部の欧州共同体法規に反することなく適用される。

３．本指令は、2006年７月１日以前に上市された電気・電子機器の修理のためのスペアパーツや電気・電子機器の再使用には適用されない。

第３条
定義

本指令では、以下の定義が適用される。

(a)「電気・電子機器」又は「EEE」とは、それが正常に機能するために電流または電磁波を必要とする機器、及びこのような電流または電磁波を再生、伝達あるいは測定するための機器で、指令2002/96/EC

（WEEE）の付属書IAに規定される範疇に含まれ、かつ交流1000ボルト以下、直流1500ボルト以下の電圧で使用されるよう設計されたものを指す。

(b)「製造業者」とは、その販売方法の如何に関わらず、以下のことを行う者を指す。この販売方法の中には、遠隔地契約の消費者保護に関する1997年５月20日の欧州議会・理事会指令1997/7/ECに規定される遠距離通信による販売を含む。

(i) 自社のブランド名で電気・電子機器を製造したり販売したりする者。

(ii) 他の者が製造した機器を自社ブランドで再販売する者。上記（i）に規定される製造業者のブランドが機器に記されているのであれば、再販売者は製造業者とはみなされない。

(iii) 電気・電子機器を専門的な形態で加盟国に輸入或いは輸出する者。

何らかの資金契約のもとで、或いはその契約にそって、資金を全面的に提供する者は、その者が上記（i）～（iii）にあてはまる製造業者としての活動も併せて行っていない限りは、「製造業者」とはみなされない。

第４条

予防

１．加盟国は、2006年７月１日から、新しく上市される電気・電子機器が鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB或いはPBDEを含んでいないことを保証する。電気･電子機器へのこうした物質の使用を制限或いは禁止する加盟国レベルでの方策で、本指令採択以前に欧州共同体法規にそって採択されたものは、2006年７月１日まで維持されてかまわない。

２．上記１項は、付属書に列挙されている使用方法には適用されない。

３．欧州委員会からの提案に基き、欧州議会並びに理事会は、科学的立証が可能となり次第、第６次欧州共同体環境行動計画に規定されている化学品政策に関する原則に従い、その他の有害物質の禁止並びに、少なくとも同レベルの消費者保護を保証するとともに、環境によりやさしい物質による代替を決定する。

第５条

科学技術上の進歩への適応

１．以下のような目的のため、付属書を科学技術上の進歩に適応させる修正は、本指令第７条２項に規定される手続に従って採択される。

(a) 電気・電子機器の一部の材料や構成部品に含まれている物質で、第４条１項に言及されるものに関し、最大濃度を必要に応じて設定する。

(b) 第４条１項に言及されている物質や材料をデザインの変更により除去したり、同物質や材料を必要としない代替品で製品の材料や構成部品を置き換えたりすることが、技術的、科学的見地からみて実践不可能な場合、或いはまた代替が環境や人の健康、或いは消費者の安全に対しもたらす悪影響が、同分野での代替による便益を上回る場合に、電気・電子機器の材料や構成部品を第４条１項の適用から免除する。

(c) 付属書にある適用免除条項の一つ一つを少なくとも４年ごとに、或いはその項目が適用免除条項に加えられてから遅くとも４年目に、同付属書から電気・電子機器の材料や構成部品を削除することを検討する目的での見直しを行う。こうした見直しは、第４条１項に言及される物質や材料をデザインの変更により除去したり、同物質や材料を必要としない代替品で製品の材料や構成部品を置き換えたりすることが、科学技術上の見地からみて実践可能であり、かつ代替のもたらす環境や人の健康、或いは消

費者の安全に対する悪影響が、同分野で代替がもたらすはずの便益を上回らない場合に行われる。

2．欧州委員会は、上記1項に従って付属書を修正する前に、電気・電子機器の製造業者、リサイクル業者、処理事業者、環境関連組織、労組や消費者組合などと協議を行うものとする。意見は、第７条１項に規定される専門委員会に送付されるものとし、欧州委員会は、受け取った情報に関する判断を明らかにする。

第６条
見直し

欧州委員会は、場合によっては、新しい科学的事実を考慮し、本指令に規定される方策を2005年２月13日以前に見直すものとする。

欧州委員会は特に、指令2002／96／EC（WEEE）の付属書IAに規定されるカテゴリー８及びカテゴリー９に属する製品を、本指令の適用範囲に含めることを目的とした提案を、同日までに行うものとする。

欧州委員会はまた、予防の原則を考慮し、第4条１項にある物質のリストを科学的事実に基いたものに修正する必要性を検討し、修正が適切である場合には、欧州議会並びに理事会に対し修正のための提案を行う。

見直しにおいては、電気・電子機器に使用されているその他の有害な物質や材料が、環境と人の健康に与える影響に特別の注意を払う。欧州委員会は、こうした物質や材料の代替の可能性を検討し、それが適切である場合には、第４条の対象範囲拡大のための提案を、欧州議会並びに理事会に対して提示する。

第７条
専門委員会

1．1.欧州委員会は、理事会指令75/442/EECの第18条に規定される専門委員会のサポートを受けるものとする。

2．本項への言及がある場合には、決定1999/468/ECの第８条に従い、同決定の第５条並びに第７条が適用されるものとする。

決定1999/468/ECの第５条６項に規定される期間は３ヶ月とする。

3．専門委員会は、手続きに関する規則を採択する。

第８条
罰則

加盟国は、本指令に従って採択される国内規定への違反に対し適用されるべき罰則を定める。ここで定められる罰則は、効果的かつバランスのとれたもので、違反を防止するようなものでなければならない。

第９条
国内法への導入

1．加盟国は、2004年８月13日までに、本指令の遵守に必要な法規、行政措置を発効させる。加盟国は、法規の発効を直ちに欧州委員会に通知する。

加盟国は、上記の方策を採択する際に、その方策の中で本指令について言及するか、或いは方策公布の際に本指令についての言及を添付する。言及方法は、加盟国が決定する。

2．加盟国は、本指令でカバーされる分野で採択されたすべての法規、規則、行政措置の全文を欧州委員会に通知する。

第10条
発効

本指令は、欧州共同体官報に掲載された日に発効する。

第11条
配布先

本指令は、加盟国に送付される。

付属書

第４条１項の必須条項の適用が免除される鉛、水銀、カドミウム並びに六価クロムの使用方法

１．コンパクト蛍光ランプ中の水銀で、ランプ１個当たり５mgを越えないもの。

２．一般目的に使用される直線状蛍光ランプ中の水銀で、

－塩化燐酸物質が10mgを超えないもの

－通常の耐久性を持つ三基燐酸物質が５mgを越えないもの

－長期耐久性を持つ三基燐酸物質が８mgを越えないもの

３．特定の目的に使用される直線状蛍光ランプ中の水銀

４．本付属書で特に言及されていないランプ中の水銀

５．ブラウン管、電子コンポーネント並びに蛍光管のガラスに含まれる鉛

６．合金材としての鉛で、鋼鉄においては重量比で0.35%、アルミニウムにおいては重量比で0.4%、銅合金においては重量比で４%を越えないもの

７．－高温溶接タイプの接合剤（はんだ）に用いられる鉛（鉛85%以上を含む錫鉛はんだ合金）

－サーバー、貯蔵並びに貯蔵アレイなどのシステムに用いられる接合材の中の鉛（2010年までの免除）

－スイッチング、シグナリング、トランスミッション並びに電気通信のためのネットワーク管理を目的としたネットワーク・インフラ設備のための接合剤中の鉛

－電子セラミック部品（例えば圧電気装置）中の鉛

８．一部の危険な物質や調剤の販売と使用規制に関する指令76/769/EECを修正する指令91/338/EECで禁止されている使用法を除くカドミウムメッキ

９．吸収式冷蔵庫の炭素鋼冷却システムの耐食材として用いられる六価クロム

10．第７条２項に規定される手続の枠内で、欧州委員会は以下の物質の使用法を査定するものとする。

－デカBDE

－特定の目的に使用される直線状蛍光ランプ中の水銀

－サーバー、貯蔵並びに貯蔵アレイなどのシステム、並びにスイッチング、シグナリング、トランスミッション及び電気通信のためのネットワーク管理を目的としたネットワーク・インフラ設備のための接合剤中の鉛、及び

－電球

上記の項目に関する修正が、査定結果に従って可能な限り早急に行われるようにするため、査定は優先的に実施される。

Report 6

1年間の据え置き後利下げへ
～ECBの金融政策～
（ユーロ圏）

フランクフルト事務所

欧州中央銀行（European Central Bank（ECB）；ドイツ・フランクフルト所在）が、ユーロ圏における統一的な金融政策を99年1月1日より開始して4年余が経過した。

2002年初めの時点では、ECBは同年後半に「利上げ」を行うと予想されていた。ところが実際に行われたのは、同年12月の0.5ポイントの「利下げ」であった。2001年5月以降4回にわたる計1.50ポイントの政策金利の引き下げの後、1年にわたる据え置き期間を経て、ECBはまたしても「利下げ」へと動いたのである（図1）。

本レポートは、第1に、2002年の金融政策を振り返る。ECBの考えがいかに揺れ、どのように「利上げ」予想から「利下げ」へと変化したかをたどる。

第2に、ECBの金融政策の目的・戦略をめぐる議論について検討する。

第3に、ユーロの為替相場の動向を分析する。2002年を通じ、弱いユーロは強いユーロへと変貌した（図２）。その背景とユーロ圏経済に与える影響を探る。

第4に、ユーロ圏拡大に対するECBの体制整備について考察する。第2の点とともに、ECBが依然としていかに強い批判にさらされているかを見ることを通じて、統一通貨圏であるにもかかわらず、多数の主権国家から成っているユーロ圏経済の特質が照らし出されることとなろう。

第5に、ユーロ圏経済の今後の見通しおよび今後の金融政策の方向を展望する。

１．2002年の金融政策

（1）2002年初めは楽観的中立、中期的には利上げを視野に

ECBは2001年５月以降、８月、９月、11月と４回にわたり計1.50ポイントの利下げを行った。これは、①ドイツ経済をはじめとするユーロ圏経済の停滞、②ユーロ圏経済の停滞を背景とした消費者物価上昇率の低下、および③2001年９月11日の米国テロ事件などによる金融市場の不安定性の高まり、といったユーロ圏経済の状況を背景とするものであった。その結果、ECBの主要政策金利である短期オペ最低入札金利の水準は、3.25％まで低

図1　ECBと米国FRBの政策金利の推移（%）

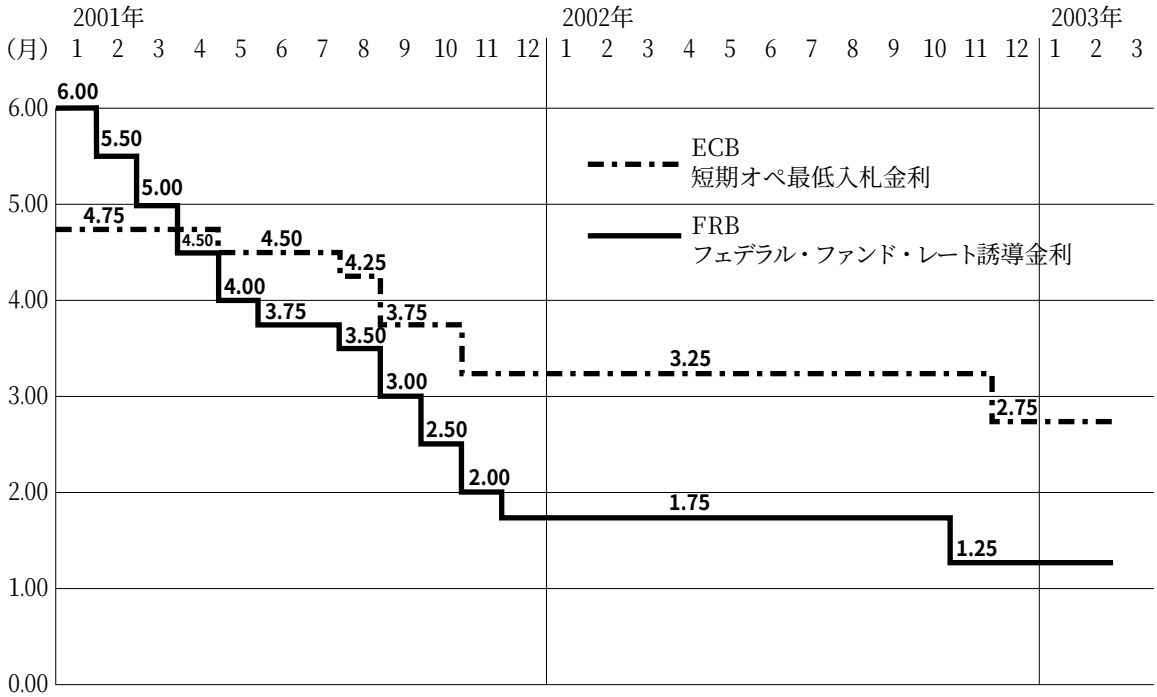

下していた。

2002年１～３月時点において、ECBは、ユーロ圏経済の景気後退が2001年末には底を打ち、2002年を通じて緩やかな回復へ向かい、同年末には潜在的成長率の2.0～2.5%に達するとの見通しを示していた。その根拠としてECBは、①ユーロ圏経済の基礎的状況が健全であること、②インフレの低下により実質可処分所得が増大していること、③米国経済をはじめとする世界経済が回復基調にあることを挙げていた。ジェトロ・フランクフルト事務所がインタビューを行った同地エコノミストの大勢も、「労働・資本投入量の伸びと生産性の伸びという経済の実体（新古典派経済成長モデル）によって規定される潜在的成長率よりも2001年は一時的に下方に逸脱したものの、何も妨げるものがなければ逸脱は元に戻るものであり、経済は緩やかながらも回復へ向かう」との見方であった。

他方、インフレについては、2002年１月に消費者物価指数の前年比伸び率は2.7%となり、前月の同2.0%から大きく跳ね上がった。2.7%の上昇率は、ECBの物価安定の定義である0.0～2.0%を相当程度上回るものではあるが、中期的なインフレ懸念には結びつかないとされた。すなわち、１月の価格上昇は、①2001年初めの原油等エネルギー価格が低すぎたため、2002年のインフレ率が高めに出たこと、②悪天候により食品価格が一時的に上昇したこと、③ドイツ等で間接税の税率上昇があったこと、などのいずれも一時的要因によるものであり、中期的には解消されるものとされ、インフレ率は数ヵ月後には２%を下回ると見込まれた。また、同年１月１日のユーロ貨幣流通開始に伴う便乗値上げが、サービス業等の一部においてあったものの、消費者物価指数を構成する物・サービスを全体として上昇させるようなものはなかったとされた（BOX １）。

このように、2002年初めの時点においては、景気は回復軌道に乗り、物価安定が達成されるというようにECBにとって明るい未来が展望されており、市場関係者・エコノミストの関心は、ECBが景気回復過程のどの段階で、

将来のインフレの芽を摘むため、利上げを行うかに移っていた。

ECBのドイセンベルク総裁は、2002年３月15日、母国オランダの首席論説委員協会（ハーグ）において講演し、「ECBは、自分の考えによれば、困難な経済状況に対応し、適切に機能することが証明された。インフレは物価安定の定義を上回ってきたこともあったが、中期的なインフレ予測は、債券利回りを見ても、諸予測・調査を見ても、一貫して２％を下回ってきた。これは、ECBへの信頼性が確固としたものとして確立されたこと、また、物価安定が達成されるとの確信を人々が持っていることを示すものである」と述べた。

BOX 1　ユーロ貨幣流通により、本当に物価は上昇しなかったか？

2002年初めのドイツにおける職場や家庭の話題は、「あそこのクリーニング屋は料金表のマルクの通貨記号をユーロに直しただけだ（＝実質価格を倍にしている）。何々レストランのメニューもかなり値段が高くなった。野菜の値段もぐっと上がった」というものだった。テレビの番組で、「ユーロは高い探偵団」がバーゲン会場に出没し、前年の値札を店員に突きつけ、「マルクに換算すればバーゲンどころか値上がりも甚だしいではないか」と凄み、店員が「まいりました」というのも放送していた。

このような世間認識に対して、ECBは、「ユーロ貨幣流通の結果として、価格の集計値に有意な影響があったとの証拠はない」としている（「2002年ユーロ貨幣流通の評価」2002年４月）。

しかしながら、欧州委員会の調査によれば、消費者が感じるインフレ率は2002年以降上昇して５％程度となり、実際のインフレ率（２％程度）と差がどんどん開いたという。ECBはこの現象を「消費者の錯覚」（ドイセンベルク総裁）と一蹴している。すなわち、ガソリン、農産物、サービス業といった特定分野の価格は（ユーロ導入のせいかどうかはともかく）上がったが、これらは、何回も高い頻度で購入するものであるため、物価水準全般が上昇したと消費者が錯覚したのだという。

もっとも、ECBとしても「錯覚」などと消費者を批判するだけでなく、①「消費者が感じるインフレ率」に基づき賃上げ率が決定され、中期的なインフレ率に影響を与えるのではないか、②「消費者が感じるインフレ率」に基づき消費者が実質可処分所得を認知し、消費を押し下げるのではないか、というマクロ経済へのインパクトについて真剣に懸念もしている。

（2）４～6月にはやや悲観的に

2002年初めのECBを取り巻いていた楽観的な空気は、４月に入って一転して悲観的になっていった。マーストリヒト条約が定めるECBの金融政策の主要目的である物価安定の維持を図ることが困難になりつつあることを示すデータが出てきたからである。年初のインフレ率の上昇（2.7％）は一時的な要因によるものであり、時間が経過するにつれて解消していくはずだったが、３月のインフレ率は原油高を主因として2.5％と高止まりした。

５月になるとECBは一層悲観的になった。４月のインフレ率が2.4％と引き続き高止まりしたことに加え、その理由が、原油高といった一次的要因だけではなく、サービス関連の持続的な価格上昇であったからである。さらに、労使間の賃金交渉が高い水準で妥結することも懸念された。５月２日のECB政策理事会（金融政策決定会合）後の記者会見冒頭において、ドイセンベルク総裁は、「物価安定の見通しは、2001年末にかけての状況に比べ、いくぶん良くない状況になっているようだとの結論に達した」と述べた。６月も同様の論調だった。

これを受け、市場関係者やエコノミストの間では、ECBは夏には「利上げ」に踏み切るのではないかとの予想も強まった。

他方、ジェトロ・フランクフルト事務所が５月下旬に同地エコノミスト数人にインタビューを行ったところ、原油価格の動向など不確実性が高い中で、夏の利上げはないというのが大勢の見方であった。利上げの時期については、①９月以降、②10～11月、③2003年初めなどいろいろな意見があった。

例えば、ゴールドマン・サックス（当時）のトマス・マイヤー氏は、インタビューに答えて、「ユーロ圏のインフレ率は、ECBの物価安定の定義である２％を上回ってきたが、これは一連のショックによるものである。原油高、狂牛病、同時多発テロ、ユーロ貨幣導入、中東情勢、そしてまた原油高というようにショックがある度に物価を押し上げてきた。ただし、これらショックは時間がたてばその影響は低下していくものである。したがって、ECBの金融政策はこれらのショックに対応すべく決定されるのではなく、①経済が力強く回復するか、②弱い回復にとどまるかに応じて決定されると考えている。力強い回復の場合には、物価安定の維持のため利上げが必要となろうし、弱い回復の場合には、利上げの必要はないということとなろう。今後の景気回復は米国経済頼みであり、しかも米国経済の動向は不確実性が極めて高いことを勘案すれば、ECBの現在のスタンスは「待ち」（wait and see）であると考えられる。

加えて、ECBの政策決定に重要な影響を与えるのは、為替相場である。ゴールドマン・サックスは中長期的なユーロの上昇を予想しているが、もしそうなれば利上げの必要性はそれだけ低くなろうし、逆にユーロが弱くなれば利上げの必要性は高くなる。現時点ではECBの利上げの時期を2002年第3四半期末から第４四半期と予測しているが、不確実性は極めて高い」と述べた。

（3）７～10月に中立スタンスへ戻す

７月４日のECB政策理事会（金融政策決定会合）後の記者会見において、ドイセンベルク総裁は「中期的な物価安定にかかわるリスクは依然として上昇方向に傾いているものの、最近の指標等は諸要素が混ざり合ったものとなっている」と述べ、インフレに対する警戒をやや和らげた。

第１に、足下の物価上昇率が低下した。５月のインフレ率は1.7％と前月の2.0％から低下した。他方で、原油・生鮮食料品といった変化の激しい要素を除いた物価上昇率は、サービス業の継続的な価格上昇を反映して、高止まりした。第２に、ユーロの為替相場が対米ドルで上昇した（７月15日には、１ユーロ=1.0024ドルを付け、2002年以来２年５ヵ月ぶりに、１ユーロの価値が１ドルを超えた）。ユーロ価値の上昇は、輸入品の値下がり等を通して物価押し下げ要因となる。第３に、ECBは、景気回復は緩やかに続くとの見通しを維持していたが、株価の下落・低迷が経済活動に悪影響を与えることについて懸念を表明しはじめた。

市場関係者・エコノミストの間では、ECBの次の動きは「利上げ」ではなく、「利下げ」だ、との声も聞かれるようになった。

また、ECBが今後どのように動くかという実証的な予測だけでなく、どのように動くべきかという規範的な主張も活発になされるようになった。

トマス・マイヤー氏は７月15日付のフランクフルター・アルゲマイネ紙に「ドル・バブルの後で」と題した寄稿を行い、「ユーロ高は、輸出産業等に悪影響を与える一方で、物価上昇を抑えることを通して内需拡大をもたらす可能性がある。ただし、ユーロ高のポジティブな効果が実際に発揮されるためには、①漸進的なユーロ高、②内需主導の生産構造への転換のための構造改革、③ECBの金融緩和による需要の下支えといった条件が満たされる

必要がある」と述べ、ECBは利下げを行うべき旨主張した。

他方、コメルツ銀行のユルゲン・プフィスター氏は、９月時点においてジェトロ・フランクフルト事務所のインタビューに応えて、「ECBが利下げをした場合、2003年にはインフレ懸念から引き締めに転じざるを得ないこととなり、景気変動をかえって拡大させてしまう恐れがあり、利下げは適切でない」と主張した。

さらに、ECBの金融政策と金融システムの安定についても論じられるようになった。UFJ銀行の欧州チーフエコノミスト、ディーター・ヴェルムート氏は､10月初めの時点で、ジェトロ・フランクフルト事務所のインタビューに応え、「ECBは大幅な利下げをするべきである。ユーロ圏の金融システムは信用リスクの高まりや株価下落を背景に相当不安定になっており、ECBは利下げにより金融システムの安定化に寄与すべきだ」と主張した。

(4) 11～12月には利下げへ

11月７日のECB政策理事会（金融政策決定会合）後の記者会見で、ドイセンベルク総裁は、「今後の経済成長にかかわる高い不確実性とそれが中期的なインフレ動向にもたらす影響との観点から、政策理事会は、利下げに対する賛否について広範に議論をした」と明らかにした。

独立性を保障された中央銀行が国民に対する説明責任を果たすため、その討議・表決内容を開示するのが世界的な潮流となっている。しかし、ECBは、各国利害の衝突の場となることもあってか、政策理事会における討議・表決内容につきこれまで一切明らかにしてこなかった。

利下げについて賛否両論があったことを開示したということは、利下げをすべきとの意見があったことの公表を条件にようやく政策金利据え置きを決定することができたものと見られた。

ドイセンベルク総裁は、「経済成長が遅々としており、現下の景況感が生気のないものであるのは、ここ数ヵ月間に高まってきた相当な不確実性を反映している」とし、イラク情勢、原油価格動向、株式市場の低迷などの要因があいまって、経済活動を不活発にしているとの見解を示した。政策理事会において利下げ論者は、このような高い不確実性に対し強い警戒感を抱き、景気悪化、物価下落に対して早期に対応すべきとの主張を行ったものと推測された。

そして12月５日、ECBは定例の政策理事会（金融政策決定会合）において、主要政策金利である短期オペ最低入札金利を0.5ポイント引き下げ、2.75％とすることを決定した（12月11日より実施）。

記者会見に臨んだドイセンベルク総裁は、「特に経済活動の拡大が緩慢であることにより、インフレ圧力が和らいでいるとの確証が強まった。加えて、経済成長の下振れリスクが消えていない」と発言し、経済成長の予想以上の鈍化とそれによる中期的なインフレ懸念の後退を利下げの理由として挙げた（BOX ２）。

この利下げについて、大部分の市場関係者は予想どおりのものであったと受け止めた。事前の市場の関心は利下げの有無よりも利下げ幅がどのくらいになるかに移っていたが、政策理事会の結論は0.5ポイントと比較的大きな引下げ幅となった。これについて、ドイセンベルク総裁は、「引き下げ幅を0.25ポイントと0.5ポイントのいずれにするか、比較検討した結果、0.5ポイントが適切との結論に達したものだ」と述べるにとどまり、検討の詳細内容には言及しなかった。市場においては、大幅な利下げとすることで、当面のさらなる利下げ期待を打ち切る意図があったものと捉えられた。

BOX 2　2002年、ECBはなぜ揺れたのか？

2002年におけるECBの金融政策のスタンスは、「楽観的＝中期的な利上げを視野」→「悲観的＝金融引締めバイアス」→「中立的」→「利下げ＝金融緩和」と大きく振れてきた。振り返れば、不本意とも考えられる軌跡を描いてきたわけだが、ECBに対し好意的に解釈すれば、次のような要因があったといえる。

① 景気が2001年末に底を打った後は、緩やかながらも回復軌道に乗ると多くの人が考えていた。ECBだけ景気予測を間違えるべきでないというのは不可能である。また、ドイツ経済の回復は極めて弱く、物価上昇率も低かったが、スペイン、アイルランド等は好況で物価上昇率も高く、ECBは身動きがとれなかった。

② 原油価格や生鮮食料品価格の変動が激しかっただけでなく、動向が読めなかった。ECBだけ正確な予測をすべきというのは不可能である。

③ サービス価格が持続的に上昇したが、それがなぜか、どのくらい続くか（ECBを含め）判断が難しかった。中央銀行の金融政策は、相対価格の変化には対応が難しい。

④ ユーロの為替相場はいずれ上昇するはずだと主張していた人は（ECBも含め）かなりいたが、「いずれ」が本当に2002年に急激に起こると信じていた人は少なかった。ユーロ高が経済成長や物価水準に与える影響もよくわかっていない。

⑤ 2001年の４回にわたる計1.50ポイントの利下げの効果が2002年中に出ると（ECBを含め）多くの人が思っていたが、なぜか効果は出なかった。金融システムにおける信用リスクの高まり等により、利下げが効果的に波及しなかったとの説もあるが、よくわかっていない。

⑥ ドイツ、フランス、イタリア、ポルトガルといった国で財政赤字が拡大したが、ECBとしては、放漫財政のつけを金融政策が払うことに強い抵抗感があった。

２．金融政策の目的・戦略をめぐる議論

2002年におけるECBの金融政策のスタンスの揺れは以上見てきたとおりであり、ようやく12月に行われた0.5ポイントの利下げは、タイミングが遅く、後手に回ってしまったというのが市場関係者・エコノミストの大勢の意見である。その理由としては、2002年の特殊要因もあるものの、そもそもECBの金融政策の目的・戦略（以下、「金融政策の戦略」）に問題があるのではないかとの意見も根強い(注)。さらには、2002年に限らず、ECBによるユーロ圏統一の金融政策は99年１月以来、タイムリーに運営されておらず、その根本には金融政策の戦略の問題点があるという批判も強

（注）ECBの金融政策の目的・戦略の概要

マーストリヒト条約は、ECBの金融政策の主要目的を物価安定の維持であると規定している。同条約は、この主要目的を害さない限りにおいて、高い水準の雇用、持続可能でインフレなき成長等のEUの一般的な経済政策を支援することとされている。「物価安定」の定義は、ECBの政策理事会が98年10月に行っており、「ユーロ圏の消費者物価調査指数（HICP）の上昇が年率２％未満であること」とされている（なお、ECBは「上昇」には物価下落は含まれないと説明している）。

また、ECBの政策理事会は、98年12月に、物価安定の維持を図るための金融政策の戦略を策定した。これは次の２つの柱から成っている。すなわち、「第一の柱」として、貨幣を極めて重要な役割（a prominent role for money）を果たすものと位置付け、通貨供給量（Ｍ３）の伸びにかかわる参照値を設定（現行4.5%）する一方で、「第二の柱」として、その他広範な諸指標（産出、需要、労働、価格、財政政策、国際収支等）を分析することとしている。

い。これら批判の対象は主として、①ECBの物価安定の維持の定義が2.0%未満（0%未満は含まず）とされ、インフレに厳しくデフレに甘い非対称的なものとなっていること、②金融政策の戦略のうち第１の柱の通貨供給量Ｍ３の伸びが常に参照値（4.5%）を上回っており、機能していないという２つの点である。

BOX 3　ECBの金融政策のこれまでの成績評価は？

ECBの金融政策の主要目的は物価安定の維持であるが、その実績をみると、99年1.1%、2000年2.3%、2001年2.5%、2002年2.2%となっている。ECBが自ら定めた物価安定の維持の定義は2.0未満であるので、多くの年において物価安定の維持は図られなかったことになる。とは言っても、それほど大幅にインフレに振れたわけではなく、まずまずの成績といえよう。

ところが、アンチECB論者は、「ECBは自らをインフレファイターとしているのに、なかなか目標が達成できないのはおかしい」とか「この程度の物価安定を達成するのに払った犠牲ははかりしれない」と攻撃するのである。金融政策を研究している経済学者のなかには、中央銀行はλ×「潜在成長率－実際の成長率」＋「実際のインフレ率－目標インフレ率」といった損失関数（ロス・ファンクション）を明らかにして、これ（の現在価値）を最小化したかどうかで中央銀行を評価すべきだと主張する者がいる。アンチECB論者は、①ECBはそもそもλの値を小さく取り過ぎている、②ECBは目標インフレ率を低く設定し過ぎている、③λの値や目標インフレ率が適切であったとしても、ECBは損失関数を最小化するように行動していない、と批判している。

これに対して、ECBをはじめとする中央銀行の言い分は、先の読めない不確かな世の中にあって、損失関数などを一義的に決めるのは、百害あって一利なし、というものである。

（1）物価安定の定義

ECBは物価安定の定義を「消費者物価指数の上昇が２%未満であること」としている。また、「上昇」には物価下落は含まれないとしてきた。

これに対して、①定義は非対称的であり、上限のみに着目し、下限が不明確である、②定義はあいまいであり、デフレのリスクを増大させている、③ユーロ圏各国の経済構造が多様でインフレ率のばらつきが大きいことを考慮すれば、２%の上限は低過ぎる、といった批判がなされてきた。これら論者によれば、定義を明確にするために例えば「1.0～2.0%」といった幅を持たせた規定方法が適切であり、しかも、上記③を踏まえれば、例えば「1.5～2.5%」と水準を引き上げることが適切であるとする。

これに対して、ECBのイッシング専任理事は、2002年６月10日のＥＣＢウォッチャー会議「金融政策と物価安定の定義の役割」のパネルスピーチにおいて、次のように反論した。

① 「上昇」には物価下落は含まれないということは、物価安定の定義は「0.0～2.0%」ということであり、対称的かつ明確である。

② 物価安定の定義を文字どおり0.0%としていないのは、消費者物価指数は実際よりも高く数値が出るバイアスがある（消費者は値上がりした物・サービスの消費を減らし、価格の低い代替物・サービスの消費を増やすはずだが、消費者物価指数は消費バスケットが不変であると仮定しているため実際よりも高い数値が出る）ためである。なお、１～２%のインフレ率であれば、デフレに陥るリスクは

小さいが、インフレ率が１％を下回った場合には、中央銀行にとって要注意である。

③ ユーロ圏各国の経済構造・発展段階に応じてインフレ率が異なるということは理論的には言えるが、その規模がどのくらいかを計測・予測するのは困難である。

ところが、この説明は、①と②が矛盾していることは明らか（いったい下限は０％なのか１％なのか？）であり、③もよくわからないと言っているに過ぎないので、かえって議論の火に油を注ぐ結果となった。

ただし、この一連の議論においては、批判者が本当に批判しているのは、「物価安定の定義」自体ではなく、「物価安定の定義がインフレ・ターゲットとして機能していない」ことであるのに注意する必要がある。他方、ECBは、いわゆるインフレ・ターゲットについて、インフレ予測がインフレ目標から乖離した場合でも、その原因・重要性は多様であり、それを勘案することなく金利変更をすることは、物価の安定につながるとは限らない等の理由から適当ではなく、「物価安定の定義」はインフレ・ターゲットではないとしており、そもそもボタンの掛け違いの議論となっている。

（2）金融政策の戦略第1の柱（Ｍ３の伸び）

ECBの金融政策の戦略の第１の柱である通貨供給量Ｍ３の伸びは、2002年において、月ごとに多少の上下はあったものの7.0～7.8%の範囲内であった（これまで、99年5.6%、2000年4.9%、2001年5.3%）。これに対し、ECBが経済の潜在的成長率、貨幣の流通速度の趨勢的低下傾向等から定めるＭ３の伸びの参照値は4.5%である。ECBは、Ｍ３の伸びが比較的低かった2000年に利上げを行い、Ｍ３の伸びが加速した2001年半ば以降利下げをしてきたことになる。

このような状況を背景に、経済学者からは「第１の柱はますます不適切なものとなっており、常軌を逸したシグナルを送っているため、ECBも無視しているに違いない」とか「２つの柱からなる戦略は機能していない」との声が聞かれるようになった。本レポートの上記「１．2002年の金融政策」でも、第１の柱を無視しているが、説明に何の支障もなかった。

これに対して、ECBは、「2001年半ばからのＭ３の伸びの加速は、米国テロ事件、世界的な株価下落、対イラク戦争の可能性といった経済の不確実性の増大により、人々が通貨（Ｍ３）の形で資産を持つことを選好するようになったものであり、これがすぐにインフレに結びつくものではない。現在は総需要が弱いので、インフレに結びつく可能性は低い。ただし、経済が回復軌道に乗れば、インフレが顕在化するリスクをはらんでいる」という分析を行っている。

第１の柱の批判者は、このECBの説明に対して、「説得力に欠ける。総需要・総供給の分析を含む第２の柱とは独立したものとして、第１の柱を設定しているにもかかわらず、インフレになるかどうかを結局は総需要の動向に求めている」と反論している。

他方、通貨供給量の伸びを金融政策の戦略の柱とすることについて、ECB側の思い入れは一層高まってきている。例えば、イッシング専任理事は、2002年12月９日フランス銀行基金の経済政策フォーラムにおいて、「不確実な世界における金融政策」と題した講演を行ったが、その要旨は次のとおりである。

「中央銀行は次のような不確実性に直面している。第１は、経済の状況にかかわる不確実性である。データの質は不完全であるし、重要な指標を推定しなければならないが誤差が生じるし、経済へのショックが需要面か供給面か認定することすら高度な計量経済学の手法を用いても依然として困難である。第２に、経済の構造にかかわる不確実性がある。

経済構造内の関係を説明するモデルには種々の考え方があり、仮に正しいモデルが見つかったとしても、当該関係の強さを推定するのは困難が伴う。第３に、戦略的不確実性がある。中央銀行と民間の経済主体との間には相互作用があり、各経済主体がどのように行動するかを読むのは困難である。このような不確実性がある中で、中央銀行が特定の硬直的な政策ルールに従うことは、悪い結果を引き起こす可能性が高い。そこで、ECBは２つの柱からなる硬直的でない戦略を採用した。中央銀行は人々や市場の信頼を勝ち得ることが必要だが、この関連で通貨は信頼と不確実性という相反する性質を両有している。人々の信頼によって通貨は取引の媒介手段として使われるが、他方で不確実性が高いときに人々は貨幣を保蔵しようとする。信頼と不確実性を両有する通貨に中央銀行が着目することは非常に重要なことである」と述べた。後半部分の議論の展開は通常の理解力では捉えがたいが、通貨に対する熱い思い入れを強く示したものと言えよう。

(3) 金融政策の戦略の見直し

以上のように、金融政策の戦略を擁護するECBとその批判者との間の溝は深く、議論はすれ違うばかりであり、その状況は将来にわたって継続すると思えた。

ところが、利下げを決めた2002年12月５日の政策理事会（金融政策決定会合）後の記者会見において、ドイセンベルク総裁は、記者からの「２つの柱からなる金融政策の戦略を将来変更することはないのか。」との質問に対し、「いろいろな場所でいろいろな時に２つの戦略の柱に対してなされている批判を我々は承知している。我々は、2003年前半に、金融政策の戦略について、変更するかどうかはともかく、真剣な評価を行うことを決めた」と誰も予期していなかった発言を行った（その後、「春のうちに」結論を得ると時期を早めた）。

この「評価」の内容について、ECBは明らかにしていないが、ドイセンベルク総裁が2003年欧州議会で証言したところによると、「金融政策の戦略を策定してから４年が経過したので、このあたりで再評価を行い、当該戦略のいろいろな要素について検討を加えるのが適当と考えた。といっても、当該戦略を変更する必要を我々が感じているというわけではない。我々は、当該戦略に満足しているし、これまで金融政策決定に適切で効果的なガイダンスを与えてきたという事実に満足している」と検討はすれども変更する気はあまりないとのニュアンスを出した。

金融政策の戦略の批判者たちは、当該戦略を変更すべきだと主張するが、実際に変更されるかどうかについては、懐疑的である。批判者の急先鋒であるプリンストン大学のスヴェンソン教授も「ECBはこの劣った戦略を頑迷なまでに防御するのに多大な資源を浪費してきた。ECBがこの戦略を捨て去ることを心から望むが、そうなるかどうかは心もとない」と述べている。ジェトロ・フランクフルト事務所が数人のエコノミストにインタビューを行ったところ「ECBが第1の柱を捨て去るとは思えないし、インフレ・ターゲットを採用するとも思えない。変えるとすれば、物価安定の定義を現行の消費者物価指数の２％以下の上昇から、（既にイッシング専任理事が示唆している）１～２％の消費者物価指数の上昇と変更することくらいか」との意見が多かった。

なお、なぜこの時期にECBが金融政策の戦略の再評価を行うことにしたのかについては、ドイセンベルク総裁が2003年７月に退任する予定であることと無関係ではないと考えられる。新総裁になってから、批判の矢が激しくなった場合に、何の準備もなしでは戦略の変更を迫られる恐れがあるが、「既に広範かつ真剣に再検討した」と理論武装をしてお

けば、耐えることがより容易になる。今回の再評価の動きは、ドイセンベルク体制の「保守的な遺伝子」を後世代に残しておこうという試みとも捉えることができる。

３．ユーロの為替相場

(1) 為替相場の動向

2002年に入るまで、ユーロの対ドル為替相場は、ユーロが導入された99年以来基調として下落を続けてきた。すなわち、年平均で見ると、ユーロ導入初年の99年には、１ユーロ＝1.066ドルであったのが、2000年には0.924ドルとなり、2001年にはさらに0.896ドルへと下落し、「弱いユーロ」が定着したかに見えた。2002年に入っても、１月初めには、ユーロ現金流通をきっかけにしてユーロはいったん上昇したが、その後下落し、２月には月平均で0．870ドルとなった。

ところが、その後、ユーロは対ドルで上昇が続き、７月15日には、１ユーロ=1.0024ドルとなり、2000年２月以来２年５ヵ月ぶりに１ドルを超えた。秋口からは、ユーロはさらに上昇し、11月には月平均でも１ユーロ＝1.001ドルと１ドルを超えた。2003年に入るとさらに上げ足を速め、１月の月平均で1.062ドルとなった。１年間に20％以上上昇し、「弱いユーロ」から一転して「強いユーロ」になったことになる。

なお、市場においてユーロ・円相場に着目した取引が多額となれば、これによって相場も動き、分析の対象となるものの、現時点においては、市場はユーロ相場も円相場もそれぞれ主として対ドルの関係で見ているのが実情であり、ユーロ・円相場はユーロ・ドル相場と円・ドル相場をいわば掛け合わせたものにすぎない状況にある。

(2) 強いユーロの背景

ユーロだけでなく、日本円その他の通貨の対ドル相場も上昇してきたことから、2002年２月以降の為替相場の動きは、米ドルの他の通貨に対する下落であると捉えられている。

すなわち、2001年までは、「ユーロの対ドル相場が弱いのは、米国経済がユーロ圏経済よりも労働市場などにおいて柔軟性があり、中長期的な収益性が高いからである」（米国FRBのグリーンスパン議長の2001年11月30日の講演）との考えの下、ドル資産が買われていた。

ところが、2002年春頃からは、①米国の膨大な経常収支赤字は持続が困難ではないのか、②米国の景気回復は予想以上に遅いのではないか、③米国企業の業績は不正会計処理により水増しされているのではないか、などの懸念が市場において共有されるようになり、米国資産に対する投資の魅力が急激に低下したように受け止められ、当地エコノミストの間でも「ドル高の時代は終焉した」と言われている。

実際、2001年１～11月のユーロ圏の対外純直接・証券投資は482億ユーロの流出であったのが、2002年の同時期は337億ユーロの流入に転じた。

(3) 強いユーロの影響

2003年２月６日の政策理事会後の記者会見においては、ユーロ高の経済への影響にかかわる質問が過半を占めた。これに対し、ドイセンベルク総裁は、「強いユーロは懸念要因ではない。ここ何週間か１ユーロ＝1.08ドル近辺で推移してきたが、これでもまだ（99年１月の）ユーロ導入前の２年間の平均水準よりも若干低い。したがって、ユーロの名目的な上昇によって現在の健全な競争条件が阻害されるものではない」との認識を示した。

これに対して、ユーロ高は経済にとって大きな懸念要因であるとの見方もある。例えば、ドイツ銀行の「フォーカス・ヨーロッパ」（2003年２月10日号）は、「ユーロ高傾向は今後数年間は続き、経済の基礎的条件から考え

図2　ユーロの為替レートの推移

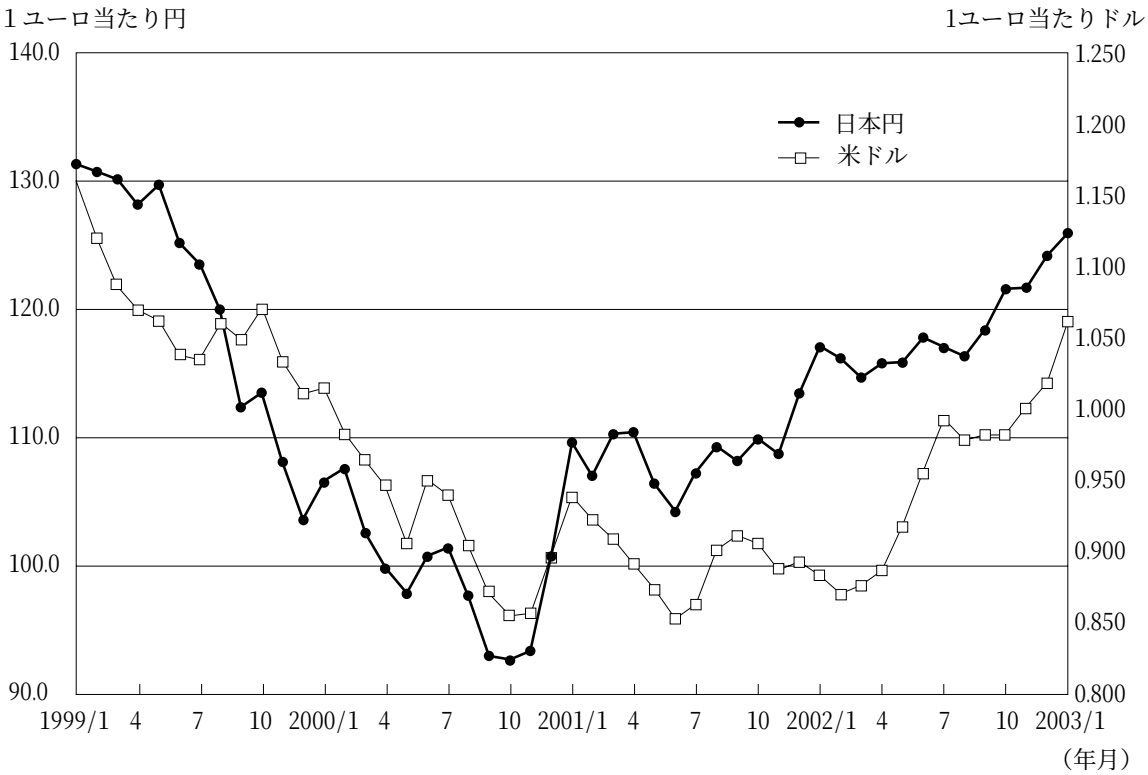

て適切な水準をある一定期間上回ることにもなろう。ユーロ価値の上昇はユーロ圏経済に極めて強い調整圧力を加えることになる。経済政策により、①経済の構造的な硬直性を改善するとともに、②内需を刺激することを通じ、この調整過程を円滑なものにすることは可能だが、構造改革は遅々として進まない一方、金融政策・財政政策により需要喚起ができない（BOX 4）ユーロ圏の調整能力は限られており、経済にあつれきが生じることは避けられないであろう。したがって、強いユーロは中期的には、経済成長を押し下げるように働くことになろう。低成長、高失業、低インフレが可能性の高いシナリオであるが、米国への資本フローが細るだけでなく、現在の投資が欧州に戻るような動きになれば、ユーロの為替相場の急上昇、米国株式市場の暴落等をもたらし、世界経済は深刻な景気後退に陥るリスクがある」と警鐘を鳴らしている。

BOX 4　安定・成長協定とECB

景気低迷を背景にユーロ圏各国において財政赤字が拡大しており、ポルトガルは2001年に、ドイツは2002年に、EUの安定・成長協定が定める財政赤字のGDP比の上限３％を突破し、是正手続きが開始された。

他方、安定・成長協定は元来、硬直的なルールであって、「３％」も恣意的な数値なので、景気変動に左右されず中長期的に財政収支が均衡するようなルールに変更すべきとか、解釈を柔軟にすべきとか、戦争になったら大目に見るべきとの議論がある。さらに、各国のインフレ率・経済成長率は予想ほど収れんしないが、ECBの統一的金融政策では効果が限られるので、各国が独自の財政政策を行って経済変動を安定化させるべきとの議論まで登場している。

そのような中で、ECBの政策理事会は2002年10月24日、安定・成長協定に関する声明を発表

し、同協定が統一通貨ユーロにとって欠くべからざるもので、これまで健全財政に寄与してきており、ユーロ圏各国の利益になるもので、また、物価安定の維持を支えるものであると主張した。

これに対しては、ECBは金融政策において独立性を付与されているのだから、財政政策という各国政府の政策に干渉すべきでないとの道義的な意見や、ECBの信念は理解できたが理論的な根拠を説明してほしいとの学術的な意見までいろいろ出た。

そのような中で、ECBは2003年２月の月報で、次のような安定・成長協定の理論的根拠を明らかにしている。

> 金融政策と財政政策がポリシーミックスを行って微調整（ファインチューニング）を行うべきとの議論があるが、この議論は時代遅れであり、今では、微調整は困難との議論が主流である。まず、金融政策が微調整を行うと人々のインフレ期待をかく乱させ、経済の不確実性が増す。他方、財政政策が微調整を行うのは、政治過程からしてタイミングを逸する可能性が高く、経済変動をかえって増幅させてしまう。また、好況期にも財政黒字とはならず長期的に政府債務が増大する恐れがある。すると、長期金利が上昇する可能性があるが、ユーロ統一通貨のもとでは、その悪影響をユーロ圏全体で負担することになってしまう。
>
> 従って、金融政策は物価安定の維持を目的とし、財政政策は資源の社会的適切な配分を目的として、それぞれ明確なルールのもとで政策運営をすべきである。その観点から、ECBの金融政策の戦略と安定・成長協定は適切な枠組みである。

財政政策の話かと思うと、金融政策による安定化政策まで強く否定している。一方で、「財政政策が安定化政策としてあまり有効でないというコンセンサスがある中で、（金融政策に）代わって安定化政策を行い得るものはない」（カリフォルニア大学バークレー校デービッド・ローマー教授）（シンポジウム「安定化政策を再考する」2002年８月米国カンザスシティー連邦準備銀行主催における発言）との考え方もあり、意見が大きく対立するところであろう。

４．ユーロ圏拡大に向けた体制整備（政策理事会の新投票方式提案）

（1）提案の背景

ECBは、2002年12月19日、ユーロ圏拡大後の政策理事会の投票方式について提案を行った。同提案によれば、現行は単純多数決であるのを、経済規模等に応じた投票権の割当てへと変更するとしている。

現在、政策理事会は、総裁・副総裁を含む６人の専任理事とユーロ圏参加国の中央銀行総裁12人から構成され、構成員18人の単純多数決により決することとされている。

この18の投票権は、イングランド銀行金融政策委員会の９、日本銀行政策委員会の９、米国連邦準備制度の連邦公開市場委員会の13（うち各地連邦準備銀行の投票権は５）に比べ多く、しかも、ユーロ圏全体というよりも各国の利害を反映する投票権の比重が大きい状況になっている。このような投票権の配分は、総裁のリーダーシップの発揮を困難にし、ECB政策理事会の機動的な意思決定を妨げており、ひいては、ECBの金融政策が後手に回りがちとなっている要因の一つであるとも言われている。

12月12～13日のEU首脳会議（欧州理事会）において、10ヵ国を2004年５月から新規加盟国として受け入れることで合意したが、これ

らの国は、①物価、②長期金利、③財政赤字・政府債務、④為替相場にかかわる基準を満たせばユーロへの参加が認められることとなる。

ECBとしては、新規加盟国のユーロ参加に伴い、現行政策理事会の一国一票単純多数決方式を見直さなければ、金融政策の運営が一層困難となることを認識しつつも、新規参加国のみを差別的に取り扱うことは政治的に困難であり、同時に、現行では１票を持つユーロ参加国のうち経済規模の小さな国への配慮の必要もあり、加えて、今後、英国等の現EU加盟国がユーロ参加してきた場合の影響なども考慮して、慎重な検討が行われてきた。

(2) 提案の内容

今回の提案では、ユーロ参加国数が15を超えた場合には、国内総生産（GDP）と金融機関資産規模に応じて、①主要国（５カ国）と②その他の２つのグループに分け、主要国グループは４つの投票権を割り当て、その他グループには11の投票権を割り当て、各グループ内では輪番で投票権を行使するとしている（ユーロ参加国数が21を超えた場合には、３つのグループに分け、それぞれ４、８、３の投票権を割り振るとしている）。

また、すべてのユーロ参加国の中央銀行総裁は、投票権を持たない場合であっても、政策理事会に出席し、議論に参加することができるとしている。

(3) 批判を浴びる提案

新投票方式の下でも、主要国の４票では、専任理事の６票を合わせても過半数の11を確保することはできず、逆に非主要国グループだけで過半数を確保できるという構造となっており、国際関係の微妙な勢力均衡の上に立った投票権割振りと見ることができる。さらに、学界、マスコミ等からは、「非効率的でわかりにくく整合性もなく恣意的だ」などとして、次のような抜本的な批判がなされている。

① ユーロ圏の全中央銀行総裁がすべての議論に参加するのでは、効果的な意思決定機関とは言えない。いくら投票権の数を制限しても問題は解決しない。もっとも、投票権の数を制限したといっても、まだ多すぎる。
② １人１票方式から離れ、経済規模に応じてグループ分けするのでは、投票権を持った中央銀行総裁はグループの利害を代表することとなり、現行の各国中央銀行総裁といえどもユーロ圏全体を代表するとの建前からはずれてしまい、ひいては各国の利害を反映した意思決定がなされやすくなる。それは、グループ分けに金融機関資産規模を加味することとし、ルクセンブルクを有利にし、ポーランド等を不利にしたことにも表れている。

これら批判者は、政策理事会の権能から金融政策の決定権限を分離し、少数の中立専門家からなる金融政策委員会といった組織がこの権限を担うべきであるとする。

これに対して、ドイセンベルク総裁は、2003年２月17日の欧州議会における証言において、新投票方式は「我々ECBとしても、私個人としても、好感が持てるほど単純な方式ではない」と認めつつも、

① ニース条約上、ECBが提案すべきとされたのは、投票方式であり、金融政策の決定権をどの機関が担うのが適切かについて提案することとはされていない、

（とECBの責任の所在を形式的に限定し、）

② 全中央銀行総裁が引き続き議論に参加するということと、１人１票の原則は維持することにより、各国利害が表面化する（re-nationalization）ことは免れている、

と批判に対して全くすれ違いの発言に終始した。

本提案は、2003年２月１日のニース条約の発効後の２月３日に正式な法案となり、EU首脳会議（欧州理事会）に提出された。今後、同会議において、欧州委員会と欧州議会の意見を考慮したのち、全会一致で採択の可否が決定されることとなる。ドイセンベルク総裁は、２月６日の政策理事会終了後の記者会見において、「代わり得る方式はなかなかないので、ECBの提案が受け入れられることになるのではないか」との見通しを示した。

５．ECBのユーロ圏経済見通しと今後の金融政策の動向

ECBは2000年12月以降、半年ごとにユーロ圏経済見通しを、ECBとユーロ圏各国中央銀行のスタッフが作成したものとの位置付けで公表している。直近の2002年12月に発表された経済見通しの概略は次のとおりである。

ユーロ圏の実質ＧＤＰ成長率は、2001年には1.5％と弱い伸びであったが、2002年の実績見込みはさらに0.6～1.0％と低迷し、2003年においても1.1～2.1％と回復は弱く、ようやく2004年になって1.9～2.9％と完全に回復すると見通している。ただし、2003年からの回復のシナリオについては、明確で説得力のある説明はなく、不確実性が高いことをうかがわせている。

他方、物価上昇率は、2001年に2.5％だったのが、2002年の実績見込みで2.1～2.3％と低下し、2003年には1.3～2.3％にまで低下し、さらに2004年には1.0～2.2％となると見込まれており、2003年から2004年にかけて、ECBの物価安定の維持の定義である2.0％を概ね達成すると見通している。これは、2003年には経済の弱さを反映して（2002年には上昇が持続した）サービス関連等の価格が低下し、2004年にはエネルギー関連の価格が低下するからであるとの見方を示している。

この経済見通しを踏まえ、市場関係者・エコノミストの間では、2003年の経済成長がユーロ圏の潜在成長率である2.0～2.5％にほとんど届かず、インフレ率が1.3～2.3％と比較的安定するとの見通しとなったことから、ECBは2003年に一段の利下げに踏み切るのではないかとの予想が強くなった。2003年に入ってからは、ECBはさらに経済成長率とインフレ率の見通しを下方修正しているのではないかとの見方が強まり、利下げを予想する声がさらに強まっている。

いずれにせよ、2003年においてＥＣＢは、イラク情勢、それが金融市場や経済に与える影響等を見極めつつ機動的な金融政策の運営を求められることとなろう。

（藤本　拓資）

Report 7

新規事業を開拓する携帯電話機器メーカー（欧州）

デュッセルドルフ・センター

欧州エレクトロニクス産業の動向について、（Ⅰ）携帯電話機器（Ⅱ）半導体の業界概要と、欧州主要企業の2002年後半の業績・戦略をレポートする。

欧州企業が世界市場で大きなシェアを握る携帯電話端末市場では、ノキアが引き続きシェア首位を維持し、シェア４位のシーメンスも販売台数を伸ばした（第３四半期）。UMTSの導入が遅れる中、両社は独自に新規事業の開拓を図る。

半導体市場では2002年にDRAMの世界売上高が前年を大きく上回り、欧州企業ではインフィニオン（シェア４位）のDRAM売上高が前年比72%増だった。しかし半導体市場の動向は不透明であり、同社は徹底したコスト削減も実施している。

Ⅰ．携帯電話

１．業界概要

（1）携帯電話端末

〈ノキアがさらにシェア拡大〉

2002年第３四半期の世界市場における携帯電話端末の販売台数は、前年同期を7.8%上回る１億400万台であった。四半期に１億台以上の携帯電話が販売されたのは、過去２回だけである。第１位から４位までのメーカーは、前年同期に比べて販売台数を伸ばしたが、第５位のソニー・エリクソンは、販売台数を約３分の１減少させた。IT市場調査会社ガートナーデータクエストによると、大手携帯

表1　世界市場における携帯電話端末販売台数（2002年第３四半期）

	販売台数（1,000台）	シェア（%）
ノキア	37,400	35.9
モトローラ	15,000	14.4
サムスン	11,000	10.6
シーメンス	8,100	7.8
ソニー・エリクソン	5,000	4.8
その他	27,500	26.5
合計	104,000	100

出所：Gartner Dataquest

電話メーカー以外のシェアは縮小する傾向にある。

ノキアでは、2003年に世界の携帯電話端末市場が10%拡大すると予測している。モトローラも同様の見解で、８～10%の成長を見込んでいる。これに対し、アナリストの大半は、最大でも1.8%の成長にとどまると予測している。

業界１位のノキアは引き続きシェアを伸ばし、２位以下との差をさらに拡大した。欧州市場におけるノキアのシェアは50%を超え、フィンランド市場では90%のシェアを誇る。ノキアのオリラ社長は、今後新しいマルチメディア型携帯端末の研究・開発費がさらに膨らむため、大手携帯電話メーカーだけが多大な投資に耐えられるとの見解だ。同社長は、今後数年で携帯電話端末業界の統廃合がさらに加速すると予想している。

戦略コンサルティング会社BCCの電気通信市場アナリストCarsten Kratz氏は、カメラ付き携帯端末などマルチメディア型端末が普及を始める2003年から通信市場シェアの構成が大きく変化する可能性があると指摘している。世界最大手の英ボーダフォンや独第４位のO2といった携帯通信事業者が自社ブランドの携帯端末を販売し始め、マイクロソフト社が携帯電話市場に参入したことも、業界再編に拍車をかけるだろう。

〈マルチメディア型端末の販売増〉

マルチメディア型携帯電話端末は、徐々にではあるが販売数を拡大している。これといった利用方法がないにもかかわらず、カラーディスプレイやマルチ・サウンドが付いた携帯電話端末の売れ行きが、2002年は予想外に良かった。業界関係者は、2003年に欧州市場で販売される携帯電話の２台に１台がカラーディスプレイ付きになると予測している。ノキアの予測では、2003年には世界市場で5,000万台から１億台のカラーディスプレイ付き携帯電話端末が販売され、このうち1,000万台がシンビアンOSをベースとするシリーズ60ユーザー・インターフェースを搭載する。

カメラ付き携帯電話とマルチメディア・メッセージ・サービス（MMS）が大衆商品となるのは2003年末と予想されている。これまで普及を妨げる障害となっていたのは、カメラ付き携帯電話の機種が少ないこと、価格が高いこと、取り扱いが複雑なことや撮影したデジタル画像の質が悪いことであった。これに加えて、MMSサービスを提供している携帯通信事業者が限られていたこと（ドイツ市場では2002年11月までT-モバイルとボーダフォンの２社だけ）、さらにMMSの交信が自社網に限られていたことが挙げられる（他社の通信網には画像や音声を除いた文章のみが送信できる）。

2003年からMMSが異なる通信網でもやり取りできるようになり、カメラ付き携帯電話の機種が増え、価格が低下し、画像の質も向上すれば、一般に普及してくることが期待される。投資銀行クレジット・スイス・ファースト・ボストンは、2003年末に西欧市場で使用される携帯電話端末の12%がMMS機能付きになると予測している。

〈スマートフォン・PDA市場が拡大〉

携帯電話端末の中でもスマートフォン市場の成長が期待されている。マイクロソフト携帯端末担当者のJuha Christensen氏は、2007年には携帯電話端末の40%以上がスマートフォンになると予測している。

市場調査会社カナリスによると、PDA（情報携帯端末）およびスマートフォン市場は拡大しており、EMEA（欧州・中東・アフリカ）地域における2002年第３四半期の販売台数は前年同期を102%上回る117万台に、第4四半期は前年同期を72%上回る160万台に拡大した。カナリスの統計には、従来の

表2　欧州、中近東、アフリカ地域における
PDAおよびスマートフォン市場（メーカー別）

	2002年第３四半期		2002年第４四半期	
	販売台数 ［前年同期比伸び率（%）］	シェア （%）	販売台数 ［前年同期比伸び率（%）］	シェア （%）
ノキア	665,940 ［322］	57	669,250 ［708］	42
パーム	172,440 ［33］	15	381,100 ［19］	24
HP	107,730 ［5］	9	151,990 ［△28］	9
ソニー	38,300 ［709］	3	78,900 ［182］	5
その他	181,620 ［△1］	16	310,080 ［9］	20
合計	1,166,030 ［102］	100	1,601,320 ［72］	100

出所：Canalys

図1　欧州、中近東、アフリカ地域におけるPDAおよびスマートフォン市場
（中心機能別、2002年第４四半期）

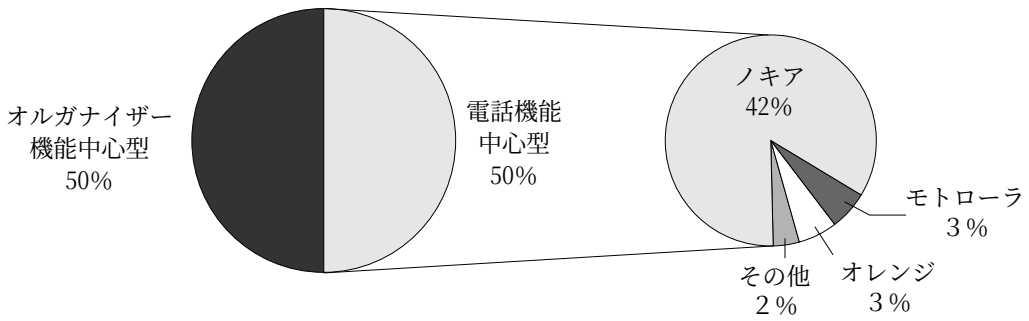

出所：Canalys

PDA、ワイヤレスPDAおよびスマートフォンが含まれているが、電話機能主体型スマートフォンの割合は全体の50%である。メーカー別に見ると、ノキアのシェアが圧倒的に高く、第４四半期のPDA、スマートフォンを合計した市場ではシェア42%、電話機能主体スマートフォンだけに限ると84%にも達する。

〈模造バッテリーの問題〉

欧州市場では携帯電話端末用の模造バッテリー製品が大量に出回っており、模造製品を使用した携帯電話端末が爆発するという事故も起きている。2002年11月、フィンランドの学校では、ノキア製の携帯電話が爆発する事故が起きた。持ち主の生徒は、純正バッテリーに似た模造品を使用していた。ノキアは模

造バッテリー製品に注意するよう警告している。同様の事故は、シーメンスの携帯電話端末Siemens C25でも発生している。同社製品向けの模造バッテリーは、これまでドイツ、欧州の一部、アジアで見つかっている。模造バッテリーは、主にインターネットや闇市などで販売されており、アジア製の模造品は、素人にはオリジナルと見分けることが難しいという。

〈使用済み携帯電話を回収・リサイクル〉

携帯電話メーカー10社（LG、松下、三菱、モトローラ、NEC、ノキア、フィリップス、サムスン、シーメンス、ソニー・エリクソン）は、2002年12月12日、環境にやさしい携帯電話端末の廃棄処理に関する協定にサインした。各社は今後、通信事業者と協力して使用済み携帯端末の回収およびリサイクリングを行うことになる。

（2）スマートフォン用OS

〈市場競争が本格化〉

PDA機能を持つスマートフォンの市場拡大が期待される中、スマートフォン向けOSをめぐる競争が本格化してきた。第三世代（UMTS）対応機種の開発に向けてスマートフォンOSの競争が激化することが予想される。現在のところ、シンビアンOSが圧倒的に優勢で、電話機能主体型のスマートフォン分野では95%近くのシェアを誇る。シンビアンOSは、英PDAメーカー、プサイオン社が開発した基本ソフトEPOCをベースに、ノキアなどの携帯電話メーカーによってスマートフォン向けに共同開発された。大手携帯電話端末メーカーのほとんどがシンビアン社に参加しており、シンビアン社参加メーカーの携帯電話端末市場におけるシェアは80%以上に達する。

〈マイクロソフト社は日本市場にも進出計画〉

PDA向けOS分野でシェアの拡大に成功したマイクロソフト社は、ワイヤレスPDA用には、Windows CEバージョンのPocket PC 2002 Phone Editionを提供しているが、これに加えて、電話機能主体型スマートフォン向けのOSとしてSmartphone 2002（コード名Stinger）を開発した。マイクロソフト社は、パソコンやPDA分野ではハードウェア・メ

図2　欧州、中近東、アフリカ地域における
PDAおよびスマートフォン市場（OS別）

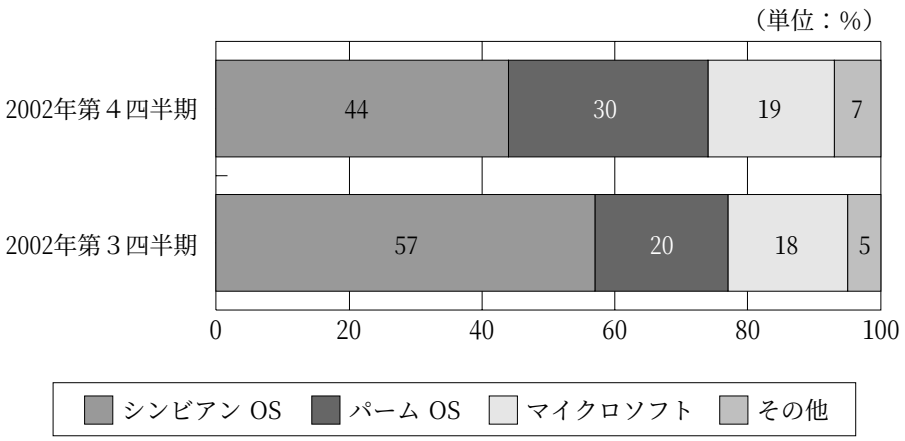

出所：Canalys

ーカーとパートナー関係にあり、直接競合することはなかった。しかし、スマートフォン市場では、同社が直接、携帯通信事業者と販売提携する戦略を取り、スマートフォン市場にも本格的に参入してきたため、大手携帯電話端末メーカーと競合関係にある。

マイクロソフト社のスマートフォン用OSを搭載した携帯電話第１号は、台湾メーカーのHTC社が製造したスマートフォンSPVである。2002年11月下旬に英国市場でフランス・テレコムの子会社オレンジによって発売された（価格197ポンド）。フランスでも12月中旬に市場投入された（価格約300ユーロ）。オレンジが参入しているベルギー、スイス、デンマークおよびオランダ市場でも発売される。ドイツ市場では、マイクロソフト社はドイツ・テレコム子会社のT-モバイルとスマートフォン分野で提携している。T-モバイルは、2003年夏頃までにSmartphone 2002を搭載した携帯電話端末を発売する予定だ。マイクロソフト社は、欧州市場を皮切りに、今後、米国や日本市場にも進出する計画だ。

台湾メーカーのHTC社はオレンジと協力して、スマートフォンSPVの後継機種の市場投入も計画している。SPV１号機は、ビジネスマンや一部のハイテク・ファンが主な販売対象であったが、後継機種は価格を下げ、ゲームや音楽などの娯楽機能を高めることによって、一般向けにする。マイクロソフトのSteve Ballmer社長によると、同社は２年後に25%のシェア獲得を目標にしている。

国際通信見本市（3GSM World Congress、仏カンヌ）で、マイクロソフト社とインテル社は共同でスマートフォン分野の新コンセプトを発表した。これは、インテル社のPCA（Personal Internet Client Architecture）とマイクロソフト社のスマートフォン用OSをベースに、携帯電話端末メーカーが独自のスマートフォンを開発できるようにするものだ。半導体メーカーの米テキサス・インスツルメンツと独インフィニオンはシンビアン陣営と協力関係にある。

〈市場競争は先行き不透明〉

スマートフォンOSをめぐる市場競争は、先が見えず非常に流動的である。市場投入を目前に控えての携帯電話端末メーカーによるくら替えもあった。英携帯電話端末メーカーのSendo社は2002年11月初めに突然、マイクロソフト社のスマートフォン用OSを搭載した携帯電話端末Z100の開発を取りやめることを発表した。Z100は同社が１年半かけて開発した製品で、市場投入を直前に控えていた。Sendo社は、今後シンビアンOSを搭載したスマートフォンの開発に専念するとしている。

Sendo社がマイクロソフトに背を向けた理由の一つとして、マイクロソフト社の厳しいライセンス戦略が挙げられ、これは通信事業者が独自に提供するメール・サービスなどのサービスに対応するためのカスタマイズ化を妨害しているものだ。

また、激しい市場競争の中、技術の盗用の疑いも浮上してきている。業界関係者は、台湾メーカーのHTC社が思いのほかスムーズにスマートフォンを開発できたのは、Sendo社のノウハウが漏れたからではないかと憶測している。またSendo社は2002年12月下旬、

表3　各OSと契約する携帯端末メーカー

スマートフォンOS	携帯端末メーカー
シンビアン	ノキア モトローラ シーメンス ソニー・エリクソン サムスン 松下 Sendo（2002年11月から） など
Smartphone 2002 （マイクロソフト）	HTC（台湾） Compal サムスン

米国でマイクロソフト社を知的財産盗用で提訴した。マイクロソフト社が、Sendo社の内部情報や技術ノウハウを外部に漏らした疑いがあると訴えている。

マイクロソフトおよびシンビアンの両者のOSとライセンス契約するメーカーも出てきている。韓国のサムスンはマイクロソフトと提携しているが、2002年11月にシンビアンにも参加した。独シーメンス社は、2001年の国際IT見本市Cebitでマイクロソフト社とスマートフォンおよびPDA分野で提携したと発表したが、その１年後にシンビアンにも参加した。シーメンスの携帯電話端末部門の責任者Rudi Lamprecht氏は、「当社はシンビアンに参加しているが、他のOSを使わないという意味ではない」と述べ、マイクロソフトのスマートフォンOSを搭載した携帯電話端末の開発を示唆している。

スマートフォンのOSをめぐる競争は、マイクロソフト社とシンビアンの両陣営だけではなく、今後はオープン・ソースのリナックスが絡んでくることも予測される。モトローラ社は、すでにリナックスを搭載した携帯電話端末の開発を発表している。

（3）通信事業

〈UMTSは導入遅れ〉

通信事業者の間では、UMTSの導入を出来るだけ先に延ばそうとする傾向が依然として強く、UMTSライセンス取得会社の一部は、UMTS事業を既に断念した。ドイツ市場では、クヴァムとモビルコムがすでに撤退している。ドイツ情報通信産業連合会（BITKOM）のBernhard Rohleder会長は、UMTS携帯電話端末に対して著作権料や公共放送の受信料を課すことが検討されていることに加え、住民の電子スモッグに対する不安なども普及の障害になると指摘している。

多くの専門家はUMTSと無線LANの両方に対応したモバイル機器が開発されると予想しているが、シーメンスの製品戦略マネジャーのKlaus-Dieter Kohrt氏は、そういったユニバーサル化は、製品価格の上昇につながり、大衆市場に向かないため、UMTSと無線LAN用に別途の機器を開発していく方針という。

電気通信業界では、UMTS規格の成功の鍵を握るのは技術そのものではなく、UMTSを活用したサービスの提供にあるということで意見が一致しているものの、普及のきっかけとなるキラー・アプリケーションを見出せないでいる。

最近では、キラー・アプリケーションよりも、特定のターゲット層に絞ったニッチ戦略に転じる傾向もある。無線ASPサービス・プロバイダーのPervasic社は、「法人顧客は、キラー・アプリケーションなど必要としていない。企業にはすでに自分たちのアプリケーションがあり、これをモバイルでも利用したいと希望している」と説明している。ノキアのErik Anderson副社長は、ユーザーの間で自然発生的にキラー・アプリケーションが生まれてくるだろうという考えだ。

〈新規事業の開拓図る〉

携帯電話メーカー各社は、UMTSにより市場が活性化するまでには、まだ時間を要すると見ており、新事業を開拓するなど、新たな企業戦略を立てている。携帯端末の新規購入や買い替え需要よりも追加需要に焦点を絞ったアクセサリー型携帯電話（シーメンス）やゲーム機型携帯電話（ノキア）の開発がこの一例である。また、異なる分野の企業と提携することによって、携帯電話端末を利用したコンテンツの開発やビジネス・アプリケーションの分野を強化している。

〈M2M分野の成長に期待〉

M2M（移動体通信網を介したマシーン・ツー・マシーン通信）市場は今後、大きな成

長が期待されている。シーメンス・モバイルのM2M通信モジュール責任者Jose Costa e Silva氏は、M2M分野の年間成長率は100%に達し、2003年の移動体通信網用の送受信装置の世界販売台数を1,500万台と予測し、そのうち、５台に１台がシーメンス社の製品になると見込む。競合企業であるノキアのワイヤレス・マシン・コミュニケーション担当者Hilpa Hornemenn氏は、３年後には欧州市場における携帯電話通信網を介したM2Mの接続件数は約１億件に達すると予測している。

〈移動体通信インフラ市場は縮小見込み〉

2003年は移動体通信インフラ市場の縮小が懸念される。エリクソン社は10%の縮小、ノキア社も５～10%の縮小を予測している。エリクソン社のSten Fornell財務担当役員によれば、移動体通信インフラ市場でUMTSが占める割合は、2003年で11～13%、2005年も３分の１程度にとどまるもようだ。

２．主要企業の動向・戦略

(1) ノキア

〈過去最高の販売台数〉

ノキアは、2002年第4四半期に、過去最高となる4,600万台の販売台数を記録した。シェアも過去最大の39%に拡大した。2002年通期のシェアは38%となり、５年連続で市場シェアを伸ばした。2002年にノキアが市場投入した新製品の数は、過去最多の33機種。同社は2003年第１四半期に、最大９%の売上増を見込んでおり、第２四半期では、さらに売上が伸びると予想している。

〈新商品カテゴリーを創出〉

電話機能付き携帯ゲーム機「Nゲージ」

ノキアは、携帯電話端末と小型ゲーム機を組み合わせた新しい商品カテゴリーを創り出した。同社の「Nゲージ」は、ゲーム機能に焦点を当てた携帯電話機である。見かけはゲームボーイに似ており、OSにはシンビアンを採用している。ソフトが入った別売りのメモリーカードを利用して、近距離間ではブルートゥース、遠距離間では通信回線を介してゲーム機同士の対戦ができる。Nゲージは、2003年第４四半期に世界各国で発売される。価格は500ユーロ程度となるもようだ。

メモリーカードに入ったゲームソフトはセガのほか、タイトー、英アイドス、米アクティビジョン、米THQの５社から供給を受け、順次拡大していく予定だ。ノキアは、自社製のゲームソフトの開発も検討しているという。携帯ゲーム機市場で圧倒的なシェアを持つ任天堂ゲームボーイとの競合が予想され、ティーンエイジャー向けのゲームボーイに対して、Nゲージは18～35歳をターゲット層に

表4　ノキアの売上高、収益および販売台数

	2002年第３四半期 （前年同期比伸び率、%）	2002年第４四半期 （前年同期比伸び率、%）	2002年通期 （前年比伸び率、%）
売上高（億ユーロ）	72.24 （2）	88.43 （1）	300.16 （△4）
収益（億ユーロ）	12.19 （14）	16.6 （4）	54.20 （3）
販売台数（1,000台）		46,000	125,000 （5）

している。ゲームボーイ用のゲームソフト数は約300種類でNゲージの成功には最低100種類のゲームが必要とされており、市場投入までに何種類のゲームソフトが提供されるかが焦点となる。

遠距離監視カメラ

ノキアが発表した遠距離監視カメラはGSM（携帯電話の欧州統一規格）モデムを内蔵したVGAカメラ（解像度640X480）で、マルチメディア・メッセージ（MMS）対応の携帯電話端末と合わせて利用する。GSM-周波数900通信網またはGPRS（高速モバイルデータ転送システム）をサポートしているGSM-周波数1800通信網がある所ならどこでも利用可能。携帯端末から監視カメラにデジタル写真を撮るよう命令するショート・メッセージを送ると、監視カメラは自動的にデジタル写真を撮り、ショート・メッセージで指定した携帯電話番号または電子メール・アドレスにMMSとして送信する。監視カメラを自動設定して、指定の時刻に撮影させたり、レンズの視野内で何かが動いた場合に撮影させたりすることもできる。また、周囲の音の録音、温度の記録も可能で、携帯電話端末にデータを送信できる。ノキアモバイル推進ビジネス部門の責任者Janne Jormalainen氏は、具体的な利用目的として、住宅、別荘、キャンピングカー、ヨット、馬小屋などの遠距離監視を挙げている。市場投入時期は2003年第２四半期になる予定。監視カメラによって、MMSサービスの新しい利用法が生まれるだろう。

〈各国の異業種と提携〉

松下電器産業

ノキアは、2002年11月、携帯電話とＡＶ（音響・映像）機器をインターネットで接続する技術を共同開発することで松下電器産業と合意した。両社が開発する技術ではAV機器がパソコンを介さずに直接携帯電話で遠隔操作できる。また、携帯電話端末で撮った写真画像や動画データ、音声などをAV機器に送信し、その後、再生やデータの交換も可能になる。松下がＡＶ機器、ノキアが携帯電話の技術仕様を主に策定する。両端末間で同じデータを活用するための「Ｊａｖａ」の技術などを開発する。

家電各社は携帯電話で録画予約できる映像記録装置などを一部商品化しているが、接続技術は各社で異なっている。松下はメーカーや機器にかかわらずデータ交換を可能にする技術開発でノキアと提携し市場の主導権を握る計画だ。今後、他の携帯・家電各社にも採用を呼びかけ業界標準化を目指すとともに、2003年にも関連機器を商品化する予定だ。

IBM

ノキアとIBMは2002年12月、携帯電話端末を利用したビジネス・ソリューションを共同で提供していくことで合意した。IBM グローバル・サービスはシステム･インテグレータとして、世界各国の法人顧客に対し、ノキアが開発したモバイルVPNソリューションをシンビアン OSを搭載した携帯端末向けに提供する。ノキア・モバイルVPNソリューションは、外勤社員などが携帯端末から移動体通信網を介して企業のイントラネットにアクセスする際、イントラネットの安全性を確保する。

L-Group

ノキアは2003年２月、フィンランドのアパレル大手L-Groupとウェアラブル・コンピューティング（Wearable Computing）分野で提携を結んだと発表した。両社は今後、移動体通信技術やブルートゥース等のワイヤレス技術を内蔵したスポーツウェアを共同で開発する。

サン・マイクロシステムズ

サン・マイクロシステムズとノキアは2003年２月、サン・マイクロシステムズのデータ・サービス・デリバリー・フレームワーク・ソリューションに、ノキアのMコマース向けサーバー用ソフトNokia Delivery Serverを組み込むことで合意した。この商品は、ネット事業者やモバイルインターネットのコンテンツ提供会社向けだ。

〈海外展開では一時撤退も〉

ノキアは韓国市場からの撤退を決定した。同社は韓国市場での携帯電話端末の販売を中止し、韓国にある研究・開発拠点も閉鎖する。また、韓国市場向けのCDMA（符号分割多重接続）方式携帯電話端末の製造も中止した。ただし、輸出向け携帯電話端末の生産は、今後も引き続き行う予定で、小規模なマーケティンググループも韓国に残す。第３世代のW-CDMA方式携帯電話端末は、韓国市場でも販売する計画だ。

ノキアのKari Tuutti国外事業担当副社長によると、同社はCDMAの世界市場で10%のシェア獲得を目指している。しかし、韓国市場ではサムスンやLGといった国内メーカーが圧倒的なシェアを誇っている。ノキアは2002年11月にCDMA方式の携帯電話端末を初めて韓国市場に投入したものの、販売が伸び悩んでいる。

ノキアはラスベガスのComdexで、世界初のEDGE規格（Enhanced Data rates for GSM Evolution ）による米国市場向け携帯電話端末Nokia 6200を発表した。データ転送速度は118kバイト/秒に向上、2003年第１四半期に市場投入する。

(2) シーメンス

〈販売台数は拡大〉

シーメンスは2002年第４四半期、携帯電話端末の販売台数を前年同期の900万台から1,100万台に拡大、売上高を13億ユーロとした。

〈携帯電話端末部門売却予定はなし〉

2002年９月下旬、シーメンスが赤字の携帯電話部門をモトローラに売却し、同じく赤字が続くモトローラの地上通信設備部門と事業交換するという噂が流れた。しかし12月初旬にシーメンス側がこの噂を否定、2003年１月には、モトローラのMike Zafirovski社長もこの噂を否定した。

シーメンスの携帯電話部門責任者Rudi Lamprecht氏によると、同社は今後ともインフラ、アプリケーション、携帯電話端末部門の切り離しは考えていない。同社のHeinrich von Pierer社長によると、携帯電話端末部門の売却は現在のところ考えていないが、他社との提携を模索している。世界シェア15%の確保が理想的だが、最低でも９%に拡大することを目指す。しかし、シェア拡大のために、企業を買収することはないとしている。

〈アクセサリー型携帯電話を開発〉

シーメンスは、若年層を対象としたアクセサリー型携帯電話端末を開発した。同製品は、新ブランド「XELIBRI」で販売され、「シーメンス」の名は製品の裏側に記載される。同社は、XELIBRIブランドの携帯電話端末を戦略的商品として位置付け、「技術に重点を置いた堅実なブランド」というイメージから若者向けのライフスタイル・ブランドにイメージ・チェンジを図る意向だ。

XELIBRIブランドの責任者George Appling氏によると、同ブランドの携帯電話は、「電話ができるアクセサリー商品」が開発のコンセプト。ユーザーが、腕時計のようなファッション・アクセサリーとして、複数のXELIBRI携帯電話をTPOに合わせて、使い分けるのが理想。シーメンスではXELIBRIブランド携帯電話の市場投入によって、携帯電話端末に対する追加需要を刺激

し、新しい購入層の開拓を期待している。

同ブランドのシリーズの中でも特徴的な製品が、Xelibri No.3である。同製品は、入力キーがなく、入力は音声認識ソフトによって行われる。シーメンスによると、Xelibri No.3の市場投入は音声認識入力の携帯電話端末に対する消費者からの反応を試験する意味合いが強い。

XELIBRIブランドの携帯電話は、2003年４月から販売が開始される。当面は、ドイツ、中国、フランス、イタリア、シンガポール、スペインおよび英国で販売、2003年９月からは他の市場にも投入される。同ブランドの携帯電話は高級ブランド品と同様に、毎年、春夏秋冬にそれぞれ４種の新コレクションを発表する予定。また、ファッション性が高く、限定販売されるため、製品ライフサイクルは通常の携帯電話端末よりも短い12カ月。現在、携帯電話端末市場では技術的にシンプルだがファッション性が高い製品と最新機能を多数搭載したマルチメディア型製品に二極化される傾向にある。

〈アジアで進む海外展開〉

中国事業の強化

シーメンスの情報コミュニケーション部門責任者Lother Pauly氏は2002年10月下旬、成長市場である中国における事業を強化すると発表した。同社は2002年夏、世界市場向けロー・エンド携帯電話端末の開発部門を北京に移管した（高度な技術が要求される多機能携帯電話端末は、引き続きドイツ国内で開発する）。北京の開発部門では従業員数を2003年末までに現在の50人から100人に拡大する。また、デザイナー部門も中国事務所を上海に開設した。今後12カ月間で新製品を９種類市場に投入、シェアを現在の10%から12%に拡大する計画だ。

シーメンスの子会社シーメンス・モバイル・アクセラレーション中国事務所（上海・北京）は、中国国内でモバイルインターネットのコンテンツや携帯電話端末のアプリケーションを開発するスタートアップ企業を支援している。同社はすでに、Magus SoftやMobile2winといったスタートアップ企業に資本参加している。

台湾のUMTSインフラ受注

シーメンスの情報通信事業部門は、台湾の移動通信事業者、台湾セルラーコーポレーション（TCC）からUMTSインフラの構築を受注した。アジア地域からの受注は初めて。2003年第１四半期から設備納入を開始する。シーメンスは７年前からTCCにGSM網インフラ設備を納入している。

Ⅱ．半導体

１．業界概要

IT市場調査会社ガートナーデータクエストによると、2002年の半導体世界売上高は、前年比1.4%増の1,554億米ドルだった。コンピュータのメモリーに使われるDRAMの売り上げ好調が大きく貢献した。DRAM分野を除く半導体市場は、前年に比べ２%縮小した。

インテルは、売上高が前年比3.1%減だったものの、11年連続でシェアトップを確保した。ガートナーデータクエスト社のアナリストRichard Gordon氏によると、第２位に浮上したサムスンのように、特定の製品やアプリケーションに焦点を絞ったメーカーがシェアを伸ばした。サムスンでは、DRAMおよびフラッシュ・メモリーの販売が好調だった。

〈DRAM市場〉

DRAM市場の世界売上高は、前年を36.7%上回る162億米ドルだった。DRAM世界最大手のサムスンは、シェアをさらに拡大した。同社はRDRAMやDDRSRAMなどのさらに付加価値の高いメモリー製品に戦略的な重点

表5　世界市場における半導体の売上高およびシェア

半導体メーカー	2002年		2001年		売上高伸び率（%）
	売上高（億ドル）	シェア（%）	売上高（億ドル）	シェア（%）	
インテル	241.50	15.5	249.27	16.3	△3.1
サムスン	81.65	5.3	63.03	4.1	29.5
東芝	65.29	4.2	67.83	4.4	△3.7
STマイクロエレクトロニクス	63.05	4.1	63.60	4.2	△0.9
テキサス・インスツルメント	62.00	4.0	60.60	4.0	2.3
NEC	56.81	3.7	53.89	3.5	5.4
インフィニオン	53.55	3.4	43.86	2.9	22.1
モトローラ	48.00	3.1	48.28	3.2	△0.6
フィリップス	43.55	2.8	44.02	2.9	△1.1
日立	41.23	2.7	47.24	3.1	△12.7
その他	797.37	51.3	790.80	51.6	0.8
合計	1554.00	100.0	1532.42	100.0	1.4

出所：Gartner Dataquest

表6　世界市場におけるDRAMの売上高およびシェア

半導体メーカー	2002年		2001年		売上高伸び率（%）
	売上高（億ドル）	シェア（%）	売上高（億ドル）	シェア（%）	
サムスン	49.92	30.8	32.00	27.0	56.0
マイクロン・テクノロジー	27.91	17.2	22.60	19.1	23.5
ハイニックス	21.04	13.0	17.16	14.5	22.6
インフィニオン	19.81	12.2	11.54	9.7	71.7
エルピーダメモリ	10.32	6.4	10.11	8.5	2.1
ナンヤ・テクノロジー	7.85	4.8	2.73	2.3	187.7
その他	25.26	15.6	22.42	18.9	12.7
合計	162.12	100.0	118.56	100.0	36.7

出所：Gartner Dataquest

を置いている。第２位と第３位は前年と同様、マイクロンとハイニックス。独インフィニオンは売上高が前年を72%上回り、シェアを前年の9.7%から12.2%に拡大した。インフィニオンは、11年連続でシェアを拡大させた。

２．主要企業の動向・戦略

(1) インフィニオン

独インフィニオンは2002年第４四半期の売上高を前年同期比47％増の15億ユーロとした。メモリー製品とモバイル通信用のチップ

表7　インフィニオンの売上高および収益

2002年	第３四半期	第４四半期
売上高（億ユーロ）	13.84	15.23
収　益（億ユーロ）	△3.18	△0.43

表8　インフィニオンの地域別売上高内訳（%）

2002年	第３四半期	第４四半期
ドイツ	27	26
欧州（ドイツ以外）	20	20
北米（NAFTA）	22	22
アジア・太平洋	30	32
その他	1	0
合計	100	100

表9　インフィニオンの分野別売上高内訳

	2002年第３四半期		2002年第４四半期	
	売上高（億ユーロ）	割合（%）	売上高（億ユーロ）	割合（%）
有線通信	1.05	7.6	1.06	7.0
モバイル通信	3.70	26.7	4.12	27.1
自動車および産業機器	3.21	23.2	3.34	21.9
メモリー	4.37	31.6	5.42	35.6
その他	1.51	10.9	1.29	8.4
合計	13.84	100.0	15.23	100.0

に対する需要増が売上増に大きく貢献した。金利・税引き前利益（Ebit）は第３四半期の2.92億ユーロの赤字から、0.31億ユーロの赤字に改善した。メモリー部門はコスト削減と生産性の向上を目指した結果、黒字に転換した。また、自動車・産業機器向け売上高は、過去最高の3.34億ユーロであった。

インフィニオンのUlrich Schumacher社長は、半導体市場の動向が依然として不透明なため、今後も設備投資を控える意向だ。同社では、徹底したコスト削減を実施し、従業員5,000人をリストラした。将来的には、さらに30%のコストを削減する計画だ。今後５年間で、半導体大手３社に追いつくことを目標にしており、中期的には、ソフトウェアやサービス事業を強化する方針。同社長は、本社機能を税金の高いドイツからスイスへ移管することを示唆しているが、今のところ具体的な動きはない。

表10　STマイクロエレクトロニクスの地域別売上高内訳（%）

2002年	顧客企業の国籍		向け地	
	第３四半期	第４四半期	第３四半期	第４四半期
欧州	43.3	46.8	28.5	29.1
北米	32.4	31.1	14.7	13.9
アジア・太平洋	12.8	12.4	42.7	43.6
日本	8.7	7.2	5.1	4.5
その他	2.8	2.5	9.0	8.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

表11　STマイクロエレクトロニクスの分野別売上高内訳

	2002年第３四半期		2002年第４四半期	
	売上高（億ドル）	割合（%）	売上高（億ドル）	割合（%）
自動車	2.224	13.5	2.209	12.4
家電	3.370	20.5	3.404	19.0
コンピューター	3.534	21.5	3.558	19.9
通信	4.997	30.4	6.303	35.3
産業機器、その他	2.327	14.1	2.387	13.4
合計	16.452	100.0	17.861	100.0

表12　STマイクロエレクトロニクスの製品別売上高内訳

	2002年第３四半期		2002年第４四半期	
	売上高（億ドル）	割合（%）	売上高（億ドル）	割合（%）
カスタムIC	11.430	69.5	12.179	68.2
凡用IC	0.951	5.8	0.988	5.5
ロジック、メモリー	2.042	12.4	2.601	14.6
単機能半導体	2.029	12.3	2.093	11.7
合計	16.452	100.0	17.861	100.0

（2）STマイクロエレクトロニクス

STマイクロエレクトロニクスは、2002年第４半期の売上高を17.86億ユーロとした。第３四半期の16.45億ユーロを8.6%上回り、前年同期比では23.4%増加した。

Report 8

厳しい環境下で売り上げ伸ばす大手製薬各社（欧州）

ロンドン・センター

欧州大手製薬5社の業績発表によると、2002年は各社とも医薬品事業は増収となった。欧州各国が医薬品の価格を抑えるなど厳しい環境のなか、大手5社は利益を確保している。M&Aは小型化し、件数も減少したが、今後の大型合併の可能性は否定できない。EUでは、漢方薬の品質基準と表示義務に関する指令案の採択、広告規制の緩和などの動きがみられた。

本リポートでは、欧州の医薬品産業の現状と動向について報告する。

１．各社とも医薬品事業は増収

2003年1～2月、欧州の大手製薬会社の多くが2002年の業績を発表した。業績発表を行った製薬会社はグラクソ・スミスクライン社（GlaxoSmithKline plc、英国）、アベンティス社（Aventis S.A.、フランス）、ノバルティス社（Novartis International AG、スイス）、ロシュ社（F-Hoffmann-La Roche Ltd、スイス）、アストラゼネカ社（AstraZeneca plc、英国）などで、その内容は次のとおりだった。

(1) グラクソ・スミスクライン社

グラクソ・スミスクライン社の2002年の売上高は前年比４％増の212億1,200万ポンド（日本円換算額約４兆935億円）、営業利益は11％増の66億9,400万ポンド、税引前利益は6％増の65億1,700万ポンドとなった。合併・統合や生産部門再編等によるコスト削減の効果で、利益の伸び率が売り上げの伸び率を上回った。この結果、１株当たり利益は8％増の78.3ペンスとなった。

同社の売り上げのうち、医薬品売上高は前年比５％増の179億9,500万ポンドで売上全体の85％を占めた。地域別に見ると、米国が97億9,700万ポンド（前年比８％増）で医薬品売り上げの54％と半分以上を占めた。欧州は47億100万ポンドで26％、日本は７億1,200万ポンドで４％だった。

同社のジャン・ピエール・ガーニエ最高経営責任者（CEO）は、今回発表された業績について「チャレンジングな環境や後発品の市場参入にもかかわらず、素晴らしい業績を収めた」と述べた。また、研究開発も順調に

進んでいることにも言及した。

なお、2003年の利益については、１株当たり利益の伸び率を１ケタ台後半と予想している。

(2) アベンティス社

アベンティス社の2002年の売上高は前年比10%減の206億2,200万ユーロ（日本円換算額約2兆5,926億円)、営業利益は22%減の28億2,900万ユーロとなった。税引前利益は営業外収入が増加したため28%増の36億9,200万ユーロとなった。同社の売り上げが減少したのは、非中核事業を売却したことによる。

医薬品売上高は、前年比６%増の175億9,100万ユーロとなり、売り上げに占める割合は前年の72%から85%に増加した。国別に見ると、米国が15%増の68億5,900万ユーロと高い伸び率をみせ、同売上に占める割合は36%から39%に増加した。販売先上位10カ国に入った欧州各国はフランス、ドイツ、イタリア、英国、スペインで、この５カ国の売り上げの合計は47億8,500万ユーロと全体の27%を占めた。

同社のランダウ取締役会長は、厳しい環境にもかかわらず、中核事業である医薬品部門が強い成長を維持し、成功した年だったと評価した。米国などの主要マーケットにおける成功や、医薬品部門の強化などが業績に貢献した。

なお、今後の業績については、2004年まで１株当たり利益の伸び率を10%台と予想している。

(3) ノバルティス社

ノバルティス社の2002年の売上高は前年比２%増の324億1,200万スイス・フラン（日本円換算額約２兆8,095億円)、営業利益は８%増の78億8,700万スイス・フラン、税引前利益は４%増の88億2,600万スイス・フランとなった。

医薬品売上高は前年比４%増の210億200万スイス・フランで売り上げ全体の65%となった。医薬品売り上げにおける米国の占める割合は42%で89億1,400万スイス・フラン（前年比３%増）となった。

同社のダニエル・バセラ会長兼CEOは、焦点を絞った経営戦略の成功により好調な業績を達成できたと評した。

2003年は、医薬品研究への投資を20%増加する計画であり、この費用のため医薬品の営業利益率は減少するが、営業利益と純利益は2002年を上回る見通しとしている。

また、同社は2003年より、業績発表をスイス・フラン建てから米ドル建てに変更するとしている。

(4) ロシュ社

ロシュ社の2002年の決算（継続事業のみ）は、売上高が前年比3%増の265億4,500万スイス・フラン（日本円換算額約２兆3,009億円)、営業利益が12%増の49億6,500万スイス・フラン、税引前利益は４%減の57億100万スイス・フランとなった。売上全体における北米の占める割合は43%の112億9,700万スイス・フランとなり前年比横ばいであった。

医薬品売上高は193億600万スイス・フランで売上全体の73%となった。

同社は医薬品部門と並び、診断薬部門を中核事業に位置付けている。診断薬部門の売り上げは72億3,900万スイス・フランで、同社の売り上げはこの両部門で100%を占める。

非継続事業を含めたグループの連結決算は、売り上げが2%増の297億2,500万スイス・フラン、営業利益は59%減の13億3,500万スイス・フランとなり、税引前で31億9,400万スイス・フランの損失を計上した。

2002年決算の特殊要因として、ビタミン部門の売却およびこれまで抱えてきたビタミン価格操作問題に関わる訴訟の解決がある。これにより、40億スイスフランの損失が生じた。

また、2002年10月の日本ロシュ社と中外製薬の合併により、世界第２位の市場である日本での営業力が強化され、開発力が高まったとし、今期のみならず今後も同社の業績に貢献していくと高く評価している。

同社のフーマー会長兼CEOは、中核事業が順調に成長を遂げたことなどから、2002年を同社にとって成功した年とし、現在進めている各部門の再生は将来の成功を導くと述べている。

なお、当社は2003年の業績について、売り上げおよび営業利益とも、２ケタ台の伸び率となると予想している。

(5) アストラゼネカ社

アストラゼネカ社の2002年の売上高は前年比10%増の178億4,100万ドル（日本円換算額約２兆1,391億円）となった。このうち、ドル安による影響はプラス１%と同社ではみている。営業利益は５%増の43億5,600万ドル、税引前利益は３%増の43億8,700万ドルとなった。

医薬品売上高は173億4,300万ドルで売上全体の97%となった。同売上の中で米国の占める割合は52%の91億400万ドル（前年比10%増）と同売上の半分以上を占めた。

同社のトム・マキロップCEOは、同社製品の競争力の強さに触れ、2003年に市場に投入する予定の新製品により今後も増収増益を達成するとした。

なお、当社の2003年の業績は、売り上げが横ばい、１株当たり収益が1.51～1.66ドル

2002年欧州大手製薬会社の業績

企業名 （単位）	グラクソ･スミスクライン社 （英国） （100万ポンド）	アベンティス社 （フランス） （100万ユーロ）	ノバルティス社 （スイス） （100万スイスフラン）	ロシュ社 注1 （スイス） （100万スイスフラン）	アストラゼネカ社 （英国） （100万ドル）
売り上げ	21,212	20,622	32,412	26,545	17,841
前年の売り上げ	20,489	22,941	31,643	25,761	16,222
前年比伸び率	4%	△10%	2%	3%	10%
為替レート	192.98	125.72	86.68	86.68	119.90
円換算額（単位：億円） 注2	40,935	25,926	28,095	23,009	21,391
うち医薬品売り上げ	17,995	17,591	21,002	19,306	17,343
前年の医薬品売り上げ	17,205	16,576	20,181	18,861	15,799
前年比伸び率	5%	6%	4%	2%	10%
構成比	85%	85%	65%	73%	97%
前年の構成比	84%	72%	64%	73%	97%
うち米国売り上げ	9,797	6,859	8,914	—	9,104
前年の米国売り上げ	9,037	5,964	8,636	—	8,281
前年比伸び率	8%	15%	3%	—	10%
構成比	54%	39%	42%	—	52%
前年の構成比	53%	36%	43%	—	52%
営業利益	6,694	2,829	7,887	4,965	4,356
前年の営業利益	6,053	3,639	7,277	4,438	4,156
前年比伸び率	11%	△22%	8%	12%	5%
税引き前利益	6,517	3,692	8,826	5,701	4,387
前年の税引前利益	6,169	2,886	8,483	5,961	4,269
前年比伸び率	6%	28%	4%	△4%	3%

（注１）継続事業のみ
（注２）円換算は日本銀行発表の「外国為替相場状況（平成13年12月末）の為替レートを適用
出所：各社プレスリリースを基に作成

（2002年は1.77ドル）と予想している。

同社は2002年に日本市場に投入した新商品の肺がん治療薬「イレッサ」を高く評価していた。イレッサを米国市場でも販売すべく準備をすすめており、今後の業績に大きく貢献することを期待していた。ところが、日本でイレッサの副作用およびこれに関する同社の対応が大きな問題となったことから、今後の同社の業績に少なからず影響が出るものとみられる。

２．市場の成長率が鈍化

IMSヘルス（米国）社によると、2001年の世界の医薬品市場は前年比12%増の２ケタ成長を達成したが、それ以降は減速し、2001年11月～2002年10月までの１年間は８%にとどまった。同時期における欧州上位５市場（ドイツ、フランス、イタリア、英国、スペイン）の売り上げは580億ドルで、７%増となった。2002年前半は10%増となり、その中で英国は、唯一２ケタの11%増となり、好調な業績を示した。

2002年末にかけて、欧州上位５市場の成長率は更に鈍化したとみられる。市場の成長率が鈍化した主因として、各国政府が医薬品価格を低く抑えたことがあげられる。欧州では、多くの国で医薬品価格の規制が厳しく、価格設定の際に参考とされるのは、欧州各国のうち低い水準にある価格となっている。

並行輸入などの貿易取引も市場の伸び率が鈍化した要因としてあげられる。医薬品価格が安価な国から、それより価格の高い国へ輸出が行われ、企業収益に打撃となっている。大手医薬品各社は、EU拡大により、モノの移動が容易となり、並行輸入などの貿易取引が拡大し、収益状況が悪化することを懸念している。一部企業では、EU拡大に対応するため、ノバルティス社がスロベニアのレック社（Lek）を買収するなど、中・東欧の企業との連携を深める動きも見られる。

2002年は、米ドル相場が弱まったことが企業収益にも影響を与えた。米国市場の比重が高い欧州の製薬企業は、自国通貨ベースでの業績のマイナス要因となった。逆に、米ドルベースでの業績を発表している企業にとっては、プラス要因に働いた。為替相場の影響は2003年も続き、欧州を基盤とする企業は業績のマイナス修正を余儀なくされるとの見方もある。

３．M&Aは小型化

プライス・ウオーターハウス・クーパース（PwC）によると、2002年の医薬品業界におけるM&A（世界計）は374件の710億ドルだった。2001年は334件610億ドルだったため、件数、金額とも増加しているが、2002年のM&Aの最大事例であるファイザー（米国）とファルマシア（米国）の合併が600億ドルであり、これを除外するとわずか110億ドルとなる。このことから、全体の傾向としては、M&Aの小型化がみてとれる。世界経済に不透明感が漂う中、企業経営者は、株主を説得してまで膨大な資金を要する大型M&Aを実施する状況下にないと判断し、M&Aは比較的規模の小さい案件に集中したとみられる。

西欧のM&Aは、金額は前年から横ばいの40億ドル、件数は4%減の93件となった。M&A件数は、北米が19%増、アジアが25%増であり、西欧は他地域と異なる傾向をみせている。件数の伸びの違いは、現在の資金調達が困難な状況に対応しきれていないことが背景にあるとみられる。M&Aの上位10案件において、合併対象となった西欧の企業数は、2001年は１企業だけだったが、2002年には４企業となった。

PwCは、現在のリスク回避の傾向は2003年も続くと予想しているが、新たな大型M&Aの可能性を否定しておらず、そのようなM&Aが欧州内で起こる可能性もある。M&A契約額は縮小傾向が続くが、件数は増

加するとみている。

最近の大手企業の合併、提携等の動きとして、ノバルティス社がロシュ社への出資比率を32.7%まで引き上げたことがある。このことは、ノバルティス社の決算発表の際に明らかになった。2003年１月には、アベンティス社とバイエル社（Bayer AG、ドイツ）による合弁会社設立交渉の中止が発表された。

４．最近の動向

(1) 漢方薬に関する指令を採択

2002年11月、欧州議会は漢方薬の品質基準と表示を義務付ける指令案を採決した。これにより、漢方薬は、通常の薬品と同様、安全で、かつ高い基準の製品であると初めて承認を得ることになる。承認を得るためには、30年以上医薬品として使用され、安全性が確認されていなければならず、また、30年のうち15年は欧州で使用されていなければならない。さらに、生理作用を及ぼすものはすべて薬品と分類されるとしている。

これらの指令が各国の法制度に反映されるまではまだ時間を要するが、実際に強制力を伴なうものとなれば企業への影響も大きいため、企業によるロビー活動や議論を引き起こしている。

(2) 広告規制の緩和を提案

欧州委員会は一部の処方薬の消費者向け広告に対する禁止を緩和する提案をした。これは、エイズ、気管支の病気、糖尿病に対する治療薬の情報を患者が得られるよう、規制を解除しようというものである。欧州議会は2002年10月にこれを否決したが、その後も議論は続けられ、欧州委はその提案を支持してきた。欧州委は、患者が製品の最新情報をインターネット上などで確認できることから、広告の制限を強制するのは不可能であると述べている。しかし消費者団体は、禁止を緩和すれば、薬品の広告が普及している米国のように必要以上に薬品の需要を喚起し、消費者は不必要な薬品まで服用することになると主張している。

(3) 特許をめぐる問題

製薬特許権の緩和をめぐっては、WTOによる協議が行われてきたが、途上国と米国の間で条件について妥協点が見出せず、期限とされていた2002年12月末を過ぎても結論は持ち越されている。この問題は、製薬会社の特許を保護する貿易関連知的財産（TRIPS）の例外として、特許料を支払わずに製造したコピー薬の取り引きをどこまで認めるかが焦点となっている。WTO加盟国は、アフリカを始めとする途上国で問題となっているエイズ、マラリアなど、深刻な感染症に関しては、原則、コピー薬の取り引きを認める方向で合意をみせている。がんなどの非感染症についても、人道的な見地から例外の対象としたい途上国側と、例外を幅広く認めることで製薬会社が新薬の研究開発意欲を失うことを懸念し、対象となる疾病を限定したい米国側とで意見の対立が続いている。EU、日本はそれぞれ途上国側に配慮した調停案を提案してきたが、米国の同意を得られず解決には至っていない。特許権の緩和に対して慎重な姿勢を崩さない米国と、それに反発する途上国との間の溝は深く、この問題が難航すれば、2004年末までに新しい通商ルールの設立を目指す新多角的通商交渉（新ラウンド）の足かせとなることが懸念される。

（松本　哲）

Report 9

小売業は低迷、伸びる通信販売（ドイツ）

ベルリン・センター

2003年に入っても欧州の景気は依然低迷している。約8,200万人の大きな市場を抱えるドイツでも小売店の売り上げは低調だが、通信販売分野は好調だ。2003年夏には小売店の営業時間規制が緩和され、土曜は20時までの開店が可能となる。

１．小売業概況

（1）2002年業界売り上げは前年比3.5%減

ドイツ小売業連盟によると2002年小売業売り上げは前年比で3.5%減、3,650億ユーロであった（2003年１月30日付記者発表）。売り上げ減の理由としては、景気低迷、失業増加、増税や公的負担増による国民の消費マインド低下が挙げられている。

小売り各分野での売り上げ減少は一様ではなく、食品以外では売り上げ5.5%減だが、食品では0.6%減とほぼ前年並みで消費者の節約は少なかった。しかし、食品を含め日用品の買物が一般の小売店からディスカウンターにシフトした。

販売ライン別に売り上げ動向を見ると、旧型のラインの売り上げは落ちた。自営専門小売店の売り上げは6.3%減、百貨店が５%減、専門店スタイルのチェーン店4.4%減、スーパーマーケット4.4%減という状況である。

（2）メトロの2002年売り上げは4.3%増

業界最大手のメトロ社（2003年１月９日付記者発表）によると、2002年売り上げ（暫定値）はグループ全体で前年比4.0%増、515億ユーロとなった。販売部門の売り上げは、前年比4.3%増、511億ユーロであった。ケルバー取締役会会長は、この結果について「売り上げは全体として見ると期待した線の一番下」とコメントしている。

国外での売り上げは前年比8.2%増で、238億ユーロとなり、売り上げに占める国外比率は前年の44.4%から46.3%に増加した。

食品分野では自社ブランドへの需要が増加したことが特徴である。

同社は2002年に合計61ヵ所に新規開店を行い、メトロ・キャッシュ・アンド・キャリーが最も多く53店、家電のメディア・マルク

ト／ザトゥーンが39店新たに開店した。2002年末現在メトロ・グループの店舗立地点数は2,310である。ベトナム、日本への進出で進出国数は26ヵ国になった。

２．通信販売業の動向

(1) 伸びる通信販売

2002年の小売業全体の売り上げは前年比3.5%減で、消費者の財布のひもは締まったままであるが、その中でオットー通販（Otto-Versand、ハンブルク）、クヴェレ（Quelle AG、フュルツ）などの通信販売が活気をみせた。

消費動向研究所（GfK）によると、2002年全家庭の約４分の３がカタログやオンラインで通信販売を利用した。通信販売をよく利用している消費者の平均的イメージは年齢が30～39歳、月収は手取り1,500～2,300ユーロという。最もよく売れているのは、衣服、本・CD・ビデオ、化粧品、家電製品、コンピューター（ハード・ソフト）、玩具、家庭用品で食品はまだ少ない。

全国通信販売連合（BVH：Bundesverband des Deutschen Versandhandels）によると2001年の１人当たり年間支出額は265ユーロであった。ドイツ通信販売研究所（Deutsches Versandhandels-Institut）の推定では2002年の１人当たり支出額は300ユーロで、増加傾向にある。

通信販売部門はドイツ全体を見てもディスカウンターに次いで伸びている部門だ。

現在の傾向としては専門分野に特化した部分が急成長している。例えばクヴェレの「Animal24」ではカタログとオンラインの両チャンネルを通じて猫、犬、鳥、亀などのペット用にあらゆる商品を提供している。

2001/02年度の通信販売の国内売り上げは、オットー通販が33億2,100万ユーロ（前年度比0.8%減）でほぼ前年レベルを維持し、衣服の通販成績の良かったシュヴァプ・グループ（Schwab-Gruppe、ハーナウ）は前年度比2.7%増で12億9,900万ユーロ、高級ファッションや贈答品のハイネ・グループが前年度比3.5%増で７億1,600万ユーロと売り上げを伸ばした。

(2) オットー通販は売上高世界２位

オットー・グループの傘下で現在90社が欧州、米国、アジアの23ヵ国で事業展開しており、日本では86年に住友商事との合弁で「Otto Sumisho Inc., Tokyo」（高級ファッション、高級住宅用品の通販）が設立された。この合弁事業がアジア進出の最初であった。日本ではその後レジャー用品の通販「Eddie Bauer」（94年）、化粧品の通販「Club Créateurs Beauté Japon Inc」（96年）が同様に合弁で設立され、合計３社になった。

オットー・グループの事業は、多種の一般商品の通販、専門商品の通販、卸売り、店舗小売りが柱になっている。近年これを支えるかたちでオンライン・ショッピング、運送などサービス業務の重要度が増してきた。2001/02年度の売り上げに占める割合は、多種の一般商品通販が32%、専門商品通販が25%、卸売り（キャッシュ・アンド・キャリー）が28%、店舗小売りが12%で、通信販売は総売り上げの57%であった。

オットーは「欲しい物をオンラインでもカタログでも店舗でも買える」というマルチチャンネルを採用しており、2002年3月からは携帯電話からも注文できるようになった。オットー・グループでは、オンライン・ショッピングの割合は10年後に少なくとも小売業全体では10%、オットー・グループ内構成比では20%以上になると見込んでいる。ハンブルクのオットー通販だけを見ると2001/02年度のオンライン売り上げ割合はすでに10%をはるかに超えている。グループ全体でのオンライン売り上げは前年比で56%増、17億ユーロとなった。

調査会社アレンスバッハの調査によると、ドイツ国内のオンライン・ショッピング利用者数は増え続けており、2002年末には1,500万人を超えた。これはドイツの14～64歳の人口の約30%に相当する。利用者数で見ると、オットー通販はオンラインショップでドイツ第２位（利用者219万人）。第１位は、書籍オンラインショップのドイツ・アマゾン（同491万人）である。カールシュタットクヴェレ傘下の通販クヴェレとネッカーマンはそれぞれ第３位（同187万人）と第８位（同134万人）であった。

売上高では、オットー通販は世界第２位になっている（第１位アマゾン）。

（3）カールシュタットクヴェレの通販好調

カールシュタットクヴェレ（2003年１月13日付記者発表）によると、同社の2002年売り上げは158億ユーロで前年比1.7%減となったが、通販部門は大幅な売り上げ増を記録した。

百貨店・専門店部門はドイツ都市部の全体的な大型店舗不調のあおりを受けた。百貨店・専門店部門の2002年売り上げは前年比8.5%減だった。百貨店（190店）の売り上げは63億ユーロで、前年比8.1%減となり、専門店（294店）の売り上げは11億ユーロで、前年比4.8%減となった。特に百貨店は不調である。

一方、ブランドのクヴェレとネッカーマンを中心とした通信販売部門は、オンラインとカタログというマルチチャンネル方式が功を奏し、2002年の売り上げは82億ユーロで、前年比5.1%増となった。同社では売り上げが前年比14.4%増となった旅行、金融サービス、B2Bサービスなどサービス部門を除けば通信販売部門が唯一売り上げを伸ばした部門である。

（4）通信販売はサービスが好評

カタログブームともいわれる通信販売の増加の主な理由として、

・価格の透明性が大きく、またユーロ導入にあたって価格操作（便乗値上げ）がなかった（マルク時代のカタログと比較）ため企業の価格戦略への信頼感が生まれた
・店舗で商品を探すよりもカタログで探した方が精神的にゆったりできる
・24時間買物できる、商品情報が得やすい、宅配してくれるなどサービスがいい

がよく挙げられる。

３．業界を取り巻く制度の変化

（1）国際食品基準の制定

ドイツ小売業界は、メトロ（Metro）、グローブス（Globus）、さらに中部ドイツ（フルダ、フランクフルト、ゲッティンゲン地域）に市場を持つ食品小売りテグート（Tegut）社を中心に品質マネジメントと衛生に関するサプライヤー向け基準づくりに努めてきた。それを具体化した国際食品基準（IFS）が2003年１月中旬正式にスタートした。これまでGFSI（Global Food Safety Initiative、パリ）がこの基準を検証してきたが、同機関は国際的な要求基準を満たすとしてIFSを正式に認めた。ドイツ全国商業団体連合会（BDH）の食品法・品質確保委員会マテルン委員長は、「これで自社ブランドを持つ食品メーカーに対する監査が大きく前進し、食品の安全性をさらに改善するための手段が国際的に認められた」（ドイツ小売業連盟記者発表、2003年１月14日付）と評価した。

IFSは、自社ブランド食品を小売業に納めている食品メーカーに対する監査基準を統一的に定めるもので、監査方法、評価方法などを対象にしている。また、監査結果の相互認容、供給チェーン全体の透明性の拡大などを目指し、食品の安全性を改善することが目的である。この基準の作成にあたっては、GFSIの監査基準がベースになった。IFSは今後、ドイツ、フランス両国の小売業の代表者

が構成する作業グループが定期的に見直し、時代遅れにならないようにする予定である。

監査基準にはほかにもイギリスのBRCがあるが、BRCでは評価の仕方が基準に「合っている」「合っていない」の２種類になっている。IFSではこの評価段階を４つにし、さらに総合評価点方式も取り入れた。これで食品メーカーの品質確保についてより詳しい情報が得られ、メーカー側は自社の弱点がわかることで継続的改善の一手段になる。

IFSの制定と並行して、食品小売企業、サプライヤー、監査企業を対象にした監査オンライン・ポータル・サイトとデータベースの構築も進められている。さらに監査企業も選定され、ベルリン、ハンブルク、ハノーバー、ミュンヘンなどの11社の名前が挙がっている。

小売業自社ブランド食品の品質確保は、自社ブランド食品に対する需要が増えてきた現在の小売業にとっては極めて重要である。大手ブランド品メーカーの団体であるブランド連盟（Markenverband）では、消費者の大手ブランド離れ、小売業自社ブランドの売れ行きの伸びを指摘してきた。スーパーマーケットではまだ92%が大手ブランド商品であるが、Penny、Aldi、Lidlなどのディスカウンターでの品揃えでは大手ブランド商品は平均して60%という状況になってきた。「大手ブランド商品でなければ駄目」という顧客の数は減ってきているのである。

大きな理由としては以下が挙げられる。

・商品検査機関の調査結果で小売業の自社ブランドの質は大手ブランド品に比べてさほど劣らないとの結果がしばしば見られ、小売業自社ブランドのイメージが改善してきた。
・消費者の価格意識が一般的に高まり、ブランド名が価格よりも重要と考える人の割合が減ってきた。
・特定の商品（例えばヨーグルトや洗剤）では大手ブランド品を買う利点がはっきりしなくなってきている。どれも似たり寄ったりでブランド品の特徴が分かりにくくなっている。

（2）小売店の営業時間規制が緩和

①　産業界は景気効果に期待

ドイツの現行の営業時間規制では、（薬局、旅行用品を販売する駅の店舗、パン屋、ガソリンスタンドなどを例外として）通例月～金曜日が６～20時まで、土曜日が６～16時まで、日曜日と法定祝日は休みとなっている。

消費者保護団体と小売業界は営業時間規制の緩和は消費の活性化を促し、景気高揚に役立つという点で意見一致してきた。全国消費者センター連盟（Bundesverband der Verbraucherzentralen）は政府に対し、月～土曜日の営業時間を完全に自由とすることを要求した。これに対しドイツ小売業連盟は歓迎の意を表明し、まず少なくとも土曜日の営業時間規制を現行の16時から18時にすることを要求した。これは、消費者行動を見ると土曜日は消費者の多くが昼すぎに買物に行くため、営業時間を２時間延長すれば、消費者は買物時間を50%は延長することが見込まれ、小売店の方では営業時間を顧客要求に対しもっと効果的に適応させることができる、という見解からであった。ドイツ小売業連盟では、この２時間延長対策はさらに政府にとっては費用のかからない景気抑揚対策にもなり、また小売業総売り上げの４分の３を占める都市部の活性化にもつながると期待していた。

②　2003年夏から土曜日は20時まで開店可

政府も百貨店もこれに賛成、アンケート調査によると市民の大多数も小売店の営業時間の延長に賛成したが、労働組合は反対してきた。

政府は2002年12月11日に土曜日は20時まで営業延長できる閉店法の改正法案を閣議決定した。この改正案には連邦参議院の同意は必

Report 9

要とせず、連邦議会での採決は遅れたものの、2003年３月13日、同改正法案は連邦議会で可決され、小売店は月曜日から土曜日まで通して６～20時の営業が可能となった。

小売店側の反応は、市内と周辺地域、ショッピングセンター内と外で分かれる。それぞれで消費者の買物の習慣が異なるためだ。大きく分けると、市内とショッピングセンター内の小売店は延長を歓迎、周辺と外の小売店は、営業時間を延長しても売り上げにプラス影響を見込めないこと、店員の増員で費用増になることから反対している。

また、これまでの消費者の買物の習慣でも、土曜日は市外では13時以降ほとんど客が見られず、市内も18時以降はほとんど客が見られなくなることが多い。

閉店時間の規制についてアレンスバッハが2002年11月に実施した世論調査によると、全体の55%が「法的規制はいらない」、「営業時間は店主が自分で決めればよい」と完全開放を求めている。法的規制が必要と答えたのは32%である。国家による規制を受け入れる傾向の強い東部ドイツ（64%）の方がこの規制に関しては西部（53%）よりもリベラルに考えていた。日曜日営業については、ドイツ全体で46%が反対（賛成38%）、就業者だけを見ると46%が賛成している（反対39%）。政府は日曜日は休日という姿勢を崩していない。

政府の改正案に対する小売業従業員からの反対が多いことを受けて労働組合は政府に対して改正案の撤回を要求した。また、ドイツ小売業連盟は、警察官、看護婦、映画館切符売りなどはこれまでも土曜日労働に手当はないのに比べて、小売業界は土曜手当が存在する唯一の業界だとして、土曜日の労働の手当廃止を要求し、組合側の批判に遭っている。

小売業従業員の反対理由は、開店時間が長くなること自体と、「非社会的」な時間帯での労働に対する補償が少な過ぎるということである。現行の賃金協定では、土曜日の14時以降、月～金曜日の18時30分以降の労働には手当が20%付く。実際にはこの上乗せ分は休暇に振り替えるのが普通であるが、同手当が廃止されれば休暇時間が少なくなるため、組合側はこの手当廃止は受入れられないとしている。

個人消費への刺激、都市部消費の活性化、さらにレストランなど他業界への波及効果を狙った土曜日開店時間の延長にようやく決断が下った。改正法は2003年夏から実施される見通しとなっている。

ロンドン地下鉄における官民パートナーシップ（英国）

ロンドンセンター

ロンドンの地下鉄は1863年に、パディントンとファリンドン通りの間に世界で初めて開通した。現在路線の全長は408km、駅数は275駅、利用客数は毎日300万人に上る。利用客数は年々増加の一途をたどっているが、世界最古の設備は老朽化が激しく、過去の設備投資が十分ではなかったことから、需要に応えられていない。ピーク時に走る地下鉄の20本中に１本は故障などの理由でキャンセルされる。信号システムの故障による運行の遅れ、または運行が全く停止されることなどは日常茶飯事である。このため、設備の近代化を図るべく地下鉄の運営に官民パートナーシップ（Public Private Partnership：PPP）を導入することとなり、2002年5月にロンドン交通局と民間の間で今後30年間の地下鉄施設運営の契約が交わされた。これは1997年の検討開始から5年後のことである。その後もケン・リビングストン・ロンドン市長の反対運動や入札者のひとつであるAmey（サポート･サービス･グループ）の経営不振などの影響で、契約の最終調整は遅れた。2002年末になってようやく3つのインフラ会社のうち、一つを受け持つTube Lineが最終調整を終え、2003年元日からインフラ会社をLondon Underground Limited (LUL)から引継ぎ、１月8日には業務計画を発表するなど動き始めたところだ。

本レポートではロンドン市民の生活を支える地下鉄で、どのようにPPPの導入が進められてきたのか概観する。

１．PPP導入への経過

老朽化が進む地下鉄の設備を維持していくためには、継続的な投資が必要だった。それにもかかわらず1970年代から設備投資は積極的に行われず、設備状況は劣化した。特に保守党のサッチャー政権は小さな政府を目指すあまり公共工事へ十分な予算が向けなかった。1979～1997年までに投資された金額の年間平均は3億9,500万ポンド（約800億円）だった。

1997年、政権党となった労働党は地下鉄の

図1　過去30年間の設備投資額の動向（単位：100万ポンド、2001年の貨幣価値による）

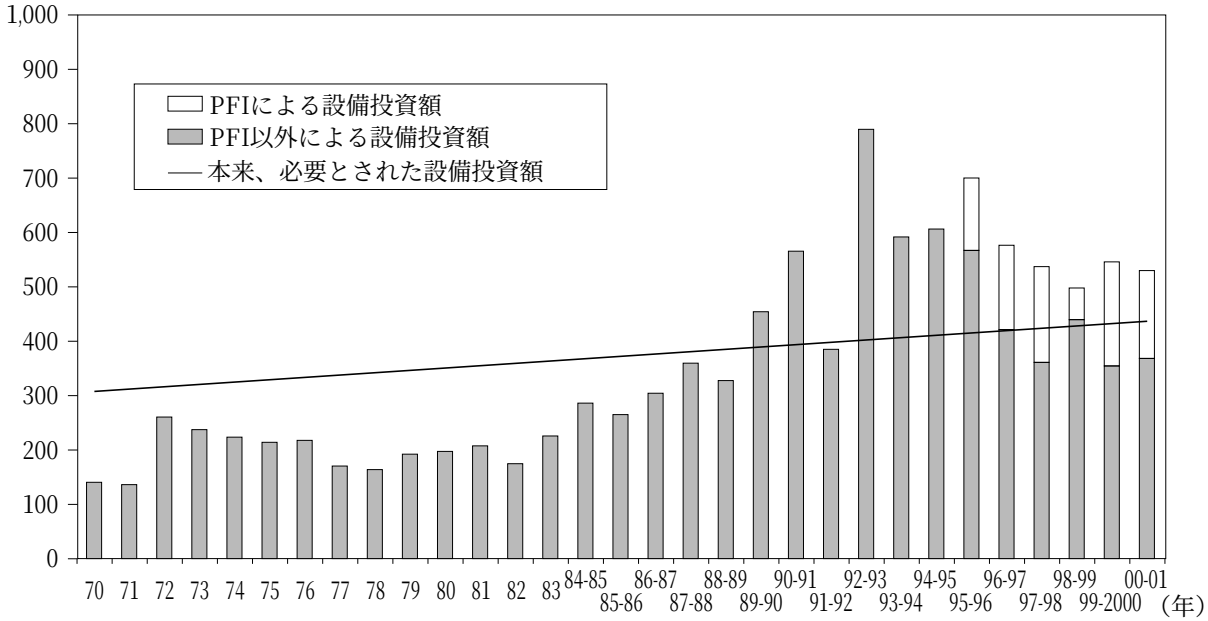

出所：Department for Transport “ London Underground : Public Private Partnership/ The Offer to Londoners ”

図2　増加する乗客数と地下鉄線路の全長（単位：100万人、100万キロ）

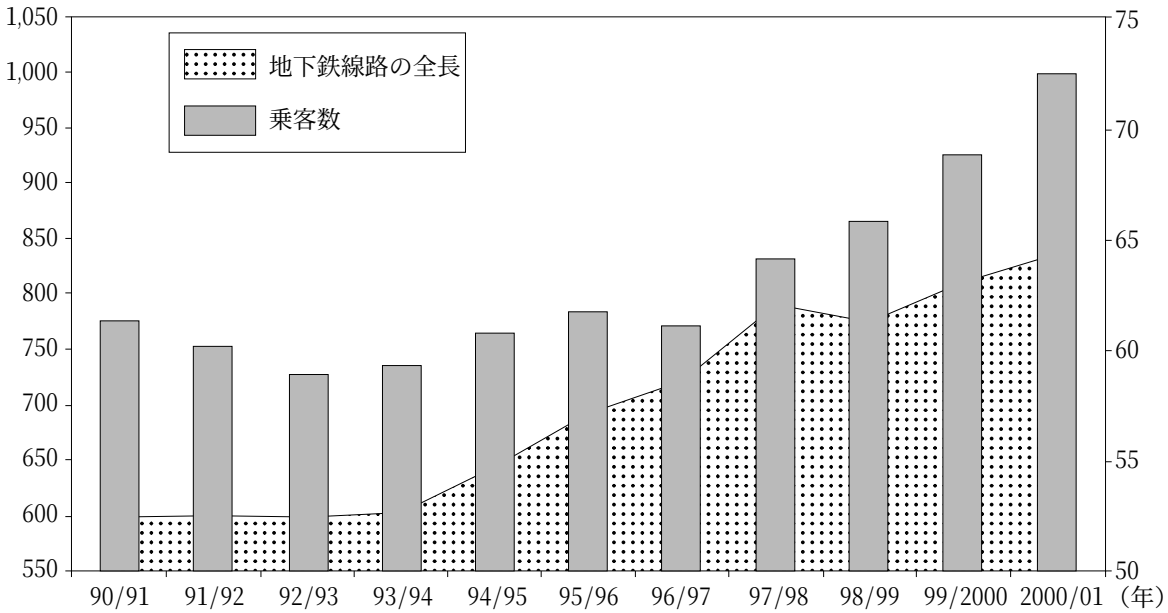

出所：同上

改善に取り組んだ。投資金額は年間５億3,000万ポンド（約1,100億円）に増えたが、それまでの投資不足で老朽化が進んだ一方、経済成長と観光客の増加に伴い乗客数は著しく増加しており、この投資は全く不十分なものだった。

予算を増やしても改善が難しい状況の中、1997年から地下鉄の運営にPPPを導入することを検討し始めた。元来は保守党がメージャー首相のもとに導入したPrivate Finance Initiative（PFI）だったが、労働党はこれを積極的に継承していくことを打ち出し、その一環として病院・学校などとともに地下鉄にもPPPを導入することとなった。国家予算のように支出の時期や立案などの制約に縛られることのない民間資金を得ることで、向こう15年間に160億ポンド（約3.2兆円）を地下鉄の設備投資に充てることを政府は保証している。

2000年には入札によってPPPに参加するコンソーシアムが選ばれた。これらの企業は試験的または準備段階として2000年4月から実際に一部の地下鉄設備のメンテナンス業務に参加、従来のLULと共同で業務にあたっている（「Shadow Running」と呼ばれる）。この実験的運営では企業には実際の報酬が支払われることはなかった。従って民間の参加によってどれだけ資金的に効率よく業務がなされるか、という点は見極められなかったが、LULと企業との業務の住み分けの明確化など、現場での業務引継ぎ準備は図られた。

2．ロンドン地下鉄PPPのあらまし

ロンドン地下鉄のPPPの概要を大まかに述べると、地下鉄の運営（車両・駅舎・スタッフの運営）と安全管理は今までどおり公的機関であるLULが引き続き行い、いわば表の顔となる。なお、LULは現在まで交通省（Department of Transport）の管轄下にあるが、PPPに移行後はロンドン交通局（Transport for London）の管轄下となる。車両や駅、レール、信号システムなどの設備管理と改善、またそのための資金調達を民間が行う。このインフラ部門は３つのインフラ会社に分かれ、３分割された地下鉄路線をそれぞれ担当する。（しかし実際は、３社中２社は同一のコンソーシアムMetronetが落札している。）

安全管理については今まで同様、公的独立機関「Health and Safety Executive」の監督のもとLULが全権を持つとしている。

企業は契約期間30年間に、行った設備改

会社名/落札したコンソーシアム名	コンソーシアム参加企業	担当する路線
Infraco JNP / Tube Lines	-Jarvis plc（交通インフラサービス） -Amey plc （サポート･サービス･グループ） -Bechtel （エンジニアリング・建設・開発など）	-Jubilee Line -Northern Line -Piccadilly Line
Infraco SSL / Metronet	-Bombardier Transportation （鉄道設備製造・サービス） -SEEBOARD Group plc （ガス・電気） -Balfour Beatty plc （エンジニアリング・建設・資産運営） -Thames Water plc （水道インフラ） -WS Atkins plc （コンサルタント・サポートサービス）	-Metropolitan Line -District Line -Circle Line -Hammersmith & City Line -East London Line
Infraco BCV / Metronet	同上	-Bakerloo Line -Central Line -Victoria Line

善・メンテナンスの効果に対して報酬を得るが、その額は企業がメンテナンスに使った実費ではなく、どれだけサービス向上に貢献したかによる。地下鉄のスムーズな運行によって短縮された乗客の移動時間を割り出し報酬額を決める。BBCの報道によれば削減された乗客の移動時間は一時間あたり6ポンド（約1,200円）に換算されるという。効果のないメンテナンスを施しても報酬にはつながらないので、企業には最も効果的・効率的な方策を講じることが期待される。反対に地下鉄の運行状況の悪化につながった場合には、厳しい罰則や契約の取り消しが適用される。このような報酬・罰則の取り決めは契約内容をより複雑かつ膨大な量にしたため、契約成立が遅れた一因にもなった。なお、契約期間終了後は、設備はすべてLULに返還される。

Tube Linesが１月の契約の最終合意後に発表した主な施設改善目標をまとめると以下のとおり。

・１年以内に運行の遅れを10%減らす。
・2011年までにJubilee LineとNorthern Lineの信号システムを一新する。
・97駅の施設を改善する。
・Jubilee Lineにあらたに59車両を導入する。
・最初の7.5年で44億ポンド（約8,800億円）を施設改善に使う（うち210万ポンドはTube Linesもちで、後は政府の支出）。

３．PPP導入への反対

ロンドン地下鉄へのPPP導入には、根強い反対があった。まず筆頭はケン・リビングストン・ロンドン市長である。同市長は初めの７年間に政府が地下鉄に支出する額とPPP参加企業に支払われる金額には15億ポンド（約3,000億円）のギャップがあるとした。この金額は地下鉄運賃の25%増、さらにはカウンシル・タックス（住民税）の週1ポンド20ペンスの値上げでまかなわれることになり、ロンドン市民の負担となると計画反対を訴えた。市長は高裁にPPPの違法性を訴えたが、結果は２度の敗訴に終わった。2002年11月に今度は欧州司法裁判所（European Court of Justice）に訴えたが、2003年１月に政府と話し合いの結果、訴えを取り下げた。その代償に、同市長はPPPへの移行完了後に地下鉄の全権を得ることになる。また、政府に地下鉄運賃をインフレーション以上には値上げしないこと、地下鉄への予算増額の可能性を再度検討し、ロンドン市民に負担をかけないことなどを約束させている。同市長が訴訟にかけた費用は1億3,000万ポンドにのぼるといわれ市民の税金があてがわれるが、市長はロンドン市民に大きな負担がかけられるのを避けるためには必要な費用であったとしている。

市長の司法への訴えは成功しなかったばかりか、PPPの契約成立を予定外に遅らせることになった。この遅れは2002年11月、Tube Linesの参加企業の一つAmeyの経営悪化を招き、一時はPPPの成立そのものが危ぶまれた。経営悪化の要因として、入札にかかるコストは当該会計年度の支出となるのに対し、報酬の計上は契約開始の遅れから次年度以降にずれ込むことがあげられる。またPPPの先行き不透明さのため、同社の株価は2001年３月時点から90%も下落し現在26ペンスである。その後、Ameyの入札金不足はTube Linesに参加する他の２社がカバーすることで解決し、前述の通りTube Linesは無事2003年元日からインフラ会社を引き継いだ。

ロンドン地下鉄の労働組合もPPPには強く反対している。LULから民間のインフラ会社に引き継がれる職員の待遇は変わらないことが約束されてはいるが、民間がより一層の効率化を目指すことは明らかである。ブリティッシュ・レールの民営化の時のようにPPPへの移行が運行状況の悪化ひいては安全性の低下につながるとし、2002年10月には賃上げ要求と共にPPPの中止を求めて全面ストライキを行った。ちなみにブリティッシュ・レール

は1994年に保守党が民営化を可決し、列車の運行は複数の民間会社に、レールのメンテナンスはレール・トラックに分割された。より複雑化した組織形態は鉄道の運行状況の悪化を招き、1999年に死者31名を出したパディントンでの衝突事故や2002年に死者７名を出したポッターズ・バーでの脱線事故など、重大な列車事故を引き起こすこととなった。その後批判が高まる中、レール・トラックはネットワーク・レールと名称を変更し、現在公の管轄下にある。

このようなブリティッシュ・レールの前例からも、ロンドン市長やLUL労働組合だけではなく、メディアや世論は一般にPPPについて懸念を表す向きが強い。また安全面だけではなく、そもそもPPPによって「Value for Money」は高まるのか、という議論は根強い。2000年にNational Audit Office（会計監査院）がロンドン地下鉄PPP導入計画の審査を行った際には、政府の「PPPによってValue for Moneyは高まる」という見極めは不正確だったとし、実行の再度見直しを要求した。これを受けてLULはPPPの有効性の審査を行ったが、2002年2月に発表した結論では、PPPは「Value for Money」において有効であるとした。この中で、PPPのもとでは契約の最初の15年間に、従来どおりの公の運営に比べて20億ポンド（約4,000億円）少ない費用で済むとしている。さらに政府は、このLULの審査内容の審査を会計・コンサルタント会社「Ernst & Young」に依頼している。この審査の目的はLULの調査方法が信頼性があるかどうかを見極めることであったが、Ernst & Youngの結論としては、「LULの審査内容は全体的に適切かつ健全なものである」、「PPPが有効であるという結論は分析によって裏づけされているが主観的である」というものであった。Ernst & Youngによれば、キャッシュ上の計算ではPPPと従来の公の運営との間に差はないが、民間のパフォーマンスが優れているという主観的な仮定を計算に組み込むことでPPPの有効性が導き出されているというのである。これに対して当時のスティーブン・バイヤーズ運輸大臣は、Ernst & Youngの見解を十分考慮するとはしながらも、「健全で適切」と判断されたLULの審査結果に基づいてPPPを推し進めたとされる。

４．おわりに

強い反対にあいながらも政府が一貫してPPPを推し進めた背景には、これまで地下鉄への予算が効果的に使われてこなかったことや、政府主導で建設された地下鉄のジュビリー線の延長が予算超過し、かつ完成が大幅に遅れるなど散々な結果に終わったことがある。2003年についに民間会社による施設の運営が始まり、Metronetが残りのインフラ会社２社を2003年春に引き継ぎ次第、地下鉄の全権はリビングストン市長に移る。市長は２月、一部民営化となった地下鉄のマネージング・ディレクターに米国人であるティム・オツール氏を抜擢した。同氏は米・フィラデルフィア鉄道の最高責任者を務めており、市長は同氏の鉄道での経験をかったことになるが、地下鉄改善の成果については「政府が導入したPPPの仕組みの中では特に、改善は難しい。１年で目に見える成果は出ない」と警告している。

報道によれば、すべての地下鉄施設が近代化されるのに10年はかかるとされている。加えて、民間にも解決できない問題が２点あるといわれている。一つは車両内の熱で、トンネルが狭くて車両とトンネルの壁の間にほとんどスペースがないことから、エアコンを車両の上に積むことが出来ないことである。また積んだとしても熱気を車両外に排出すると狭いスペースの中で温度が上がってシステムに異常をきたしてしまう。夏は混雑した車両の中は耐えがたいほどに暑く、倒れる乗客が後を絶たないため、この問題は依然として大

きく残るとした。二つ目の問題は、施設改善の工事は夜間に行なわれるため、深夜の地下鉄運行ができない点である。

いずれにせよ難航が予想される施設の近代化だが、この前例のないPPPがうまくいくかどうかは労働党にとって大きな賭けであるといえる。労働党の支持層は主に都市部にあるが、このロンドンで最も重要な交通機関である地下鉄の改善が失敗に終わったとしたら、労働党は大きなバッシングを受けることになるだろう。

（ロンドン・センター　海外建設共同事務所
山川　建一／堺　明子）

参考文献・サイト

Department for Transport
" London Underground : Public Private Partnership / The Offer to Londoners"

Department for Transport
London Underground Modernisation Written Parliamentary Question

London Underground PPPs Value for Money Review Ernst & Young (Executive Summary)

London Underground Limited web site
www.thetube.com

Tube Lines web site
www.tubelines.com

Metronet web site
www.metronetuk.com

BBC News
Tube test for PFI Tuesday, 1 Oct. 2002

BBC News
Amey trouble threatens Tube plan

デンマークの福祉機器産業

コペンハーゲン事務所

デンマークは福祉先進国として世界的に知られるが、公共福祉の考えがこの国に生まれたのは1930年代であり、公共福祉制度が確立したのは第二次大戦後、そして今日のような地方自治体中心の公共福祉が本格的に動き出したのは、行政改革により地方分権制度が徹底された1970年以降のことである。

日本は過去25年以上にわたり、デンマークやスウェーデンを中心とする北欧型福祉制度に強い関心を寄せ、それを学んできた。特に急速に進む高齢化社会への危機感が増し、介護保険制度導入を控えた1990年代には、デンマーク高齢者福祉への関心が一層高まり、ケア技術やリハビリテーション技術などにも及ぶようになった。デンマークの福祉ケアやリハビリテーション分野では福祉機器が非常に大きな役割を果たしており、日本では、デンマークで広く普及・利用されている福祉機器への関心も強まった。またデンマークの福祉機器産業界も日本を有力な輸出市場ととらえて、輸出促進のための数々の試みがなされた。デンマーク福祉機器見本市の国際化、日本で開催される福祉機器関連見本市へのデンマークメーカー参加、海外向け業界キャンペーン活動、海外視察グループ向け福祉機器モデルハウス設置などがその良い例であろう。

中でもデンマーク製の高齢者・障害者にやさしい家具は、日本における高齢者福祉施設新設ブームの波に乗じて輸出がかなり伸びた。デンマーク家具は、その高い機能性と優れたデザインで以前から日本で高く評価され、高級デザイン家具の対日輸出活動はすでに軌道に乗っていた。これに加え1990年代からは、デンマーク家具業界組織がイニシアチブを取って中級価格レベルの家具やコントラクト市場向け家具の対日輸出促進にも力を入れたことなどが、プラスに働いたと考えられる。高齢者・障害者にやさしい家具すべてを福祉機器と見なすのは定義上問題があるにせよ、福祉施設での使用に適した椅子やテーブル、さらにリクライニングなどの諸機能を備えた安楽椅子などは福祉機器に入ると考えられる。

このほかの福祉機器製品の対日輸出も、上記のような輸出促進活動を通じて、今までにかなりの成果が得られているものと思われる。しかし、福祉機器の中でもアイデア商品的要素の強い製品などは、アイデアのみ日本企業に伝わって輸出に至らないケース、あるいは一時的輸出にとどまったケースもある。また輸出されていても日本の福祉ケアの中で十分に活用されていないケースもみられ、必ずしもサクセスストーリーばかりとはいえないのが現状である。

Report 11

日本はデンマークのような北欧型公共福祉とは性格を異にする介護保険制度を導入した。また生活環境はもとより、福祉に対するサービス提供者および利用者の考え方も異なり、さらに福祉機器に対する認識や流通システムも異なる。これらの相違はそう簡単には埋まらないにしても、日本における福祉機器の需要や、デンマークをはじめとする海外の優れた福祉機器に対する日本の関心は、今後さらに高まることであろう。

本レポートでは、デンマークの福祉機器産業の今までの流れと社会保障制度との関係、さらに同産業の現状と今後の見通し、ならびに関連企業情報を報告・紹介する。

１．デンマークの福祉機器産業の歴史

(1) 歴史

19世紀

近代公共福祉制度は20世紀から始まるが、デンマークでは既に19世紀から民主主義の思想が発達し、また人それぞれが持つ資質を大切にするという考え方が社会に根付いていた。このような背景から、1872年に牧師Hans Knudsenは、「障害者のための社会と家」（Samfundet og Hjemmet for Vanfoere）と称する障害者支援組織を作り、障害者が自立して意義ある人生を送れることを願って、多くの福祉・医療・教育・生産活動を始めた。これが今日まで存続しているSahva社のはじまりである。同社は現在次のような分野で活動している。

- 義足などのプロテーゼや補装具、コルセット、特殊靴等の開発と特注生産（全国すべての県にワークショップを持つ）
- 障害者用乗用車のための各種補助装置の開発、販売、組み立て（全国に３ヵ所）
- 福祉機器小売店経営、主に障害者用の下着や装具、健康シューズ等を扱う（全国に10店）
- 障害者のための職業訓練

1900年代

デンマーク福祉機器産業の中でSahvaに次いで歴史が古く、しかもグローバルビジネスへと発展し、デンマークのユニークな輸出品目の一つに挙げられるのは補聴器であろう。この分野のパイオニアは、1904年に設立されたOticon A/S社である。創設者Hans Demantはミシン製造を行っていたが、難聴者であった妻のために補聴器を米国から入手したことがきっかけで補聴器販売も取り扱うようになり、その後第一次大戦で輸入が途絶えたことを契機に、自社生産を始めたのがはじまりである。現在は、日本をはじめ世界19ヵ国に子会社を持つ企業へと発展し、さらに近年、ほかの補聴器関連会社も買収して、William Demant Holding A/S社の下に多国籍企業体を形成している。1950年代には、当社の技術者２人が独立して別の補聴器製造会社（Widex A/S社とDanavox A/S社）を設立した。これら３社は、難聴・音響学研究と補聴器開発に力を注ぎ、現在でも世界有数の補聴器製造企業として国際市場で活躍している。Danavox A/S社はその後買収され、現在はGN Resound A/S社となっている。補聴器が福祉機器産業としては飛び抜けて早くから発展したのは、社会上層部の難聴者のニーズが常に存在していたからであると思われる。

1930年代

デンマークにおける本格的な近代福祉政策は、1933年に社会支援法（Low om social bistand）が制定されたことから始まったと

いえる。この法律により、それまで長年にわたって教会が中心に行ってきた慈善事業としての福祉が、国が責任を持って行う公共福祉へと切り替えられたのである。ただしここで対象となったのは、すべての国民ではなく、貧困者、障害者、身寄りのない高齢者や児童といった限られた人々であった。国は大規模な障害者施設を建設し、多くの障害者はここに収容されて生活保護を受けていたが、反面、一般社会からはほとんど隔離された状態での生活を余儀なくされていた。これは福祉環境というより、むしろ医療管理下の環境であったと言え、障害者は日常生活に最低限必要な道具は提供されていても、それはまだ福祉機器といえるほどのものではなかったと思われる。

1950～60年代

この時期に至って、ようやく国営施設で生活する障害者の待遇に対する批判が障害者家族や一部の施設関係者から出され、次第に障害者の人権を尊重すべきだとの世論へと発展した。障害者も一般の人と同じような生活をする権利があるという、いわゆる「ノーマライゼーション」の考え方がここに生まれた。1960年にはリハビリテーション法（Low om revalidering）が制定され、国や地方自治体が障害者のリハビリ活動を始めた。福祉機器メーカーの中には、この頃設立された企業も何社かみられる。

1970年代

デンマークでは1970年に大規模な行政改革がおこなわれ、それまで1,300存在していたコムーネ（Kommune、日本の市町村に相当する）が275に、また25のアムト（Amt、県に相当する）が14に合併統合された。それと同時に、地方分権の考え方に基づき、コムーネとアムトの行政管轄分野が明確化され、福祉は基本的にコムーネに、また医療はアムトに託されることとなった。「高福祉・高負担」といわれるように、デンマークの福祉や医療は、国民が負担する高率な税金によって賄われているが、その主たる財源は、福祉であれば市税、医療であれば県税から拠出されることになったのである。この行政改革によりデンマークの公共福祉・医療は新たな時代を迎え、両分野の制度が整備されることになる。またこれがきっかけとなり、既存のさまざまな福祉関連の法律が、「社会支援法」（Bistandsloven）という一つの法律にまとめられ、1976年に制定された。社会支援法の中には、多岐にわたる支援サービスの一つとして、福祉機器の提供が掲げられている。これにより、障害者ケアのみならず高齢者ケアにおいても福祉機器が広く活用されるようになり、デンマークにおける福祉機器製品の開発もこの頃から本格化する。

現在では全国すべてのコムーネに福祉機器サービスを専門におこなう部署が設けられており、専門スタッフがこれに当たっているが、同サービスの開始時期やシステムの内容、規模などは、コムーネによりかなり差がある。最も早くから手がけたのは、ユトランド半島西部のリーベ（Rive）というコムーネで、1970年の行政改革後まもなく開始した。この担当部署は、1975年にはリーベ県立補助器具センターへと転身し、県内のすべてのコムーネに対して福祉機器に関するさまざまなアドバイスを行う機関となった。福祉機器に関して県がコムーネをアドバイスすることが社会支援法で定められたため、リーベ県を皮切りに、1970年代後半から1980年代前半にかけて、全国すべての県に補助器具センターが設置された。

1980年代

1970年の行政改革により、福祉サービスは基本的にコムーネが管轄することになったが、障害者のための福祉施設や教育は、対象

者の数が限られるため、県が管轄することになった。県は障害者のための教育機関、通所施設、居住施設を整備し、ノーマライゼーションやインテグレーションの考え方に基づいて、特に居住面では隔離されない地域融合型の中小規模な居住施設の建設が進んだ。そして1980年には大規模な国営障害者施設も、管轄が県へ移行され、地方分権化が徹底した。また同年には、政府、国会、省庁の障害者政策に関する諮問機関として中央障害審議会（Det Centrale Handicaprad、半数は障害者組織代表）が設置された。さらに同年、全国の県が共同でイニシアティブを取って、デンマーク補助器具研究所（Dansk Hjalpemiddel Institut）が設置された。

全国の県は、上記研究所のほかにも障害者に関する数々の専門情報センターを80年代に共同で全国各地に設置した。各障害分野に関する情報の収集と提供を行うこれらのセンターでは、その一環として、特殊福祉機器の情報も取り扱っている。現存のものとしては、下記のようなセンターがある。

- 自閉症情報センター
- 身体障害情報センター
- ろうあ・難聴情報センター
- 盲目・弱視情報センター
- 脳障害情報センター
- てんかん情報センター
- どもり情報センター
- 障害者スポーツ情報センター
- 小規模障害者グループのためのセンター
- 難読症情報センター
- 言語を持たない重複障害者のための情報センター
- 高齢者分野の情報センター

このように、1980年代には障害者のノーマライゼーションが急速に進み、それとともに、障害者や高齢者の生活の質向上のためのサービスやそれを支援するための多角的な施策が取られた。このような流れの中で、福祉機器への認識は急速に高まり、より安全で優れた機能を備えた品質の高い福祉機器、生活の質向上に役立つ新しい福祉機器へのニーズが高まった。デンマークの福祉機器メーカーおよび販売業者は、1981年に業界団体のデンマーク・リハビリテーション・グループ（Danish Rehabilitation Group、略称DRG）を設立した。毎年国際福祉機器展を開催するなど、デンマークの福祉機器の海外輸出促進活動も、DRGを通じて活発に行われている。

1990年代

デンマーク国会は、93年に障害者の機会均等に関する「国会勧告B43」（Folketingsbeslutning、B43）を議決した。この勧告は、すべての国・地方自治体の関係当局および民間企業が障害者の機会均等の原則に従うこと、また障害者が市民の一員として生活するために必要なさまざまな解決法に配慮することを呼びかけたものであり、国会オンブスマンがこれをフォローすることとした。これは、障害者政策は福祉を担当する社会省および地方自治体のみが扱うのではなく、その他の行政機関や民間企業も、それぞれの分野において責任を担うということである。同勧告に沿って、同年には障害者が置かれた現状に関する情報の収集ならびに伝達を行い、中央障害者審議会の事務局として機能する障害者機会均等センター（Center for Ligebehandling af Handicappede、社会省管轄）が設置された。また同年には国連が障害者に対する機会均等規定を採択し、デンマークはこれに同意した。

97年には社会支援法が改正され、社会サービス法（Serviceloven）と名称も改められた。さらに98年には、社会サービス法に基づき福祉機器および生活便利用品のサービス提供に関する省令が出され、アムト・コムーネ間での責任分担範囲が修正され、また明確化された。

福祉サービスは、性別、年齢、生活環境の

違いにかかわらず、個人のニーズに基づいて提供されるべきであるという考え方がより強まり、福祉機器においても、個人のニーズに応じて調整が可能な機器やバラエティーに富む機種がより求められるようになった。

2000年以降

2002年に副首相が障害者福祉分野の担当大臣に指名され、同時に、障害者福祉への関わりが特に強い省（経済産業省、雇用省、財務省、文化省、運輸省、社会省、教育省、科学技術開発省）の役人で構成される障害者委員会が設置された。設置目的は、障害者政策に関する政府のイニシアチブのコーディネートと連携強化を図り、また行政責任を特定しにくい障害者問題に対してセーフティネットとなるフォーラムの役割を果たすことである。

（2）社会保障制度と福祉機器産業の関係

＜福祉機器も公共サービスの一環＞

前項でも触れたように、デンマークは、福祉・医療・教育など国民生活の重要な分野におけるサービスの大半を国民の税金で賄う、いわゆる公的サービスを基盤とする社会である。1970年の行政改革以降は、これらサービスの多くを国から地方自治体へと移管し、コムーネ（市町村に当たる）は福祉・義務教育を、アムト（県に当たる）は医療・高校教育および障害者福祉・教育を主に担当するというように、各地方自治体レベルの役割分担が徹底し、またコムーネ・アムト双方の連携システムが構築された。そのためデンマーク国内においては、福祉機器が公共福祉・医療分野のサービスに組み込まれ、必要とする利用者へは基本的に無料で提供されている。つまり、その主要市場は個人消費市場ではなく、公共サービス市場であるのが特徴だ。

＜補助器具として無料提供＞

日本でいう「福祉機器」あるいは「福祉用具」をデンマークでは「補助器具」（hjalpemiddel）と呼んでおり、福祉に限定せず福祉・医療分野において、“身体的あるいは精神的障害を持つ人の日常生活の負担を軽減する道具”として定義付けされている。この中には、一般健常者も利用する生活便利品のようなものから特殊機器に至るまで、かなり広範囲の多種多様な製品が含まれる。デンマークでは一般に、補助器具を下記の２つに大別している。

A　個人仕様の補助器具：個人の身体や障害状態に合うように特注生産されるもの、あるいは常に身体に密着して使用されるもので、現物支給される。
　例：補聴器、義足や補装具、特殊な靴、かつら、コルセットなど

B　一般仕様の補助器具：標準の既成品で、利用者に貸与する。
　例：車椅子、歩行器、リフト、移動ベッド、杖、浴室トイレ関連用具など

必要性が認められれば、上記どちらのタイプの補助器具も無料で利用者に提供されている。前者は当該者しか使えないために利用者に配布となるが、後者は当該者以外の人も利用可能であるためレンタル形式を取り、不要になったときには提供者に戻され再利用される。

上記のどちらのカテゴリーにも属さないものとして、オムツのような使い捨ての衛生用品と特殊デザインの台所用品や生活便利品などの小物器具がある。前者は一定額までは無料で支給されるか現金支給され、後者は廉価なものは個人負担となる場合もある。

さらに近年デンマークでは、補助器具は利用者の日常生活の負担を軽減するという視点だけでなく、介護スタッフなどサービス提供者の健康と安全を配慮する労働環境の視点からも利用されている。後者の要素が強いものとしては、電動式ベッドやリフト、回転シートなど各種の移動用補助器具が挙げられる。

＜アムトとコムーネが分担＞

補助器具の中には車椅子や歩行器のように、医療・福祉どちらの領域でも利用されているものがかなりある。デンマークでは、障害や機能低下が一時的に発生して補助器具が必要となった場合には、医療サービスとして県立病院から無料で貸し出され、障害や機能低下が永続的な場合には、福祉サービスとしてコムーネ（市町村）が負担する。例えば骨折で入院した患者が、退院後も完全に回復するまでしばらく杖や歩行器が必要な場合は前者であり、歩行が困難になった高齢者がこれらの補助器具を必要とするときはコムーネ（市町村）が負担する。

高齢者が日常生活で補助器具を必要とする場合は、当該者が在宅でも施設入居者であっても、コムーネがこれを負担する。障害者の場合は、県が運営している施設に常備されるものは県が負担するが、その他障害者の日常生活に必要なものは、居住形式にかかわらずコムーネが負担する。

さらに現行の社会サービス法では、永続的な障害や機能低下が認められる人への補助器具サービスのうち下記のカテゴリーに属するものは、コムーネではなくアムトが担当する。

- 視覚補助器具（医学的に視覚障害と認められる場合の眼鏡やコンタクトレンズなど）
- 義足など補装具
- 補聴器
- 特殊な情報テクノロジー分野の補助器具
- 情報テクノロジー分野の補助器具に含まれる一般消費商品（一定の条件を満たす場合のコンピュータなど）

＜専門スタッフが支給を判断＞

福祉サービス分野で利用される補助器具は、必要性が認められた場合に無償で提供されるが、それには社会サービス法に記されている下記のような条件が満たされなければならない。

永続的に身体的・精神的な機能低下がみられる人で、

- それを利用することで、当該者の苦痛が著しく軽減される
- 当該者の在宅での日常生活における負担が著しく軽減される
- 該当者が職業に従事するために必要である

たとえ機能低下が認められる人でも、その人の生活状況などにより、著しい改善が望めない場合には、支給対象とはならない。また法律には記されていないが、いくつかの選択肢がある場合は、最低価格のものが選定されることになっている。

これを判定するのは、各コムーネで通常リハビリ・補助器具・住宅改造サービスを担当している専門スタッフであり、作業療法士（または理学療法士）である場合が多い。同サービスの必要性を感じる市民やその家族、あるいは介護ケアスタッフや家庭医などからコムーネに申請があると、専門スタッフが家庭訪問を行い、ここで当該者の障害度、生活状況、家庭状況、住宅事情、職業などを総合的に判断して決定する。また支給に際しては、車椅子や歩行器のような既製品であっても、当該者にフィットするように各部を調整し、また使用指導がおこなわれる。支給後も専門スタッフは定期的に家庭訪問し、当該者の機能低下の進行状態やニーズの変化に応じて、判定見直しがおこなわれる。

デンマークの福祉ケアは、

①市民ができるだけ長く自立した生活を維持できるように支援する［継続性、自助の支援］、

②選択肢を設け、その選択は利用者自らが行う［自己決定権］、

③たとえ加齢などにより機能が低下しても、残された機能を最大限活用する［残存機能の活用］

という三原則に基づいて実施されており、補助器具サービスの判定も、あくまでもこの観点から行われなければならない。またコムーネの作業療法士は、介護スタッフの労働環境面で必要とされる補助器具の判定や教育指導も担当している。

通常各コムーネには小規模な補助器具センター（倉庫）があり、利用度の高い標準的な補助器具が常備されているが、その多くは利用者から戻ってきたものを修理・洗浄消毒した中古品である。当該者が常備品でない特殊な補助器具を必要とする場合は、新たに市の予算で購入される。

県立補助器具センター
（Hjalpemiddelcentral）

デンマークのすべてのアムトおよび２つの特別市（アムト機能も備える）およびコペンハーゲンとフレデリクスベアには、補助器具センターが最低１ヵ所設置されている。同センターは、主に下記のような役割を果たしている。

ａ　補助器具や住宅改造に関する一般的および専門的な情報提供と指導
・市の福祉職員を対象とする研修・セミナー企画
・一般県民対象の情報提供：電話相談や週１回のオープンハウス
・高齢者グループや障害者団体を対象とするオリエンテーションなど

ｂ　コムーネレベルでは解決しにくい特殊ケースの指導
・電話相談、センターでの試用、技術指導や調整アドバイスなど

ｃ　市場で利用されている補助器具に関する情報収集

ｄ　補助器具の展示と補助器具産業との協力（補助器具メーカーや代理店と協力し、デンマーク市場で利用されている各種の補助器具を系統立てて展示し、補助器具業界と利用者のパイプ役を果たすほか、企業の製品開発へのアドバイスも必要に応じて行う）

ｅ　ほかの補助器具センターや補助器具研究所との情報交換や専門知識の蓄積

補助器具研究所
（Dansk HjalpemiddelInstitut）

同研究所は14のアムトと２つの特別市が出資して1980年に設立された非営利機関である。同研究所は、高齢者や障害者のリハビリテーション技術、補助器具、市場供給調査、補助器具の品質や安全性、アクセス性、利用者参加事業などに関する専門知識を取り扱う情報提供センターとしての役割を担っている。補助器具の品質・安全性テストや検査方法・仕様の開発も長年実施しており、近年は補助器具のデータベース化も行っている。

デンマークの福祉機器産業は、以上のような社会保障制度の中で発展してきたといえる。大半の福祉機器は、メーカーあるいは代理店が病院、福祉施設、市の福祉課に販売し、これら購入先の専門スタッフが必要と判定した利用者へ最も適切な機器を提供するという流通経路をとる。ただし当該者が入手を希望しても公共サービスの判定が下りない場合や、貸与でなく購入を希望する場合、さらに無償の公共サービスを待てない場合などは利用者が直接購入することになり、非常に限定されるがその流通経路も存在する。例えば、高齢者・障害者にやさしいイージーチェアや安楽椅子などは近年一般家具店でも扱われるようになってきており、補聴器は公共サービスを待てない利用者に応えて近年都市部を中心に各地に開設された民間ヒアリングクリニックを通じて購入が可能である。その他の福祉機器は、限定品目を扱う少数専門小売店から購入するか、または県の補助器具センターからメーカーや代理店情報を入手して、直接

購入することも可能である。

デンマークの福祉機器が世界的に高く評価されているのは、製品の使いやすさ、機能性、安全性、デザイン性に優れているためであるが、これらの優れた品質は、福祉機器関連企業と、市の療法士や補助器具センターや補助器具研究所との密接な協力関係、さらに障害者組織や福祉施設や利用者からのフィードバックや対話から得られたものであるといえるだろう。

２．デンマーク福祉機器産業の現状

（1）産業規模、輸出状況、海外進出状況

福祉機器は一般市民も利用できる生活便利品から特殊精密機器や特注品まで多岐にわたり、どのような品目を福祉機器とするかの判断はまちまちで、企業分類もそれにより多少異なってくるが、デンマークの福祉機器関連企業は従業員数100人以下の小規模企業が多いのが特徴である。そのためか、多くの福祉機器メーカーは、市場競争事情を理由に企業活動内容の詳細をあまり公表したがらず、今回の調査でも従業員数や年間売上高などの情報を入手できなかった企業が残念ながら多くあった。入手できた情報だけでみると、従業員数20～70人が最も多く、100人を越す企業は数社にとどまる。ただし補聴器では状況が異なり、企業数は少ないが各社の規模はデンマーク企業としては大規模レベルに属し、国内で従業員数百人、海外支社も含めると数千人規模になる。

デンマーク経済産業省では93年から産業クラスターの考え方を導入し、発展の可能性の強い産業部門を選出して各クラスターにおける企業間協力や産官学連携・対話を図っているが、同省の2001年レポートでは、「障害者のための補助器具」と「補聴器」をそれぞれ別のクラスターとして取り上げている。「障害者のための補助器具」に属する企業は、メーカー100社、代理販売店300社、業界全体の従業員数は3,500人、業界全体の売上高は10億デンマーク・クローネ（以下クローネ）、うち輸出は５億クローネと推測している。また「補聴器」分野は、主要メーカー４社、業界全体の従業員数1,500人、売上高40億クローネ、うち輸出は20億クローネと推測している。

さらに同レポートではそれぞれの分野の特徴を下記のように記している。

障害者のための補助器具

近代的な補助器具は、リハビリテーション活動の一環とみなされ、利用者各自のニーズや障害に合うものが要求される場合が多い。このため大小さまざまな規模の補助器具メーカーの協力体制が生まれ、特にデザインやマーケティング活動における協力により、市場での強力な地位を得るに至っている。製品開発は主として利用者グループとの協力により自社内で行う場合が多い。同業界で最も主要な位置を占めているのは、車椅子やベッドなどの製造会社Scandinavian Mobility A/S社（現在はInvacare A/Sに改称）であり、その他の主要企業としては、Ropox A/S社（作業テーブル等）、Guldmand A/S社（各種リフト等）、Pressalit A/S社（浴室関連介護機器等）が挙げられる。最後の３社は、デザインおよびマーケティング部門で協力関係を結んでいる。

デンマークの大半の福祉機器メーカーは業界団体デンマーク・リハビリテーション・グループ（Danish Rehabilitation Group）に加盟し、またデンマーク輸出協会（Dansk Eksport Forening）とも協力して海外でのマーケティング活動を共同で行っている。デンマーク製品は国際市場で高く評価されており、今後数年間に国際市場で大幅な成長が見込まれるが、最も強力な競合相手は米国、次にスウェーデン、ドイツ、そして英国、オランダのメーカーである。

補聴器

クラスターはOticon A/S社、Widex Aps社、 Danavox A/S社 (現在はGN Resound Group as社)、 Rexton Horeapparater A/S社の４大規模企業で構成されている。国内・海外両市場で厳しい競争状況下にあるが、これらの企業は、基礎的な開発プロジェクトや研究分野などにおいて協力体制を築き、そこから生まれた共同成果をいかに活かすかという点で競争するという形態を長年にわたり取ってきた。現在これらの企業の国際市場におけるシェアは約30%だ。デンマーク補聴器メーカーにとっての主要競合相手は、ドイツ、スイス、米国、日本のメーカーである（以上が産業省レポートに記された内容)。

デンマークの補聴器メーカーの中で最も歴史が古いOticon A/S社は、現在William Demant Holding A/Sというホールディング会社グループの一員となっており、同グループはOticon社のほかに補聴器メーカーBernafon社、診断測定器メーカーMaico/Rhino Metrics社、テレコイルなどコミュニケーション関連機器メーカーPhonic Ear Logia社で構成されている。Oticon社はデンマークの本社のほかに18ヵ国に子会社を持つ（スウェーデン、オランダ、ノルウェー、スイス、米国、ドイツ、イタリア、日本、英国、スペイン、ニュージーランド、オーストラリア、ブラジル、ポーランド、ベルギー、中国、南アフリカ、フランス)。またWilliam Demand Holding社は、Oticon系列企業のほかにもデンマークおよび海外に合計38の100%子会社を持ち、総従業員数は4,200人である。

Widex社は、28ほどの海外子会社を持ち、総従業員数は1,300人、総代理販売店も含めると86社になる。

GN Resound Groupは、カナダ、米国、ベルギー、英国、フランス、オランダ、アイルランド、イタリア、ノルウェー、スイス、スウェーデン、スペイン、ドイツ、オーストリア、オーストラリア、ブラジル、香港、日本、中国、ニュージーランド、デンマークの21ヵ国に合計32の子会社を持ち、総従業員数は3,100人である。

Rexton Horeapparater A/S社は、ドイツのSeimens Audiologische Technik GmbH社の子会社であり、補聴器本体の研究開発および製造はデンマークでは行っていない。

＜日本への輸出は安定＞

デンマーク財務省が99年におこなった福祉機器産業分野調査によると、国内市場における福祉機器産業の販売はほとんどが公共部門であり、97年の福祉機器分野（補助器具のほかに障害者用の自動車､住宅改造も含まれる）の公共経費 (正味）は、20億クローネ（内訳は、福祉機器75%、障害者用自動車20%、住宅改造５%）であった。これを固定価格で87年レベルと比較すると33%の成長であり、年2.9%の伸びに相当する。

デンマーク・リハビリテーション・グループのLeif G. Lytken氏はインタビューに対し以下のように答えている。

デンマークの福祉機器産業は、個々の利用者に適応できる調節機能を備えた機器や、労働環境面の視点から介護者の仕事や身体の負担を軽減するよう工夫された機器などの分野に強い。国際市場で高く評価され輸出が伸びているのは主としてそのような製品である。

過去20年、国内では福祉制度の変化に応じて福祉機器の需要が増えたが、現在ではほぼ飽和状態に達したとみられ、今後需要が大幅に増えることは予測されない。現在デンマークの福祉機器生産高の３分の２が輸出向けで、主な輸出先は欧州近隣諸国、米国、日本である。日本への輸出は15年ほど前から本格化し、日本の業者と代理店契約を結んでいるデンマーク企業は少なくない。ただここ数年

は、輸出が多少伸び悩みの傾向を示している。

（2）福祉機器関連団体

①デンマーク・リハビリテーション・グループ（Danish Rehabilitation Group）

1981年に設立された福祉機器関連企業の業界団体で、業界の輸出促進が主たる活動分野であるが、業界を代表して政治的なロビー活動や公的機関との折衝なども行っている。加盟企業は現在約70社で、その大半が中小企業である。加盟企業の約60%がメーカー、40%が販売代理店である。同組織の最も大きな活動は、過去20年間にわたり毎年開催されている見本市であり、2003年も５月にコペンハーゲンにて“Rehab 2003”が開催される。2003年はドイツ、スウェーデン、ノルウェー、英国などの海外企業を含めた200社以上の出展が予定されており、海外からの関心も年々高まっている。このほかデンマーク福祉機器の国際市場での普及と販売拡大を支援するための輸出促進活動や国際市場にスカンジナビア品質基準を広める努力も行っている。

このほか同組織は、加盟企業のための情報収集・提供、コンサルティング、加盟企業同士あるいは加盟企業と外部パートナー間の協力ネットワーク作り支援なども行っている。組織内には加盟企業が任意に参加してそれぞれのビジネス体験を交換するグループも設置されている。同組織はインターネットを通じてのマーケティング活動のほか、“Equal Opportunities for Disabled People”と称するカタログを定期的に発行している（99年には日本語版も発行）。

理事会は10人（９社の代表およびデンマーク補助器具研究所長）で構成され、事務局はDRG１人とデンマーク輸出協会１人で構成されている。同組織のスタッフは10人。

連絡先：

Silkeborg Office
P.O.Box 98, Nygade 1B, DK-8600 Silkeborg
Tel: +45 8681 3888
Fax: +45 8681 3114
E-mail: export@dega.dk

Copenhagen Office
Strandgade 36, 1, DK-1401 Copenhagen K
Tel: +45 3254 2425
Fax: +45 3257 2429
E-mail: drq@rehabgroup.dk

ホームページ：www.rehabindex.dk
www.dega.dk/rehabilitation

②デンマーク輸出協会（Dansk Eksport Forening）

1965年にユトランド半島地域の製造会社６社が結束して設立した輸出促進のための民間組織で、1970年代半ばからは全国組織となり、現在では約1,900社（総従業員は約９万人）が加盟している。同協会には産業別に12の部門が設置されており、70人の会員を持つデンマーク・リハビリテーション・グループがその一つのリハビリテーション部門を構成している。同組織は、大小さまざまな規模の企業間の輸出協力を生み出し、展示会、シンポジウム、貿易コンタクトミーティング、レセプションなどを催し、また加盟企業間の体験交換会やネットワーク作りも行っている。

連絡先：

Nygade 1B, DK-8600 Silkeborg
Tel: +45 8681 3888
Fax: +45 8681 3114

ホームページ：www.dega.dk

③デンマーク家具産業連盟（Dansk Mobelindustri）

1933年に家具製造業者協会が発足したのが始まりで、1989年からは家具関連産業を含む業界団体となり今日に至る。加盟企業数は約500社（総従業員数は約１万9,000人）であ

り、デンマークの家具製造企業の90%以上が加盟している。2001年の総生産高は197億クローネ、内輸出は157億クローネであり、輸出がほぼ80%を占めている（デンマーク産業の輸出品目第５位)。主要輸出先は、ドイツ(29%)、英国 (16%)、スウェーデン（９%)、ノルウェー（8.8%)、米国（７%)、フランス(5.5%)、オランダ（4.2%)、日本 (2.5%）などである。

同組織は毎年コペンハーゲンでScandinavian Furniture Fairと称す見本市を開催している。ここにはデンマークをはじめとするスカンジナビア諸国のメーカーが多数参加し、海外家具業者からの関心も高い。

連絡先：

Copenhagen Office
Center Boulevard 5, DK-2300 Copenhagen K
Tel: +45 7026 8111
Fax: +45 7026 8332

ホームページ：www.danishfurniture.dk

④医療機器産業連盟（Medico Industrien）

2001年に２つの業界団体DMDAとKirumが合併して設立された医療機器製造、販売、関連企業の業界団体。82社が加盟している。加盟企業の中で福祉機器分野にも関連する企業としては、Coloplast A/S社（人口肛門バック等の製造販売企業）とKjarulff A/S社(各種福祉・医療機器や衛生用品等の販売企業）などが挙げられる。

連絡先：

Nivaagaard, Gl. Strandvej 16, DK-2900 Nivaa
Tel: +45 4918 4700
Fax: +45 4918 4707

ホームページ：www.medicoindustrien.dk

⑤補聴器製造業者協力組織 Otwidan Aps

Otwidanという名称は、Oticon、Widex、Danavoxの３社名を合わせて付けられたもので、1963年に上記３社が共同で設立した組織。３社が共同で行える基礎研究や行政機関への働きかけなどが主たる活動内容だが、事務局機能を３社が持ち回りで担当するシステムをとり、常設オフィスや常勤スタッフは置いていない。

⑥補聴器製造業者ソフトウェア協会
(Hearing Instrument Manufacturer's Software Association）：通称HIMSA

現在の補聴器は、最新テクノロジーと音響学を組み合わせたハイテク精密機器であるが、難聴者の障害、環境、ニーズには個人差があり、補聴器が当該者にとって最適な状態で機能するためには専門的な調整が必要である。現在はこの調整にコンピュータソフトが利用されており、最も広く全世界的に利用されているソフトプログラムはNOAHと称されるものである。このソフトの開発、マーケティング、サポートをおこなうために1993年に設立されたのがHIMSAである。HIMSAは民間企業形態を取っているが、協会的要素が強い。現在NOAHソフトをサポートする企業は75社で、その約半数が国際市場の約90%のマーケットシェアを占める補聴器製造業者である。デンマークのほかに米国にもオフィスを持つ。

連絡先：

HIMSA A/S （全世界を担当）
Lyngbyvej 29, 1 th, DK-2100 Copenhagen Ø
Tel: +45 3916 2200
Fax: +45 3916 2216

ホームページ：www.himsa.com

（3）福祉機器産業の今後の見通し

＜輸出市場の開拓が必要＞

前述のように、現在デンマークの福祉機器生産の３分の１が国内需要で３分の２が輸出

に向けられているが、この比率は、今後もほぼ継続するものと考えられている。現在国内需要が頭打ちの状態であり、海外輸出もここ近年多少停滞気味の傾向が見られるため、短期的には大きな進展はみられないものと思われる。今後デンマークの福祉機器産業がビジネス拡大をはかるためには、輸出分野で新たな市場を開拓する必要がある。これからの潜在的市場としては、イタリアやスペインなどの南欧諸国とオーストラリアが考えられ、現在業界団体を中心に、市場調査が行われている（業界団体代表Leif G. Lytken氏のコメントによる）。

３．主な福祉機器関連企業

福祉機器の品目別にデンマークの代表的な福祉機器関連企業を２～３社ずつここに紹介する。その他の企業は末尾のリストを参照されたい（各企業で表示のない項目は情報なし）。

（1）車椅子、ステアーリフト

会社名	**Guldmann A/S**
住所 電話 ホームページ	Graham Bells Vej 21-23, DK-8200 Aarhus N tel: +45 8741 3131　fax: +45 8741 3100 www.guldmann.com
従業員数	175
設立年	1980
製品および概要	デンマークの主要福祉機器製造販売企業。下記の３つの製品カテゴリーを扱っている。１）移動・吊り上げ・横たえ装置、２）ステアーリフト・移動タラップ、３）車椅子・子・スクーター・松葉杖。製品の60%を欧州諸国、米国、日本をはじめとするアジア諸国に輸出している。
会社名	**Invacare Denmark A/S**（前Scandinavian Mobility International A/S）
住所 電話 ホームページ	Soendre Ringvej 39, DK-2606 Broendby tel: +45 3690 0000　fax: +45 3690 0001 www.invacare.dk
従業員数	50
設立年	1999（Scandinavian Mobility社を買収）
製品および概要	Invacare社は全世界80ヵ国に販売網を持つ米国の主要福祉機器メーカー（総従業員数5,400人）であり、1999年にデンマークの主要福祉機器メーカーであるScandinavian Mobility International A/S社を買収した。取り扱っている主要製品カテゴリーは、１）車椅子・スクーター・歩行器、２）移動ベッド・マットレス・クッション、３）リフト である。合併直前は、９工場、欧州８ヵ国に子会社を持つ従業員800人、総取引高１億2,000万ドルの企業であった。

会社名	**R82 A/S**
住所 電話 ホームページ	Parallelvej 3, DK-8751 Gedved tel: +45 7968 5888 www.r82.com
従業員数	100（デンマークのみ）
設立年	1982
製品および概要	設立当初から障害児向けの補助具の開発・製造をおこなってきた。個人使用に合わせたシーティングシステム、車椅子、歩行器、身体保持器、浴室・衛生関連用品など。オランダと米国に子会社を持つ。日本へも輸出している。

会社名	**Cama**
住所 電話 ホームページ	Ellehammervej 6, DK-9900 Frederikshavn tel: +45 9843 0122 fax: +45 9842 0862 www.cama.dk
設立年	1975年
製品および概要	障害者用ステアーリフトの製造販売企業としてはデンマーク最大企業。直進階段用と曲線階段用昇降機があり、病院、福祉施設、個人住宅ほかホテル、レストラン、博物館等の公共施設等に設置されている。欧州諸国、オーストラリア、日本等に輸出。

会社名	**B.C. Lift A/S**
住所 電話 ホームページ	H.C. Oerstedsvej 13, DK-9900 Frederikshavn tel: +45 9843 5444 fax: +45 9843 5445 www.bclift.dk
設立年	1975年
製品および概要	プラットホーム型リフトおよびチェアリフトの製造販売企業。欧州諸国、特にスウェーデン、英国、ドイツへの輸出が多く、日本にも輸出している。

（2）スクーター、三輪車

会社名	**U-B-Let A/S**
住所 電話 ホームページ	Friis Hansens Vej 9, DK-7100 Vejle tel: +45 7585 8022 fax: +45 7585 9551 www.ub-let.dk
従業員数	40
設立年	1967

製品および概要	三輪電動車、電動車椅子の製造販売企業。これら品目のほかに、障害者のためのスポーツ用具（電動ホッケー車）やゴルフチェアなども扱っている。同社製品の特徴は、安全スピード制御装置とブレーキシステムにある。
会社名	**Hean Cyclen**
住所	Falkevej 5, DK-7540 Haderup
電話	tel: +45 9745 2373 fax: +45 9745 2458
ホームページ	www.hean.dk
従業員数	10
設立年	1982
製品および概要	一人・二人乗り自転車の製造サービス企業。約30種類の自転車を扱っており、バッテリー操作のものもある。バッテリーそのものも扱っている。

（3）歩行器

会社名	**Etac A/S**
住所	Parallelvej 1, DK-8751 Gedved
電話	tel: +45 7968 5833 fax: +45 7566 5840
ホームページ	www.etac.dk
製品および概要	バラエティーに富むさまざまなタイプの歩行器や車椅子などを開発、製造、販売している。
会社名	**HMN A/S**
住所	Midtager 22, DK-2605 Broendby
電話	tel: +45 4396 2400 fax: +45 4396 2692
ホームページ	www.hmn.dk
設立年	1934
製品および概要	障害者用のスチール製浴室・トイレ補助機器およびバラエティーに富む歩行器や松葉杖の製造販売企業。

（4）歩行補助機器

会社名	**Elmetec A/S**
住所	Nordlandsvej 64-66, DK-8240 Risskov
電話	tel: +45 8932 5270 fax: +45 8932 5277
ホームページ	www.elmetec.dk

設立年	1982
製品および概要	足を持ち上げるための電動スチムレーター。3,500人以上の障害者に利用されている。

（5）リフト、患者移動機器

会社名	**Faaborg Rehab Technic I/S**
住所 電話 ホームページ	Smedemestervej 9, DK-5600 Faaborg tel: +45 7020 5553 fax: +45 7020 5554 www.faaborg-rehab.dk
設立年	1991
製品および概要	床走行リフトやあらゆるタイプの吊り上げ用カバーの生産販売企業。1999年からは天井走行リフトも製造販売している。
会社名	**Kjaerulff A/S**
住所 電話 ホームページ	Oerkebyvej 6, DK-5450 Otterup tel: +45 6482 1535 fax: +45 6482 1590 www.kjaerulff.dk
従業員数	50
設立年	1975
製品および概要	リフトをはじめあらゆるタイプの福祉機器および医療用具の販売を行う。
会社名	**Anolet A/S / Ergolet**
住所 電話 ホームページ	Taarnborgvej 120, DK-4220 Korsoer tel: +45 5837 3720 fax: +45 5837 3172 www.ergolet.dk
設立年	1977
製品および概要	床走行電動リフトの開発製造販売企業。当社のブランド商品“エルゴレット”シリーズは、福祉施設や在宅ケアでも広く活用されている。ISO9001，14001，46001を取得。日本にも輸出している。

（6）移動ベッド

会社名	**K.R. Hospitalsudstyr A/S**
住所 電話 ホームページ	Maagevej 16, DK-8370 Hadsten tel: +45 8698 2499 fax: +45 8698 2570 www.kr-hospitalsudstyr.dk

従業員数	30
設立年	1970
製品および概要	病院や福祉施設用の移動式ベッドおよびテーブルの製造販売企業。
会社名	**Beta System A/S**
住所	Graham Bells Vej 18, DK-8200 Aarhus N
電話	tel: +45 8740 2900 fax: 45 8740 2911
ホームページ	www.betasystem.dk
設立年	1990
製品および概要	病院や福祉施設用の高さ調節可能な移動式ベッドなどの製造販売企業。
会社名	**H.C. Equipment ApS**
住所	Goertlervej 9B, DK-9000 Aalborg
電話	tel: +45 9631 0050 fax: +45 9631 0060
ホームページ	www.vendlet.dk
設立年	1985
製品および概要	ベッドでの体位交換をスムーズにするための“寝返り補助器”の開発製造販売企業。あらゆるタイプのスチール製ベッドにも取り付けられる。輸出は欧州諸国が中心。

(7) 補聴器

会社名	**William Demant Holding A/S　　Oticon A/S**
住所	Strandvejen 58, DK-2900 Hellerup
電話	tel: +45 3917 7100 fax. +45 3927 7900
ホームページ	www.demant.com / www.oticon.dk
従業員数	4,208 （世界中）
売上高	39億2,370万クローナ（総売上）
設立年	1904 （Oticon A/S）
製品および概要	William Demant Holding A/SはOticon（補聴器製造販売）、Bernafon （補聴器製造販売）、Maico Phino Metrics（診断用機器）、Phonic Ear Logia（コミュニケーション機器）の４社で構成され、デンマークで製造している補聴器はOticonのみ。世界各地に子会社を持ち、６大陸に輸出されている。売上高の内訳は、補聴器84%、コミュニケーション機器13%、診断機器３%。Oticon社は自社製品開発はもとより、補聴器や難聴に関する研究・調査も行い、独自の研究所も持っている。日本子会社は1973年設立。

会社名	**Widex Aps**
住所 電話 ホームページ	Ny Vestergaardsvej 25, DK-3500 Vaerloese tel: +45 4435 5600　Fax:: +45 4435 5601 www.widex.com
従業員数	1,300 （世界中）
設立年	1956
製品および概要	補聴器の開発・製造・販売会社。世界86ヵ国に販売網を持ち、28ヵ国（日本を含む）に子会社を持つ。
会社名	**GN Resound Group as**
住所 電話 ホームページ	Maarkaervej 2A, DK-2630 Taastrup tel: +45 7211 1222　fax: +45 7211 1238 www.gnresound.dk
従業員数	3.100 （世界中）
設立年	1999
製品および概要	デンマークの三大補聴器製造販売会社Danavox A/S社は1950年代に設立されたが、1999年にGN Great Nordic社が買収し、GN Reround Groupが発足。さらに2000年には60年の歴史を持つ米国の補聴器会社Beltone社を買収し、同社は前年Philips Hearing Technology社と合併しているので、現在は同グループに世界の３つの主要補聴器会社が参画していることになる。世界70ヵ国以上に販売網を持ち、子会社はBeltoneを合わせて合計32社になる。世界の補聴器市場で第２位のマーケットシェアを持つ。補聴器のほかに、テレコイル、音響システムなども扱っている。

（8）ＩＴ関連機器

会社名	**Elmetec A/S**
住所 電話 ホームページ	Nordlandsvej 64-66, DK-8240 Risskov tel: +45 8932 5270　fax: +45 8932 5277 www.elmetec.dk
設立年	1982
製品および概要	障害者用のPCキーボードやジョイスティックマウスその他の備品の製造販売企業。

会社名	**Scandis**
住所	Nr. Lindvej 12-14, DK-7400 Herning
電話	tel: +45 9716 2311 fax: +45 9716 2077
ホームページ	www.scandis.dk
設立年	1991
製品および概要	盲目および弱視障害者のためのソフトウェアシステム開発販売企業。

(9) 家具

会社名	**Ropox A/S**
住所	Ringstedgade 221, DK-4700 Naestved
電話	tel: +4557 0500 fax: +45 5575 0550
ホームページ	www.ropox.dk
従業員数	70
設立年	1962
製品および概要	高さ調節が可能なテーブル、作業テーブル、作業ステーション、特殊デザインのキッチンなどの製造販売企業。デンマークの主要福祉機器メーカーの１社。人間工学に基づいた適切な作業場を設計・立案することが当社の基本理念になっている。輸出が総生産の70%を占め、日本にも輸出されている。
会社名	**Schou Andersen Moebelfabrik A/S**
住所	Gestenvej 20-22, DK-6600 Vejen
電話	tel: +45 7536 0344 fax: +45 7536 5050
ホームページ	www.schouandersen.com
従業員数	60
設立年	1919
製品および概要	コントラクト市場の家具の製造販売企業。特にナーシングホームや障害者施設などで利用される木製の椅子、ソファー、テーブルなどを手がけている。欧州諸国、米国、日本など世界各国に輸出しており、輸出が総生産の75%を占める。
会社名	**Soroe Stolefabrik A/S** （Flemming Hvidt Moebelarkitektfirmaを含む）
住所	Egestubben 1, DK-4180 Soroe
電話	tel: +45 5783 0104 fax: +45 5883 0576
ホームページ	www.sorana-furniture.dk
設立年	1904

製品および概要	Flemming Hvidt社が開発した安楽椅子は、1979年以来グッドデザイン賞をはじめ多くの賞を獲得しており、その電動多機能チェアは国内の福祉施設をはじめ海外でも広く知られている。６ヵ国でライセンス生産されているほか、日本や欧州諸国に輸出されている。
会社名	**Farstrup Moebler A/S**
住所 電話 ホームページ	Farstrupvej 21, DK-5471 Soendersoe tel/fax: +45 6383 8390 www.farstrup.dk
設立年	1910
製品および概要	個々のニーズに合った、柔軟性のある家具の開発製造販売を一貫して行っている。テーブル、耐久性の高い椅子、イージーチェア、ソファー、マルチ機能を持つ安楽椅子、施設・病院用多機能付きチェアなどを扱っている。日本をはじめ他国に輸出。

（10）バギー

会社名	**H. Meyland-Smith A/S**
住所 電話 ホームページ	Industrivej 27, DK-9830 Taars tel: +45 9896 1985 fax: +45 9896 1986 www.meyland-smith.dk
従業員数	20
設立年	1901 （福祉機器は過去50年）
製品および概要	バギーをはじめバラエティーに富む歩行補助器具や障害者用車リフトなどの製造販売企業。現在は日本をはじめ世界25カ国に輸出している。
会社名	**Borringia Aps**
住所 電話 ホームページ	Hejreskovvej 18, DK-3490 Kvistgaard tel: +45 4913 8855 fax: +45 4913 9955 www.borringia.com
製品および概要	バギーのほか、移動式チェア、リフト、車椅子、浴室用チェア、便座など多品目の福祉機器を扱っている。病院や福祉施設での利用が多い。

（11）乗用車関連機器

会社名	**Gudmundsens Auto Speciale Aps**
住所 電話 ホームページ	Tranevej 21, DK-2400 Koebenhavn Oe tel: +45 3910 5267 fax: +45 3810 9004 www.gudmundsen.dk
設立年	1960
製品および概要	個々の障害者のニーズに合わせた特別機能を持つ乗用車特殊補助装置の取り付け専門企業。国内のみ。
会社名	**Handi Mobil Herning**
住所 電話 ホームページ	Industriparken 34b, Lind tel: +45 9712 9622 fax: +45 9712 9633 www.handi-mobil.dk
従業員数	27
設立年	1995
製品および概要	障害者用乗用車の特殊インテリアアレンジの専門企業。年間500車を手がける。国内のみ。
会社名	**CARFIX Seating**
住所 電話 ホームページ	Sintrupvej 21 A, DK-8220 Brabrand tel: +45 8624 2100 fax: +45 8624 1266 www.carfix.dk
製品および概要	車用の特殊座席、障害者や子ども用安全シートベルト、吊り装具等の製造販売企業。主に欧州諸国に輸出。

（12）スポーツ用器具

会社名	**Handi Life Sport**
住所 電話 ホームページ	Blakke Moellevej 18B, DK-4050 Skibby tel: +45 4752 6022 fax: +45 4752 6097 www.handilifesport.com
設立年	1988
製品および概要	高齢者や障害者に適する特殊スポーツ用の装置や機器の生産販売企業。1988年ソウル、1992年バルセロナ、1996年シドニーで開催されたパラリンピックで採用される。欧州をはじめ世界各国に輸出。

会社名	**Handy Bowl**
住所	Ved Stranden 22, 5. tv, DK-9000 Aalborg
電話	tel: +45 9631 9101 fax: +45 9816 4408
ホームページ	www.handybowl.dk
製品および概要	身体障害者用ボーリング用具の販売企業。

（13）浴室、トイレ関係機器

会社名	**Pressalit Care A/S**
住所	Pressalivej 1, DK- 8680 Ry
電話	tel: +45 8788 8788 fax: +45 8788 8789
ホームページ	www.pressalit.com
従業員数	380
売上高	３億9,500万クローネ
設立年	1952
製品および概要	障害者を対象とする浴室・トイレの関連機器の製造販売企業。同分野では先駆的企業として世界的に知られる。同社が開発したマルチシステムは、マルチトラックと呼ばれる壁に取り付けたレールにシャワー、シャワー用チェア、トイレ用アームサポート、洗面台など各種機能装置を必要に応じて任意の位置に即座に移動させることができるもので、障害者、高齢者福祉施設や病院等のほか個人住宅用としても利用されている。世界約55ヵ国に輸出しており、輸出が総生産の85%を占めている。
会社名	**dan rehab a/s**
住所	Messingvej 13-15, DK-8900 Randers
電話	tel: +45 8644 7355 fax: +45 8644 7770
ホームページ	www.danrehab.dk
設立年	1980
製品および概要	浴室で使用される各種のチェア製造販売企業。

（14）下着類

会社名	**Daro**
住所	Soeskovvej 7, DK-7182 Bredsten
電話	tel: +45 7588 1622 fax: +45 751362
ホームページ	www.daro.dk

設立年	1984
製品および概要	身体障害者用衣類の開発、製造販売企業。特に車椅子やスクーター使用の際のレインコートなどを主に手がけている。
会社名	**Tytex A/S**
住所 電話 ホームページ	Industrivej 21, DK-7430 Ikast tel: +45 9660 4200 fax: +45 9660 4201 www.tytex.com
従業員数	300
設立年	1971
製品および概要	テキスタイルを素材とした看護用品の製造販売企業。おむつ固定用パンツや転倒時の衝撃を和らげるパッド、レッグバック、整形外科用のテキスタイル用品、包帯・サポーター等を扱っている。デンマーク、アイルランド、米国に工場を持ち、欧州諸国をはじめ南米、北米、アジア、オセアニア諸国でも事業展開している。

（15）その他

会社名	**Coloplast A/S**
住所 電話 ホームページ	Kokkedal Industripark 2, DK-2980 Kokkedal tel: +45 4911 1111 www.coloplast.dk
従業員数	4,000 （世界中）
売上高	４億6,900万クローネ（世界）
設立年	1957
製品および概要	人工肛門・膀胱用バッグおよびその付属品、排尿機能障害者のための採尿袋、収尿器や失禁用パッド、慢性創傷用ドレッシング材、人工乳房、スキンケア等ヘルスケア商品の開発製造販売企業。1988～1998年の10年間で売上げを４倍、従業員数を３倍にしたデンマークでも注目される優良企業の１社。生産工場をデンマーク５ヵ所、米国に３ヵ所、その他中国、ドイツ、コスタリカに持つ。海外市場での売り上げは総売上高の97%を占め、日本にも子会社を持つ。
会社名	**Sahva**
住所 電話 ホームページ	Borgervaenget 5-7, DK-2100 Koebenhavn Oe Tel: +45 39182611 Fax: +45 3918 1360 www.sahva.dk

従業員数	450
売上高	３億2,450万クローネ（世界）
設立年	1872
製品および概要	義足をはじめとする補装具や特殊靴の特注生産、障害者のための乗用車用装具の開発・取り付け、福祉機器小売店経営。

４．デンマークの福祉機器研究機関

デンマークの福祉機器製造企業の大半は、製品の開発・デザインをほとんど自社内でおこなっており、外部機関に委託することは少ない。しかしデンマークにおいては、福祉機器のほとんどが公共福祉・医療サービスの領域で利用されており、利用者の生活の質向上のために、また介護者の労働環境改善のために、より安全でより機能性の高い福祉機器が常にサービス提供者や機器利用者から要求されている。そのため福祉機器に関する情報収集と提供および研究も重要であり、これを総括して担当しているのが、デンマーク補助器具研究所である。

“Danish Design”で世界的に知られるデンマークでは、製品開発において機能性とデザイン性が常に求められる。一般製造企業はそれを常に念頭において開発を行っており、一般的にデザイン感覚レベルは高い。そのためか産業デザイナーは活躍しているが、デザイン研究機関は特に存在していない。

デンマーク補助器具研究所

１．で研究所の概要に触れたので、ここでは組織、活動内容を簡単にまとめて紹介する。

全国14のアムト（県）と２つのコムーネ（市）が共同出資する非営利機関。このルートからの補助金は年間約1,300万クローネで、これは同研究所の年間予算の約３分の１を占め、残りはEUや国の研究プロジェクトや独自の研修・教育・コンサルティング活動などからの収入で賄っている。スタッフは約50人。下記の４セクションがある。

ａ　補助器具およびコミュニケーション・セクション

- 障害者のための補助器具に関する知識・情報の収集、開発、伝達。
- 補助器具や障害者向け教材に関する情報提供、それらの品質の判定、テスト結果の報告。
- 活用方法に関するアドバイス。
- 刊行物出版、レポートや専門誌への寄稿、カタログ作成、研修・教育活動。登録された。
- 補助器具のデータベース化。
- 新しい補助器具や教材の開発・テストを目的とする研究開発活動やプロジェクトへの参加。
- 補助器具に関する国際規格化プロジェクトや法案準備作業への参加。

ｂ　研究セクション（1999年に発足）

- 研究所の専門分野における研究プロジェクトの実施と研究結果の伝達。

ｃ　NetJobセクション

- 障害者、高齢者、長期失業者等が労働市場への参加を可能にするために必要なIT教育やツールの開発および障害者IT教育の実施。

ｄ　経理運営セクション

連絡先：

Gregersensvej 38, DK-2630 Taastrup

Tel: +45 4399 3322
Fax: +45 4352 7072

P.P.Orums Gade 11, Bygning 3, DK-8000
Aarhus C
Tel: +45 4399 3322
Fax: +45 8675 3667
ホームページ：www.hmi.dk

その他の福祉機器関連企業リスト

車椅子	
会社名	**Vermund Larsen A/S**
住所	Götheborgvej 12, DK-9200 Aalborg
電話	tel: +45 9634 7600 fax: +45 9818 7166
ホームページ	www.vela.dk
従業員数	60
売上高	6,000万クローネ
設立年	1935
会社名	**Roltec el-koerestole A/S**
住所	Laegaardsvej 13, DK-8520 Lystrup
電話	tel: +45 8743 4900
ホームページ	www.roltec.com
設立年	1977
会社名	**Kronborg Care a/s**
住所	Karen Blixens Vej 23, DK-2960 Rungsted
電話	tel: +45 4576 9209 fax: +45 4576 9208
ホームページ	www.kronborg-care.dk
会社名	**KEBO Care A/S**
住所	Jernholmen 41, DK-2650 Hvidovre
電話	tel: +45 3639 8000 fax: +45 3639 8010
ホームページ	www.kebocare.dk
従業員数	52
売上高	１億3,000万クローネ
設立年	1990
製品および概要	欧州諸国から車椅子をはじめとする各種福祉機器を輸入し、あらゆるタイプの福祉施設を対象に国内流通を行っている。

ステアーリフト	
会社名	**Guldmann A/S**
住所	Graham Bells Vej 21-23, DK-8200 Aarhus N
電話	tel: +45 8741 3131　fax: +45 8741 3100
ホームページ	www.guldmann.com
従業員数	175
設立年	1980
会社名	**Botved A/S**
住所	Noerrelandvej 5, DK-2730 Herlev
電話	tel: +45 8037 3737
ホームページ	www.botved.dk
設立年	1930

スクーター／三輪車	
会社名	**Sportster ApS**
住所	Birkegaardsvej 8, DK-7400 Herning
電話	tel: +45 9711 6846
ホームページ	www.sportster.dk
従業員数	10
設立年	1967
会社名	**Mini Crosser A/S**
住所	Enggaardsvej 7, Snejberg, DK-7400 Herning
電話	tel: +45 7010 1755　fax: +45 9716 8582
ホームページ	www.minicrosser.dk
従業員数	65
設立年	1981
会社名	**Jørn Iversen Roedekro ApS**
住所	Hydevej 48, Hydevad, DK-6230 Roedekro
電話	tel: +45 7466 9242　fax: +45 7466 9244
ホームページ	www.ji.dk
設立年	1982

会社名	**Dan-kunst Copenhagen**
住所	Bygmestervej 4, DK-2400 Koebenhavn NV
電話	tel/fax: +45 3582 8370
ホームページ	www.dan-kunst.dk
設立年	1984
会社名	**H. Meyland-Smith A/S**
住所	Industrivej 27, DK-9830 Taars
電話	tel: +45 9896 1985 fax: +45 9896 1986
ホームページ	www.meyland-smith.dk
従業員数	20
設立年	1901
会社名	**Guldmann A/S**
住所	Graham Bells Vej 21-23, DK-8200 Aarhus N
電話	tel: +45 8741 3131 fax: +45 8741 3100
ホームページ	www.guldmann.com
従業員数	175
設立年	1980

歩行器	
会社名	**KEBO Care A/S**
住所	Jernholmen 41, DK-2650 Hvidovre
電話	tel: +45 3639 8000 fax: +45 3639 8010
ホームページ	www.kebocare.dk
従業員数	52
売上高	１億3,000万クローネ
設立年	1990
会社名	**Invacare Denmark A/S**
住所	Soendre Ringvej 39, DK-2606 Broendby
電話	tel: +45 3690 0000 fax: +45 3690 0001
ホームページ	www.invacare.dk
従業員数	50
設立年	1999

会社名	**Guldmann A/S**
住所	Graham Bells Vej 21-23, DK-8200 Aarhus N
電話	tel: +45 8741 3131　fax: +45 8741 3100
ホームページ	www.guldmann.com
従業員数	175
設立年	1980
会社名	**Kronborg Care A/S**
住所	Karen Blixens Vej 23, DK-2960 Rungsted
電話	tel: +45 4576 9209　fax: +45 4576 9208
ホームページ	www.kronborg-care.dk
会社名	**H. Meyland-Smith A/S**
住所	Industrivej 27, DK-9830 Taars
電話	tel: +45 9896 1985　fax: +45 9896 1986
ホームページ	www.meyland-smith.dk
従業員数	20
設立年	1901
会社名	**Anolet A/S / Ergolet**
住所	Taarnborgvej 120, DK-4220 Korsoer
電話	tel: +45 5837 3720　fax: +45 5837 3172
ホームページ	www.ergolet.dk
設立年	1977

リフト・患者移動機器	
会社名	**Inter Care Scandinavia A/S**
住所	Sundtoldvej 8H, DK-3000 Helsingoer
電話	tel: +45 4920 3366　fax: +45 4920 3389
ホームページ	www.intercare.dk
会社名	**Guldmann A/S**
住所	Graham Bells Vej 21-23, DK-8200 Aarhus N
電話	tel: +45 8741 3131　fax: +45 8741 3100
ホームページ	www.guldmann.com

従業員数	175
設立年	1980
会社名	**Botved A/S**
住所	Noerrelandvej 5, DK-2730 Herlev
電話	tel: +45 8037 3737
ホームページ	www.botved.dk
設立年	1930

移動ベッド	
会社名	**Farstrup Mobler A/S**
住所	Farstrupvej 21, DK-5471 Soendersoe
電話	tel/fax: +45 6383 8390
ホームページ	www.farstrup.dk
設立年	1910
会社名	**Guldmann A/S**
住所	Graham Bells Vej 21-23, DK-8200 Aarhus N
電話	tel: +45 8741 3131 fax: +45 8741 3100
ホームページ	www.guldmann.com
従業員数	175
設立年	1980
会社名	**KEBO Care A/S**
住所	Jernholmen 41, DK-2650 Hvidovre
電話	tel: +45 3639 8000 fax: +45 3639 8010
ホームページ	www.kebocare.dk
従業員数	52
売上高	１億3,000万クローネ
設立年	1990
会社名	**Etac A/S**
住所	Parallelvej 1, DK-8751 Gedved
電話	tel: +45 7968 5833 fax: +45 7566 5840
ホームページ	www.etac.dk

会社名	**Invacare Denmark A/S**
住所	Soendre Ringvej 39, DK-2606 Broendby
電話	tel: +45 3690 0000 fax: +45 3690 0001
ホームページ	www.invacare.dk
従業員数	50
設立年	1999

補聴器	
会社名	**Rexton A/S**
住所	Ove Gjeddesvej 9, DK-5220 Odense Soe
電話	tel: +45 6315 4000 fax: +45 6315 4004
ホームページ	www.rexton.dk

IT関連機器	
会社名	**Mikro Vaerkstedet A/S**
住所	Lucernemarken 12, DK-5260 Odense
電話	tel: +45 6591 8022 fax: +45 6591 7922
ホームページ	www.mikrov.dk
設立年	1991
会社名	**AB Handichjaelp**
住所	Hovedgaden 55D, DK-2970 Hoersholm
電話	tel: +45 4576 6006 fax: +45 4576 6460
ホームページ	www.abhh.dk
設立年	1988
会社名	**Jadea**
住所	Rosenoerns Alle 55, 3.th., DK-1970 Frederiksberg
電話	tel: +45 2345 0055
ホームページ	www.jadea.dk
設立年	1999

家具	
会社名	**Ergomea Denmark**
住所	Rolighed 7, DK-4180 Soro
電話	tel: +45 5786 1034 fax: +45 5786 1036
ホームページ	www.ergomea.dk
設立年	1974

バギー	
会社名	**Medico Nord A/S**
住所	Dybedalsvej 11, DK-9280 Storvorde
電話	tel: +45 9831 6966 fax: +45 9831 6922
ホームページ	www.mediconord.dk
会社名	**Kjaerulff A/S**
住所	Oerkebyvej 6, DK-5450 Otterup
電話	tel: +45 6482 1535 fax: +45 6482 1590
ホームページ	www.kjaerulff.com
従業員数	50
設立年	1975

乗用車関連機器	
会社名	**Haarby Karosseri ApS**
住所	Akkerupvej 20, DK-5683 Haarby
電話	tel: +45 6473 1282 fax: +45 6473 1082
ホームページ	www.haarby-karosseri.dk
設立年	1927
会社名	**Handi Safety**
住所	Hjortholmvej 136, DK-4340 Toelloese
電話	tel: +45 5918 6142 fax: +45 5918 6149
ホームページ	www.handi-safety.dk

スポーツ用器具	
会社名	**U-B-Let A/S**
住所	Friis Hansens Vej 9, DK-7100 Vejle
電話	tel: +45 7585 8022 fax: +45 7585 9551
ホームページ	www.ub-let.dk
従業員数	40
設立年	1967

浴室・トイレ関係機器	
会社名	**HMN A/S**
住所	Midtager 22, DK-2605 Broendby
電話	tel: +45 4396 2400 fax: +45 4396 2692
ホームページ	www.hmn.dk
従業員数	24
会社名	**K.R. Hospitalsudstyr A/S**
住所	Maagevej 16, DK-8370 Hadsten
電話	tel: +45 8698 2499 fax: +45 8698 2570
ホームページ	www.kr-hospitalsudstyr.dk
従業員数	30
設立年	1970
会社名	**Beta System A/S**
住所	Graham Bells Vej 18, DK-8200 Aarhus N
電話	+45 8740 2900 fax: 45 8740 2911
ホームページ	www.betasystem.dk
設立年	1990
会社名	**Botved Plejeudstyr A/S**
住所	Noerrelandvej 5, DK-2730 Herlev
電話	tel: +45 8037 3737
ホームページ	www.botved.dk
設立年	1930

Report 11

下着類	
会社名	**Danpleje A/S**
住所	P.O.Pedersens Vej 16, DK-8200 Aarhus N
電話	tel: 45 8610 9109 fax: +45 8610 9209
ホームページ	www.danpleje.dk

出所

1．The Danish Service Delivery System in Assistive Technology
Danish Center, 1995
2．Danish Disability Policy
Det Centrale Handicaprad, 2002
3．Lov om Social Service, 1999
4．Bekendtgorelse om ydelse af hjalpemidler og forbrougsgoder efter servicelovens paragraph 97 & 98, 1998
5．Equal Opportunities for Disabled and Elderly Persons
Danish Rehabilitaion Group, 1999
6．Hjalpemiddelcentralen 25 ar
Ribe Amts Hjalpemiddelcentral, 2000
7．Kompetenceklynger i dansk erhvervsliv
www.efs.dk/publikationer/rapporter/kompetenceklynger
Erhvervsfremmestyrelsen, 2003
8．Finansministeriet, Udgiftsudvikling
www.fm.dk/1024
9．Dansk Hjalpemiddel Institut www.hmi.dk
10. Danish Rehabilitaion Group
www.rehabindex.dk
Mr. Leif G. Lytkenインタビュー（2003年3月20日）
11. Dansk Export Forening www.dega.dk
12. Dansk Mobelindustri
www.danishfurniture.dk
13. Medico Industrien
www.medicoindustrien.dk
14. Sahva www.sahva.dk
15. William Demant Holding Year's Report, 1998

Report 12

バイオ・医薬分野の集積進むメディコンバレー（デンマーク、スウェーデン）

コペンハーゲン事務所

ジェトロ・コペンハーゲン事務所では、製薬会社、大学、サイエンスパークなどを中心として近年発展の目覚ましいバイオクラスター、メディコンバレー地域へ日本企業および在欧日系企業からなる視察ミッションを2003年3月に受け入れた。セミナー、企業訪問、現地企業との個別面談を実施し、同地域と日本との投資・技術交流の促進を図るとともに、メディコンバレー・大阪府の間で予定されているバイオ分野のジェトロ・ミニLL（ローカル・トゥ・ローカル）事業のためのビジネスシーズの把握および日本の他地域とのLL事業実施に向けた端緒の発掘に努めた。以下は今回の視察ミッションにおける各セミナー、企業訪問の内容である。なお、メディコンバレーの概要および同地域の医薬品関連企業・機関については、本誌2002年7月号「治療薬などの開発進むメディコンバレー」にも詳しい。

Ⅰ．コペンハーゲン地域（デンマーク）

１．シンビオン・サイエンスパーク

(1) シンビオン・サイエンス・パークの概要（Ms. Trine Winteroe, COO（バイオテクノロジーベンチャー））

シンビオン・サイエンス・パークは、スタートアップ企業のためのインキュベーター施設で、1986年設立、東コペンハーゲンのØsterbroに位置する。Symbion A/S社がサイエンスパークを保有するとともに、関連子会社を保有するという形をとっており、Symbion A/S社は科学者の共同出資による基金（100人の科学者が500デンマーク・クローネ（以下クローネ）ずつ拠出、30%の株式を保有）とその他の計28の民間株主によって経営されている。

建物は、事務所用面積5,900㎡、研究室用面積2,700㎡、会議室等1,000㎡、レストランその他共用スペース等10,400㎡となっている。2003年２月時点で、サイエンスパークのテナント数は65社（従業員数650人）で、うちIT関連が44%、バイオメディカル関連が

38%（床面積では75%）を占めている。入居のためには、IT・バイオ等の分野に属し、研究開発型企業であること、今後の成長が期待できることといった所定の基準を満たし、入居申請時に審査を受ける必要がある。

同サイエンスパークの入居企業は、会議施設の提供、財務･特許･技術などに関するアドバイス、出張の手配・電話交換・受付・郵便の送受などのサービスを受けることができる。また、関連会社であるSymbion Capital ＩＡ/S社およびCAT-Symbion Innovation A/S社はベンチャーキャピタル（通常のベンチャーキャピタルの前段階のキャピタル）としてIT・バイオ分野における新技術開発投資を行っている。

主なバイオ関連の入居企業としては、TopoTarget社（抗がん剤開発、従来外科手術により取り除くほかなかった壊死部分を触媒阻害剤により治療するもの。現在臨床試験PhaseⅢ段階にあり、既に欧州ではオーファンドラッグ（Orphan drug、希少な疾病の治療薬）として認められており、米国での販売パートナーも見つかっている。日本、オーストラリア、北･東南アジアでの販売パートナーを探している)、Evolva社（各種中間剤･臨床前試験候補物質などの低分子化合物製造、イースト菌の発酵過程を通じて独自の遺伝子工学技術（WatchmakerTM）により低分子化合物を大量生産。現在パートナーを探している。)、Leukotech社（ヘパリン膠結タンパク薬開発、Novo Nordisk社からのスピンオフ)、Heme Biotech社（新陳代謝疾患薬開発）、ＫＬＩＦＯ社（契約試験会社）、Cartificial社（人工軟骨開発）などがある。

(2) メディコンバレーの概要（Mr. Thomas Krarup，Copenhagen Capacity)

ベアリンスケチーゼネ紙（２月27日付）によると､世界の株式市場の状況は良くないが、メディコンバレーの状況は良く、2002年もバイオベンチャーが12社（99年13社、2000年16社、2001年14社）起業したほか、研究・開発（R&D）従事職員が15%増加したとしている。

メディコンバレー（97年正式に命名）は、デンマークのコペンハーゲンおよびスウェーデンのスコーネ地方に広がるバイオテクノロジー･医薬･医療関連企業の一大集積エリアであり、100km^{2}の地域に５つのサイエンスパーク、26の大学病院、12の大学（学生数14万人)、バイオテクノロジー・医薬企業120社、メディカルテクノロジー企業100社、契約試験会社（CRO）24社、臨床R&D16社などがある。バイオテクノロジー・医薬企業は、97年の50社から2002年は120社へ増加しており、これはスカンジナビア全体の60%、欧州全体の22%に相当するといわれる。さらにこれらにサービスを提供する金融・コンサルタント等のサービス産業も集まっている。新薬開発が盛んで、糖尿病、中枢神経系治療薬、抗炎症、抗がん剤開発などの分野が進んでいる。

メディコンバレーの成功の秘訣は、①学術分野での高水準の研究(コペンハーゲン大学、ルンド大学など)、②複数の大規模製薬会社（ＮｏｖｏＮｏｒｄｉｓｋ、ＬＥＯ、Ｌｕｎｄｂｅｃｋ、AstraZenecaなど）が存在しベンチャー企業が起業しやすい環境があること、③臨床試験についての豊富な経験の３つである。①については、メディコンバレーの命名は最近のことだが、コペンハーゲン大学は1479年、ルンド大学は1666年の設立である。また、③の臨床試験が盛んであることについては国民総背番号制によりフォローアップが容易であることが一因で、この制度は1960年代の源泉徴収税導入時に設けられたものである。

②の大規模製薬会社は、NovoNordisk社が糖尿病、LEO社が皮膚病、Lundbeck社がうつ病など中枢神経系、AstraZeneca社がぜんそくなどの炎症と、それぞれの分野で強固な市場シェアを持ち、メディコンバレー内に研

究開発、製造の拠点を持つ。また、ALK-Abello社やFerring Pharmaceuticals社のような中堅の製薬会社も両方の拠点を持つなど、メディコンバレーでは製薬会社のプレゼンスが大きいが、このようにバイオテククラスター形成に製薬会社が大きな役割を果たしている地域は、欧州ではほかにない。また、世界でも、米国のボストン地域があるだけである（Novartis社、Pfizer社、AstraZeneca社、Abbott社、Merck社などがR&D拠点を持つ）。

製薬会社からのスピンオフの例としては、NovoNordisk社からNeuroSearch社がスピンオフし、NeuroSearch社からさらにAZIGN社、NsGene社、Sophion Bioscience A/S社、Poseidon社、BAVARIAN NORDIC社の５社がスピンオフした例が挙げられる。

また、メディコンバレー地域では、多岐にわたる取り組みが行われており、新薬開発に必要な製品がすべてこの地域で手に入るというメリットがある。メディカルテクノロジー企業も、NovoNordisk社のインシュリン自己注射器、Radiometer社の血中ガス分析機器、Oticon社の補聴器など多くの企業が挙げられる。

現在は、メディコンバレーをさらにバルト海沿岸地域に広げるScan Balt構想を推進している。地域内で利用可能なベンチャーキャピタルの数も2002年には47に達しており、プレシード、シード、スタートアップ、初期発展、拡大、再構築の各段階にある企業に投資を行っている。また、BIOBANというエンジェル（ベンチャー企業に資金提供やアドバイスを行う個人投資家）ネットワークも投資を行っている。デンマークの医薬品輸出の伸びは顕著で、2000年の輸出額は90年の約３倍となっている。

新規の起業を促進するため、2000年に新法が制定され、それまでは開発した科学者が特許権を所有していたものを、大学が所有することとし、特許収入は契約により大学、学部、科学者の３者に３分の１ずつ帰属することとした。これに伴い、科学者が研究成果を公表するには大学の許可が必要となり、科学者が大学の特許所有を好まない場合、その大学から出て行かなければならなくなった。

（資料）www.mediconvalley.com

(3) コペンハーゲン大学の取り組み

(Mr. Joergen Olsen；Pro-vice chancellor)

メディコンバレーには大学が12（うち８つがシェラン島、４つがスコーネ地域）あり、14万人の学生と１万人の研究者が在籍している。このうちコペンハーゲン大学は、学生数３万5,000人でルンド大学とともに最大の総合大学である（ただし、工学部についてはデンマーク工科大学が最大）。特に、バイオサイエンス部門は量的にも質的にもこの地域でデンマーク・スウェーデンの両国とも非常に強く、コペンハーゲン大学にはライフサイエンスに200人の研究者（うち３分の２は教授）がおり、年間2.5億～３億クローネの予算を持つ（うち半分は外部資金）。96～97年の評価では、バイオ・医薬品分野で外部資金、論文数が多く、特に分子生物、遺伝、細胞、がん、中枢神経の項目で、論文数、引用数等が平均水準を上回っている。

大手製薬企業のNovoNordisk社、Lundbeck社との協力関係が深く、コペンハーゲン大学から毎年250人のバイオ関係の博士をこれらの製薬企業へ供給している。

現在、コペンハーゲン大学内（病院と医学部の隣接地）に６億2,000万デンマーク・クローネの経費をかけてバイオセンターを設立する計画があり、４万㎡の敷地に大学のMolecular Biology Institute（MBI、220人）、コペンハーゲン病院共同体のResearch Unit（100人）、科学技術省のサイエンスパークBric（150人）が入る予定。MBIでは、主として核酸、たんぱく質、遺伝子分析、成長退化、再生、がんの研究を行う予定。Bricの理事会は大学６人、企業４人で構成し、理事長にはLundbeck社の開発部長が就く予定で、遺伝子技術、遺伝子組替え動物、DNA塩基配列解析、バイオ構造分析の４つの分野に取り組む。

コペンハーゲン大学にとり、メディコンバレーアカデミー（MVA）、ルンド大学のBMC（研究者700人）が重要なパートナー。97年には、オーレスン地域の12大学による連携事業として「オーレスン大学」が設立され、研究交流の促進、効率的な研究体制の確立などが進められている。単位の相互融通が可能で、デンマーク、スウェーデン両国とも学費が無料であることから、学生は自由に講義を受講できる。

２．Novo Nordisk社

(Mr. Mogens Andersen；International Relations Officer, Business Information/ Mr. Peter Damsbo MD；Vice President, Health Economics and Outcomes Research, Medical Department)

Novo Nordisk A/S社は、糖尿病ケアにおける世界のリーディング企業であり、血友病・成長障害分野にも取り組んでいる。従業員数は１万8,000人（うちデンマーク１万人）で、R&D部門が19%（デンマーク、米国（カリフォルニア））、製造部門が39%（デンマーク、米国、フランス、日本（郡山）、南アフリカ、ブラジル）、販売管理部門が42%を占め、世界68ヵ国に子会社を持つ世界的企業であり、178ヵ国で製品を販売している。売上高の約４割を欧州が、日本（約590億円）と北米が約２割ずつを占めている。日本は大きな市場であり、日本の子会社は子会社としては最大である。

同じ製品を必ず２ヵ所で製造し、１ヵ所がダウンしても問題が生じないようにしている。例えば、NovoPen（インシュリンの自己注射器、服の上から注射できる）の注入針は、日本の郡山工場とデンマーク・北ユトランドのHjoerring工場の２ヵ所で製造する。

シェラン島北西部のKalundborgの工場（3,000人）は、世界一のインシュリン工場であり、発酵過程、廃棄物処理、包装の３部門から構成される。発酵過程では、ごく一部が薬として利用され、残りは豚の餌、肥料など

に処理され、75㎞のパイプラインを使って無料で農家へ分配される。排水は直接海へ排出される。また、同島北部のHilleroedの工場では、NovoPenのプラスチック部分を製造する。このような部分も外注しないのは、スイス時計のような精密性が求められ、伸縮しない素材が求められるためだ。

Novo Nordisk A/S社の歴史は、1923年にノーベル生理学賞受賞者のオーガストクロー氏が、ヘードン氏とともにNordisk社を設立しインシュリンラボを設けたのに始まる。1925年に従業員の一部が独立してNovo社を設立。1989年に両社が友好的に合併してNovo Nordisk A/S社が設立された。その間、1941年にNovo社が酵素の製造を開始、68年にNordisk社が成長ホルモンの製造を開始、81年にNovo社がヒトインシュリンを販売、85年にNovo社がNovoPenを販売した。2000年には、Novozymes A/S社（酵素）、Novo Nordisk A/S社（ヘルスケア）の２社に分割し、それらの親会社としてNovo A/S社が位置付けられ、その68%の株式をNovo Foundationが所有することとなった。

Novo Nordisk A/S社は売上高36億ドル、製薬会社では世界第25位の規模で、それ程大きな製薬企業ではない。しかし、糖尿病（70%）、血友病（９%）、成長ホルモン（13%）、ホルモン剤（８%）の分野は強く、特に糖尿病の分野で世界一の企業を目指している。WHOによれば糖尿病患者数は、2000年の１億5,000万人から2025年には３億人へ増加すると予測されており、成長市場である。インシュリンの注射器は、いつどれだけ打ったかがわかるタイプ、血糖値モニターがついたタイプ（携帯電話の技術を使用）もある。また、経口タイプのものも開発中（臨床PhaseⅡ段階）。Niels Steesen ’s Hospitalという同社所有の病院も運営しており、さまざまな開発に貢献している。WHOのLEADイニシアチブにも協力しており、後発開発途上国（LDC）向けには20%の低価格で販売しているほか、世界糖尿病基金に10年間に５億クローネを寄付した。血友病薬はrVⅡa抗体ができてしまっている人が使える薬で、成長ホルモンは、以前は粉末であったが現在は液状で、自分で打つことができる。更年期障害関連ホルモンは、カレンダー式錠剤になっている。

糖尿病、タンパク質（発見、遺伝子工学）、ドラッグデリバリー（機器）が同社の３つの専門分野であり、新薬開発の厳しい競争、開発コスト増大（70年代と比べると48%もコスト増）、開発期間の長期化などのプレッシャーからR&D予算40億クローネのうち25%は下請けに出している。また、インシュリン以外については、同社が最も優れているとは限らないことから、他の製薬会社との提携も行っている。一般に新薬開発の95%は企業によるが、学術分野での開発にも可能性はあると考えており、大学との協力（資金供与、研究提携、グループ研究、技術ライセンス供与等）に努めている。コペンハーゲン大学のほか、オールボー大学、オーフス大学、ロスキレ大学、ルンド大学等と提携している。

一方で、知的所有権の保護、遺伝子組替えの危険性、動物の福祉、CROとの関係、LDC向け価格設定やライセンス供与といった医薬品へのアクセスなどの問題がある。欧州でのバイオテク投資は、英国38%、フランス20%、ドイツ９%、スイス７%、デンマーク６%、スウェーデン６%、その他14%となっているが、デンマークとスウェーデンを合わせると12%で、人口に比して割合が大きい。

Novo A/S社は、企業投資家でもあり（Novo Nordisk Biotech Fund）、利益の回収や将来的にサポート・技術を得ることを狙った投資を実施している。2001年でに5,000万ドルを投資しており、さらに今後５年間で２億ドルを投資する予定で、シード段階から株式公開後まで各段階の企業に投資を行ってい

る。投資先としては、Aradigm社（吸入剤開発）、Transtech社（医薬品候補物質開発）、Leukotech社（感染症、炎症）、Combio（抗炎症、がん）、7TM Pharma（肥満）、NatImmune（抗炎症、がん）、Bioimage社（GFP安定化技術）などがある。

非常にオープンな社風であり、スピンオフ企業が多数出ている。スピンオフはたとえ抑えようとしても必ず生じるので、むしろメリットの面を活用したいとする。良い利益が上がるようであれば出資比率10～50%の投資を行えるし、提携による利益も得られる。

３．Neuro Search社

（Mr. Jens Bitsch Jensen；Manager, Licensing & Business Development/Mr. Finn Soerensen；Manager, Licensing & Business Development）

Neurosearch A/S社は、中枢神経系治療薬（CNS）その他のイオンチャネルモジュレーション治療分野のリーディング企業で、1989年にNovo社から独立、96年に上場した。設立当時は従業員25人であったが、現在は169人（うちR&Dが124人）。NsGene社（アルツハイマー・パーキンソン、28%）、Sophion Bioscience社（HTS技術、32%）、Bavarrian Nordic（がん・天然痘ワクチン、6.5%）、Poseidon Pharmaceuticals社（呼吸器・免疫疾患、100%）、Azign社（遺伝子分析、100%）、Head-Explorer社（tension type頭痛、50%）、Zgene社（がん、14%）の７社のベンチャー企業の株式を保有するとともに（パーセンテージはNeurosearch社の持株比率）、3,400万ユーロのキャッシュポジションを有す。CNSおよびイオンチャネルについて620の特許を持ち、遺伝子分析から臨床試験PhaseⅡまでのR&Dを行っており、PhaseⅢ以降については資金力と治験を持つ企業へライセンス供与する。

2002年にはさまざまな進展があった。独Boehringer Ingelheim社と研究およびライセンス契約し、8,000万ドルのほかロイヤルティー収入を得る。英GlaxoSmithKline社とは抑うつ、不安障害について研究およびライセンス契約。米Abbott Laboratories社とは製品開発提携。NS1209（てんかん、外傷性発作）はPhaseⅡの初期段階で、独自開発を開始。Endovion（がん、新陳代謝異常）はPhaseⅡの直前の段階にある。Respion（COPD（慢性閉塞性肺疾患））の研究を開始したほか、Head-Explorer社を設立。

上記のほかにPhaseⅡ段階のものとしては、2004年からPhaseⅢに入る予定のNS2330（アルツハイマー）のほか、NS2330（パーキンソン）、NS2359（コカイン・アルコール常習）がある。また、NS4591（尿失禁）、Respionは、前臨床試験段階。NS1209、Endovion、NS4591、Respionについては、2003年中のライセンス供与を考えている。

日本企業とは、明治製菓と93年から７年間、GABA受容体複合モジュレータ関係の抗うつ薬について、独占的研究およびライセンス契約（資金は明治製菓が拠出）を結んでいた。非常に高額のプロジェクトであり日本企業は信頼性が高かったが、PhaseⅡ段階の候補物質（NS2710）は皮膚に湿疹が出る副作用があったことから、プロジェクトは取りやめとなった。その後、このプロジェクトはPharmacia & Upjohn社との契約に引き継がれ、６つの特許グループを生み出した。

４．フアスホルム・サイエンスパーク

（Mr. Knud Allermann Business；Development Consultant of Hoersholm Science Park）

コペンハーゲン市の北に位置するフアスホルムサイエンスパーク（正式名称はForskningscenret ved Hoersholm）は、1962年設立、国の特別法（施行は1972年）に基づくサイエンスパークである。もともとデ

ンマーク工科大学（DTU、学生数6,000人、リンビュー市所在）と協力するために設立されたが、当時の教授陣が企業を大学内に入れることに反対したため、フアスホルムに設立された。しかし、2002年10月、同サイエンスパークとデンマーク工科大学は2003年７月をめどに合併することを発表、合併後は、SCION･Hoersholmという名前になり、工科大学が100％所有するSCION･DTUの所有となる予定。その際、工科大学の敷地内にも小さなサイエンスパーク（SCION･Lyngby）を設立する予定だ。

敷地面積は約100ヘクタールで、中に約20の建物（総面積は12万5,000㎡）があり、将来25万㎡までの建築が可能。敷地はサイエンスパークが国から譲り受けて所有し、大部分の建物はサイエンスパークが投資･所有し、企業へリースもしているが、一部建物は民間企業（Chr. Hansen社（機能性食品）、AlkAbello社（アレルギー治療ワクチン））が保有している。2003年３月現在、約65社（従業員数計3,000人程度）が入居しており、その４割がバイオ・医療技術関連企業となっている。最近の主な入居企業としては、７TM Pharma（７TM受容体関連肥満治療薬）、Pharmexa（ポリクロナール治療ワクチン）があげられる。また、サイエンスパーク内のイノベーションセンターはいわゆるインキュベーターであり、床面積2,500㎡の建物内に高度技術を有する小企業が25以上入居でき、研究室を利用できるほか、各種設備の共同利用が可能となっている。

フアスホルムサイエンスパークの強みの一つは、研究機関との連携機能であり、敷地内にバイオテクノロジー研究所、デンマーク毒物学センター、水力工学研究所、デルタ研究所といった研究機関（これらは民間研究所であるが、国の承認を受けた研究機関として毎年15％の補助を受ける）があることに加えて、デンマーク工科大学が地理的に近く、密接な連携が図られている。

DTU Innovation A/S社は、フアスホルムサイエンスパークが力を入れる研究機関間の連携の柱の一つである。同社は、サイエンスパークとデンマーク工科大学、デンマーク工学研究所の３機関がそれぞれ500万クローネを出資して設立され、政府のシーズマネーの供給機関となっている（全国７ヵ所に同様の機関が設立されており、Cat Science ParkにもCat Symbion Innovation A/Sが設立されている。１社当たり11万～12万ユーロを出資し、うち90％は政府資金、10％が同社自己資金。）。同社の支援により、この６年間に300社以上が起業した。このほか、デンマーク工科大学はDTU Invest A/Sというベンチャーキャピタルを運営しており、同基金にはデンマーク大手企業（Carlsberg社、NovoA/S社、Danisco社など）が1,000万クローネずつ出資し、１億の資金規模がある。

デンマーク工科大学は、２年前に国立機関から独立機関へと民営化した。独立した理事会により総長が任命されており、これによりSCION･DTUの設立も可能になった。特許権も大学が所有し、ロイヤルティーや株式保有の形でこれを販売することが可能。しかし、資金は基本的には国が支援しており、民間資金は研究契約を通じて30～40％を占めている。今後、すべての大学は、工科大学をモデルにして民営化される予定だ。

DTU Innovation A/S社の出資先の一つにMedimush ApS社（８万2,600ドルの出資を受ける）がある。同社は、シイタケの成分を使用した医薬品開発を目的としており、通常は固体培養でレンチナンを抽出しているところを、溶媒を使用した新しい発酵方法によりレンチナンを大量生産することを可能にした。また、分離、精製過程も簡単で、従来は３～８週間かかっていた工程が、１週間以内で可能になった。2003年は2.4kg、2004年は29kgのレンチナンを製造する予定。レンチナ

ンは、現在日本でしか医療用として承認されていないが、栄養補助食品としての利用を含めれば、相当規模の市場が期待できる。また、シイタケは、がん、AIDS/HIV、肝臓病、糖尿など、さまざまな病気に効くといわれている。

５．7TM Pharma社

（Ms. Mette Kirstine Agger；CEO/Mr. Peter Molte；PhD. Senior Executive VP）

7TM Pharma社は、コペンハーゲン大学のThue W. Schwartz教授とChristian E. Elling博士によって2000年に設立された、コペンハーゲン大学のスピンオフ企業である。社名は、”7TM受容体”（細胞膜７回貫通型（Gタンパク共役型）受容体）に由来しており、同受容体の機能・構造などの研究においてSchwartz教授とElling博士が築いた研究成果・知見を活かして、肥満、メラニン凝集ホルモン（これを取り除くと食欲が低下しやせるといわれる）といった分野において、同受容体をターゲットとする小分子薬の研究開発を進めている。

従業員数は40人で、うち研究者は32人（博士13人）。資金は、デンマーク国内のベンチャーキャピタル（Novo A/Sなど）のみならず、スイス、米国といった世界のベンチャーキャピタルからも集めており、設立以来、2,300万ドルを調達した。今後２年間の資金は確保している。2002年12月にシンビオンサイエンスパークおよびその隣接地のオフィスをフアスホルムサイエンスパークの敷地内の新建物（4,000㎡、３階建て）に移転したばかりであるが、コスト節約のため一部スペースを他の企業にリースしている。

同大学のScientific Advisory Boardには、スタンフォード大学、UCLA、グラスゴー大学などの著名教授が属しており、コペンハーゲン大学のSchwartz研究室の支援を受ける。また、スタンフォード大学、オックスフォード大学、シンシナチ大学、フロニンゲン大学と提携。新陳代謝関係（肥満、糖尿）で９種類の化合物を臨床試験段階へ持っていきたいと考えており、2004年までに２～３の新薬をPhaseⅡ段階、１～２の新薬を前臨床試験段階に持っていきたい。2003年後半には抗体の候補を発見できる予定。小さな企業であり、自社で行うのはPhaseⅡ段階までで、社内プロジェクトまたは提携プロジェクト（ライセンス供与・関連技術提携、日本企業のパートナーも探している）により新薬開発を図る。また、15年前と比べると新薬開発のコストは格段に増加していることから、合併、合弁なども視野に入れている。

同社の技術は、７TM受容体にヒットする化合物だけをスクリーニングすることができ、また７TM受容体の全体を解析するのではなくバインディング・ポケット・アナルシスを行うもの。これにより、通常は50万化合物を解析しなければならないところを、３万化合物程度に解析対象を削減できるほか、解析期間を２ヵ月程度に短縮でき、解析回数を増やすことができることから、ヒット率が非常に高くなり効率的なターゲットバリデーションが可能。

同社の技術は当然他の新薬分野の開発にも利用できるものであるが、当面は、新陳代謝関係に集中して治験を積み重ねたい。ただし、良い機会があれば他の分野の新薬にもかかわりたいと考えている。

６．Exiqon社

（Mr. Lars Kongsbak；Vice President Business Development, Science & Technology）

Exiqon A/S社は、96年設立、従業員数は現在23人である。LNA™（Locked Nucleic Acid、コペンハーゲン大学のJesper Wengel教授と大阪大学の今西教授が発見者。日本の発見者側からは権利を購入）と、AQ-Link™

（アントラキノン固定化技術）の２つの技術を中心として、ライセンス供与等を行っている。特許を（申請中を含め）180件有し、過去の累積収入は7,800万ユーロ。

LNAは自然界にあるものではなく合成物であるが、LNAを使用するとDNAを使用した診断法と比べて融点が高くなり、ミスマッチがある場合32倍のシグナルを出す。このため、がんの診断などの遺伝子発現の解析（expression profiling）に際して、従来の診断法より10倍敏感な試験法となる。また、従来は60の異なるパラメータを分析する場合、60の異なる条件でみなければならなかったが、LNAキットを使用した場合には60のパラメータを同時に分析できることから、コストも安くなる。また、マイクロフルイディクス･プラットフォームは、20分でSNP（１塩基多型）解析ができ、結果を読むのにどのスキャナーとも接続可能。

主な顧客は、法医学、ゲノミックス、伝染病、細胞組織学関係の分析で、市場規模としては、2002年は分子診断800万ドル、バイオチップ380万ドル、SNP解析550万ドルであったものが、2005/2006年にはそれぞれ20億ドル、11億ドル、13億ドルに達するものとみている。

資本は、フィンランドのBio Fund Management社、ノルウェーのTeknoinvest Management社、スウェーデン・デンマークのScandinavian Life Science Venture社といったベンチャーキャピタルおよび個人からの出資により2,000万ユーロを調達。つい１年前には上場寸前までいったが、株式市場の状況から断念した。また、その時点では、LNAチップを自ら開発･製造しており、従業員数も90人であったが、販売部門を維持するのにコストがかかり作れば作るほど赤字がかさむ状況であったことから、製造は行わずライセンス供与のみを行うこととした。日本とは、中外製薬へLNAについてライセンス供与している。

７．Nordic Bioscience A/S社

（Mr. Per Qvist；Vice President Bone Research, Mr. Tomas Eriksson；Sales Manager）

Nordic Bioscience A/S社は、2001年にOsteopro A/S社（89年設立、骨粗しょう症等治療薬開発）とOsteometer BioTech A/S社（92年設立、骨粗しょう症などの診断マーカー開発）が合併して設立された。骨粗しょう症、変形性関節症、骨転移といった骨および軟骨に関連する病気の治療・診断製品の研究開発、製造を行っている。従業員数は約60人、うち35人はＲ＆Ｄ部門に属する。臨床試験を行っているCenter for Clinical Basic Research（CCBR）の150人を含めると、200人以上になる。骨粗しょう症新薬のPhaseⅡおよびⅢの臨床試験は、このCCBRで行っている。

骨転移の患者は、米国、欧州および日本に7,500万人いると推定され、40億ドルの市場規模があり、年間20%の伸びだ。また、骨粗しょう症患者は人口の10%（60歳超の40%）、リューマチ患者は人口の１～２%（60歳超の５%）に達し、市場規模は80億ドルと推定される。人口構成の高齢化に伴い、さらに患者数は増えると見込まれる。

同社のCTXマーカーは、コラーゲンを検出するもので、臨床試験で効果を３～６ヵ月以内に判定でき、どれだけの薬を使用すればよいかを決定できる（現状のマーカーでは判定に２年間かかっている）。日本では株式会社ＴＦＢ（富士レビオ（株）の100%子会社）が販売代理店となっており、2003年２月にCTXの販売を開始する（薬価210ポイント）。

治療薬については、骨粗しょう症、変形関節炎などに関し５つのプロジェクトが進行中であるが、骨粗しょう症薬のGLP2は金属タンパク分解酵素阻害剤で現在前臨床試験段階

＜Nordic Bioscience A/S社の歩み＞

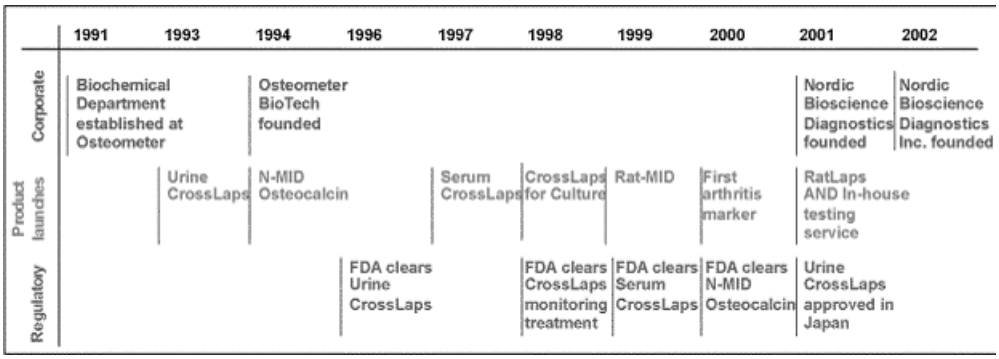

（出所）www.nbdiagnostics.com

にある。現在の骨粗しょう症薬は骨の分解機能を下げるとともに骨の形成機能も下げてしまうが、GLP２は骨の分解機能のみを下げる効能があり、完全な骨粗しょう症の治療薬である。日中骨形成、夜間骨分解のサイクルにおいて、朝食をとることが骨分解機能を下げる理由と考えられているが、GLP2は朝食をとった場合と同じように骨分解機能を下げる効能がある。また、GLP2は男女で効能に差はない。2003年１月に日本の骨粗しょう症学会で発表しており、現在日本企業のパートナーを探している。2004年～2005年初めには臨床試験PhaseⅡ段階へ持っていきたい。

Ⅱ．スコーネ地域（スウェーデン南端部）

１．イデオン･サイエンスパーク

（Ms. Maria Satherstrom；Networking Manager of IDEON Sciencepark）

IDEONサイエンスパークは、83年に設立されたスウェーデン初のサイエンスパークである。ルンド大学、ルンド大工科研究所（Institute of Technology）と緊密な協力関係にあり、IT関係の企業を最初に誘致した。現在、隣接地に新しい工業団地（Brunshog）を建設中であり、入居企業で製造を開始する場合のニーズにも対応できるようにする予定。

同サイエンスパークは、２つの不動産会社（Ｆｏrsta Fastighets AB Ideon社およびIdeon AB社）がサイエンスパーク内の建物を保有し、さらにこれらの共同子会社Ideon Center AB社がサイエンスパークを運営して

＜IDEONサイエンスパーク（地図）＞

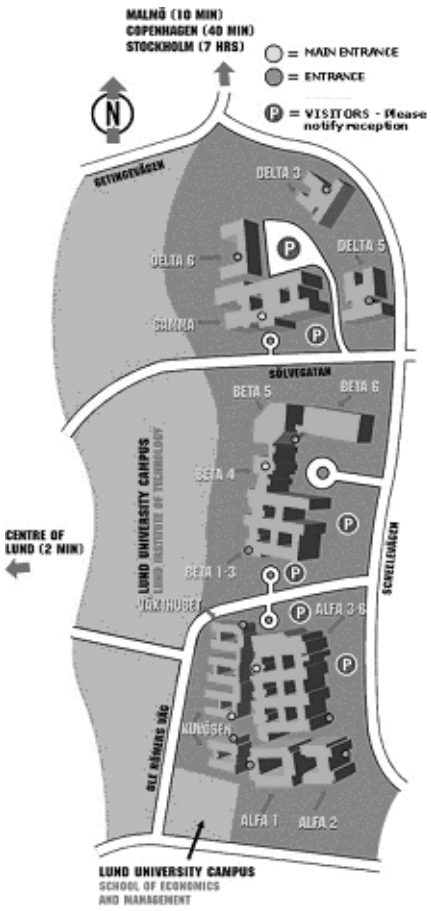

出所：www.ideon.se

いる。同社は、２つのレストラン、保育所、財務･コンサルタントセンター、電話･コンピュータ通信施設、会議場･会議室施設、受付･オペレータサービス、不動産サービスの提供を行っており、マーケティング、アプリケーションの受け付けも行っている。

IDEONサイエンスパークの建物総床面積は約10万㎡、198社（従業員総数約2,500人）が入居しており、うち41%がIT、29%が製薬・バイオ、15%が他のハイテク企業、15%がコンサルタント等のサービス業になっている。また、従業員数で見た場合には、それぞれ63%、22%、８%、６%となっている。

入居企業のうち約80社は従業員数３人以下、約50社は10人以下となっており、極めて小規模の企業が多い。また、これらの小企業の多くは事業が立ち上がってから間もない企業である。

なお、98年以降では、計12社（AXIS（ネットワーク用チップ）、AU-SYSTEM（モバイル用チップ）、Annoto（電子ペン）Probi AB（栄養剤）、Bioinvent（モノクロナール抗体）等）がIDEONを「卒業」し、スウェーデン株式市場への上場を果たしている。

現在、ルンド大学の学生400人、研究者120人が、大学に籍を持ちながら、IDEON内の企業のプロジェクトに関係している。

IDEONの特徴ないしアドバンテージは、概ね次のように整理できる。

（1）ルンド大学との連携

IDEONのいわば原点ともいうべきものが、ルンド大学との関係である。

ルンド大学は、1438年に前身となる神学校が設立、大学としては1666年に設立された古い歴史を持ち、また現在、学部数７、学生数３万4,000人（うち大学院生数3,200人）、職員数6,500人（うち３分の２は教授（350人）や研究者）といった規模を誇り、スカンジナビア最大の教育研究機関ともいわれている。また国際色豊かでもあり、毎年約1,000人の留学生を受け入れ、ほぼ同数の留学生を送出しているほか、相当数のコースが英語で行われている。

ルンド大学には、産業界との連携・調整のためのオフィスがあり、このオフィスは同時にLunds universitets utvecklings AB社（略称LUAB）の総務部門を兼ねている。LUABは、ルンド大学のいわば子会社であるが、大学のためのサービス、教育・研究活動支援などの事業を行う企業を保有する持株会社であり、現在７つの企業を保有している。

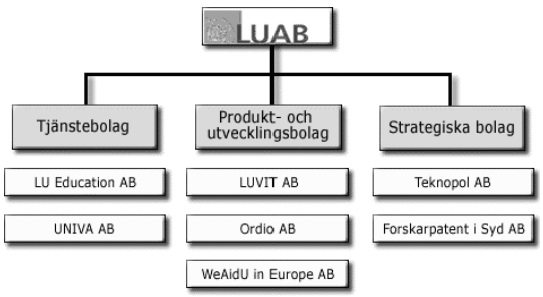

（資料）www.lu.se

このうち特にTeknopol AB社は、LUAB（45%）、ルンド技術移転財団（The Foundation for Technology Transfer in Lund）（45%）およびALMI（政府系中小企業支援機関）（10%）が共同出資して設立した企業であり、無料アドバイスほか、各種ベンチャーキャピタル、シードキャピタルと密接な連携をとり、バイオ・IT分野における先端技術を活かして起業を目指す者に対する各種支援を行っている。なお、Teknopol AB社のオフィスはIDEON内にある。

（2）周辺に大企業が所在

IDEON周辺には、AstraZeneca社（ぜんそく）、Gambro（透析）、Ericsson Mobile Platforms（携帯電話プラットフォーム）、Sony Ericsson（携帯電話）、Tetra Pak（包装）その他の国際的大企業が本社あるいは

Ｒ＆Ｄ部門等を構えており、ビジネス環境が十分に整備されている。

(3) 先端技術を起業に結び付けるシステム

IDEONは、地元自治体・産業界等と一体となって、ルンド大学等が有する最先端の技術・知識を埋もれさせないためのシステムを備えている。

先に紹介したTeknopol AB社もそうしたシステムの一つであるが、その他にも注目すべきシステムが存在する。

① Teknoseed AB

Teknoseed AB社は1997年、ルンド技術移転財団の出資により設立されたベンチャーキャピタルである。ルンド大学等との連携の下、この地域において事業を開始しようとするハイテク分野の企業に対し、極めて早い段階から資金援助等を行う。

② Forskarpatent i Syd AB

Forskarpatent i Syd AB社は、ルンド技術移転財団、LUABほかの出資により設立された企業で、科学者等の特許・ライセンス取得を支援する。

③ CONNECT Skåne

日本経団連に相当する経済団体であるスウェーデン企業連盟（Svenskt Näringsliv）、政府出資により設立されたスウェーデン産業発展基金（Industrifonden）およびスウェーデン王立エンジニアリングアカデミー（IVA）の３者は、98年、”CONNECT Sverige”と呼ばれる共同プロジェクトを開始した。これは、地域における大学・企業等のネットワークを活用しながら、スタートアップ企業に対する各種アドバイス、情報提供等のサービスを行うというものであり、具体的な活動は地域単位で推進されている（CONNECTプロジェクト自体は、米・サンディエゴで1985年に開始され、その後世界的に広まったもの）。

CONNECTの地域団体はスウェーデン全国で８（2002年９月時点）あるが、その一つがCONNECT Skåneであり、事務所はルンド大学内にある。

(4) インキュベーターがシード企業支援

IDEONには”Växthuset（The Greenhouse）”と呼ばれるインキュベーターがある。これは、ルンド技術移転財団等の経済的支援の下、ルンド大学、Teknopol AB社と連携しながら、約50のシード企業に対し集中的な支援を行うものである。

具体的には、３年間を５段階のステップに分け、まず第１ステップとなる入居後最初の半年間はオフィス家賃や郵便・スイッチボードサービス・インターネット代などを補助する（すなわち無料）とともに、トレーニングやセミナー参加の機会を提供、メンターによる個別指導などを行い、第１ステップ終了時（半年後）にアセスメントを行った上で、合格すれば第２ステップに進む。第２ステップでは、家賃（半額）や各種サービス料金（全額）を徴収しながら引き続きメンターによる指導等の援助を行い、第２ステップ終了時には再びアセスメントを行うといった形になる。第５ステップ（入居２年後～）は、自立準備期間として充てられ、入居後３年が経過すればThe Greenhouseを卒業していくのである。

The Greenhouseに入居するのは、ルンド大学における研究と関連したもの・ハイテク分野に限られるなどの一定の基準を満たした企業に限られ、ルンド大学、ルンド技術移転財団およびIDEONの３者からなる理事会が入居者を決め、評価を行う。現在、IT、携帯電話、バイオ関係など12社（47人）が入居。これまで計22社が入居し、うち７社が卒業した。

家賃を無料にするなど、思い切った「投資」

であるが、潜在的な技術力を積極的に起業に結び付けていくための大胆なアイデアといえよう。

(5) IDEONのブランド力

北欧初の産官学連携型のサイエンスパークとしてのブランド力があり、入居企業によれば、ここに入居していること自体により信用力が高まって、従業員数１～３人のベンチャー企業であっても大企業との面談が可能になるとのことである。

海外の投資家からの注目度も高く、海外の投資家の情報ギャップを埋めるため、海外の投資家と国内の投資家を一体としたシンジケートのようなものを作って海外からの投資を促進できないかと考えている。2003年秋から米国の投資家とそのような仕組みについて検討を始める予定である。

２．Active Biotech社

（Ms. Cecilia Hofvande；Manager Corporate Communication）

現在のActive Biotech AB社は、91年Pharmacia社がルンドに設置した研究施設が起源である。Pharmacia社がUpjohn社と97年に合併した際、研究施設閉鎖の危機を乗り越え、当時進行中であった多発性硬化症とがん治療薬のプロジェクトとともに、Active Biotech AB社として存続を果たしたものである。その後、2001年にはバルクワクチン製造部門を英製薬企業PowderJet社に売却して、研究開発に特化している。このような経緯から、現在でも最大株主の地位はPharmacia（発行株式全体の約24%、議決権の約17%を保有）と、MGA Holding AB（それぞれ約8%、約33%を保有）が占めている。従業員数は183人（うち107人が学士研究者、49人が博士研究者）となっており、メディコンバレー内では大企業の一つといえる（ワクチン製造部門売却前は350人）。

資本金は1,120スウェーデン・クローナ（以下クローナ）で、2003年春に2,500万クローナの増資をし、うち16,000万クローナをMGA Holding ABが引き受ける予定。Pharmacia社が24%の株式を有しているが、2002年11月の合意によりすべての特許権等の権利は同社が取得したことから、Pharmacia社は現在株主としての権利を持つのみとなった。

＜Active Biotech AB社のパイプライン＞

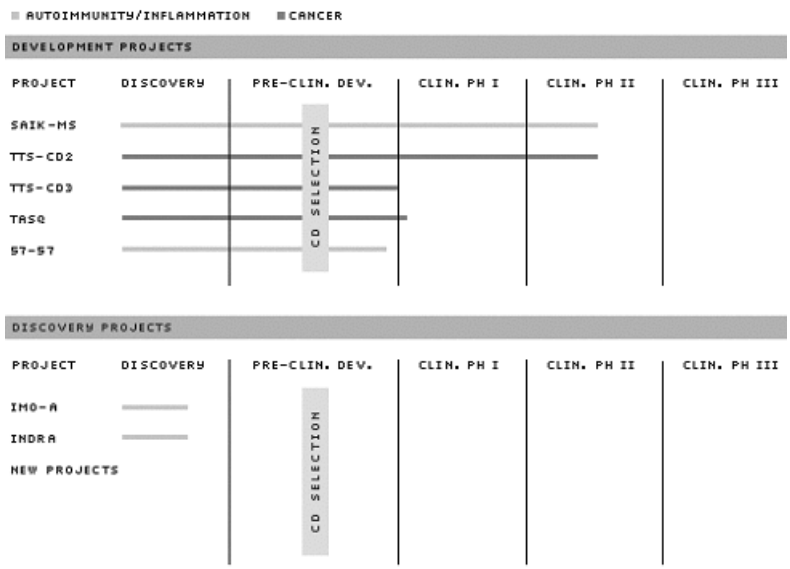

（資料）www.activebiotech.com

Active Biotech AB社の技術は、免疫学分野におけるものであり、現在開発段階に進んでいる５つのプロジェクトは、SAIK-MS（多発性硬化症（MS）、PhaseⅡ）、TTS-CD２（がん（TTS：Tumour Target Superantigens）、PhaseⅡ）、TASQ（前立腺がん、PhaseⅠ）、57-57（膠原病（SLE：Systemic Lupus Erythematosus）、前臨床試験）などといった内容になっている。①SAIK-MSは、世界初の経口の多発性硬化症薬ですべてのタイプの多発性硬化症に効く。クリスフォルマン教授（オランダ）が臨床試験の責任者で、2003年中にはレポートが出る予定。②TTS-CD２は、がん細胞を直接攻撃するイムノ治療薬で、溶解タイプの抗体が人の免疫性を高める刺激を与えるもの。直接または間接にT-cell受容体を攻撃し、腎臓、肺、膵臓のがんに適する薬。ロバートホーキン教授（マンチェスター/リーズ）が臨床試験の責任者。また、毒性を下げる研究、自己免疫が邪魔をしないようにする研究を進め、改良型（TTS-CD３）がPhaseⅠの許可を得たばかりで、フィラデルフィアのがんセンターの協力を得る予定。③TASQは肺がんに次いで死亡率の高い前立腺がんの薬であるが、現存する薬が副作用が大きく、またがん細胞に栄養がまわるのを防止する効力しかないのに対して、この薬は抗がん効力もあり経口に適する。ジョンズホプキンス大学の教授が共同開発者。現在初期PhaseⅠ段階。④57-57は、40年間新薬が開発されていない膠原病の薬で、2002年開発を開始した。この病気の患者の90%は女性で、光に弱い、肺や心臓の膜に炎症、複数の臓器に障害などの症状が出る。

このように、PhaseⅡの臨床試験は世界でも最高権威の機関で行い、そこの治験を活用する方針。なお、これらのほかにも、候補物質発見段階のものがいくつかあり、2003年～2005年に年間１つの候補物質を見つけることが目標。

この１～２年のうちに、SAIK-MS とTTS-CDについてはパートナー（ライセンス供与先）を見つけたい。また、TASQと57-57についてはPhaseⅠ段階で有力なパートナーを見つけたい。欧州での販売を自社で行う可能性はあるが、最終製剤を自分で行う考えはなく、すべてアウトソースする予定。日本市場についてはまだ視野に入っておらず、営業段階まで行ったら検討したいと考えており、PhaseIIIに入る前に提携を行いたいとする。

３．Clinical Data Care社

（Mr. Anders Malm；President & CEO）

Clinical Data Care AB社（本社ルンド）は、90年 に Jerker Ringström氏 と Wiveka Ernstsson氏によって設立されたCROである。設立当初は臨床試験データ管理および統計サービスのみを行う企業であったが、95年に臨床試験モニター、97年に臨床試験、98年に法手続き関連業務、99年に医薬品安全管理、2000年にData Carehouse（顧客が直接データベースに入ってデータを見ることができるシステム）、2003年に当局への電子報告システムを開始。CROはメディコンバレー地域に数多くある（この15年間の間に多数設立された）が、同社は最も規模が大きく、経験も豊富（社員の80%が学士、10%が博士で、ほとんどの社員が８～10年間の職歴を有す）。また、他の大規模なCROは小規模のバイオテク企業や製薬会社の臨床試験を行いたがらないが、同社は非常にフレキシブルで顧客側に立った対応を行っている。

スウェーデン（150人、ルンド、ストックホルム、エーテボリ）のほかスペイン（60人）、米国および日本（東京都渋谷区）に子会社ないしはオフィスを持つ。出資者は、設立者（39%）のほかは、年金基金等の団体。Scantox社（前臨床試験CRO）、eResearch Technology社（ソフトウェア）、Clinitrac社（ソフトウェア）と提携関係にある。

同社の業務は、①臨床試験の企画、範囲確定、患者の選択、精査、モニタリング、②臨床試験データの管理（臨床試験のレポートは１人の患者に関する記録でも相当量となり、誤解があれば修正を行うなど細かな作業が必要)、③プログラミングおよび分析、④統計処理、⑤法手続き関連業務（コンサルテーション、臨床試験手続き、一部下請け)、⑥医薬品安全管理（毒性試験、副作用試験、PhaseⅣ電子レポート)、⑦Clinical Data Carehouse（さまざまなデータが倉庫のように保管されており、顧客はパスワードを通じて直接データを確認できるサービス。近年、顧客のニーズ大）などがある。臨床試験は、2002年だけで100以上実施しており、これまでに960（患者数46万人）の実績がある。日本でも近年②、③、④の企業が伸びてきているが、まだ同社の方が一歩先んじており、日本企業からも作業の委託を受けている。

メディコンバレー地域で臨床試験が盛んである理由としては、①当局の許可が迅速であること（官僚主義が少なく誠実かつ迅速、申請の前段階から当局との対話がある)、②国民総背番号制により患者のフォローアップが容易であること、③国民の側にも臨床試験を受け入れる土壌があること、④英米、さらにドイツと比べても価格が非常に安く魅力的であること、⑤医師も経験が豊富で信頼性が高く緻密であることなどが挙げられる。

４．Eurosund Medical社

（Mr. Nils Stormby；在マルメ日本国名誉総領事）

同社はNils Stormby教授（現在マルメ日本国総領事）が1968年に設立したMedscand AB社（メディカルラボ）が発展、その後1994年に北欧最大のメディカルラボMedscand Medical AB社となった。子宮頸管内の細胞サンプルを摂取するためのブラシ（医療用具）を製品化し世界標準となったが、2001年にその製造部門および特許権を米国Cooper Surgical社に売却し、社名をEurosund Medical AB社と改めた。また、90年代半ばには女性用失禁防止テープを開発し（世界的に最も使用されている方法の一つとなっている)、その製造部門および特許権を米国Johnson & Johnson社へ売却した。日本企業との間では、ラボ用機器をサクラ精機へ売却したことがある。このように、同社では、医療機器はハイテクである必要は全くなく、グローバルなマーケティングができる企業と組むことこそが重要と考えている。

現在、次のような新製品を開発中で、特に日本市場への展開に関心がある。

① イタリアおよびカロリンスカ（スウェーデン）の研究グループと協力して、がん及び乾癬の治療薬を開発中。がん細胞の増殖をコントロールする効能を有し、既に他の分野で使用されている物質のため毒性試験等は不要。ネズミの肺がんを完治するなどの効能を示しており広い分野に使用可能であるが、まずは乾癬治療薬として開発する方針。人への前臨床試験の結果では、５日間患部へ塗りつけることにより、約２週間後に乾癬部分の直下に正常な皮膚が形成され、その効果は数ヵ月持続した。

② イタリアの別の研究グループと慢性疥癬などの糖尿病関連神経障害の治療薬を開発中。現在この分野の効果的な治療薬はないが、６ヵ月以内に臨床試験を開始する予定。

③ 水頭症治療のための新しいチューブを開発中で、現在臨床試験段階であり、その結果が６ヵ月以内に出る予定。従来のチューブはチューブを脳の患部から腹または心臓へつないで水を分解する方法であったため、サイフォン効果、血液凝固、大きな感染症リスクなどの問題があった。これに対して、新チューブは、患部から首の血管へつなぐもので、サイフォン効果や血液凝固の問題はなく、感染症リスクも大幅に軽減

される。

④　同社の提携先であるDignitana AB社（ルンド大学病院などにより設立）は、DigniCap™と呼ばれるがん治療の化学療法の際に副作用として生じる脱毛を、頭皮を一定の低温に保つことにより防止する製品を開発した。２人の患者が同時にかつ独立して使用でき、さまざまな大きさのヘッドキャップがある。また、冷却装置からの管は簡単に取り外しができて移動可能であるなど使用は容易で、半日で研修が可能。

⑤　NeuroPharma AB社（Maas Bio1 AB社の子会社）は、ルンド大学の研究結果に基づき、Cyclosporin（移植時の自己免疫を防止する薬）を、脳卒中や交通事故による脳障害の患者に対して神経細胞を保護する薬（神経細胞の壊死を防止･抑制するなど）として使用する開発を行っている。現在まだ前臨床試験段階であるが、現状では脳卒中や交通事故による脳障害に伴う神経細胞の壊死を防止・抑制する薬はなく、Cyclosporinが最も効果的であるとされている。同社は、今後資金調達して独自にまたは提携により臨床試験を実施する予定で、2006年には市場化を図りたいと考えている。

関連ウェブサイト・URL一覧

メディコンバレー
www.mediconvalley.com
コペンハーゲン市
www.copenhagencity.dk
ルンド市
www.lund.se
コペンハーゲン・キャパシティー
www.copcap.com
ポジション・スコーネ
www.invest.skane.se
シンビオン・サイエンスパーク
www.symbion.dk
フアスホルム・サイエンスパーク
www.forskningscentret.dk
イデオン・サイエンスパーク
www.ideon.se
コペンハーゲン大学
www.ku.dk
ルンド大学
www.lu.se
オレスンド大学
www.uni.oresund.org
ルンド技術移転財団
www.teknikbrostiftelsenilund.se
テクノポール社
www.teknopol.se
Forskarpatent i Syd社
www.forskarpatent.com
テクノシード社
www.teknoseed.se
コネクト・スコーネ
www.connectskane.se
ノヴォ・ノルディスク社
www.novonordisk.com
ニューロサーチ社
www.neurosearch.com
７ＴＭファーマ社
www.7tm.com
エキシコン社
www.exiqon.com
ノルディック・バイオサイエンス社
www.nordicbioscience.com
アクティブ・バイオテック社
www.activebiotech.com
クリニカル・データ・ケア社
www.clinicaldatacare.com
ユーロスンド・メディカル社
www.eurosund.com

Report 13

進展する産業界の省エネ対策（オランダ）

アムステルダム事務所

地球温暖化防止に向け世界レベルで対策が進んでいる中、オランダでは、発電事業者を含む化学、金属、石油などエネルギー多消費型産業の省エネ対策が順調に行われている。政府と産業界が締結した長期協定（省エネルギーに関するベンチマーキング協定）には多数のプラントが個別に署名しており、2012年までに国際的に定められたベンチマーキングに基づきエネルギー効率を高める努力を継続している。一方、日本でも製造業を中心として多くの企業が環境報告書の発行や環境会計の採用など環境保全を通して持続可能な成長を目指している。

同協定に署名している在オランダ日系製造業2社に協定への対応・評価や今後進める省エネ計画などについて聞いた。

１．ベンチマーキング協定の概要

政府（経済省および住宅・国土計画・環境省）と州政府は99年6月、経営者団体に加え、化学、金属、精油、発電事業者などの業界団体との間で「省エネルギーに関するベンチマーキング協定（以下ベンチマーキング協定）[注1]」を締結した。ベンチマーキング協定には業界団体だけでなく、年間のエネルギー消費量が0.5ペタジュール以上の企業がプラントごとに参加しており、国内の84%に相当する233プラントが省エネルギーに取り組むものである。同協定では、企業側は2012年までに省エネルギーの実績において世界のトップグループに入ることを約束するとともに、政府側も省エネやCO_2排出量の削減に係るいかなる追加措置、例えば特別なエネルギー税や排出量の強制的上限などは課さないことを約

（注１）オランダは京都議定書で6種の温室効果ガスを90年比2008～2012年で6%削減することを義務付けられている。政府は、温暖化対策をとらずに増加する排出量を加味し、50%を国内対策で削減、残りの50%を排出権取引などの京都メカニズムを通じた国際協力活動で目標を達成するシナリオを描いている。ベンチマーキング協定は産業部門の温暖化対策の柱となっている。ウェブサイトはhttp://www.benchmarking-energie.nl

束している。省エネ目標については企業がプラントごとに定め、計画を提出し、世界中の類似するプラントの実績をベンチマーキングとして相対評価を定期的に行う。4年に１度、協定を監督する独立機関が各プラントから提出された報告書に基づき評価する。政府などのメンバーで構成されるベンチマーキング委員会によると、214のプラントが既に省エネ計画を提出しており、2001年のエネルギー効率は前年よりも低下したが、これは経済の停滞に起因しており、経済が回復軌道に乗れば省エネ効果が大きく表れるとしている。オランダ経済省は、オランダ国内の産業界の省エネルギー対策は概ね順調に実施されており、二酸化炭素（CO_2）の排出量は、2012年までに製造部門で500万トン、発電事業者で70万トンの削減が期待できるとみている。

２．日系製造業の取り組み

（1）Fuji Photo Film B.V.

対応者：大日向 生産技術部門スタッフ（技術主席）、Mr. D.A.Notenboom 生産技術部門課長、山田 業務部長代理

Fuji Photo Film B.V.（以下FPF）は富士写真フィルムの子会社として82年８月にオランダ南部ティルブルフに設立された。欧州、中東・アフリカ向けにカラーネガフィルム、カラーペーパー、グラフィックアーツ製品の製造・販売を行っている。従業員数は約1,400名。同社の環境への取り組みをみると、97年12月にISO14001を取得した。SEA（Significant Environmental Aspects）と呼ばれる化学物質の管理、廃棄物の削減、エネルギーなどの７項目により継続的な環境改善策を講じている。FPFは所在する北ブラバント州に対して、省エネ計画を提出したはじめての工場であり、さらに地域向けに環境レポートを発行し配付するなど富士写真フィルムのグローバルなグリーンポリシー活動に貢献している。

FPFは2000年にベンチマーキング協定に署名した。協定に署名する動機付けとなったのは環境や建築関係の認可申請での自由度が増すことや簡素化が図れることである。同業界のベンチマーキングは存在していなかったため、オランダ政府からの要請もあり、富士フィルムグループがベンチマーキング設定のイニシアチブをとることに合意した。FPFの設備は比較的新しく、コージェネレーションシステムの導入などが寄与し省エネ効果が最も高いことから、ベンチマーキングのモデルたり得ている。ベンチマーク協定の前身となるMJA（89～2000年の長期協定）には96年に参加しており、MJAでは基準年の89年と比較し28%の削減が目標であったの対し、FPFは53%の改善を実現するなど大きな成果をあげた。今後の省エネ計画として、省エネ効果の高いシステムへの更新・拡張や投資回収期間の見直しを含めた持続可能な施策を検討している。具体例としては、電気・空調などを含めた建物のエネルギー状態の監視・管理を改善することなどである。日本ではこまめに照明のスイッチを切ることは一般的だが、FPFでもそれを浸透させることや生産ライン切替時のロスを減らすことなどを計画している。最終的には年平均0.8%ずつエネルギー消

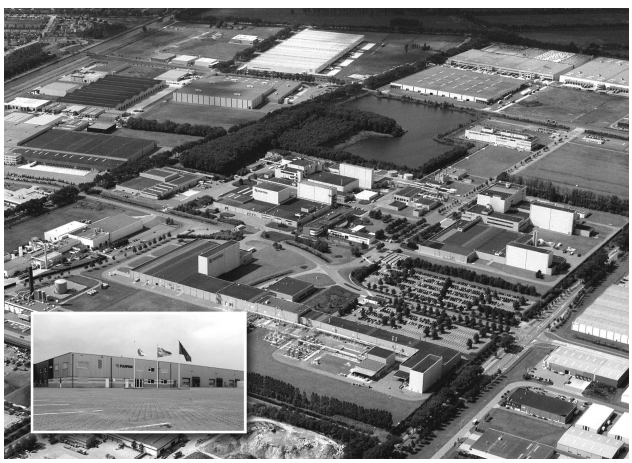

（Fuji Photo Film B.V.）

費量を削減し、2012年には合計10%を削減することを目標にしている。

日本の製造業としてのベンチマーキング協定に対する印象は、絶対的な数値目標に向かって省エネを実施していくのではなく、ベンチマーキングを基準に世界のトップグループになることを目標としていることが特徴的であると思われる。その他、政府が用意している省エネ効果の高い設備投資への補助金や優遇税制も享受しており、特に優遇税制にメリットを感じている。

(2) Shin-Etsu PVC B.V.

対応者：丸山技術総括、江口 VCM 技術担当

Shin-Etsu PVC B.V. は信越化学工業の子会社として主に欧州向けに塩化ビニル（VCMおよびPVC）の製造・販売を行っている。2000年に信越化学工業がシェルケミカルズとアクゾ・ノーベルの合弁会社ROBINからVCM（塩化ビニルモノマー）工場およびPVC（ポリ塩化ビニル）工場を買収した。２工場の従業員数は約160名。VCM工場の年間生産能力52万トンのうち33万トンを約10ｋｍ離れたPVC工場へパイプライン輸送し重合しPVCを製造する。残りのVCMは外販やOEM供給している。

VCM工場およびPVC工場はいずれもベンチマーキング協定に参加している。同協定の目的は、参加企業の省エネを促すことにあり、各企業は実施計画を協定の運営機関に提出する。実施計画は段階的に策定されることが求められており、IRR（内部利益率）が税引き後15%以上の収益性の高いプロジェクトについては2005年末までに実施、15%を下回るプロジェクトは2008年までに実施する。最終的には2012年までにベンチマーキングに基づき世界のトップグループに入る努力を継続し、今後導入される排出権取引なども利用しながら目標を達成することを約束している。また、年に一度、前年の温室効果ガス排出量および削減量などの実績データを提出することも要求される。以下それぞれの工場の取り組みについてみてみる。

VCM工場は2000年の買収後に同協定に署名した。同工場は、協定に参加したことは企業活動にプラスの影響をもたらしたとみている。例えば、設備や製造方法などの改善を協定という明確な目標をもとに従業員一丸で取り組む環境が醸成されたこと、省エネへの動機付けが高まること、設備更新／投資計画の見直しのよいきっかけとなるなど好意的に受け止めている。

今のところVCM工場については、ベンチマーキングのためのデータ収集が遅れており、同工場の目標を基準に進められている。欧州塩ビ製造業協会（ECVM）に依頼してベンチマーキングの実施を呼びかけている。99年と2002年のエネルギー消費原単位を比較すると設備能力の有効利用によって既に約3.5%の改善を実現している。

今後は各種熱回収設備の設置および高効率分解炉への転換などを計画している。現時点で既に収益性のある投資案件は実施し尽くしているが、政府の補助金制度や生産能力の増強などの機会が新たな動機付けを生むこともあるため、随時計画の見直しを行っていく予定である。

一方、PVC工場は2000年の買収時に既にROBINが署名しており、それを継続した。

PVCプラントはECVMが欧州各国を地域ごとに３つのグループに分け、それぞれのエネルギー効率を算出し、一番効率の高いグループのデータをベンチマーキングとして採用している。同社工場のエネルギー効率は98年時点でベンチマーキングを既に上回っている。PVC工場はシェルのその他プラントと同じ敷地内にあることから工場で使用する熱および電気をシェルが所有する効率の良い大型コージェネレーションシステムから供給を

Report 13

（Shin-Etsu PVC B.V.）

受けていることが寄与している。今後は排水の熱回収およびリサイクル、高効率コンプレッサーの導入などを計画している。

製造業の立場として感じることはオランダ政府の環境対策は企業の活力を引き出す方法であり、トップダウン的に押し付けるアプローチでないところを好意的に受け止めている。様々な環境規制などについても当局とプラントマネージャーとの交渉が重要視され、その決定においても非常にフレキシブルな対応がとられることもある。例えば、排出濃度の規制値変更などで既存設備の改善を迫られ、非現実的な設備投資額が必要とされる場合などは、当局との交渉により最大限の努力を行うことがその対応策となることもありうる。

省エネ効果や環境保全効果の高い設備投資には政府から投資コストの約25%に相当する補助金（投資額による）を得ることができる。ダイオキシンの除去装置の導入や高効率炉の増設についてはこれらの補助金が適用された。補助金給付の申請は環境コンサルティング企業を通じて行っている。ただし、政府予算の関係で申請が受理されない時期もある。さらに、投資計画内容が既に別のプラントなどで実績のある場合は補助金が適用されないケースもある。

EUは2002年12月の環境相理事会で2005年からEU域内統一の温室効果ガス排出権取引制度（注2）を創設することに合意した。排出権取引市場が今後拡大し、企業にとって排出権を購入した方が省エネを実現する設備投資よりもコスト的に有利であればベンチマーキング協定の継続にも影響を及ぼす可能性がある。一方で、エネルギー効率を高めるための投資は長期的にみるとコスト低減にもつながる。オランダ経済省のヘンケマンス排出権取引制度マネージャーによると、現行のベンチマーキング協定の実績に基づいて国内企業へ排出枠を割り当てる方法が最も現実的であり、排出権取引制度と同協定とをリンクさせるよう進めていくことを検討しているが、政府と産業界の間の交渉が難航しているとのことである。オランダ政府は2003年末までに国内の排出枠割り当て制度案を欧州委員会に提出する予定である。

（寺地　理）

（注２）CO_2を含む温室効果ガスを多量に排出する企業に対して排出枠を与え、余剰分および不足分の排出権をEU統一市場の中で企業間取引を行う制度。排出権を購入しても排出枠を上回った場合は罰金が課される予定。EU加盟国は2004年３月までに自国の排出枠の割り当て方法を整備しなくてはならない。

Chronology
クロノロジー

西　欧

EU
EUROPEAN UNION

＜2　月＞

１日▶EU統合の法的枠組みを規定しEU条約を改正するニース条約、発効。87年発効の単一欧州議定書以来、マーストリヒト条約（93年11月）、アムステルダム条約（99年５月）に続く３回目の改正条約。EUの東方拡大に向け、主に機構、意思決定の機能を改正。

１日▶2002年11月に調印されたEU・チリ連合協定のうち、通商関連条項などが発効。EUのチリ向け輸出額（98～2000年の年額平均）の91.6%、チリのEU向け輸出額の85.1%に相当する商品の輸入関税が即時撤廃へ。

５日▶欧州委、現行の原油価格の推移やイラク問題をめぐる国際情勢などを考慮し、石油市場の現状を分析するため石油備蓄グループを招集。

11日▶欧州委、2004～2006年度（暦年）の財政案について合意。新規加盟10ヵ国のEU予算への統合を準備。99年のベルリン首脳会議で定めた財政上限（当時は６ヵ国の新規加盟を想定）を順守へ。

13日▶欧州委、ベルギー、ドイツ、イタリアに対し、欧州共同体設立条約（ＥＣ条約）第28～30条違反となる「商品の自由流通への障害」をなくすよう求める「理由を付した意見書」を送付。

13日▶家電リサイクル（WEEE）指令、発効。2006年までにメーカーなど企業は国民１人あたり年間４キログラムの電気・電子機器廃棄物のリサイクルなどを実施へ。

13日▶欧州委、対日貿易促進キャンペーン「第３次ゲートウェー・トゥ・ジャパン」の開始を発表。2005年までに欧州の800社以上の中小企業を金融・実務面から支援。

15日▶欧州委、ベトナムとの相互貿易協定の改定に合意。EUはベトナムに対し、年間２億ユーロ相当の繊維・衣料品の輸入割り当てを拡大。ベトナムはEUからの繊維・衣料品の輸入関税を大幅に引き下げるほか、貿易における各種自由化措置を実施へ。

17日▶イラク問題に関する臨時首脳会議をブリュッセルで開催。イラクの大量破壊兵器廃棄・武装解除問題は、国連安全保障理事会で解決を図るのが適切との共同声明を発表。

17日▶欧州委、EU市民が域内で迅速に医療

サービスを受けられるよう、「欧州健康保険証」の2004年６月１日からの段階的導入を提案。

27日▶欧州委、自動車価格に関する最新報告書を発表。ユーロ圏では価格収れん傾向が見られるものの、EU全体では、まだ顕著な価格差が存在すると指摘。

<3　月>

３日▶閣僚理事会、EU全体を対象とする「共同体特許」制度の創設に合意。共同体特許制度を各国の特許制度と並立させ、出願企業がいずれかを選択する点や出願時の使用言語に関して合意。

５日▶欧州委、南米南部共同市場（メルコスール）との自由貿易協定（FTA）交渉が大きく前進したと発表。詳細は明らかにされていないが、欧州委によれば、EUは対メルコスール輸入の91%に対する関税の撤廃を提案し、メルコスール側もEU産品への関税の大幅削減を提案したという。

６日▶欧州中央銀行（ECB）、定例の政策理事会（金融政策決定会合）で主要政策金利である短期オペ入札金利を0.25ポイント下げ、2.50%とし、12日から実施すると発表。

10日▶欧州委、台北に事務所を開設したと発表。投資、経済協力、研究・教育などの分野でEU・台湾間の関係強化を図る。

10日▶欧州委、ブリティッシュ・エアウェイズ（BA）とSNブリュッセルズ・エアラインズ（旧サベナ航空）との６年間の提携協定を承認。

17日▶欧州委、ウクライナのWTO加盟のための二国間での市場アクセス交渉が妥結したと発表。ウクライナの貿易（2001年）では、輸出の26.1%、輸入の19.1%が対EU取引。なお、EUからの輸出の大部分は機械および輸送機械。輸入はエネルギー製品、農産品および繊維製品が主要品目。

17日▶欧州委、「ユーロ圏四季報」を発表。2003年上半期のユーロ圏経済は停滞すると分析。イラク攻撃による「地政学的緊張」のほか、株価低迷などの影響による内需の停滞がその理由。原油価格の高騰が２四半期に及ぶとユーロ圏経済にかなりの打撃を与えると予測。

18日▶EU外相理事会、米国とともに中東和平の進展に力を入れる方針で一致。一方、開戦支持派と反対派の対立により、イラク戦後復興問題などの議論はせず。英国ストロー外相は議会対応を理由に欠席。

19日▶欧州委、ドイツ政府に対し、フォルクスワーゲンの買収などを困難にしている「VW法」が自由な資金移動を妨げ、EU法違反にあたる疑いがあるとして見直しを求めると発表。

20日▶欧州委のプロディ委員長、EU首脳会議に先立ち、加盟各国が団結して国連の枠組み内でイラク問題の早期平和的解決に取り組むよう訴える声明を発表。

20日▶EU首脳会議、イラク問題への国連の役割を重視するとともに「食糧確保のための石油輸出」プログラム（Oil For Food）を通じた人道的支援の緊急性につき、声明を発表。また、2010年までにEUが世界で最も競争力がある知識基盤型経済圏になることを目指したリスボン戦略の目標を改めて確認。

20日▶欧州中央銀行（ECB）の政策理事会、イラク攻撃の開始を受け、必要があれば行動する用意ができていると述べ、金融市場などの混乱が生じた場合などに機動的な金融政策での対応を示唆する声明を発表。

28日▶EU運輸相理事会、イラク攻撃の影響

に直面する航空業界への支援策に合意。欧州委案に沿い、各国政府による安全対策強化や危険空域の回避に伴うコスト拠出などを容認。

英　国
UNITED KINGDOM

<2　月>

４日▶米ゼネラル・エレクトリック（GE）、英大手銀行アビー・ナショナル傘下の消費者金融会社ファースト・ナショナルを８億4,800万ポンドで買収したと発表。

５日▶ボーダフォン、傘下の日本テレコムを米投資会社リップルウッド・ホールディングに売却する交渉を開始。

６日▶ブレア首相、下院予算委員会でイラクへの疑惑は深まっているとの認識を表明。米国が武力行使に踏み切った場合、支持する考えを示唆。

６日▶フーン国防相、空軍の航空機約100機と要員7,000人を湾岸地域に派遣すると発表。

６日▶中銀、政策金利（レポ金利）を0.25%引き下げ、3.75%に。2001年11月以来15カ月ぶりの引き下げ。

８日▶首相、露プーチン大統領と会談。イラク問題などについて協議。

10日▶三井住友銀行、新たな現地法人「欧州三井住友銀行」をロンドンに３月５日付けで設立すると発表。

11日▶英系国際石油資本のBP、ロシアの中堅石油会社シダンコなどが経営統合し誕生する新会社の株式を50%購入すると発表。

11日▶ヒースロー空港、英軍兵士や多数の武装警官による厳戒態勢に。アルカイダのテロ行為に対する措置。

11日▶タイムズ紙、同社が実施した世論調査によると「国連査察にもっと時間をかけるべきだ」と仏独の主張に同調する回答が86%を占めたと発表。

12日▶米ヤフー、英通信ブリティッシュ・テレコム（BT）グループと、英国でのブロードバンドネット接続サービスで提携したと発表。

14日▶政府の支援を受けて再建策を模索中のブリティッシュ・エナジー、債務の一部を株式と交換することによる債務削減を柱にした再建計画で債務者と合意したと発表。

15日▶イラク攻撃反対デモを組織したストップ・ザ・ウォー連合会、デモ参加者は最終的に200万人を超えたと発表。ロンドン警視庁は推定で75万人以上と発表。

17日▶ロンドン市、車両通行料制度を開始。主要国の首都が大規模な渋滞対策として通行料を課すのは世界初。

18日▶デーリー・メール紙、ユーロ参加の是非を問う国民投票について、首相とブラウン財務相は、年内は実施しないことで合意したと報道。

19日▶外務省、イラク滞在の英国人に直ちに出国し退避するよう勧告。

19日▶タイムズ紙、英政府は米政府に対し、イラク攻撃の最終判断を２月28日ではなく、さらに２週間先の３月14日まで遅らせるべきだと提言したと発表。

21日▶首相、伊ベルルスコーニ首相とイラク問題について会談。

21日▶外務省、英国人に対しサウジアラビア、ヨルダン、バーレーン、カタールの４カ国への渡航自粛を勧告。

23日▶首相、露のプーチン大統領と電話会談し、イラク情勢について協議。

24日▶貿易産業省、エネルギー白書を発表。2050年までに二酸化炭素の排出量を60%削減、原子力発電所の新規建設中止などの目標を掲げる。

24日▶米英両国、国連安全保障理事会の非公式会合で、イラクへの武力行使を容認する新決議案をスペインとともに共同提出。
25日▶EU外相理事会、イラクに対する武力行使を容認する新決議案をめぐり、英仏の対立が表面化。
26日▶政府、2002年の実質GDP成長率を1.6%とし、速報値から下方修正。
27日▶下院、イラク問題の緊急審議を行い、政府が提案したイラク攻撃容認動議を可決。イラク攻撃に反発する与党・労働党議員が反対したが、野党・保守党議員が賛成する“ねじれ”現象で可決。
28日▶首相、スペインのアスナール首相と会談。対イラク武力行使を容認する新たな国連決議案を採択。

<3　月>

４日▶ストロー外相、ロンドンで露イワノフ外相と会談し、イラク問題などを協議。双方意見は平行線のまま。
５日▶米ボーイングのフィル・コンディット会長兼最高経営責任者（CEO）、独ウェルト紙のインタビューで、欧州最大の防衛機器メーカーである英BAEシステムズの買収を検討していることを明らかに。
６日▶英大手保険グループのロイヤル・サンアライアンスと損害保険ジャパン、米国での損保事業で提携することに合意。
７日▶米英スペインの３カ国、３月17日を最終期限としてイラクのフセイン政権に大量破壊兵器の武装解除を求める修正決議案を国連安全保障理事会に提出。
７日▶カジュアル衣料専門店「ユニクロ」を展開するファーストリテイリング、英国で展開している21店舗のうち16店舗を８月末までに閉鎖すると発表。
11日▶労働党の下院議員約40人で構成する左派グループ、首相退陣を求める声明を発表。
17日▶ブッシュ大統領、ブレア首相、スペイン・アスナール首相、大西洋のアゾレス諸島で会談。イラク攻撃を正当化する国連安保理決議案を巡る外交交渉を打ち切ることで合意。
17日▶米、英、スペイン、イラク査察をめぐり、先に国連安保理に提出していた決議案を撤回し、安保理での外交協議を打ち切り。
17日▶政府、緊急閣議を開き、イラク攻撃参戦の閣内方針を決定。
17日▶クック下院院内総務（前外相）、国連での新決議なしに武力行使することに抗議し辞任。
18日▶英下院、ブレア首相の政府動議可決により対イラク武力行使を承認。
18日▶ゴマソール駐日大使、福田康夫官房長官と会談。イラク攻撃方針への支持を要請。
18日▶クウェートなどに展開中の米英軍、臨戦態勢に。イラク周辺には英国軍兵士約２万6,000人を含む米英軍約28万人が展開。
18日▶ハント保健閣外相、英国のイラク攻撃参加に反対し辞任。
19日▶デーリー・テレグラフ紙の世論調査、英米両国によるイラク攻撃は正しいとの回答が50%に。
19日▶内務省、ウェブサイト上でテロ攻撃に備えて水や食料品、電池などを確保するよう呼び掛け。
19日▶外務省、対イラク攻撃が始まった場合、テロ攻撃の可能性が高まるとして全世界の英国民に警戒を呼び掛け。
20日▶首相、英軍がイラクで交戦中とテレビで演説、英軍の陸海空部隊の全面的な戦闘参加を確認。
20日▶イラク戦争に抗議するデモ、英国各地

で展開。全土で数万人が参加。

23日▶サンデー・タイムズ紙に掲載の世論調査、英国民のイラク戦への支持は56%、不支持36%で、開戦前から逆転。

25日▶保守党ダンカン・スミス党首、フセイン大統領のプロパガンダ手法を批判。

27日▶ブラウン財務相、議会でイラク戦争に伴う戦費を12億5,000万ポンド増額する方針を明らかに。戦費は総額３０億ポンドに。

28日▶デーリー・テレグラフ紙に掲載の世論調査、イラク戦争を正しいとする回答が59%に。

29日▶イラク戦争開始後２回目の大規模な反戦デモ、ロンドン始め20以上の都市で展開。

31日▶フーン国防相、下院審議でフセイン体制崩壊はまだ起きていないとの見方を明らかに。

フランス
FRENCH REPUBLIC

<2　月>

４日▶シラク大統領、英国のブレア首相とフランス北部のルトゥケで会談。「国連を通じたイラクの大量破壊兵器の武装解除」が重要との認識で一致したが、当面は査察期間の延長を最優先する考えを強調。

４日▶アルカテル（通信機器）、2002年度（暦年）の純損失は前年比4%減の47億ユーロと発表。2003年末に従業員を最大時の11万人から６万人まで削減するなど大規模なリストラと機構改革を推進。

４日▶メール経済・財政・産業相、2002年のGDP比で2.9～３%だったとの財政赤字の推計を発表。赤字拡大を受け、2003年予算案で組んだ40億ユーロの予備費計上は凍結。2002年の財政赤字は493億ユーロ。

５日▶国連安保理の各理事国代表、パウエル米国務長官がイラクの大量破壊兵器開発に関する機密情報を公開した後、それぞれ声明を読み上げ、仏、ロ、中、独などが査察を継続し米国の提示した情報の確認を急ぐべきだとの考えを表明。ドビルパン外相は、現時点での武力行使には反対する姿勢を明確に。

５日▶BNPパリバ（仏銀首位）のペブロー会長兼CEO、クレディ・アグリコルによるクレディ・リヨネ株式の公開買い付け（TOB）の提案に関し「（寡占の弊害防止の観点から）当局はTOBをまだ認めていないので、あらゆる可能性があり得る」と対応が白紙であることを強調。

５日▶政府、預金者や投資家の保護強化を目的とした包括的な「金融監督法案」を閣議決定。監査役を監督する評議会や証券市場の監督当局を統合した「金融市場機構」の創設が柱。

５日▶アベンティス（医薬・バイオ最大手）、2002年度の純利益を前年比39%増の20億9,100万ユーロと発表。主力の処方薬や戦略ブランド商品と位置づける高利益率の医薬品の販売が好調で大幅増益。

５日▶検察当局、クレディ・リヨネを舞台にした不正会計事件の公判で、フランス銀行（中央銀行）のトリシェ総裁に執行猶予付きで10カ月以上の懲役を求刑。

10日▶フランス・ドイツ・ベルギーの３カ国、米国がイラク攻撃に踏み切った際の支援策としてNATOにトルコ防衛などを要請している問題で、「開戦を前提とした準備は戦争回避に向けた努力の妨げになる」として決定を阻止。

10日▶シラク大統領、パリでプーチン・ロシア大統領と会談。会談後の記者会見で、

イラクへの国連査察の継続と強化を求める仏独ロ3カ国の共同宣言を発表。

11日▶ユニマットオフィスコ（コーヒー）、フランスの「ニナス」ブランドのセルフ式紅茶専門店を展開開始。店名は「テ・ニナス」。東京・赤坂見附に1号店を出店。

11日▶ルノー（自動車）、2002年度の純利益を前年比86%増の19億5,600万ユーロと発表。2002年からの国際会計基準導入が主な増益要因。出資している日産自動車からの配当などの利益（13億ユーロ）が連結純利益の約７割。

11日▶上院、16歳以下の未成年者に対するたばこ販売を禁止する法案を保守中道派の賛成で可決。

12日▶PSAプジョー・シトロエン（自動車）、2002年度の純利益を前年と同水準の16億9,000万ユーロと発表。人気車種の値引き販売を抑制したことで、自動車部門の売上高営業利益率は5.0%。ライバルであるルノーの4.1%を上回った。

12日▶フランス・ドイツ・ベルギーの3カ国、NATOのロバートソン事務総長が理事会に提示したイラク攻撃時のトルコ支援問題を打開するための妥協案を拒否。妥協案は未公表。

13日▶フランス銀行、８～10年後を目標に、現在200強ある支店数を約４分の１に削減する方針。通貨統合で金融政策運営の主機能が欧州中央銀行に移り、役割が低下したため。行員も約3,200人減らす計画。

12日▶パリ軽罪裁判所、クレディ・リヨネを舞台にした不正会計事件の審理最終日にあたり、判決を６月18日に下すと通告。検察当局は、トリシェ・フランス銀行総裁に対し執行猶予付きの懲役を求刑。欧州中央銀行の次期総裁人事への影響が必至。

13日▶プジョー（自動車）、燃料電池車開発から撤退しハイブリッド車に専念。FTが報道。

13日▶国民議会・元老院の両院、治安に関する法案（サルコジ法案）を最終的に採択。

14日▶フランステレコム、2003年中に国内外を合わせ約13,000人を削減する計画が明らかに。AFP通信が労働組合筋の話として報道。これに先立ちブルトン会長はラジオ番組に出演し、国内だけで7,500人を減らす考えを表明。3,400人が定年退職による自然減、4,100人が早期離職。

15日▶IPSOS（調査機関）がフランス２（国営テレビ）のために実施した世論調査で、フランス人の87%がイラクへの武力行使に反対と回答。反対の理由の76%は「米国のやり方が気に入らないから」で、嫌米感情の強まりを裏付けた。イラク問題に関するシラク大統領の対応を「支持する」との回答は85%。

16日▶NATOの防衛計画委員会、米国が要請している対イラク開戦時のトルコ防衛計画に独仏とベルギーが反対していた問題で、フランス抜きの加盟18カ国で軍事支援計画の策定に入ることで合意。

17日▶シラク大統領、ロシアのプーチン大統領と電話で会談。イラク問題について「国連安全保障理事会決議1441を最大限活用する両国の一貫した立場」を確認。

17日▶クレテイユ商事裁判所、エールリブに破算を宣告し会社清算を命令。同社は政府に対し約1億ユーロの負債がある。約3,200人の従業員の再就職先は未定。

17日▶アルカテル（通信機器）、ナイジェリアのグローバコム（通信，国内2位）から６億7,500万ユーロの契約獲得を発表。携帯電話および固定回線ネットワークを供給。

17日▶アルカテル、オレンジ・フランス（携帯電話１位）から第３世代携帯電話サービスの独占契約を受注したと発表。

17日▶シラク大統領、EU首脳会議後の記者会見で、EU加盟予定国など中・東欧10カ国がイラク問題で米国支持を表明していることを非難。

19日▶フランステレコム、衛星回線による高速インターネットや衛星放送を手がける子会社「グローブキャスト」の東京事務所開設を発表。アジアではシンガポール、ニューデリーに次ぎ３カ所目。日韓放送事業者やネット関連企業への営業を強化。

20日▶第22回フランス・アフリカ首脳会議、アフリカ53カ国が参加し21日までの予定でパリで開催。イラク情勢について「戦争以外の選択はある」と明記し、国連査察継続を求める共同宣言を採択。査察強化を求めるフランスの主張を、会議に参加したアフリカ諸国が支持。

20日▶ロレアル（化粧品最大手）、2002年（暦年）の純利益は前年比18.5％増の14億5,600万ユーロと発表。売上高は４％増の142億8,800万ユーロ。利益率の高いブランド化粧品が好調で増益に貢献。２ケタ増益は18年連続。

20日▶トタルフィナエルフ（石油）、2002年度の純利益は前年比22%減の59億4,000万ユーロと発表。５月６日の株主総会で「トタル」への社名変更を提案する考えも表明。

20日▶国防省、米軍との演習のため出港中の原子力空母「シャルル・ドゴール」を地中海に再派遣すると発表。25日に母港のトゥーロンに帰港後、３月４～６日ごろ再出港、３週間程度で戻る見通し。「予定された演習でイラク情勢とは無関係」と説明。

20日▶ノワイエ前欧州中央銀行副総裁、欧州連合条約に基づく「欧手中銀の役員再任はできない」との規定について「柔軟に解釈できるはず」と発言。クレディ・リヨネ不正会計事件の公判で10カ月以上の懲役を求刑されているフランス銀行のトリシェ総裁が罪となった場合でも、フランスとして第２の候補を立てる用意があることを示す意図とみられる。

21日▶国立統計経済研究所（INSEE）、2002年の実質GDP成長率を1.2%（速報値）と発表。前年の4.2%から２年連続で縮小。第４四半期（10～12月）は0.2%。

22日▶メール経済・財政・産業相、７カ国（G7）財務相・中央銀行総裁会議（G７）閉幕後の会見で「各国の石油備蓄は十分にあり、今後（イラク情勢が悪化しても）石油不足の問題は起こらないだろう」と発言。石油価格についても、各国が備蓄石油の放出などで需給を調整し価格の乱高下を防ぐ方針を示唆。

24日▶国連安全保障理事会、イラク問題を協議する非公開協議を開催。対イラク武力行使容認のための新たな決議案が、米・英・スペインによって共同提案。シラク大統領、ベルリンでドイツのシュレーダー首相と共同記者会見し、この新決議案にドイツとともに反対するとの見解を表明。

24日▶シラク大統領、ベルリンでシュレーダー首相と会談後に記者会見。両国とロシアの３カ国が共同で同日、国連安全保障理事会に対し、対イラク査察強化案を提出したことを表明。

24日▶ラガルデール（メディア・ハイテク）、所有するルノーの株式1.26％を１億4,000万ユーロで売却し、自動車生産から撤退。

24日▶SNCF（国鉄）の取締役会、５年の任期でルイ・ガロワ氏を会長に再選出。

24日▶アルカテル、米国のIBMと企業から情報通信網の構築を請け負うサービス事業で提携。インターネット技術を使った低価格のIP電話の導入などで協力。

25日▶エラメット（世界最大の合金鉄）、ランボー会長の３月３日付退任を発表。３月26日の取締役会で、バカルダCEO（55）が会長を兼務する人事を決定予定。

25日▶政府、日本外務省に対し、３月16日から京都市などで開かれる「第３回世界水フォーラム」に出席する予定だったシラク大統領の来日を中止すると連絡。イラク情勢の緊迫化に伴うものと見られている。

26日▶ラガルデール、傘下のマトラ・オートモービルの工場で生産していたルノーと共同開発車「アバンタイム」の生産中止を決定。

26日▶シラク大統領、スペインのアスナール首相とパリで会談。会談後の共同記者会見で大統領は「対イラク戦争は不可避ではない」と主張。英米とともに武力行使を容認する新たな国連安保理決議案を提出したスペインとの溝は埋まらず。

26日▶国会、イラク問題に関する特別審議を行い、対イラク攻撃に反対するシラク大統領や政府の姿勢を与野党が一致して支持。

26日▶イナジー・オートモーティブ・システムズ（自動車部品）、北九州市への進出を決定し同市と立地協定を締結。自動車用樹脂燃料タンクを製造する。９月末に操業、2004年初めにフル生産する計画。当初は23人を新規雇用し、フル生産時には60人規模を予想。

27日▶アクサ（保険）、2002年度の決算を純利益は前年比82％増の９億4,900万ユーロと発表。米国テロ事件による損失が前年の５億6,100万ユーロから8,900万ユーロに激減したことや、豪州法人の健康関連事業を8,700万ユーロで売却した利益などが寄与。

27日▶STマイクロエレクトロニクス（伊仏合弁）、オランダのフィリップスおよび米国のモトローラの３社、次世代ナノ・エレクトロニクス技術開発と300mmシリコン・ウエハでの半導体製造の共同研究開発センター「クロル2」をフランスのグルノーブル近郊に開設。半導体プロセスの共同開発を行うもので、2005年までに14億ドルの投資計画。まず3社から450人の技術者と研究者が参加。さらに2005年までに1,200人以上を雇用予定。

28日▶フォション（高級食料品）とアサヒ飲料、日本国内での紅茶飲料に関する独占的ライセンス契約と、商品開発からマーケティングまでの提携で合意したと発表。契約期間は2003年４月１日から３年間。

28日▶モーゼル県庁（ロレーヌ地方）、１月に破産した大宇エレクトロニクスのテレビ工場は、独ティッセンクルップ（鉄鋼）傘下のティッセンクルップ・プレスタ・フランス（自動車部品）によって引き継がれると発表。投資総額は4,900万ユーロ。

＜3　月＞

１日▶パリジャン紙の世論調査結果によると、イラク攻撃を容認する決議案が国連安全保障理事会で採決される場合、「フランスが拒否権を行使することに賛成」と答えた人は70%。反対は20%。

２日▶シラク大統領、３日間の日程でアルジェリアを公式訪問。ブーテフリカ大統

領と、政治対話やアルジェリアの経済改革支援など政治・経済の各分野の協力推進を確認する「アルジェ宣言」に調印。アルジェやオランなどで20万人近いアルジェリア人の歓待を受けたが、厳しく制限されているフランス行きのビザを要求する声も。フランス大統領の公式訪問は、62年にアルジェリアがフランスから独立以降初めて。

２日▶ドビルパン外相、米ABCテレビとのインタビューで、国連安全保障理事会決議1441は「明らかにイラクの武装解除を目的とするもの」であって、体制転覆は目的ではないとの考えを強調。

３日▶経済・財政・産業省、2002年の財政赤字がGDP比で3.0％だったと欧州委員会に報告。「安定・成長協定」の上限である３％に達するのはユーロ圏でポルトガル、ドイツに続き３カ国目。

４日▶フランス国立統計経済研究所（INSEE）、２月の家計景況感指数をマイナス26と発表。前月のマイナス22ポイントから低下し、97年５月以来の低水準。

４日▶不良債権に関する一貫サービスを手掛けるリサ・パートナーズ（東京都千代田区）、フランスの大手不動産コンサルティンググループ・アティスリアルと提携。世界的ネットワークを持つアティスリアルの顧客である欧米企業の日本進出・撤退を支援。

５日▶英系投資銀行ドーム・クローズ・ブラザーズ（本社パリ）、フランステレコムのボン前会長（60）を上席顧問に迎えると発表。ボン氏は2002年９月、仏テレコムの同１～６月期決算で100億ユーロ超の巨額赤字計上で引責辞任。

５日▶原子力空母「シャルル・ドゴール」、地中海における３週間の軍事演習のため母港トゥーロンを出港。国防省は「予定された演習でイラク情勢とは無関係」と説明。

５日▶経営再建中のフランステレコム、2002年度（暦年）決算を発表。最終赤字額は前年比約2.5倍の207億3,600万ユーロで「過去最悪」。経営危機に陥っていたドイツのモビルコム（携帯電話）に対する債権約70億ユーロを放棄するなど、182億ユーロの損失処理をしたことが主因。

５日▶カルフール（世界第2位の量販）、2002年度（暦年）決算を発表。純利益は前期比8.6％増の13億7,400万ユーロ。アルゼンチン、ブラジルなど中南米市場における営業利益の半減を欧州でカバー。2003年の売上高についても５％超の見通しを発表。

５日▶オレンジ（フランステレコムの携帯電話子会社）、2002年の特別損益計上前純利益が６億3,300万ユーロだったと発表。拠点の英仏市場が成長したことと、世界各地で予想以上の成績が実現したことで、初の通年黒字。

５日▶フランス、ロシア、ドイツの３カ国外相、パリでイラク問題について緊急会談。３外相は会談後、「対イラク武力行使を容認する米英の国連安保理決議案を採択させない」との共同宣言を発表。

５日▶日本経団連の欧州訪問団（奥田碩団長）、パリでシラク大統領と会談しイラク情勢などについて意見交換。イラク攻撃について、シラク大統領は「国連査察は一定の効果があがっている。現段階で戦争に踏み切るのは正当化できない」と発言し、即時武力行使に傾く米国を改めて牽制。

６日▶ビベンディ・ユニバーサル（総合メディア、VU）、2002年度（暦年）決算を発表。純損失はのれん代の償却などで

233億ユーロ。赤字額は前日にフランステレコムが発表した207億ユーロを上回りフランス企業で過去最大。

6日▶モエヘネシー・ルイヴィトン（高級ブランド、LVMH）、2002年度（暦年）の純利益は５億5,600万ユーロとなり、前年の1,000万ユーロから大幅な増益。ファッション・皮革部門のルイ・ヴィトンや、ワイン・蒸留酒部門のモエ・エ・シャンドン、ヘネシーなどの好調が主因。アルノー会長は、会見で「ブランド商品は景気の不振に影響されないことが証明された」と発言。

6日▶メール経済・財政・産業相、ブリュッセルのEU閣僚理事会で、経済成長率が予想を大幅に下回ったため、2002年の財政赤字はGDP比3.04%、2003年は3.40%（予測値）と欧州委員会に報告。99年１月の欧州通貨統合以来、年初の段階で既に通貨ユーロ導入の前提条件である3%を上回る国は初めて。

6日▶EUのソルベス欧州委員（経済通貨問題担当）、ユーロ圏の非公式財務相会合出席後に記者会見。2002年のフランスの財政赤字がユーロ圏の財政協定の定めるGDP比３%の上限を超える見通しとなったのを受け、協定に基づく赤字の是正手続きを発動する方針を表明。フランスの2002年の赤字予測はGDP比3.04%で「丸めれば３%を超えていない」と仏政府は主張していた。是正に応じなかった場合、制裁を科される恐れもある。同手続きの適用はポルトガル、ドイツに次いで３カ国目。

6日▶メール経済・財政・産業相、フランス・アンフォ（ラジオ）とのインタビューで、ユーロが対ドルでこれ以上上昇すれば、ユーロ圏の輸出に悪影響が出るとの認識を表明。「１ユーロ＝1.1ドルの水準では、欧州域外、ユーロ圏外への輸出は、まだ問題はないが、この展開が続けば、事実上少し問題が生じることになる」と発言。

7日▶メール経済・財政・産業相、2004年度以降の減税計画を凍結する方針を表明。シラク大統領は向こう５年間で所得税をおよそ30%引き下げると公約していたが、早くもつまずいた格好。2003年度に限り予定通り減税を実施する方針で、2004年度以降については景気の回復次第。

9日▶イラク攻撃に反対する独仏ロの首脳、相次いで電話会談。シラク大統領とドイツのシュレーダー首相は、米英スペインの３カ国が国連安全保障理事会に提出した修正決議案の採決には、各理事国の首脳が出席すべきとの考えで一致。シラク大統領とロシアのプーチン大統領は、イラクへの武力行使に反対する立場を確認。

10日▶ドピルパン外相、国連安保理の非常任理事国を務めるアフリカ３カ国（アンゴラ・カメルーン・ギニア）歴訪を開始。イラク攻撃を容認する米英の安保理修正決議案に反対するフランスへの支持を求めたが、各国首脳とも明確な姿勢は示さず。

10日▶シラク大統領、TF1（テレビ）との会見で、対イラク武力行使を認める国連安全保障理事会決議案の採択阻止のため「あらゆる手段」を講じると発言し、拒否権行使の意向を初めて表明。米英が国連決議なしで対イラク武力行使に踏み切った場合、「フランスは一切参加しない」と言明。

10日▶EADS（欧州航空防衛最大手）、2002年度（暦年）決算で２億9,900万ユーロの純損失と発表。宇宙部門の損失拡大が響いており、同部門で1,700人の人員削減を表明。

11日▶国民議会（下院）、エールフランスの民営化法案について審議を開始。９つの労組は同日、民営化に反対のため全社員に対して労働停止を呼びかけ。

11日▶フランス国立統計経済研究所（INSEE）、2002年の財政赤字は3.0％（速報値）と発表。2001年は1.4％だった。

12日▶VU傘下のカナルプリュス・グループ（メディア）、305人の解雇などを含むリストラ計画を２年以内に行うと発表。国内で働く3,038人が対象。

13日▶金融・投資企業委員会（CECEI、委員長：トリシェ・フランス銀行総裁）、クレディ・アグリコルとクレディ・リヨネの合併を承認。アグリコルは2002年の12月にリヨネの株式公開買い付け（TOB）を発表したが、競合行や両行の労組が「市場の独占・寡占を招く恐れがある」とし、CECEIに申し立てていた。

14日▶クレディ・アグリコル、CECEIがリヨネに対するTOB開始を認めたことを受け、「両行の友好的な統合に道を開く。フランス銀行界を主導する欧州の巨大銀行グループが誕生する」との声明を発表。順調に行けば４月末までにはリヨネはアグリコルの傘下に。

15日▶アリヨマリ国防相、軍事協力協定を締結しているアラブ首長国連邦、カタール、サウジアラビアの３カ国を訪問へ。シラク大統領のメッセージを各国首脳に伝え、イラク開戦時におけるフランスの姿勢を説明。

14日▶シラク大統領と英国のブレア首相、電話で会談。イラク問題でフランスがドイツ、ロシアと共同提案した４カ月間の国連査察継続について、「短くする用意がある」と述べ、査察期間の短縮に応じる姿勢を示唆。

15日▶フランス全国でイラク攻撃に反対する反戦デモ。パリではナシオン広場などにおよそ８万人が集結し、反米感情をあらわに。

17日▶フランス議会、ベルサイユで両院合同会議を召集。地方分権に関する条項を憲法に組み込むための改正案を賛成584票、反対278票で採択。賛成に投じたのは国民運動連合（UMP）とフランス民主連合（UDF）のみ。

17日▶パリ軽罪裁判所、エルフ・アキテーヌ（元国営石油）を通じた不正資金授受事件の裁判を開廷。同事件は、予審８年、審問４カ月、被疑者37人、10数億ユーロの資金がからむ大事件。

17日▶ドイツのキルヒ（メディア大手）、2002年４月に経営破たんした中核企業のキルヒ・メディアを米国の投資家ハイム・サバン氏とフランスのTF1（民放大手）の企業連合に売却することで合意したと発表。売却額は、総計20億ユーロ規模のもよう。

17日▶ラファラン首相、レゼコー紙とのインタビューで、2003年の実質GDP成長率の見通しを1.3％と発表。当初発表の2.5％を下方修正。

17日▶ドビルパン外相、イラク問題に関する国連安保理決議案について、過半数の賛成があっても受け入れることはできないと発言。

17日▶ルイ・アリス（調査機関）、シラク大統領の支持率が74％に達したとの世論調査結果を発表。過去最高だったドゴール元大統領と同率で、歴代トップタイ。イラク問題で米国に対抗し平和的解決を主張した姿勢の評価がほとんど。

17日▶ドビルパン外相、米英などが安保理決議なしで武力行使に踏み切る構えをみせていることについて「残念に思う」との声明を発表。「イラク攻撃は地域と世界に深刻な結果をもたらす」と強

い懸念を表明。

17日▶EU統計局、フランスの2002年の財政赤字がGDP比で3.1%となり、ユーロ圏の財政協定が定める3.0%の上限を超えたと発表。

18日▶シラク大統領、ブッシュ米大統領の対イラク最後通告演説を受け、「この一方的な決定は国際社会の願いに反する」との声明を発表。国連安全保障理事会だけが武力行使を正当化できる」と指摘し、新たな国連決議なしにイラク攻撃に踏み切ろうとする米国の姿勢を強く批判。

18日▶国民議会（下院）、エールフランス（航空）の民営化法案を第１読会で採択。右派（UMP、UDF）の賛成343票に対し、左派（PS-PCF）の反対152票。1933年の創業以来70年目の民営化。

20日▶シラク大統領、イラク攻撃について「国連の承認なしの行為は遺憾」とし「軍事行動ができるだけ早く終結することを望む」との声明を発表。

20日▶内務・治安・地方自治省、パリ東部リヨン駅の荷物一時預かり所から、猛毒のリシンが発見されたと発表。警察当局、何者かがテロ実行を準備していた疑いがあるとして捜査を開始。

21日▶ル・フィガロ紙、フランス人の87%が米国によるイラク攻撃に反対（賛成は12%）との調査結果（IFOP調べ）を発表。フランス政府方針については、支持92%、不支持8%。イラク攻撃支持国の真意については、49%が石油採掘権の掌握、11%がフセイン政権の転覆、３%がイラクの武装解除のためと回答。

21日▶シラク大統領、国連主導によるイラク復興や経済構造改革の推進、北朝鮮への核開発中止を求める議長総括を採択して閉幕したEU首脳会議終了後の記者会見で、「軍事行動を正当化し、米英にイラク統治の権限を与える新決議は支持できない」と述べ、米英主導の戦後復興を牽制。

21日▶イタリアのエネル（国営公益企業）、フランステレコムが保有しているウィンド（伊第３位の通信）の株式26.6%を現金13億3,000万ユーロで買い取ることで合意し、ウィンドを完全傘下に。

24日▶経営再建中のフランステレコム、新株引受権（ワラント）を活用して150億ユーロを増資すると発表。発行済み株式の56.4%を持つ政府も同日、保有比率に基づいて約90億ユーロの出資に応じる方針を表明。

25日▶日産化学工業、ドイツ現地法人を５月に解散することを決定。同時に、欧州における農薬事業強化のため、「ニッサン・ケミカル・ヨーロッパSARL」をリヨンに新設し、４月から業務を開始すると発表。

26日▶エールフランス（航空）、イラク攻撃に伴う客数の大幅な減少を受け、採用の一時凍結や投資、輸送客数の計画縮小を柱とする緊急対応策を発表。４月１日から運行便を７%削減するほか、今秋に予定されていたエアバス購入を延期。採用も当面凍結するが、破たんしたエール・リブ元社員の中途採用は継続。

27日▶コペ政府報道官、フランスがイラク国民への人道支援として1,000万ユーロを拠出すると発表。フランスは、フランス赤十字など民間の人道機関がイラク国民への寄付や救援物資の呼びかけを行っている。

29日▶シラク大統領、英国のブレア首相と電話会談。大統領府によると「イラク戦争後に（イラク復興で）緊密に協力して行動していく」「戦争後の復興では

国連が重要な役割を担う」との認識で一致。

31日▶両備グループの２バス事業者と下津井電鉄、全国初となる「広告パネル付きバスシェルター」の完成披露セレモニーを岡山市内で開催。１月に国土交通省が行ったバス停への広告掲示解禁を受けた第１号で、仏ジェーシードゥコー（屋外広告）と三菱商事が共同出資したエムシードゥコー（大阪市）がバス停の建設・運営を受託。

ドイツ
FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY

<2　月>

６日▶シュミット社会相、５月に健康保険など同国の社会保障制度の改革法案を提出すると発表。

７日▶政府、ミュンヘン市街と空港間の高速リニアモーターカー「トランスラピッド」路線建設のため１億2,500万ユーロの追加投資を発表。

７日▶９日まで、非政府団体主催の安全保障国際会議、ミュンヘンで開催。同国フィッシャー外相、米・ラムズフェルド国防長官ほか約40人の各国外相・防衛相が参加、米国のイラク攻撃について議論。

９日▶シュレーダー首相、ロシア・プーチン大統領とベルリンで会談、主にイラク問題について協議、国連のイラク査察の続行に賛成する立場で一致。

10日▶アフガニスタンに駐留する国際治安支援部隊（ISAF）の指揮権をトルコからドイツ・オランダが引継ぎ。今後６ヵ月間の任期期間中、同国は最大で2,500人の連邦軍兵士を投入。

11日▶連邦環境省および環境庁、京都議定書の実施のためのガイドラインを発表。

11日▶首相、12日までの独・西政府間協議で改めてイラク問題の平和的解決を求めた。

13日▶所得税の電子申告が可能に。

14日▶首相、スウェーデン・ペーション首相とベルリンでイラク問題、EU財政問題および欧州域内市場をめぐり会談。

17日▶政府および連邦各州、包装材政令の改正法案の骨子に合意。現在ビール、ミネラルウォーター等一部飲料の使い捨て容器に適用のデポジット制の対象を、ほぼすべての飲料の使い捨て容器に広げる方針。

18日▶ドイツ商工会議所、２月・３月の同国失業者数が500万人を上回ると予測。

21日▶連邦議会、優遇税制措置廃止法案を可決。住宅補助や株式・不動産譲渡益課税の改正など約40項目にわたる。同法案により2003年に約350億ユーロ（うち連邦政府16億5,000万ユーロ）の歳入を見込む。

24日▶同国、仏・露とともに、イラク問題についてイラク査察を通じた平和的解決を最優先とし、武力行使は最終手段とする覚書を国連安保理に提出。

25日▶アイヒェル財相とツィプリース法相、株式市場への信頼強化のための10項目の対策を発表。故意や過度の不注意により株式市場の虚偽情報を流した取締役会・監査役会メンバーの個人責任追及を可能にし、会計監査を強化するなど投資家保護を目指す。2003年中に一部の法制化に着手し、早ければ全体を2005年に施行。

25日▶デュッセルドルフ地検、英・ボーダフォンによる同国携帯電話会社マンネスマンの買収の際、マンネスマン社の元経営陣が買収受け入れの見返りにボーナスを受け取った問題で、元経営陣５人（エッサー元社長、ドイツ銀行アッカーマン頭取、ツウィッケル金属産業

労組委員長ら）を背任容疑でデュッセルドルフ地裁に起訴。

26日▶首相、ロシアを訪問しプーチン大統領とイラク問題等をめぐり協議。

<3　月>

２日▶シュレスビヒ・ホルシュタイン州選挙、SPDが得票率29.3%（前回42.4%）の大敗。CDUは同50.8%（同39.1%）で躍進。

６日▶日本経団連訪欧団（団長・奥田碩会長）、ベルリンで同国首相を表敬訪問。両国経済の活性化のため、年金・医療、労働市場などの改革推進が必要との認識で一致。

６日▶首相、伊・ベルルスコーニ大統領とイラク問題などについてブレーメンで会談。

12日▶首相、英・ブレア首相と会談。

13日▶連邦議会、小売店の土曜日の閉店時間規制を緩和、従来の午後４時から４時間延長し、午後８時までとする閉店法改正案を与党の賛成多数で可決。同法案は改正閉店法として成立、６月１日から施行。

14日▶首相、連邦議会での演説で、あくまで対イラク戦争反対の姿勢を堅持する考え強調。

14日▶首相、連邦議会での演説で、総額150億ユーロの景気対策ほか社会保障制度、労働市場や年金・医療保険の構造改革を含む経済改革方針発表。

15日▶フィッシャー外相、仏・ドピルバン外相および露・カシヤノフ外相と共同でイラク査察の停止およびイラクへの武力行使に反対する声明を発表。

17日▶首相、記者団に対し米英などが国連安保理に提出したイラク攻撃容認の決議案に最後まで反対する考えを強調。

17日▶政府、ドイツ復興金融公庫（KfW）とドイツ負担調整銀行（DtA）の合併による「中小企業銀行」新設に関する法案を閣議決定。

20日▶各地で市民による戦争の中止を求めるデモ。

20日▶連邦議会、2003年度（暦年）の連邦政府予算案を可決。歳出2,482億ユーロ（前年度比0.4%減）、歳入2,293億ユーロ（同5.4%増）。

21日▶ナスダック・ドイチラント（米店頭株式市場ナスダックのドイツ版）取引開始。

21日▶連邦統計局、2002年同国の企業倒産件数は過去最高の３万7,579件（前年比16.4%増）、個人破産件数は４万6,849件（同2.7倍）と発表。

27日▶インフィニオン・テクノロジーズ（半導体）、中国・上海の中芯国際集成電路製造有限公司（SMIC）に対するメモリーチップの生産委託を拡大と発表。

28日▶プーマ（スポーツ用品）、日本に100%子会社を設立、これまでの代理店との契約を解消、2003年４月１日から靴・バッグなどの販売を行う。

イタリア
REPUBLIC OF ITALY

<2　月>

３日▶イタリア労働総同盟（CGIL）のコッフェラーティ前書記長、左派野党連合「オリーブの木」を再建する意向を表明。事実上の政界転出表明で、分裂気味の同連合を再統合へ。

４日▶イタリア中央統計局（ISTAT）によると、「キャンティ」「バローロ」などの銘柄で知られる伊ワインの2002年の生産量は、豪雨など悪天候の影響で前年を14.8%下回り、過去10年間で最低水準を記録。日本経済新聞が報道。

４日▶民間調査機関EURISPES、イタリアの

2002年の地下経済の規模は同国GDPの３割に相当し、先進工業国の中ではギリシャと並んで最も高いと指摘。理由として、ヤミ雇用や脱税の横行を挙げ、660万～1,140万人が正規雇用の手続きを取っていないと推計。日本経済新聞が報道。

５日▶政府、１月のイタリア新車販売統計を発表。経営危機に陥っているフィアット・グループの市場シェアが前月の27.8%から31.2%に上昇。スポーツ車「アルファ・ロメオ」の販売増が寄与。

11日▶サンパオロIMI（銀行大手）、2005年までに全従業員の4.4%に当たる2,000人を削減する方針を発表。

12日▶テレコム・イタリア・モービレ（伊最大の携帯電話、TIM）、2002年（暦年）決算を発表。売上高は109億ユーロで前年比6%増、営業利益は34億ユーロで7.1%増。英BTグループ傘下のブルー（伊第４位の携帯電話）買収などが寄与。第３世代携帯事業には参入せずに大型投資を抑制したことも奏功。

12日▶タカラバイオ（宝ホールディングス子会社、大津市）、イタリアのバイオベンチャーからエイズとがんの遺伝子治療技術の実施権を獲得したと発表。

13日▶ブルガリ（ブランド大手）、米国のマリオット・インターナショナル（ホテル大手）と提携しホテル事業参入へ。家具など室内の調度品を担当。2003年末にミラノに第１号を開業するのを皮切りに2008年までに世界７カ所に開設。

16日▶フィアット・グループ、近く追加増資することで大手四銀行と合意。増資額は17億～30億ユーロで、出資者がなければ４行が引き受ける。

19日▶フィアット・グループ、業績不振に陥っている自動車部門に50億ユーロ規模の資本を注入する計画。追加増資のほか、傘下のトロ（保険）・フィアットアビオ（航空部品製造）の売却で資金を捻出。

21日▶ベネトン・グループ、英バークレイズ銀行や米ゴールドマン・サックスなど６金融機関とともに、アウトストラーデ（欧州最大の民間高速道路運営）の株式公開買い付け（TOB）を実施することで合意。80億ユーロ（１兆円弱）で完全買収する計画。

28日▶フィアット・グループ、役員会でフレスコ会長が退任し、創業者一族のウンベルト・アニェリ氏（68）が新会長に就任する執行部人事を決定。ウンベルト氏は１月に死去したカリスマ指導者、ジョバンニ名誉会長の実弟。

28日▶フィアット・グループ、2002年度（暦年）の決算で最終損失が39億4800万ユーロと発表。前年の４億4500万ユーロを大きく上回り過去最大に。新経営陣は、再建のために自動車部門のほか、保険や航空部品製造部門など広範囲にわたるグループのスリム化を迫られる。

＜3　月＞

１日▶イタリア中央統計局（ISTAT）、2002年の実質GDP成長率（速報値）を発表。前年比0.4%増にとどまり、2001年の1.8%増を大幅に下回った。民間設備投資の冷え込みなどが影響。

４日▶経営危機に陥っているイタリア最大の民間企業フィアット・グループ、２月の国内新車販売の市場シェアが前月の31.2%から27.5%に低下したと発表。中部のエンジン工場が大雨被害のため４万台減産したのが原因。

６日▶独ルフトハンザ・ドイツ航空、イタリアのエアー・ドロミティ（中堅航空）への出資比率を31.2%から51.9%に引き上げ、経営権を取得することで合意

したと発表。

6日▶ベネトン（アパレル）、ルイジ・デ・プッピ最高経営責任者（CEO）が4月に予定する株主総会で退任すると発表。同社は収益悪化に伴い2002年決算で初めて赤字に転落する見通しで、スポーツ部門の売却など合理化を迫られている。

6日▶フィアット・グループのアニェリ会長、フィアット・アウト（自動車部門）の株式20%を保有する米ゼネラル・モーターズ（GM）に対し、残り80%を売却することは望んでいないと発言。両社が2000年に結んだプットオプション（売る権利）契約に基づき、GMは2004年以降、残り80%の株式も買い取らざるを得なくなる可能性がある。

7日▶GMのワゴナーCEO、ロイター通信に対し、フィアット・アウトの資本再編によってGMの出資比率が低下したとしても、GMは契約に基づいてフィアット・アウトを買収せざるを得なくなる可能性がなおあるとの考えを表明。

7日▶フィラ・ホールディング（スポーツウエア・靴）、靴および衣料品事業を、米スポーツ・ブランズ・インターナショナル（投資会社）に3億5,100万ドルの現金で売却することに合意したと発表。

8日▶地中海の島国マルタ、EU加盟の是非を問う国民投票を実施。2004年5月にEU新規加盟を予定している10カ国の先陣。9日に開票され、同日中に結果が確定する見通し。世論調査では賛成49%、反対22%で、20%近くは態度未定。

9日▶マルタでEU加盟の是非を問う国民投票が開票。賛成53%、反対45%でEU加盟を支持。

10日▶フィアットの創業一族アニェリ家、所有していた高級ボルドーワイン「シャトー・マルゴー」の株式75%を手放す意向を表明。自動車の販売不振に陥るフィアットの合理化策の一環。同株式の25%を保有するコリーヌ・メンツェロプロス氏に譲渡。

10日▶伊藤忠商事、ポリーニ（靴・バッグ）に関する独占輸入販売契約を、ポリーニ社と同社の持ち株会社アエッフェ社の両社と結んだと発表。今秋から総輸入元となりバッグ、皮小物、衣料品などを国内市場に投入。初年度に20億円、3年後には30億円の売上高を目指す。

11日▶フィアット・グループ、傘下フィディス（自動車ローン）の発行済み株式の51%を国内大手4銀行に3億7,000万ユーロで売却。約60億ユーロの債務が圧縮される見通し。

12日▶テレコム・イタリア（通信最大手）とその持ち株会社オリベッティ、両社を合併すると発表。複雑な持ち株関係を簡素化する狙い。オリベッティの筆頭株主オリンピア（旧名ベル）を所有するピレリ（タイヤ）が、オリンピア、オリベッティの2社を通じてテレコム・イタリアを運営する複雑な形態となっていた。

12日▶電通、3月末日をめどに「電通イタリア」（電通持分10%で2003年1月に「CCPローマ」から社名変更）に追加出資を行い、子会社化すると発表。電通グループが所有している同社持分10%と「電通イタリア」社長が所有する50%を買い取る。

21日▶エネル（国営公益企業）、フランステレコムが保有しているウィンド（伊第3位の通信）の株式26.6%を現金13億3,000万ユーロで買い取ることで合意し、ウィンドを完全傘下に。

25日▶イタリア第2位のエネルギーグループ、

エディソン（旧モンテジソン）、2002年の最終損益が６億9,700万ユーロになったと発表。モンテジソンによって行われた一連の買収に対する約３億ユーロののれん代支払いが大きく影響。

オランダ
KINGDOM OF THE NETHERLANDS

＜2　月＞

10日▶カブールに駐留している国際治安維持部隊（ISAF）、現在同部隊を指揮しているトルコ軍からドイツ軍とオランダ軍に指揮権を引き継ぎ。

11日▶欧州の総合電機大手フィリップス、2002年12月通期決算は、32億600万ユーロの赤字と発表。仏総合メディア企業ビベンディ・ユニバーサルなど出資企業の株式企業の株式評価損が影響。

11日▶ロイヤル・ダッチ・シェル、2002年10～12月期決算は、原油価格の高騰を受け、前年同期比46%増と発表。

12日▶１月22日の総選挙結果を受けた連立政権交渉、イラク問題への政策の違いで難航。

13日▶政府、2002年の実質GDP成長率は0.3%と発表。過去20年で最低の水準。

17日▶政府、イラク攻撃準備のためにペルシャ湾に派遣される米軍将兵や装備の国内通過を承認。

21日▶国際環境保護団体グリーンピース、ロッテルダム港でペルシャ湾に向かう米軍輸送船の阻止行動を展開、出港を８時間程遅らせる。

24日▶小売り大手アホールド、傘下の米食品流通大手の利益を５億ドル以上過大評価していたとし、最高責任者（CEO）ら経営陣の辞任を発表。

＜3　月＞

４日▶日本の農水省、オランダでニワトリなどの病気「家禽ペスト」が発生したとして、同国産の鶏肉輸入を一時禁止したと発表。

４日▶欧州携帯電話最大手の英ボーダフォン、オランダ子会社ボーダフォン・リバテルの株式買い増し方針を株主らに提示。

14日▶英蘭鉄鋼大手コーラス、ペダー最高経営責任者（ＣＥＯ）の辞任を発表。2002年決算で４億5,800万ポンドの赤字を計上。

ベルギー
KINGDOM OF BELGIUM

＜2　月＞

25日▶フェルホフスタット首相、来日。同国の法人税率引き下げなど投資環境改善をアピール。

＜3　月＞

24日▶東海理化、欧州での営業強化を狙い「東海理化ベルギー」を設立したと発表。資本金は30万ユーロ（約3,900万円）の全額出資。従業員数は2003年末に13人を予定。

デンマーク
KINGDOM OF DENMARK

＜2　月＞

５日▶同国経済諮問機関の五賢人会、政府の現在の増税停止措置がかえって将来的な増税につながると警告。

５日▶産業向け酵素製造のノボザイムス（Novozymes）社、2002年の売上高は過去最高の52億7,100万デンマーク・クローネ（前年比７%増）と発表。微生物製品部門の売上高は193%増。

12日▶欧州数社とカルテルを結んだとして94年に欧州委員会から240万ユーロの罰金を求め訴えられていたセメント製造

オールボー・ポートラン（Aalborg Portland）社、EC裁判所で勝訴、罰金を免れた。

10日▶ノボザイムス社、米・エネルギー当局（DOE）からバイオマスからエタノールを生成するためのコスト効率に優れた酵素の開発のため３年目の補助金を得ることを発表。2001年の補助金は1億デンマーク・クローナ超だった。米国のエタノール燃料市場は年20%ほど成長している。

21日▶風力発電機製造のNEG Micon社、西・Acciona社から風力発電機94機（推定３億クローナ相当）を受注。

25日▶ババリアン・ノルディック（Bavarian Nordic）社、英・アカンビス社とともに米・保健省のため副作用のない新たな天然痘ワクチンの開発を契約。同省は最初の１年に2,000万ドルの予算を計上、うち半分がババリアン・ノルディック社向け。

27日▶政府、2004年から４年間で106億デンマーク・クローネの所得税減税案を発表。

28日▶ラスムセン首相、ポーランド・クワニシェフスキ大統領およびミレル首相訪問、ＥＵ拡大について会談。

＜3　月＞

６日▶中央銀行、主要政策金利を2.95%から2.70%に引き下げ。ECBの利下げに追随、同国では1933年以来の低利。

10日▶同国初の本格的な波力発電機Wave Dragon、オールボー港に完成。

17日▶グルンフォス（ポンプ）、ブラジルのMark Peerless社（売上高800万ドル）の買収を発表。

24日▶ランベル（コンサルティング）、スウェーデン・スカンディアコンスルトの98%株取得および合弁会社（売上高推定30億デンマーク・クローネ）設立計画を発表。

アイルランド
IRELAND

＜2　月＞

４日▶格安航空大手ライアンエアー、2002年10～12月期決算は、純利益が前年同期比50%増の4,320万ユーロと過去最高益を記録。

＜3　月＞

19日▶政府、イラク攻撃に関する新たな国連決議の有無にかかわらず、米軍によるシャノン空港使用を認めることで閣議で合意。

スペイン
SPAIN

＜2　月＞

５日▶カルソニックカンセイ、スペインでの小型乗用車向けの熱交換機部品の増産計画を発表。

17日▶日本政府、スペイン産豚肉および豚肉製品（生ハムを含む）の輸入停止措置を解除。

25日▶ドイツの信用調査機関クレジット・リフォーム、2002年のスペインの企業倒産と個人破産の件数は、前年比33.7%増と欧州17カ国に中で第２位となったと発表。

22日▶アスナール首相、米ブッシュ大統領と会談。米国などが国連安全保障理事会に提出を予定している新たな対イラク決議案の文言などを協議。

22日▶スペインのムンド紙、同社が実施した世論調査によると、「対イラク戦争に反対」84.7%、「米国を支持する首相の政策について不支持」75.4%となったと発表。

24日▶米、英、スペインの３カ国、国連安全保障理事会に対イラク武力行使を容認する新決議案を提出。
26日▶首相、仏シラク大統領と会談。イラク問題について溝埋まらず。
28日▶首相、英ブレア首相と会談、対イラク武力行使を容認する新たな国連決議案を採択する考えを再確認。

<3　月>

４日▶電源開発と丸紅、スペインの風力メーカー、ガメサが全額出資するSECを買収。買収金額は約100億円。
７日▶米英スペインの３カ国、３月17日を最終期限としてイラクのフセイン政権に大量破壊兵器の武装解除を求める修正決議案を国連安全保障理事会に提出。
12日▶アナ・パラシオ外相、国連安保理に提出した修正決議案について、採択に付さずに撤回する可能性を考えていることを示唆。
17日▶米ブッシュ大統領、英ブレア首相、スペイン・アスナール首相、大西洋のアゾレス諸島で会談。イラク攻撃を正当化する国連安保理決議案を巡る外交交渉を打ち切ることで合意。
17日▶米、英、スペイン、イラク査察をめぐり、先に国連安保理に提出していた決議案を撤回し、安保理での外交協議を打ち切り。
18日▶アスナール首相、米国主導の対イラク戦争に派兵する考えはないことを議会で表明。

ポルトガル
PORTUGUESE REPUBLIC

<2　月>

13日▶NTTコミュニケーションズ、ポルトガルで2004年に開催される「欧州サッカー選手権（ユーロ2004）」の公式スポンサー契約を締結。同社は、欧州サッカー連盟の公式サイト（日本版、http://jp.uefa.com）の運営も開始。
18日▶コンサルティング会社Healey & Baker、欧州における理想の企業設立拠点に関するアンケート調査結果を発表。リスボンは国内輸送網、外国語能力での評価が低く17位。マドリードは７位。
18日▶ポルトガルテレコム、固定電話から携帯電話への通話料金を半額に。電話設置費用（71.83ユーロ）は据え置き。

<3　月>

５日▶ポルトガル自動車販売業者協会（ACAP）、2003年１月の自動車販売台数は2万955台で前年同月比24.0%減と発表。2003年１～２月期の販売台数は４万2,513台で、前年比26.0%減。
５日▶2002年の中小企業の倒産件数は前年比13.3%増の1,930件で過去最悪。業種別にみると、建設業（38%）、卸売り、小売業（37%）が多い。
12日▶IMF、ポルトガルの2003年の実質GDP成長率を0.4%と予測。政府予測は1.3%。
17日▶EU統計局、ポルトガルの財政赤字のGDP比（2002年）を2.7%と発表。ユーロ圏の財政規律を維持するために「安定・成長協定」が定める上限３%以内に抑制。2001年は4.1%。

ギリシャ
HELLENIC REPUBLIC

<2　月>

３日▶世論調査によると、約75%のキプロス人（ギリシャ系）は北キプロス（トルコ系）と相互妥協し、南北キプロスの再統合に向けての解決を希望。
３日▶郵政公社、新テレコム会社であるテラ

ス社のすべての商品とサービスを販売すると発表。

４日▶国営オリンピック航空の優先買い手であるラチス・グループ、政府との交渉は難しすぎると交渉を中止。

５日▶シミティス首相、アテネ五輪組織委員会のアンゲロプロス会長と会談。膨れあがる五輪関連費を抑制するため、同組織委外に、３人からなる特別委員会の設置で合意。

10日▶ＯＴＥ（通信）、ルーマニアテレコム（RT）の株式19%を追加購入し、出資比率を54%に。取引価格は２億7,360万米ドル。

11日▶国家統計局（NSS）、鉱工業生産は12月に年率５％の急増を示し、2002年全体では1.5％増と発表。同部門はGDPの約15%を占有。

16日▶キプロス大統領選挙（任期５年）。野党第３党で中道右派・民主党「DIKO」のタソス・パパドプロス党首（69）が第１回投票で過半数（51.5%）を獲得。国連の再統合案支持を公約し3選を目指したクレリデス大統領（83）らに予想外の差をつけて破り、決選投票を待たずして新大統領に初当選。

21日▶国際オリンピック委員会（IOC）のロゲ会長、アテネ五輪準備の遅れについて、「深刻な懸念がある」と批判。

28日▶2002年11月に国連が提案したキプロス再統一案の受諾通告の最終日。キプロス（ギリシャ系）は受け入れを表明したが、北キプロス（トルコ系）は受け入れを表明せず。

28日▶政府、2004年のアテネ五輪の警備全般にあたる企業として、シドニー五輪や2002年のソルトレークシティー五輪を担当したグループ会社と仮契約したと発表。金額交渉が終われば正式契約。

＜3　月＞

10日▶キプロスと北キプロスの代表団、2004年５月のEU加盟前の平和的統合についてオランダのハーグで会談。アナン国連事務総長が主導。

11日▶オランダ・ハーグで行われたキプロスの再統一交渉は未明、決裂。アナン氏は、南北双方の自治を保証する連邦国家案を示し、「南（ギリシャ系）」のパパドプロス大統領は受け入れ姿勢を示したが、「北（トルコ系）」のデンクタシュ指導者は自らの「領土」が縮小することに反発。この結果、2004年５月のEU東方拡大では、国際的に正統政府と認知されている「南」のキプロス共和国だけのEU加盟がほぼ確実に。

13日▶政府、アテネ五輪の警備全般を請け負う企業として、米国に本社を置く多国籍企業体のSAICに最終決定。警備会社の決定遅延は国際オリンピック委員会（IOC）のロゲ会長が批判するなど、懸案事項となっていた。

オーストリア
REPUBLIC OF AUSTRIA

＜2　月＞

28日▶2002年11月の国民議会総選挙で大勝した与党国民党，自由党との連立を再び選択。同選挙は国民党・自由党の連立政権崩壊，議会解散を受けて実施。選挙後３ヵ月に及ぶ連立協議の結果，両党が第２次連立政権を発足。

＜3　月＞

14日▶伊勢丹、「ウィーン伊勢丹」を８月末に閉店すると発表。米国テロ事件以降の観光客減少で売り上げ低迷。同店は90年４月に開店した日本人向けギフトショップ。同社は93年にバルセロナ店、2000年にロンドン店を閉鎖しており欧

州から撤退。

22日▶ウィーン市内でイラク攻撃に反対する抗議行動に２万5,000人が参加。警察官との衝突や米国系施設、米国系ファストフード店襲撃といった暴力行為は報告なし。

27日▶独ヒポ・フェラインスバンク（HVB)、傘下のバンク・オーストリアの株式を最大25%売却すると発表。

28日▶オーストリア経済研究所、2003年の実質GDP成長率を2002年12月の予測値1.7%から1.1%に下方修正。2001年から３年連続で１%前後の低い成長になるとの見通し。イラク攻撃の影響による原油価格の上昇の他、3ヵ月以上にわたるユーロ高の継続，内需の伸び悩み等が要因。

スウェーデン
KINGDOM OF SWEDEN

<2　月>

７日▶民間調査機関SKOP、ユーロ導入に関する世論調査の結果発表、反対派43%、賛成派36%。

９日▶リングホルム財務相、EU加盟各国が経済改革を推進し、財政安定化に向けた決意を示せば、同国国民がユーロ支持派に傾く可能性があると発言。

14日▶財務相、対イラク戦争はEUの安定・成長協定の基準緩和の正当な理由にならないとの見解示す。

19日▶23日まで、中国から対外貿易経済合作部副部長らの貿易視察団、同国訪問。両国の代表者が両国間の貿易拡大のための具体的措置やWTOの枠組み内での多国間協力について協議。

20日▶政府、同国の対内投資促進機関ＩＳＡ（Invest in Sweden）に対し、中国南部および広東、深圳、香港などでの投資誘致活動のため150万スウェーデン・クローナを拠出と発表。

<3　月>

12日▶議会、ユーロ導入の是非を問う国民投票の９月14日実施を可決。

14日▶ペーション首相、９月の国民投票でのユーロ導入決定に向け、キャンペーンを開始。

18日▶中銀、主要政策金利のレポレート引き下げ（3.75→3.5%)。19日から適用。

20日▶スカンディア保険、北京市国有資産経営有限公司（BSMAC）との合弁会社設立に中国当局の認可取得と発表。

フィンランド
REPUBLIC OF FINLAND

<2　月>

４日▶国営放送YLEの世論調査（１月)、主要政党支持率は社会民主党25.6%、中央党23.7%。イルタサノマト紙の世論調査では中央党30%、国民連合党19%、社会民主党18%。

５日▶政界引退を決めていたニーニスト財務相、欧州投資銀行（EIB）副総裁ポストに正式立候補表明（任期９月から)。

６日▶氷結したフィンランド湾公海上をロシアに向けて、ギリシャ船籍の石油タンカーが航行している問題で、露・カシヤノフ首相、ロシア側から砕氷船を出して誘導するなどのリッポネン首相の座礁事故防止のためのEU規制を設けたい考えに一定の配慮を示しつつ、氷結状態のフィンランド湾海上輸送による輸出は続ける意向を表明。

７日▶首相、パリで仏シラク大統領と会談し。米国の対イラク攻撃は国連安保理事会決議でのみ容認されうるとの意見で一致。

７日▶トゥオミオヤ外相、モスクワで露・イワノフ外相と会談、フィンランド湾氷

結時の石油輸送タンカー問題につきEUと協議する考え表明。米国の対イラク攻撃については国連査察団報告に基づく判断が重要との姿勢確認。

10日▶ヘルシンキ市、財政難から2004年の公共投資を40%削減し２億2,000万ユーロとすることを可決。

10日▶ノキアのオッリラ最高経営責任者（CEO）、外相との討論会で同国の所得税は高過ぎるとの考えを改めて示す。

12日▶ノキア、ネットワークR&D部門で550人のリストラ計画を発表。広帯域ブロードバンドから撤退し、コア技術の研究開発に注力。

15日▶ヘルシンキ（１万5,000人）ほか各地で反戦デモ行進。

19日▶オウトクンプ（金属）のトルニオ圧延製鋼所、10億ユーロの拡張投資計画。世界最大級の電気アーク炉を建設し、2004年末の生産能力は熱延鋼170万ｔ、冷延鋼120万ｔとなる予定。

19日▶世界経済フォーラム（WEF）によるIT先進国ランキングで同国が世界１位。

23日▶ストゥーラエンソ（製紙）、バルト三国での操業拡大のため5,000万ユーロの追加投資計画。

24日▶ノキア、ノキアンレンカート（タイヤ製造）200万株（シェア18.9%）をブリジストン･ヨーロッパ（ベルギー）に売却（7,834万ユーロ）。

25日▶財務省、2003年のGDP成長率予測を2.3%に下方修正。

25日▶フフタマキ（包装）、ベトナムに2,000万ユーロ投資、工場設立。

<3　月>

10日▶ストゥーラエンソ（製紙）、リトアニア・アリダスに製材所建設、８月に稼働。

13日▶世論調査（国営放送YLE）による主要政党支持率は中央党24.8%、社会民主党22.9%、国民連合党20.7%。

16日▶総選挙実施。最大野党の中央党が最大議席数55を獲得して勝利。議席数は社会民主党53、国民連合党40、左翼同盟19、緑の党14、スウェーデン人民党８、キリスト教同盟７、真フィン人党３。

18日▶中央銀行、2003年GDP成長見通しを1.7%に下方修正。

20日▶ハロネン大統領、米国のイラク攻撃に遺憾の意を表明。

21日▶UPMキュンメネ（製紙）、国内ラウマ工場に3,000万ユーロ投資。

27日▶フィンランドースウェーデン共同提案によるシングルシェル･タンカーの氷海航行禁止令をEUが採択。

31日▶ノキア、中国での事業強化の一環で中国のジョイントベンチャー4社を統合、新会社を設立。新会社はCDMA方式の携帯電話も生産。

スイス
SWISS CONFEDERATION

<2　月>

３日▶スイスの保険会社ウインタートウル・スイス保険会社、４月１日付で日本での損害保険事業からの撤退を発表。年間の収入保険料は28億円で、契約はあいおい損害保険が引き継ぎ、契約条件に変更はない。

４日▶食品大手ネスレ、飲料水の配達業務専門のパウオウ（Powwow）グループ（本社香港）の営業拠点（アジア以外）を５億6000万ユーロで買収。年間の成長率を15%から20%と見込む。

５日▶ドイツ銀、チューリヒ・ファイナンシャル・サービスの子会社で運用額71億スイスフランのリュ・ブラ銀（プライベートバンキング）を買収。

５日▶時計大手スウォッチ、2002年の決算を

発表。グループ売上高はスイスフラン高が影響し、前年比2.9％減の40億6,200万スイスフラン。販売各国の現地通貨では、売上高1.1％増。販売個数は1億1,680万個で前年比3％増。特に高級時計が好調。

５日▶スイス系製薬ノバルティスファーマ、医療用医薬品3品目の国内販売権を４月１日付で医薬品卸アズウェルに譲渡すると発表。主力製品への経営資源集中を目指す。

９日▶国民投票を実施。有権者の権利拡張と健康保険の州補助の拡大につき、いずれも投票者の７割が賛成し可決。投票率は30年来最低の28%。

10日▶薬品大手ロッシュ社、インシュリン投入装置製造のディセトロニック社を16億スイスフランで買収へ。その後、ディ社創始者が注射システム部門のみ４億2,500万スイスフランで買い戻す。買収によりディ社は、株式市場から撤退。

12日▶スイス・チョコレート事業者協会、2002年通年のスイス製チョコレートの販売結果を発表。販売金額は0.2%減の12億7,900万スイスフランと横ばい。全販売量は0.7％増の14万2,186トン。うち、輸出量は6万9,138トンと前年比4.7％増。スイス国内での販売量は前年比2.9%減少の7万3,048トンを記録。

12日▶メツラー法相、一部例外を除いて請求理由が不要の公文書公開要求を可能とする法律の改訂案を公表。なお、公文書公開は有料を想定。

17日▶スイス農業協会、関税の実質的撤廃といったWTOの提示する農業自由化案に対し、反対する立場を表明。

18日▶スイス銀行最大手UBS、2002年の決算を発表。純利益は35億3,500スイスフランと、前年比29%減。買収した米証券会社ペインウェバーののれん代を10－12月期に一括償却したことが影響。

20日▶スイス工業会、2002年の機械、電気、金属業界の会員290社の総売上が前年比11.7%減と発表。輸出は前年比6.6%減。対EUは9.9%減。売上総金額は非公開。

20日▶連邦外国人局、2002年のスイスへの帰化者が前年比29%増の38,833人と発表。審査の効率化による処理迅速化をその理由に挙げる。国別では、人数の多い順にイタリア、セルビア・モンテネグロ、トルコ。

24日▶チューリヒ市ゴミ回収局と交通局、路面電車での粗大ゴミ無料回収を４月末から開始と発表。当初の回収場所は、通常使用しない市内の電車乗り入れ場５ヶ所を予定。トラックに比べ経済的で環境面に優れるとの理由により導入。

25日▶化学薬品のクラリアント、全体の６～７％にあたる２万8,000人の人員削減や６億スイスフランの増資を発表。ライフサイエンス部門など、非中核部門の売却も併せ検討中。

25日▶スイス総合金融大手クレディ・スイス・グループ、グループ全体で従業員1,250人の削減を発表。2002年の年間最終損益（確定値）は33億900万スイスフランの大幅赤字となり、経営立て直しを急ぐ。

25日▶航空大手スイス、保有航空機の15%削減や700人の人員圧縮など緊急合理化策を発表。イラク情勢の緊迫化などで大幅に落ち込んだ旅客数がその背景。収益が見込める日本、米国への長距離便は現行の便数を確保の予定。

26日▶スイス医薬品大手ロッシュ、2002年の決算を発表。最終損益を40億2600万とし、大幅赤字を計上。保有株式の含み損52億スイスフランの一括償却などがその理由。一方、特殊要因を除く実

質ベースの営業利益は12%増と本業は堅調。

27日▶エンジニアリング大手ABB、2002年の決算を発表。最終損益は７億8,700万ドル。米国でのアスベスト訴訟による損失計上が影響と説明。その他、金融部門売却に伴う損失１億3,500万ドルなど合計８億5,300万ドルの損失を一括処理。

27日▶保険大手チューリヒ・ファイナンシャル・サービシス、2002年の決算を発表。最終損益は34億3,900万ドルの赤字へ。業務改革に向けた特別引当金35億ドルの計上をその理由に挙げる。

27日▶経済省経済事務局（SECO）、2002年（年平均）のスイス実質GDP成長率を前年比0.1%の伸びと発表。

27日▶食品大手ネスレ、2002年の決算で、最終利益を前年比13.2%増の75億6,400万スイスフランと発表。１株あたり７フランの増配予定。全商品が押しなべて売上を伸ばす。地域別では、北米、南米およびロシアが好調。

<3　月>

３日▶セネガル政府、１月にスイスと調印した難民通過条約につき議会の承認が得られず破棄すると通達。条約はスイスへの難民希望者に対する審査につき、事務協力を確認していたもの。

４日▶欧州最大規模の国際自動車見本市「ジュネーブ・モーターショー」、ジュネーブ市で開幕。欧州の新車需要が落ち込む中、日米欧の自動車大手はミニバンなど新型車を公開。

６日▶日本航空、経営再建中の航空大手スイスと共同運航（コードシェア）の実施などの提携で合意。便数増加や搭乗率の向上を見込む。

６日▶スイス国立銀行（中央銀行）、金融政策で最重視する３ヵ月物市場金利の誘導目標幅を0.5%引き下げ、0.0～0.75にすると発表。通貨高の抑制を狙い事実上のゼロ金利政策へ。

12日▶プライベートバンキング専門のユリウス・ベアー銀、2002年決算を発表。営業利益は11億2,790万スイスフランで前年比20.2%減。純利益は1億8,270万スイスフランで前年比18.8%減。人員削減を更に進め、2,000人以下の従業員数を目標に。

13日▶フィリガー財相、相続・贈与税の導入を内閣に提案。歳入減少への対応策として浮上。相続・贈与税は州レベルでは廃止の方向にあり、連邦税としての課税実績はない。

14日▶航空大手スイス、2002年決算を発表。売上は42億8000万スイスフラン、当期損失は９億8,000万スイスフランを計上。営業損失は６億5,800万スイスフラン。

17日▶カルミ＝レ外相、ケーレンベルガー国際赤十字委員長と懇談。委員長、イラク攻撃に伴い１年で２億スイスフランの追加予算が必要とし国際赤十字への特別予算編成を依頼。

18日▶航空大手スイス、３月20日から四月半ばまで、週６便あるチューリヒ―エジプト・カイロ間の定期便を４便に減らすと発表。イラク攻撃の影響により減便。

20日▶スイス政府、上・下院合同会議において、イラク攻撃が国連の決議なしに開始されたことを遺憾と表明。

21日▶牛乳製造協会、供給過多との判断から、５月１日より現行の牛乳生産量の2.5%を減産する意向をチーズ製造協会及び酪農家協会とまとめ、議会に提出。

25日▶ダイス経済相、EUとの７分野協後、

第２の交渉が進む中、郵便、通信、金融に関わるサービス部門について、他の項目とは切り離し別途交渉するよう、ラミー・EU通商担当相に提案したと報道される。

25日▶有機作物に関する協会ビオ・スイス、2002年の有機農作物（酪農を含む）の総売上を前年比13%増の10億5,600万スイスフランと発表。初めて10億スイスフランの大台へ。

28日▶連邦統計局、2000年の付加価値税収入が前年比5.7%増の163億スイスフランと発表。付加価値税の対象総額は6,556億スイスフランと前年比7.7%増。

ノルウェー
KINGDOM OF NORWAY

<3　月>

５日▶中央銀行、中銀預金金利および対市中銀行翌日物貸出金利の0.5ポイント引き下げを発表し、翌６日から実施。預金金利は5.5%、貸出金利は7.5%へ。

中・東欧

ポーランド
REPUBLIC OF POLAND

＜2　月＞

３日▶中央統計局（GUS）、2002年の携帯電話の加入者数は前年比43.7％増と発表。

５日▶ハウスネル経済・労働・社会政策相、失業手当の支給額を制限し、職業訓練学校などに予算を回す方針を発表。同相は、失業者の25～40％が職探しをせず失業手当に頼っているため、失業率が高止まりしている、とコメント。

７日▶軸受け用鋼球大手のツバキ・ナカシマが100％出資する米国子会社フーバー・プレシジョン、ポーランドの鋼球メーカーZET社（クラシュニック市）を買収すると発表。買収額は約13億円。

13日▶コウォトコ財務相、2007年のユーロ導入は可能との声明を発表。

14日▶経済・労働省次官、倒産した大宇FSOの再生のために政府が設立したNew Small Company（NSC）の株式25％をローバーが取得する見込みと発表。再建後は、従来より生産していたMatiz、Lanosに加え、現在ローバーが英国にて生産しているRover45とMG ZSも同工場で生産する見込み。

▶ミレル首相、シンガポールを公式訪問。ゴー・チョクトン首相らと会談。

17日▶共和国新聞、EU加盟の是非を問う国民投票に関する世論調査結果を発表。「必ず行く」と答えた人は58％、「行くと思う」は18％。「行く」と答えた人の中でEU加盟に「賛成」は72％、1「反対」は20％。

20日▶豊田通商、大紀アルミニウム工業所と共同で、アルミ溶湯・再生塊の生産・販売会社を設立。資本金は2,280万ズロチ（約７億円）。生産量は年間２万２千トンを見込んでいる。

21日▶自動車市場調査会社サマル、2003年１月の新車（乗用車）販売台数は、２万8,200台で、前年同月比19.3％増と発表。

27日▶金融政策評議会、主要金利を0.25～0.5ポイント引き下げ。短期市場金利は6.25％、ロンバード・レートは８％、再割引手形金利は6.75％。

▶国道利用料導入法案、下院で否決。連立与党である農民党（PSL）が反対票を投じたため。

＜3　月＞

１日▶SLD（民主左翼連合）党首であるミレル首相、PSL（農民党）との連立政権の解消を発表。PSLのカリノフスキ農業相と、ジェリホフスキ環境相を解任。後任として、農業相は非議員のタンスキ氏、環境相はSLD所属のシレジャク氏が就任。

５日▶クワシニェフスキ大統領、ハンガリーを訪問。両国とも同盟国としてNATO、EUを支持していくことで同意。また、大統領は、4月12日にハンガリーで行われるEU加盟を問う国民投票の結果は、ポーランド国民に大きな影響を与えるだろうとコメント。

７日▶欧州委、「EU統合は新規加盟国の農業にとって有益か否か」についての世論調査結果を発表。ポーランド国民の73％が「有益」と回答し、「不利」と答えたのは10％。

８日▶ポーランド郵便局（PP)、一部大都市で土曜日の業務を開始。

12日▶政府、２月に国会で否決された国道利用料導入法案の再検討を断念。

14日▶外務省、対イラク攻撃を目前に控え、イラク、イラン、イエメン、ヨルダン、レバノン、シリア、イスラエル、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、バーレーンへのポーランド国民の渡航規制を発表。

▶SLD（民主左翼連合）とUP（労働同盟)、PLD（農民民主党、議席数６）を連立政権に加えた。議席数は219で、総議席数460の過半数には届かず。

17日▶外務省、イラクとクウェート在住のポーランド人に国外退去を勧告。

▶中央石油研究所（CLN)、石油会社PKN オルレン、キェルツェ市バス会社、バイオ燃料入りガソリンを使用したバスの走行テストの実施を決定。バイオ燃料使用によるエンジンへの影響などを調査。

21日▶ポーランド、イラク攻撃を行っている米英軍に合流するため、200人の兵士をクウェートに派遣。政府は１月、米国などのイラク攻撃支持を表明していた。派遣されたのは、化学処理部隊、GROM特別奇襲部隊（コマンド)、海軍であり、後方支援に従事。

ゼムケ副国防相は、派遣されている兵士は、軍事活動に参加することはなく、後方活動のみ行うと発表。

22日▶自動車市場調査会社サマル、２月の新車販売台数を発表。25,447台で、前年同月比1.4%増。

＜2003年１－２月期の新車販売市場シェア＞

１．フィアット	19.5%
２．シュコダ	11.8%
３．ルノー	10.9%
４．トヨタ	10.4%
５．オペル	9.2%
６．プジョー	7.7%
７．シトロエン	5.0%
８．VW	5.0%
９．フォード	4.7%
10．大宇	3.7%

26日▶金融政策評議会、主要金利を0.25ポイント引き下げ。短期市場金利は６％、ロンバード・レートは7.75%、再割引手形金利は6.5%に。

27日▶ルフトハンザ航空、クラクフに経理部門の統括センターであるAirline Accounting Centreを設立。同センター設立に12カ国36都市が候補に挙がっていたが、最終的にクラクフを選択。クラクフを選んだ理由は、質が高く、安価な労働力。

▶倒産したシチェチン造船所の管財人、同造船所の入札を発表。資産は１億1,180万ズロチと評価。シチェチン造船所の業務を引き受けている新シチェチン造船所(SSN)は、管財人が不当に資産額をつり上げていると非難。

チェコ
CZECH REPUBLIC

＜2　月＞

３日▶ハベル大統領の任期終了。次期大統領就任までその権限をシュピドラ首相とザオラーレク下院議長に委任。

５日▶チェコ投資庁によると、チェコ松下テレビ（西ボヘミア・ピルゼン市）は、テレビ製造プラント併設のテクノロジー・センター拡大のための追加投資を決定。追加投資額は２億5,000万コルナで、新たに電子・電気エンジニアリング、開発、工業用ソフト・プログラミング専攻の大卒者158人雇用予定。拡大後は投資額で国内最大のR＆Dセ

ンターとなる。

▶国内携帯電話会社３社の統計によると、2002年の携帯電話利用者数は160万人増の860万人。

６日▶スネベルゲル・ピルゼン市長によると、同市内工業団地の敷地を、光洋ステアリング・システムズ・チェコ社（光洋精工100%出資）と富士光洋チェコ（富士機工66.6%、光洋ステアリング・ヨーロッパ社（仏法人）33.4%）の２社が新たに購入。光洋精工と富士機工は株式所有を通じて提携しており、ピルゼンではパワーステアリングとその部品の生産を2004年に開始する予定。前者の総投資額は４億2,000万コルナ、新規雇用数は当初60人、2008年には200人に増員。後者の投資額は３億コルナで、当初の雇用人数は60人、最終的には120人まで増員予定。

10日▶日刊紙の報道によると、2002年末現在破産手続き中の企業は12,100社（うち新たに2002年に破産申告を行った企業は2,155社）で、92年以降最高を記録。この理由を破産手続きに時間がかかるためとしている。法務省の統計によると、破産手続きに５～７年かかっている案件が1,200件、８年以上かかっているものが800件ある。

12日▶自動車工業会に、１月の乗用車（新車）売上台数は9,127台で、前年同月比9.58%増と発表。うち国産シュコダの占める割合は48.6%。

17日▶日刊紙の報道によると、89年におけるプラハの平均賃金は、全国平均を６％上回っていたが、2001年ではプラハの平均賃金は20,800コルナで、全国平均を42%上回った。

18日▶日刊紙の報道によると、外務省および内務省は１年以内に外国人の滞在ビザ申請手続き改善草案を作成する予定。

20日▶統計局、2002年１～11月にチェコ国内の宿泊施設を利用した外国人宿泊客のうち日本人の数は96,979人で前年比1.7%増、国別では第12位と発表。

24日▶エネルギー統制局、天然ガス料金を４月１日より、家庭用平均7.9%、業務用９～11%引き上げると発表。

28日▶第３回大統領選挙が行われ、クラウス候補が僅差でソコル候補を破って当選。新大統領就任は３月７日。

＜3　月＞

３日▶シュピドラ首相は、大統領選挙の際、連立政権の団結がなされていないことが表面化したことに関して、「政府・下院間の信頼関係が崩れた」として、政府は下院に内閣の信任を問う旨を決定したと発表。

▶内閣、現金による支払い限度を50万コルナと定めた法案を可決。財務省は、EU加盟が予定されている2004年５月付け同案施行を目指している。これが議会を通過すれば、チェコ国内、国外へのコルナ、外貨による支払いが50万コルナを超える場合には銀行送金によって行わなければならなくなる。同案はマネー・ロンダリング、脱税予防を目的としたもの。

５日▶２月上旬に1,442人を対象に行われた世論調査によると、回答者の79%がチェコのEU加盟に賛成を表明。賛成の割合は過去４年間で最高。

７日▶バーツラフ・クラウス氏、大統領に就任。

10日▶チェコ投資庁によると、ダイキン工業が、西ボヘミア・ピルゼン市にエアコン製造工場を建設すると発表。当初投資額は1,000万ユーロ以上、従業員約100人。生産開始は2004年４月の予定。

13日▶統計局、2002年の平均賃金は15,707コ

ルナで、前年比7.3%増と発表。産業部門別では、最も平均賃金が高いのは銀行・保険業で31,541コルナ。最低は農業で11,636コルナ。

18日▶中銀、2002年のチェコへの外国直接投資は速報値で84億3,676万ドルで、93年以降最高額を記録。

19日▶クラウス大統領、ルスノク産業貿易相を解任、新産業貿易相に前CSSD下院議員団長のミラン・ウルバン氏を任命。

スロバキア
SLOVAK REPUBLIC

<2 月>

21日▶ウィーン比較経済研究所（WIIW）、スロバキア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロベニアの５カ国について2003年のGDP成長率を平均で前年比2.7%、2004年は3.4%と予測。2002年は前年比2.2%の伸びだった。5カ国の2002年の失業率平均は15.4%。

26日▶VWスロバキア、2003年の生産台数を前年比10%増の25万台に増産予定。2002年の前年比増産率は24.1%。

26日▶自動車工業会ZAP、2002年の自動車１台当たりたり人口は4.05人と発表。2004年5月にEU加盟を予定する国の中で最低レベル。チェコは１台当たり2.85人、スロベニアは同2.28人。

<3 月>

３日▶EU統計局、スロバキアの時間当たりの労働賃金（3.06ユーロ）は、EU平均（22.7ユーロ）の7.5分の１。スロベニア8.98ユーロ、ポーランド4.48、チェコ3.9、ハンガリー3.83（いずれも2000年データ）。

５日▶SY Wiring Technologies Slovakia Ltd.（2002年９月以前の社名はSiemens Automotive）、2002年の乗用車用ケーブルバンドルの売上高は、フォード向け供給増加により、前年の4,400万ユーロから80%増の7,900万ユーロ。フォード向けが90%、オランダNed Car向けが９%を占める。生産拡大に伴う人員増加で従業員数は1,222人から2,070人に。

13日▶VW Touare、スロバキアでの部品の現地調達率は58%。

18日▶PC Revue誌によると、2002年のスロバキアでのコンピューター販売台数は24万7,000台。

25日▶Lamacska cesta・Stare Grunty 間を結ぶD2高速道路、大成建設をはじめとしたコンソーシアムにより建設予定。総工費35億SKK。2003年４月にも着工、2007年３月竣工見込み。

26日▶政府代表、ブリュッセルにおいて、NATO加盟協議を終了、加盟議定書に調印。

ハンガリー
REPUBLIC OF HUNGARY

<2 月>

３日▶民間調査会社GKI、2003年の実質ＧＤＰ成長率を3.8%、実質賃金上昇率を8.0%と予測。

▶フィリップス、セーケシュフェヘールバル市で陰極線管TVの生産を数カ月以内に開始すると発表。

６日▶サムソン、2004年２月からフラットスクリーンテレビの生産を開始すると発表。

10日▶IMF、ハンガリーの財政赤字を削減するため、今後３年間の緊縮財政の採用を提案。

13日▶ラースロー財務相、ユーロ導入を早ければ2007年、遅くとも2009年には行うと発表。

20日▶中央統計局、2002年の実質賃金上昇率は13.6%と発表。

21日▶在ハンガリー・ドイツ商工会議所、ドイツ、オーストリア、スイス系の企業の賃金水準はハンガリー企業の1.5倍との調査結果を発表。

26日▶マジャールスズキ、伊藤忠商事、メルカンティ銀行と共同出資で自動車金融会社を設立すると発表。出資比率はメルカンティ銀行50%、マジャールスズキ、伊藤忠商事が各25%。

▶ヤーライ中央銀行総裁、2008年にはユーロの導入が可能であるとの見通しを表明。

<3 月>

３日▶首相府関係者、EU加盟により実質GDP成長率は2004年～2006年まで毎年0.8%ずつ押し上げられるとの予測を発表。

７日▶中央統計局、2002年の小売業の出店数は前年比1.8%増の16万3,400店と発表。

８日▶ラースロー財務相、2004年からVAT免税品目を撤廃すると発表。

12日▶キヤノンハンガリー、2002年の売上収入は前年比23.8%増の52億フォリントと発表。

13日▶政府、NATO軍規則に従い、3億9000万フォリントでガスマスクや化学兵器防護服をトルコに寄贈することを閣議決定。

14日▶労働者組合幹部、メッジェシ首相と会談し、社会党政権下の４年間で実質賃金を30%引き上げるのが望ましいと発言。

20日▶ソニーエリクソン、2003年の携帯電話市場でのシェアを、2002年より５ポイント増の15%とする方針を発表。

21日▶中央統計局、１月の実質賃金上昇率を前年同月比17%増と発表。

26日▶調査会社GKI、ハンガリーのEU加盟は実質GDP成長率を0.8%押し上げ、2004年以降も4%前後の成長率を維持するとの予測を発表。

27日▶政府、イラク攻撃同盟国のメンバーに与えられる支援パッケージの１部として1,500万ドルを米国より受け取ったと発表。

▶日立マクセル、４月１日よりブタペスト・インフォパークに販売事務所を開設すると発表。

31日▶アウディ、2003年に２億5000万ユーロの再投資を行うことを発表。2004年以降も、２億ユーロの投資を継続する予定。

ルーマニア
ROMANIA

<2 月>

２日▶OTE（ギリシャ）、今後２年間にロムテレコムの従業員を9,000人削減すると発表。2002年は8,500人を削減し、2002年末の従業員数は３万1,000人。

16日▶IMF、中銀が３月よりユーロを参考通貨とすることを承認。

17日▶カルフール（仏）、2004年にブカレスト3号店を開店すると発表。投資額は3,000万ドル。2005年までにさらに５店舗開店する計画。２号店は2003年９月に開店予定。

17日▶ソフトウェアメーカーのシベコ社（Siveco Romania）、アマノとソフト開発のパートナー契約を締結。

17日▶イタリアの靴メーカーのジオックス社（Geox）、ティミショアラに新工場を建設すると発表。投資額は600万ユーロ、新規雇用は500人。

21日▶政府、IMFと追加覚書に調印。現協定は９月中旬まで延長。民営化と国営企業の再編の加速と、その補償救済策について合意。原子力発電所2号機の建設と鉄道網の改修に対する政府の保証

を許可。第４回貸付（約7,000万ドル）は、2003年秋になされる予定。

今回の合意に基づき、2003年６月末までに国営企業の従業員を１万8,000人削減する必要がある。解雇者は月給15カ月分を受け取る。

22日▶クルージュナポカにてハイテク工業団地の建設が着工。投資額は1,000万ユーロ、完成は2004年6月を予定。

27日▶議会、EU市民に対して、住宅地区の土地について2012年以降、住宅地区外の土地について2014年以降に認めることを承認。

＜3　月＞

１日▶EU基準に適合した労働規約が発効。

３日▶中銀、通貨レイの参考通貨をドルからユーロに変更。

５日▶ダチア、2003年１～２月期の輸出台数は1,240台と発表。前年同期比2.7倍増。

５日▶観光省、2002年のEU諸国からの観光客は１億300万人で、前年比5.3%増と発表。全体では４億7,900万人と前年比2.9%減。

５日▶日本大使館、日本政府がムレシュ県病院の最新機器購入のため、無償援助資金７万6,000ドルを贈与したと発表。

13日▶矢崎総業、プロエシュティにワイヤーハーネス工場を設立する件につき、外国投資庁と覚書に調印。2003年10月末より生産開始。2005年までに1,200人の雇用を予定。

21日▶サニウツァ外国投資庁長官、2003年の外国直接投資受け入れ額は、15～18億ドルに達するとの見込みを発表。2003年は商業銀行やペトロム（石油）の民営化を予定。

24日▶国有財産管理民営化庁（APAPS）、政府商業銀行の民営化に関する覚書を承認したと発表。

27日▶ルーマニアのソフトウィン社、ハノーバーで開催されている情報・通信技術分野の見本市（CeBIT2003）に参加し、26カ国の企業と380件の契約を締結。

28日▶ナスターセ首相、ルーマニア訪問中のカシアノフ露首相と、教育・国境警備・貿易、天然ガス貯蔵に関する議定書に調印。

ブルガリア
REPUBLIC OF BULGARIA

＜2　月＞

４日▶世界銀行、「汚職防止、行政・司法改革の推進」を使途とするブルガリアへの構造転換融資PAL2（総額１億5,000万ドル）の手続きを開始したと発表。

▶民営化庁、2003年の民営化計画を発表。民営化収入は５億5,000万レバの見込み。

７日▶国会、イラク有事の際に、米国ならびに多国籍軍の領空・領土内通過、国内航空基地・港湾の利用を承認。

19日▶ペトロフ運輸・通信相、ヴァルナ、ブルガス両空港の営業権を入札にかける方針を発表。認可交付直後の数年間における１億2,000万ユーロの設備投資が条件とされる。

20日▶ホライズン・エナジー（米）とソフィア市熱供給会社（トプロフィカツィヤ）、出力12万7,000kWのコジェネ・プラント2機を建設する合弁プロジェクトに合意。持ち株比率はホライズン70%、トプロフィカツィヤ30%。

25日▶破産したバルカン航空の資産は、9,500万レバと評価された。ソフィアおよびブルガス市内のホテル、航空機、自動車などが含まれ、全て公開オークションで売却される予定。

26日▶マンチェフ検察庁副長官、汚職・詐欺行為での提訴件数は、99～2001年の3

年間で910件だったが、2002年には4,458件に急増したと発表。

28日▶エンテルジー（米）とエネル（伊）、マリッツァ・イースト第３発電所の近代化プロジェクト（総工費４億7,000万ドル）への共同参加協定に調印。出資比率は、国営電力会社27%、エンテルジー51%、エネル21%となる予定。

<3　月>

３日▶プーチン露大統領、ブルガリアを公式訪問。ブルガリア独立125周年記念式典に参加。

４日▶カリジエフ経済省CIS・ロシア局長、2002年の対ロシア輸出は、２年連続で増加と発表。

５日▶EBRD、ブルガリア・テレコムの65%株式買収主体に指名されたアドヴェント・インターナショナルに対して8,000万ユーロ融資する方針を発表。

13日▶民営化庁とエネルギー省、小規模の水力発電施設の民営化について、複数サイトを一つのパッケージにして売却する方式で実施する方針を表明。

▶アポストロフ民営化庁長官、３月１日より発効した金融監督法（銀行以外の全ての金融機関を管轄）に基づき、初代金融監督委員長（任期６年、委員は７人で構成）に就任。

▶国会、ブルガルタバック・ホールディングの株式80%の買収者として（最初の入札時と同じ）タバック・キャピタル・パートナーズ（ドイツ銀行の子会社）を認める決議を採択。

17日▶中銀、2002年の経常赤字は６億7,870万ドルで、対GDP比4.4%と発表。５～６%以内という管理目標を達成。

19日▶プロブディフ郊外の非鉄金属会社KTzM、総工費7,000万ドル超（うち6,000万ドルは日本の国際協力銀行からの融資）の最新脱硫設備の運転を開始。

27日▶改正VAT法に基づく大型機械設備輸入プロジェクト（1,000万レバ以上）に対するVAT減免措置適用事例第2号として、プレヴェンのガラスメーカー「ドルジバ」社の新規製造ライン設備（3,455万レバ）を承認。

29日▶13日に再度確認されたブルガルタバック・ホールディングの民営化案件が、三度目の白紙に。今後新たな入札が公示される予定。

スロベニア
REPUBLIC OF SLOVENIA

<2　月>

３日▶政府広報室（UVI）、NATOとEU加盟に関する国民投票のPRのため、87万1,000ユーロを拠出すると発表。

６日▶タバコに関する規制が強化。EU基準に合わせ、内容表示の統一化や広告で使われる文言を規制するもの。

20日▶スロベニアの石油卸大手のペトロール社、2010年までに今後成長が見込まれるバルカン諸国において500のガソリンスタンドを新設すると発表。年内中にセルビアに最初のスタンドを開設し、その後ブルガリア、ルーマニアへも拡大していく予定。

26日▶統計局、2002年のスロベニアの建設業における生産高は前年比7.6%増の13億ユーロと発表。

<3　月>

10日▶スロベニア商工会議所、コソボ共和国の首都プリスティナに国外４番目となる事務所を開設すると発表。

20日▶商工会議所の発表によると、2002年のスロベニアにおける電機・電子分野の輸出額は18億2,000ユーロで、前年か

ら２億2,810万ユーロ増加。

25日▶クルシュコ原子力発電所の2機のタービン交換について入札が行われ、三菱重工業と三菱商事が受注。受注金額は約50億円。

クロアチア
REPUBLIC OF CROATIA

＜2　月＞

３日▶政府、国営旅行会社スンカニ・ヴァー社の株式62.3%をスロベニアの観光開発会社テルメ・カテツ社に売却することを閣議決定。取引額は推定993万ユーロ。

４日▶ブルガリア、クロアチア間のＦＴＡが発効。主に工業製品の貿易関税が撤廃。

12日▶アルバニア、クロアチア、マケドニアの大統領は、次回のNATO拡大に向けてNATO基準を満たすための改革を推進していくことを誓約。

17日▶メシッチ大統領とロシアのプーチン大統領、ドルージバ－アドリア・パイプラインの建設に合意。ロシアからベラルーシ、ウクライナ、ハンガリーを通りクロアチアのアドリア海沿いの港都市オミサルジュ至る全長3200km、年間1,500万トンの容量のパイプラインとなる。

18日▶IT関連の調査会社IDC、2002年のクロアチアでのパソコン販売台数が14万5,611台で2000年比で52%増と発表。

21日▶クロアチア、現在のEU議長国ギリシアに対しEU加盟を正式に申請。

24日▶ギリシアのパパンドリュー外相、クロアチアのEU加盟申請について、４月に行われるEU理事会の議題として取り上げられるとコメント。

＜3　月＞

25日▶経済省、スロベニアとの共同所有とすることで合意がなされているクリュスュコ原子力発電所（クロアチアとの国境近くスロベニア領土内）について、４月５日より発効することで両国合意と発表。

26日▶欧州委、安定化・連合プロセス（Sap）に基づく年次報告書を発表。クロアチアについては、政治面は安定していると評価したものの、国連のユーゴ戦犯法廷への協力、ラジオ・テレビに関する法律、亡命者の帰還などが不十分と指摘。

主 要 経 済 指 標

	英国			フランス			ドイツ			イタリア			スペイン		
	実質GDP成長率	消費者物価上昇率	失業率	実質GDP成長率	消費者物価上昇率	失業率	実質GDP成長率	消費者物価上昇率	失業率	実質GDP成長率	消費者物価上昇率	失業率	実質GDP成長率	消費者物価上昇率	失業率
1997年	3.4	2.8	5.3	1.9	1.2	12.5	1.4	1.9	11.4	1.8	2.0	11.7	4.0	2.0	20.8
98年	2.9	2.6	4.5	3.4	0.7	11.9	2.0	1.0	11.1	1.5	2.0	11.8	4.3	1.8	18.7
99年	2.4	2.3	4.2	3.2	0.5	11.2	2.0	0.6	10.5	1.4	1.7	11.4	4.2	2.3	15.7
2000年	3.1	2.1	3.6	4.2	1.7	9.6	2.9	1.4	9.7	2.9	2.5	10.6	4.2	3.4	13.9
2001年	2.0	2.1	3.2	1.8	1.7	8.8	0.6	2.0	9.4	1.8	2.7	9.5	2.7	3.6	10.5
2002年	1.6	2.2	3.1	1.2	1.9	—	0.2	1.4	9.8	0.4	2.5	9.0	2.0	3.5	—
2003年(EU予測値)	2.2	1.9	5.1	1.1	1.9	9.2	0.4	1.3	8.9	1.0	2.4	9.1	2.0	3.2	11.6
2001年7～9月	1.8	2.4	3.2	*0.3	—	—	0.4	—	—	1.7	2.8	9.2	2.9	3.7	10.2
10～12月	1.6	2.0	3.2	*△0.3	—	—	△0.1	—	—	0.7	2.5	9.3	2.3	2.8	10.5
2002年1～3月	1.0	2.4	3.1	*0.7	—	—	△1.2	—	—	0.0	2.4	9.2	2.0	3.1	11.5
4～6月	1.3	1.9	3.2	*0.4	—	—	0.4	—	—	0.1	2.2	9.2	2.0	3.5	11.1
7～9月	2.1	2.0	3.1	*0.3	—	—	1.0	—	—	0.5	2.4	8.7	1.8	3.5	11.4
10～12月	2.1	2.6	3.1	*0.2	—	—	0.5	—	—	1.0	2.7	8.9	2.1	4.0	11.5
2002年 2月	—	2.2	3.1	—	2.0	9.0	—	1.8	10.4	—	2.3	—	—	3.1	—
3月	—	2.3	3.1	—	2.1	9.1	—	2.0	10.0	—	2.5	—	—	3.1	—
4月	—	2.3	3.2	—	2.1	9.1	—	1.5	9.7	—	2.3	—	—	3.6	—
5月	—	1.8	3.2	—	1.4	9.1	—	1.2	9.5	—	2.3	—	—	3.6	—
6月	—	1.5	3.2	—	1.4	9.0	—	1.0	9.5	—	2.2	—	—	3.4	—
7月	—	2.0	3.1	—	1.6	9.0	—	1.2	9.7	—	2.2	—	—	3.4	—
8月	—	1.9	3.1	—	1.8	9.0	—	1.2	9.6	—	2.4	—	—	3.6	—
9月	—	2.1	3.1	—	1.8	9.0	—	1.1	9.5	—	2.6	—	—	3.5	—
10月	—	2.3	3.1	—	1.9	9.0	—	1.3	9.4	—	2.7	—	—	4.0	—
11月	—	2.8	3.1	—	2.2	9.0	—	1.2	9.7	—	2.8	—	—	3.9	—
12月	—	2.7	3.1	—	2.3	9.1	—	1.2	10.1	—	2.8	—	—	4.0	—
2003年 2月	—	2.7	3.1	—	2.0	9.1	—	1.1	11.1	—	2.8	—	—	3.7	—
3月	—	—	—	—	—	—	—	1.3	11.3	—	2.6	—	—	3.8	—

	ポルトガル			ギリシャ			オランダ			ベルギー			ルクセンブルク		
	実質GDP成長率	消費者物価上昇率	失業率	実質GDP成長率	消費者物価上昇率	失業率	実質GDP成長率	消費者物価上昇率	失業率	実質GDP成長率	消費者物価上昇率	失業率	実質GDP成長率	消費者物価上昇率	失業率
1997年	4.0	2.2	6.7	3.5	5.5	10.3	3.8	2.2	5.5	3.6	1.6	13.3	7.3	1.4	3.3
98年	4.6	2.8	5.0	3.1	4.8	11.1	4.1	2.0	4.1	2.0	1.0	12.6	5.8	1.0	3.1
99年	3.8	2.5	4.4	3.4	2.6	11.9	4.0	2.2	3.1	3.2	1.1	11.7	6.0	1.0	2.9
2000年	3.7	2.9	4.0	4.1	3.2	11.1	3.3	2.6	2.6	3.7	2.5	10.9	7.5	3.2	2.6
2001年	1.6	4.4	4.1	4.1	3.4	10.5	1.3	4.5	2.0	0.8	2.5	10.8	3.5	2.7	2.6
2002年	0.5	3.6	—	4.0	3.6	9.9	0.3	3.5	2.3	※0.7	—	—	—	2.1	2.9
2003年(EU予測値)	0.5	3.2	6.5	3.6	3.8	9.5	0.5	2.7	4.2	1.2	1.4	7.8	1.1	2.1	3.3
2001年7～9月	0.9	4.1	4.0	4.4	3.8	10.0	1.1	—	1.9	0.6	2.5	11.5	—	—	2.4
10～12月	1.0	3.9	4.2	3.7	2.7	10.9	0.6	—	1.8	△0.8	2.2	11.0	—	—	2.7
2002年1～3月	1.3	3.3	4.5	4.3	4.0	10.9	△0.1	—	2.2	△0.3	2.7	10.8	—	—	2.9
4～6月	1.9	3.4	4.5	4.0	3.5	9.6	0.2	—	2.2	0.5	1.3	10.4	—	—	2.7
7～9月	0.0	3.6	5.1	3.6	3.5	9.5	0.7	—	2.3	0.9	1.3	11.9	—	—	2.9
10～12月	△1.3	3.6	6.2	3.5	3.6	9.7	0.3	—	2.5	—	—	—	—	—	3.3
2002年 2月	—	3.2	—	—	3.4	—	—	3.8	—	—	2.6	10.8	—	2.3	2.9
3月	—	3.2	—	—	4.0	—	—	3.6	—	—	2.7	10.8	—	2.1	2.8
4月	—	3.6	—	—	3.8	—	—	3.6	—	—	1.8	10.5	—	2.2	2.7
5月	—	3.3	—	—	3.4	—	—	3.3	—	—	1.3	10.4	—	1.9	2.7
6月	—	3.4	—	—	3.3	—	—	3.4	—	—	0.9	10.4	—	1.7	2.6
7月	—	3.4	—	—	3.3	—	—	3.5	—	—	1.3	11.8	—	2.0	2.8
8月	—	3.7	—	—	3.5	—	—	3.3	—	—	1.3	12.0	—	1.8	2.9
9月	—	3.7	—	—	3.5	—	—	3.4	—	—	1.3	12.0	—	2.0	3.0
10月	—	4.0	—	—	3.7	—	—	3.4	—	—	1.3	11.9	—	2.2	3.2
11月	—	4.0	—	—	3.6	—	—	3.2	—	—	1.1	11.6	—	2.2	※3.3
12月	—	4.0	—	—	3.4	—	—	3.2	—	—	1.3	—	—	2.2	※3.4
2003年 1月	—	4.0	—	—	3.1	—	—	2.5	—	—	1.2	—	—	2.3	—
2月	—	4.2	—	—	3.3	—	—	2.7	—	—	1.7	—	—	2.5	—

(注) 1　実質GDP成長率は前年比および前年同期比。*は前期比、※は推定値。
2　消費者物価上昇率は前年比、前年同期比および前年同月比。
3　英国の消費者物価上昇率は基調インフレ率(住宅ローン支払い金利を除く小売物価上昇率)、失業率は失業保険申請ベース。
4　ポルトガルの実質GDP成長率・四半期の値は、2000年まで半期(1月～6月、7月～12月)平均値、2001年より四半期ベース。
5　ルクセンブルクの実質GDP成長は、2001年1月より96年までさかのぼり計算方法が変更。

デンマーク			アイルランド			オーストリア			スウェーデン			フィンランド			ス イ ス		
実質GDP成長率	消費者物価上昇率	失業率	実質GDP成長率	消費者物価上昇率	失業率	実質GDP成長率	消費者物価上昇率	失業率	実質GDP成長率	消費者物価上昇率	失業率	実質GDP成長率	消費者物価上昇率	失業率	実質GDP成長率	消費者物価上昇率	失業率
3.0	1.9	5.2	10.8	1.5	9.8	1.6	1.3	7.1	1.8	0.5	8.0	6.3	1.2	12.7	1.7	0.5	5.2
2.5	1.3	4.9	8.8	2.4	7.4	3.9	0.9	7.2	2.9	△0.1	6.5	5.3	1.4	11.4	2.3	0.0	3.9
2.6	2.1	4.8	11.1	1.6	5.5	2.7	0.6	6.7	3.8	0.4	5.6	4.0	1.2	10.2	1.6	0.8	2.7
2.8	2.7	4.4	10.0	5.6	4.1	3.5	2.3	5.8	4.6	1.0	4.7	5.7	3.4	9.8	3.2	1.6	2.0
1.4	2.3	4.3	5.7	4.9	3.8	0.7	2.7	6.1	1.2	2.5	4.0	0.7	2.6	9.1	0.9	1.0	1.9
1.6	2.4	4.5	—	4.6	4.3	0.8	1.8	6.9	1.9	2.1	—	1.6	1.6	9.1	—	0.6	2.8
1.5	2.4	5.0	3.3	4.2	5.6	1.2	1.8	4.5	1.4	2.5	5.3	2.2	1.7	9.4	1.3	—	—
1.2	—	4.3	4.3	—	—	0.3	2.6	5.0	2.8	—	—	0.3	2.4	8.0	0.8	1.1	1.7
0.4	—	4.3	1.1	—	—	△0.4	2.2	6.8	1.1	—	—	△0.9	1.7	8.4	0.4	0.4	2.1
1.0	—	4.3	4.4	—	—	0.4	—	—	1.1	—	—	△0.6	2.0	9.6	0.2	0.6	2.6
2.0	—	4.4	6.6	—	—	1.0	—	—	2.4	—	—	2.5	1.4	10.4	1.0	0.7	2.5
1.1	—	4.6	6.9	—	—	0.9	—	—	2.0	—	—	2.3	1.4	8.0	1.3	0.4	2.7
0.9	—	4.7	—	—	—	—	—	—	1.3	—	—	—	1.6	8.2	0.8	1.0	3.3
—	2.4	4.3	—	4.7	4.3	—	1.9	8.5	—	2.8	4.0	—	1.8	9.4	—	0.7	2.6
—	2.5	4.3	—	4.8	4.4	—	1.9	7.4	—	2.9	3.8	—	1.8	9.5	—	0.5	2.6
—	2.3	4.4	—	4.8	4.2	—	1.8	6.9	—	2.5	3.8	—	1.8	10.4	—	1.1	2.5
—	1.9	4.4	—	4.7	4.3	—	1.9	6.2	—	2.0	3.4	—	1.3	11.9	—	0.6	2.5
—	2.2	4.5	—	4.4	4.4	—	1.7	5.7	—	2.0	4.0	—	1.1	9.0	—	0.3	2.5
—	2.2	4.5	—	4.2	4.4	—	1.6	5.6	—	2.2	4.3	—	1.7	7.8	—	△0.1	2.6
—	2.4	4.5	—	4.5	4.4	—	1.9	5.8	—	2.0	4.1	—	1.4	8.1	—	0.5	2.7
—	2.5	4.7	—	4.5	4.3	—	1.6	5.9	—	1.9	4.2	—	1.0	8.1	—	0.5	2.8
—	2.7	4.7	—	4.6	4.3	—	1.7	6.3	—	2.5	3.7	—	1.5	8.5	—	1.2	3.0
—	2.8	4.7	—	4.8	4.4	—	1.7	7.0	—	2.3	3.9	—	1.6	8.2	—	0.9	3.3
—	2.6	4.7	—	5.0	4.4	—	1.8	8.3	—	2.3	4.1	—	1.7	8.1	—	0.9	3.6
—	2.6	—	—	4.8	4.5	—	1.7	8.9	—	2.8	5.1	—	1.4	9.5	—	0.8	3.8
—	—	—	—	5.1	4.5	—	—	8.6	—	3.4	4.5	—	—	—	—	0.9	3.9

ノルウェー			アイスランド			ポーランド			チ ェ コ			ハンガリー			ルーマニア		
実質GDP成長率	消費者物価上昇率	失業率	実質GDP成長率	消費者物価上昇率	失業率	実質GDP成長率	消費者物価上昇率	失業率	実質GDP成長率	消費者物価上昇率	失業率	実質GDP成長率	消費者物価上昇率	失業率	実質GDP成長率	消費者物価上昇率	失業率
4.7	2.6	4.1	4.6	1.8	3.9	6.8	14.9	10.3	△0.8	8.5	5.2	4.6	18.3	8.7	△6.9	154.8	8.9
2.4	2.2	3.2	5.3	1.7	2.8	4.8	11.8	10.4	△2.2	10.7	7.5	4.9	14.3	7.8	△5.4	59.1	10.3
1.1	2.3	3.2	3.6	3.4	1.9	4.1	7.3	13.1	0.5	2.1	9.4	4.2	10.0	7.0	△3.2	45.9	11.8
2.4	3.1	3.4	5.5	5.0	1.3	4.0	10.1	15.0	3.3	3.9	8.8	5.2	9.8	6.4	1.6	45.6	10.5
1.4	3.0	3.6	3.6	6.7	1.4	1.1	5.5	17.4	3.3	4.7	8.9	3.8	9.2	5.7	5.3	30.3	8.6
※1.1	※1.3	※3.9	※0.25	※5.2	※2.5	—	—	—	—	1.8	9.8	3.3	5.3	—	4.9	17.8	8.1
2.2	—	—	1.5	—	—	2.5	1.1	20.6	2.8	1.5	7.0	3.7	5.0	6.2	4.9	16.0	8.7
18	2.6	3.6	—	7.7	1.7	0.8	4.9	16.3	3.5	—	—	3.7	8.7	5.6	—	—	—
1.7	2.0	3.3	—	8.2	1.5	0.2	3.7	17.5	3.2	—	—	3.3	7.2	5.6	—	—	—
△1.9	1.1	3.7	—	9.0	2.6	0.4	3.4	18.2	3.6	—	—	2.9	6.2	5.8	—	—	—
4.7	0.4	3.8	—	6.1	2.5	0.8	2.1	17.4	2.5	—	—	3.1	5.5	5.6	—	—	—
1.0	1.5	3.7	—	3.5	2.2	1.6	1.3	17.6	2.7	—	—	3.5	4.6	5.9	—	—	—
—	2.2	—	—	2.4	2.8	—	0.9	18.1	—	—	—	3.7	4.8	5.9	—	—	—
—	0.8	3.8	—	8.9	2.6	—	3.5	18.1	—	3.9	9.3	—	6.2	—	—	27.2	13.2
—	1.0	3.8	—	8.7	2.7	—	3.3	18.1	—	3.7	9.1	—	5.9	—	—	25.1	13.0
—	0.5	3.9	—	7.5	2.6	—	3.0	17.8	—	3.2	8.8	—	6.1	—	—	24.2	11.1
—	0.4	3.9	—	5.9	2.5	—	1.9	17.2	—	2.5	8.6	—	5.6	—	—	24.5	10.2
—	0.4	3.7	—	4.8	2.3	—	1.6	17.3	—	1.2	8.7	—	4.8	—	—	24.0	9.6
—	1.6	3.7	—	4.1	2.3	—	1.3	17.4	—	0.6	9.2	—	4.6	—	—	23.0	9.0
—	1.4	3.8	—	3.2	2.2	—	1.2	17.4	—	0.6	9.4	—	4.5	—	—	21.3	8.5
—	1.4	3.9	—	3.1	2.2	—	1.3	17.6	—	0.8	9.4	—	4.6	—	—	19.7	8.2
—	1.8	4.0	—	2.9	2.5	—	1.1	17.5	—	0.6	9.3	—	4.9	—	—	18.8	8.0
—	2.1	4.1	—	2.4	2.8	—	0.9	17.8	—	0.5	9.3	—	4.8	—	—	18.6	8.1
—	2.8	4.1	—	2.0	3.0	—	0.8	18.1	—	0.6	9.8	—	4.8	—	—	17.8	8.1
—	5.0	—	—	1.4	—	—	0.4	18.7	—	△0.4	10.2	—	4.7	—	—	16.5	8.3
—	4.8	—	—	1.5	—	—	—	—	—	△0.4	10.2	—	4.5	—	—	16.3	8.5

（注）6　デンマークはEU基準。
7　アイルランドの実質GDP成長率は、96年より中銀から中央統計局の統計値に変更。
8　ドイツのGDP成長率は99年４月よりEU基準に変更。
資料：各国統計による。2003年の年データは欧州委員会経済・金融総局“Economic Forecasts Autumn 2002”による予測値。

各国通貨交換レート

2003年4月2日現在

	国・地域名	通貨	略号(ISO通貨コード)	交換レート		
				1米ドル当たり現地通貨	1ユーロ当たり現地通貨	1現地通貨当たり円
西欧	ユーロ圏12カ国	ユーロ	EUR	0.92	―	128.95
	英国	英国ポンド	GBP	0.64	0.69	186.15
	スイス	スイス・フラン	CHF	1.35	1.48	87.33
	デンマーク	デンマーク・クローネ	DKK	6.81	7.43	17.36
	スウェーデン	スウェーデン・クローナ	SEK	8.49	9.25	13.94
	ノルウェー	ノルウェー・クローネ	NOK	7.22	7.87	16.38
	アイスランド	アイスランド・クローナ	ISK	77.29	84.25	1.53
中・東欧	ポーランド	ポーランド・ズロチ	PLN	4.08	4.45	29.01
	チェコ	チェコ・コルナ	CZK	29.36	32.01	4.03
	スロバキア	スロバキア・コルナ	SKK	37.70	41.10	3.14
	ハンガリー	ハンガリー・フォリント	HUF	227.54	248.05	0.52
	ルーマニア	ルーマニア・レイ	ROL	33,207.5	36,201.2	0.36 (100ROL当たり)
	ブルガリア	ブルガリア・レバ	BGL	1.79	1.95	66.13

注：1）ユーロ圏12カ国は、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、スペイン、ポルトガル、アイルランド、オーストリア、フィンランド、ギリシャ
2）小数点第２位以下で四捨五入（ルーマニアを除く）。

出所：フィナンシャル・タイムズ紙のウェッブサイト“FT.com”による4月2日時点のレート。
http://www.marketprices.ft.com/markets/currencies/ab
http://mwprices.ft.com/custom/ft-com/currency.asp

JETRO ユーロトレンド

2003年5月号（NO.58）　2003年4月25日発行

発行所●日本貿易振興会　海外調査部欧州課
〒105-8466　東京都港区虎ノ門2－2－５　電話03(3582)5569　FAX03(3589)3419

★本会の許可なく無断転載および複製を禁じます。
★本誌掲載の論文・論旨は、必ずしも本会の公式見解ではないことをお断りします。

© JETRO 2003 Printed in Japan